

目 次

1. 平成23年11月30日（水曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 議案上程（議第101号から議第127号）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告（報第15号から報第17号）	17
11. 日程第7 請願の報告（請第2号から請第3号）	18
12. 日程第8 委員長報告	18
13. 決算特別委員長報告	18
14. 日程第9 質疑・討論・採決	31
15. 日程第10 先議（議第112号）	33
16. 散 会	34
17. 平成23年12月1日（木曜日）	37
18. 議事日程（第2号）	37
19. 開 議	39
20. 日程第1 議長辞職について	39
21. 日程第2 議長選挙	40
22. 日程第3 副議長辞職について	42
23. 日程第4 副議長選挙	43
24. 日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任	45
25. 日程第6 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選 結果報告	46
26. 散 会	46
27. 平成23年12月13日（火曜日）	49
28. 議事日程（第3号）	49
29. 開 議	52

30.	日程第1	一般質問	52
31.	松本議員	質問	52
32.	横手議員	質問	59
33.	吉田議員	質問	70
34.	福田議員	質問	78
35.	大崎議員	質問	88
36.	散会		92
37.	平成23年12月14日（水曜日）		95
38.	議事日程（第4号）		95
39.	開議		98
40.	日程第1	一般質問	98
41.	宮田議員	質問	98
42.	北本議員	質問	104
43.	藏原議員	質問	120
44.	青木議員	質問	129
45.	田畑議員	質問	140
46.	散会		147
47.	平成23年12月15日（木曜日）		151
48.	議事日程（第5号）		151
49.	開議		154
50.	日程第1	一般質問	154
51.	福嶋議員	質問	154
52.	永野議員	質問	159
53.	前田議員	質問	166
54.	近松議員	質問	178
55.	江田議員	質問	187
56.	日程第2	議案及び請願の委員会付託	193
57.	散会		195
58.	平成23年12月22日（水曜日）		199
59.	議事日程（第6号）		199
60.	開議		202
61.	日程第1	委員長報告	202

62.	総務委員長報告	202
63.	産業経済委員長報告	205
64.	建設委員長報告	209
65.	文教厚生委員長報告	211
66.	日程第2 質疑・討論・採決	216
67.	日程第3 委員長報告	220
68.	新庁舎建設特別委員長報告	220
69.	日程第4 質疑・討論・採決	222
70.	日程第5 意見書案上程（意見書案第2号）	223
71.	日程第6 質疑・討論・採決	223
72.	日程第7 公立玉名中央病院企業団議会議員補欠選挙	224
73.	日程第8 新庁舎建設特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の 辞任報告	225
74.	日程第9 議員提出議案上程（議員提出第2号）	225
75.	日程第10 質疑・討論・採決	225
76.	日程第11 新庁舎建設特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員 の選任	226
77.	日程第12 新庁舎建設特別委員会正副委員長及び議会報編集特別委員 会正副委員長互選結果報告	226
78.	閉会	226
79.	署名欄	227

第 1 号

1 1 月 3 0 日 (水)

平成23年第6回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
11	30	水	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議案上程（議第101号から議第127号）</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 報告3件</p> <p>7 請願の報告（請第2号から請第3号）</p> <p>8 決算特別委員長報告</p> <p>9 質疑・討論・採決</p> <p>散 会 宣 告 （全員協議会）</p>
12	1	木	本会議	<p>1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任</p> <p>2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告</p>
12	2	金	休 会	
12	3	土	休 会	
12	4	日	休 会	
12	5	月	休 会	
12	6	火	休 会	
12	7	水	休 会	
12	8	木	休 会	
12	9	金	休 会	
12	10	土	休 会	
12	11	日	休 会	
12	12	月	休 会	
12	13	火	本会議	一般質問
12	14	水	本会議	一般質問
12	15	木	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議案及び請願の委員会付託</p>
12	16	金	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 産業経済委員会
12	17	土	休 会	
12	18	日	休 会	
12	19	月	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設委員会 ・ 文教厚生委員会
12	20	火	休 会	
12	21	水	休 会	
12	22	木	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

平成23年第6回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成23年11月30日（水曜日）午前10時41分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第101号から議第127号）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告3件
- 日程第7 請願の報告（請第2号から請第3号）
- 日程第8 決算特別委員長報告
- 日程第9 質疑・討論・採決

散 会 宣 告

（全員協議会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第101号から議第127号）
 - 議第101号 平成23年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
 - 議第102号 平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第103号 平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議第104号 平成23年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第105号 平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第106号 平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第107号 平成23年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
 - 議第108号 平成23年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 議第109号 玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
 - 議第110号 玉名市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
 - 議第111号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第112号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

について

議第113号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議第114号 玉名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第115号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議第116号 玉名市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

議第117号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第118号 玉名市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第119号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第120号 玉名市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第121号 玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第122号 市道路線の認定について

議第123号 普通財産の無償譲渡について

議第124号 普通財産の無償譲渡について

議第125号 普通財産の無償譲渡について

議第126号 普通財産の無償貸付けについて

議第127号 普通財産の無償貸付けについて

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告3件

報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

報告第17号 専決処分の報告について

日程第7 請願の報告（請第2号から請第3号）

請第2号 公共輸送機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書の提出に関する請願

請第3号 横島町体育館建設の早期着手に関する請願

日程第8 決算特別委員長報告

日程第9 質疑・討論・採決

日程第10 先議

議第112号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

散 会 宣 告

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局職員出席者

事務局長	古閑猛君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一廣子さん	書記	小島栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	斉藤誠君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田中等君
市民生活部長	辛嶋啓司君	健康福祉部長	辛島政弘君
産業経済部長	植原宏君	建設部長	蓑田穂積君
会計管理者	原田政樹君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原口和義君

横島総合支所長兼
横島自治区事務所長

企業局長

教育長

監査委員

坂西 惠二 君

竹原 憲司 君

森 義臣 君

有働 利昭 君

天水総合支所長兼
天水自治区事務所長

教育委員長

教育次長

森本 生介 君

大谷 壽君

立川 隆則 君

午前10時41分 開会

○議長（竹下幸治君） おはようございます。

ただいまから平成23年第6回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹下幸治君） 会議録署名議員を指名いたします。

3番議員、内田靖信君、4番議員、江田計司君。以上の両君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（竹下幸治君） 次に、会期についてお諮りいたします。このたびの会期については11月21日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から12月22日までの23日間にいたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの23日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（竹下幸治君） 市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

○市長（高嵯哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成23年第6回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位においては、大変お忙しい中御出席をいただき、審議を賜りますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本年もいよいよ一月を残すのみとなりました。この11月、これまでを振り返りますと一生忘れることのできない大きな出来事がございました。3月11日、14時46分、太平洋三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という国内で過去最大となった大地震は東北・関東地方を襲い多くの尊い生命、そして財産を一瞬のうちに奪い、未曾有の被害をもたらしました。この震災で1万5,800余人に上る死者、そして震災から9カ月がたとうとしている今なお3,600人を超える方々が行方不明のままとなっております。また原子力発電施設の被災による放射能の後処理問題等も先行きが見えない

中、不安な日々を過ごされている方々の心中を察しますと余りあるものがあり、大変心が痛みます。今後もできる支援を続け、国民相互が支え合っていかなければと思いませんし、そう願わずにられません。この千年に一度と言われる今回の大地震により本市においても防災に対する意識が高まっております。議員各位におかれましては、御存じと思いますが、「釜石の奇跡」は「まず安全な場所に避難する」という当たり前なことを行なう大切さの認識と日ごろから繰り返し行なった訓練の成果だったと、報道では伝え聞いております。本市では今月6日、議員各位を初め各団体御出席のもと本市初となる玉名市防災訓練を実施をいたしました。今回は玉名小学校区災害時要支援者等地域助け合い態勢づくり協議会と共催で開催をいたしました。災害の際、地域内で地域の手助けが必要な方々の避難誘導を行なうため、避難者の状況に応じた対応の支援や誘導を想定し、地元皆様の御協力を得て実施したもので、まさに「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神により行ないました。今後、各地域へ広げて取り組んでいかなければならないと強く認識した次第でございます。この訓練では玉名小学校区住民の皆様初め、たまきな荘、九州看護福祉大学、玉名消防署、玉名警察署、玉名市社会福祉協議会、玉名市消防団の御協力を得て、総勢400人を越える御参加のもと、さまざまな訓練を行ない無事に終えることができました。関係の皆様にご心より感謝申し上げます。今回の訓練を検証し、この防災訓練のあり方とともに本市の防災対策の向上につなげてまいりたいと考えております。

東日本大震災翌日の3月12日、九州新幹線鹿児島ルートが全線開通し、新玉名駅の開業から9カ月近くが経過をいたしました。JR九州が発表した九州新幹線の博多・熊本間と在来線の利用状況を比較してみると、大阪直通の「みずほ」・「さくら」で6割、九州内「さくら」・「つばめ」で4割の伸びを見せ、通勤通学定期券、新幹線エクセルパスの発行枚数は8月末時点で約2,800人と聞いております。開業直後は予想利用数を下回っていたようですが、その後、順調に乗降客が推移し、目標利用者数は確保されております。一方、新玉名駅の利用状況につきましても1日当たり約1,000人前後と安定した乗降客へ推移していると伺っております。連休前後の日など特に混雑しております駅前駐車場につきましても、駐車場に管理人を配置するなど、状況を見ながら有効な対策を検討しているところでございます。また、新幹線開業がもたらす通勤圏の拡大をにらみ今年度からスタートしました定住補助金の活用状況は、住宅取得に伴い新たに玉名市民となった方がこれまでで14家族43名いらっしゃいます。新幹線通勤定期券購入補助金に関しましては、現在のところ1件の利用にとどまっております。さらに利用拡大に向け、積極的なPRを行なってまいりたいと考えております。一方、10月、11月と普通列車の増便など鹿児島本線の利便性向上を図るため城北地区にある在来線の沿線3市2町とともに共同でJR九州に対し要望を行なったほか、新幹線の利

便性向上に向けて新幹線駅設置市と県と共同で関西直通電車の増発や利用しやすい運賃設定を要望するなど利用しやすい環境の実現に向け、関係自治体とも歩調を合わせ活動を行なっているところでございます。また、市内中心部を走る国道208号線の交通緩和と交通安全そして地域発展を目的に事業の認可を受け、以来38年の時を経て総延長8.5キロメートルの玉名バイパスも完成し、新幹線開業に合わせ供用が開始されました。開通により高瀬大橋付近や市役所前交差点など慢性化していた渋滞も緩和され、スムーズな車の流れを実感されている方も少なくないと考えております。九州新幹線全線開業、そして玉名バイパス全線開通に対し、御尽力を賜りました関係者の皆様や先人の御努力に対し、改めて敬意を表するとともに感謝申し上げます。さて、我が国は経済再建のさなか、大震災の復興・復旧など震災対策、そして財源の確保、また、我が国の今後の国益をかけたTPP環太平洋戦略的経済連携協定正式参加の是非については国会そして国民の世論も二分する議論がなされるなど、大きな課題が山積いたしております。国の将来について不安感が漂う中、特に農業を基幹産業とする本市にとりましても注意深くその行方を見守っていかねばならないと考えております。

次に、本市の大きな課題の1つである新庁舎建設につきましては、これまで議員各位のいろいろな御意見また議論を賜りながら進めておりますが、いよいよ来年度から用地取得に取り組むことといたしております。一方、市民会館の建設についてはあらゆる角度から検討を重ね、転機ごとに経過や状況について御報告・御説明を申し上げながら進めてまいっております。御案内のとおり合併した自治体の特典であり多くの自治体の大きな財源のよりどころになっております合併特例債の活用期限延長にも動きがございました。合併したそれぞれの自治体の独自性にゆだね進められている計画は東北震災後、それぞれの自治体の状況をさらに見つめ直す猶予期間として、その活用期限を5年間延長するというものでございます。この活用期限延長に関する法案は国の閣議決定を経て来月9日を会期末とする臨時国会で審議が予定されております。本市においても検討委員会の建議と市民の皆様を初め御利用いただく方々の立場になって建設計画を進めていかねばならないと考えております。

さて、今議会には予算関係では平成23年度玉名市一般会計補正予算案のほか特別会計補正予算案7件、条例改正案13件、市道路線の認定1件、普通財産の無償譲渡5件、専決処分報告3件の議案を提案いたしております。このうち、条例案といたしましては、昨年12月そして今年1月の議会に提案いたしました任期付採用に関する条例案を今回改めて上程いたしております。地方行政の高度化、多様化する中で的確に対応していくため専門的知識や経験を有する外部の人材を一定期間活用し、効率的な行政運営を図ることを目的とする一般職の任期を定めた任期付職員の採用に関する条例でございます。これまでの提案に対し、「目的が不明確」、あるいは「採用計画が大ざっぱであ

る」などとのことから同意をいただけなかったという結果を真摯に受け、今回改めて提案いたしているものでございます。趣旨・目的はこれまでと同じくするものでございますが、これまで御指摘の経過を踏まえて、臨床心理士や社会福祉士、1級建築士、地域ブランドコンサルタント、流通の専門家などの採用を念頭に置いた5つの分野で本市が任期付職員として求める職種・目的を明確化した条例といたしております。これまでの農業の専門家について申しますと、主に販路拡大とし商品開発も含めたマーケティングのコンサルタントや流通の専門家などを想定いたしております。なお、今回は医師や弁護士、公認会計士など高度の専門的知識経験を有したいいわゆる特定任期付職員につきましては、直ちに必要とする分野からは除いております。

以上、申し述べましたが詳しくは副市長、総務部長から提案理由の説明の中で御説明を申し上げますので、議員各位におかれましてはよろしく御審議いただき、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

日程第4 議案上程（議第101号から議第127号）

○議長（竹下幸治君） これより議案を上程いたします。

議第101号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から議第127号普通財産の無償貸付けについてまでの議案27件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（竹下幸治君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 齊藤 誠君。

[総務部長 齊藤 誠君 登壇]

○総務部長（齊藤 誠君） おはようございます。議第101号から議第108号までの補正予算関係8件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。お手元にお配りしております資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回御提案いたします補正予算は現計予算計上後の事情の変化によりまして、補正を行なう必要が生じたので御提案いたすものでございます。なお、一般会計及び特別会計の共通事項といたしまして人事院勧告に基づく職員給与等の調整を行なっております。

初めに、議第101号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,299万7,000円を追加し、総額を287億5,045万1,000円とするもの

でございます。まず、歳入の主なものを申し上げますと、14款国庫支出金は1億903万6,000円の追加で、農産漁村活性化プロジェクト支援交付金について、県支出金から国庫支出金へ組み替えるものでございます。15款県支出金は4,978万4,000円の減額で放課後児童健全育成事業補助金、熊本型飼料用稲生産流通モデル推進事業補助金などによるものでございます。18款繰入金は主に財政調整基金繰入金の減額で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。20款諸収入は14万3,000円の追加。21款市債は1億5,264万9,000円の追加で、臨時財政対策債などによるものでございます。次に歳出につきまして主な内容を御説明申し上げます。1款議会費は10万4,000円の減額。2款総務費は1,263万2,000円の追加で、永徳寺倉庫の周辺整備費を400万円計上いたしております。市役所の来庁者用の駐車場を確保するため市役所及び文化センターの職員駐車場を永徳寺の市有地へ移すものでございます。3款民生費は4,158万3,000円の追加で、公立保育所運営委託料などによるものでございます。4款衛生費は2,484万8,000円の追加で、日本脳炎及び高齢者インフルエンザの個別接種委託料などによるものでございます。6款農林水産業費は6,180万円の追加で担い手規模拡大事業補助金、農産漁村活性化プロジェクト交付金及び2ページの産業祭補助金などによるものでございます。農産漁村活性化プロジェクト交付金につきましては、9月議会で計上しましたJA大浜が行なうトマト加工処理施設等に係る整備費の交付金でございますが、今回、国の補助率のかさ上げと事業費の増額による補正でございます。7款商工費は45万3,000円の減額。8款土木費は184万6,000円の追加でJR玉名駅跨線橋修繕料などによるもので、9款消防費は212万円の追加。10款教育費は633万円の追加でございます。第2表地方債補正につきましては、県営海岸保全施設整備事業負担金ほか4件につきまして変更を行なうものでございます。以上が、一般会計の補正予算の説明でございます。

議第102号平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,779万7,000円を追加し、総額を97億2,902万6,000円とするものでございます。主な内容につきましては、退職被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の見込み増による保険給付費の追加、平成22年度の療養給付費等の精算に伴う国への償還金などによるものでございます。

議第103号平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきまして、歳入歳出それぞれ234万3,000円を追加し、総額を7億8,465万9,000円とするもので、後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

議第104号平成23年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につい

て御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ268万4,000円を追加し、総額を63億1,363万9,000円とするものでございます。主な内容につきましては、4ページの第1号被保険者保険料還付金及び平成22年度の介護給付費等の精算に伴う国と県への償還金などによるものでございます。

議第105号平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3万1,000円を減額し、総額を2億7,149万4,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

議第106号平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4万9,000円を減額し、総額を8,068万1,000円とするもので、5ページの人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

議第107号平成23年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。第2条の収益的支出の補正につきましては、19万5,000円を減額し、総額を6億6,923万円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

最後に、議第108号平成23年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。第2条収益的支出の補正につきましては、9万8,000円を減額し、総額を10億5,423万9,000円とするもので、人事院勧告に基づく職員給与等の調整でございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹下幸治君） 副市長 築森 守君。

〔副市長 築森 守君 登壇〕

○副市長（築森 守君） おはようございます。私の方から、条例案件等につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。議第109号玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。これは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」及び「地方公務員法」の規定に基づき、任期付職員の採用及び給与の特例に関し、必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。内容といたしまして、地方行政の高度化、専門化が進む中、地方公共団体の内部では得られにくい専門的な知識経験やすぐれた識見を有する外部の人材を活用するため、また、行政ニーズの多様化に伴い期間が限定される業務への効率的な対応を行なうため一

一般職の職員の任期を定めた採用を行なうものでございます。また、この任期付採用は具体的には多様な採用形態をとっております。まず第2条第1項各号に定める職員でございますが、これは専門的な知識経験を有する者を一定の期間採用するものでございます。また、第3条第1項に定める職員は公務の能率的運営確保のため一定の期間内に終了することが見込まれる業務、または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について任期を定めて採用をするものでございます。第2条第1項各号及び第3条第1項の規定により採用される職員の給料月額につきましては、第8条第1項の規定により「玉名市一般職の職員の給与に関する条例」第3条第5項の規定を適用し、再任用職員の給料表を用いるもので、各種手当につきましては一般職の職員と同様でございます。最後に第4条に定める職員でございますが、これは第3条に定める業務及び住民サービスの営業時間の延長及び正規職員の就学部分休業、介護休暇、育児のための部分休業等の代替措置として任期を定めて採用するもので、フルタイム勤務ではない短時間勤務職員で、給与月額につきましては再任用常勤職員の給料月額を実際に勤務する時間割にした額で、諸手当につきましては、扶養手当、住居手当等の生活関連手当は支給をされません。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、あわせて任期付短時間勤務職員の勤務時間などを定めるため、「玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を本条例附則で改正するものでございます。

5ページをお願いいたします。議第110号玉名市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。これは、地方自治法の規定に基づき契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすような契約の長期継続契約について条例を制定するものでございます。内容といたしましては、会計年度を越えて複数年度にわたる期間の契約を締結するもので、各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件としております。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

7ページをお願いいたします。議第111号玉名市特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、県営土地改良事業における換地委員の報酬の支給額決定方法を改正するため条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、県営土地改良事業換地委員の報酬の額に係る基準の見直しに伴い、支給額を「県の定める基準による」ものから、「予算の範囲内で市長が定める額」と改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。議第112号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、人事院の給与勧告に準じて給与月額の引き下げ改定を行なうため、条例の整備を図るものであります。内容と

いたしましては、第1条において職員の給料表における給料月額を平均で0.23%引き下げる改定を行ない、次に第2条において減給補償額を受けている職員の給料月額を引き下げる改定を行なうものでございます。附則といたしまして、この条例は平成23年12月1日から施行するものでございます。

15ページをお願いいたします。議第113号玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、新たに玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計の設置に伴い条例の整備を図るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行し、関連する「玉名市九州新幹線濁水等被害対策基金条例」の一部改正を行なうものでございます。

16ページをお願いいたします。議第114号玉名市災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、3月11日に発生した東日本大震災の被害の甚大さ等に鑑み、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母のいずれもが存在しない場合に限り死亡した者と同居し、また生計を同じくしていた兄弟、姉妹を加えるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金について適用するものでございます。

17ページをお願いいたします。議第115号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、玉名市立玉名第2保育所、玉名市立梅林保育所及び玉名市立鍋保育所の民営化に伴い条例の整備を図るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

18ページをお願いいたします。議第116号玉名市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、議第115号の玉名市立梅林保育所の民営化に伴い大麻児童遊園地を廃止するため、条例の整備を図るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

19ページをお願いいたします。議第117号玉名市地域污水处理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、議第119号で提案しております「玉名市農業集落排水処理施設条例」の一部改正に準じ条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、新立石団地污水处理施設の使用料を農業集落排水処理施設使用料と統一を図るものでございます。なお、附則といたしまして、平成24年4月1日から施行し、経過措置といたしまして同年3月以前の月分として徴収する使用料につきましては従前の例によるものでございます。

20ページをお願いいたします。議第118号玉名市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、条例制定の根拠として引用しておりました法律の条の改正に伴い整備をするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

21ページをお願いいたします。議第119号玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、横島地区及び天水地区における使用料統一に伴い条例の整備を図るものでございます。内容としては、一般家庭の使用料を世帯員の1人につき650円とし、事業所等施設料金等につきましては、従業員割額を1人につき480円に統一するものでございます。また公共下水道料金との公平性を図るため、すべての施設において基本額を設けるものでございます。なお、この条例は平成24年4月1日から施行し、経過措置といたしまして同年3月以前の月分として徴収する使用料につきましては従前の例によるものでございます。

24ページをお願いいたします。議第120号玉名市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、横島地区及び天水地区の農業集落排水処理施設事業に係る加入者分担金の統一に伴い条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、すべての地区における分担金の額を8万円とするものでございます。なお、附則といたしまして、平成24年4月1日から施行し、施行日以後、排水施設の新設を行なうため市長の確認を受けようとするものについて適用するものでございます。

25ページをお願いいたします。議第121号玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、議第119号の「玉名市農業集落排水処理施設条例」の一部改正に準じ、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、天水地区の農業集落排水処理施設区域以外に設置する市町村設置型浄化槽の使用料につきまして、農業集落排水処理施設使用料との統一を図るものでございます。なお、この条例は平成24年4月1日から施行し、経過措置といたしまして同年3月以前の月分として徴収する使用料につきましては従前の例によるものでございます。

27ページをお願いいたします。議第122号市道路線の認定についてであります。これは、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の承認を得るものでございます。今回認定する路線は、城ノ下線、道岸横線、穴ん口道岸線の3路線でございます。

30ページから34ページをお願いをいたします。議第123号普通財産の無償譲

渡についてから議第127号の普通財産の無償貸付けについての5議案であります、これは地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を得るものでございます。これらの議案は、議第115号で説明をいたしました保育園の民営化に関連する議案でありますので、一括して説明をさせていただきます。内容といたしましては、3つの保育所の民営化に伴い、玉名市立玉名第2保育所の建物を社会福祉法人緑風会へ、玉名市立梅林保育所の建物を平成24年3月設立予定の社会福祉法人光徳寺福祉会へ、玉名市立鍋保育所の建物を平成24年3月設立予定の福祉法人岱明憲章会へそれぞれ平成24年4月1日付で無償譲渡し、さらに梅林保育所の土地につきましては平成24年4月1日から平成34年3月31日まで、鍋保育所の土地につきましては平成24年4月1日から平成29年3月31日までそれぞれ無償貸し付けをするものでございます。

以上、条例案件等につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明を申し上げますので、御審議の上、原案のとおり御承認をいただきますようお願いをいたします。以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告3件

○議長（竹下幸治君） 次に報告第15号専決処分の報告について、専決第19号、ほか2件の報告があります。

総務部長 斉藤 誠君。

[総務部長 斉藤 誠君 登壇]

○総務部長（斉藤 誠君） 議案の35ページから37ページまでの専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

35ページをお願いいたします。報告第15号の内容といたしましては、平成23年7月6日午後3時ごろ、市道六田1号線交差点におきまして市職員が運転する公用車と右折してきた軽乗用車が衝突し、左前方バンパーを破損したものでございます。相手方への損害賠償といたしまして市が20%に当たる2万3,000円を負担するものでございます。

次に、36ページでございます。報告第16号につきましては、平成23年9月3日午後5時30分ごろ、玉名市北牟田において市消防団員が運転する公用車が用水路落下防止フェンスに衝突し、破損させたものでございます。相手方への損害賠償といたしまして市が100%に当たる8万1,900円を負担するものでございます。

37ページでございます。報告第17号につきましては、平成23年9月13日午前10時50分ごろ、県道瀬川玉東線交差点において市職員が運転する公用車が右側か

ら進行中の軽乗用車に接触し、左後方フェンダーを破損させたもので、相手方への損害賠償といたしまして市が90%に当たる32万9,144円を負担するものでございます。

なお、以上3件の損害賠償金につきましては社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額給付されるものでございます。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 請願の報告

○議長（竹下幸治君） 次に請願の報告をいたします。今回請願2件が提出されております。内容についてはお手元にその要旨を配付しておりますので説明を省略いたします。

日程第8 決算特別委員長報告

○議長（竹下幸治君） 次に、継続審査となっておりました決算特別委員会に付託してあります議第71号平成22年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第82号平成22年度玉名市下水道事業会計決算までの決算議案12件を一括議題といたします。審議の方法は委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 近松恵美子さん。

〔決算特別委員長 近松恵美子さん 登壇〕

○決算特別委員長（近松恵美子さん） おはようございます。ただいまから決算特別委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。今般の決算特別委員会は10月24日から25日までの2日間にわたり審査を行ないました。委員会に付託されました案件は、議第71号平成22年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第82号の平成22年度玉名市下水道事業会計決算までの一般会計及び特別会計並びに企業会計の歳入歳出決算までの議案12件であります。以下、各決算議案の審査経過について御報告申し上げます。

まず、議第71号平成22年度玉名市一般会計歳入歳出決算であります。歳入決算額33億7,673万2,500円、歳出決算額32億9,405万8,714円で、歳入歳出差引額は9億3,613万3,786円となり、翌年度への繰り越すべき財源の6,543万9,531円を差し引いた実質収支額は8億7,069万4,255円となっております。執行部から、事項別明細書の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、繰越額、不用額等の説明と各課における主要事業について

の詳細の説明がありました。説明を受け、次のような質疑応答がありました。まず歳入についてですが、保育料滞納の原因について、保育料の滞納についてという質疑に対して、執行部から、保育料の滞納については生活苦が一番の原因とあるといえるが、中には保育料の納付への理解が得られておらず、協力をいただけないところもあるということでした。この協力がいただけない内容については、滞納者に電話また訪問して納付をお願いしているが、なかなか理解をいただけない方も入るということでした。委員から、平成23年度も滞納したまま引き続き保育所に来るという状況に対して何か手立てはないのか、納税が難しいなら不納欠損しなくてはならないが、払える状況ならきちんと払ってもらえるということできちんと払ってもらい、子どもを保育園に預けるといった親の教育も大事かと思うので、さらに努力をお願いしたいという意見がっております。これに対して執行部から、保育料納付への啓発はしっかりやっていきたいとの答弁でした。また関連で、子ども手当支給と保育料納付についての質疑がありました。これについて執行部から、10月から来年3月までの子ども手当に関しては要綱を定めれば子ども手当から保育料の引き落としができるということであったが、今年度いっぱい、半年間が適用の短期間の方であるため準備が間に合わなかったということであり、次年度以降、法が継続されるようであれば、子ども手当から保育料などの滞納に関しての相殺処分を検討していきたいとの答弁でした。また委員から、本年度は引き落としは行なわないということだが、他の市の状況はとの質疑に対し、宇土市は前もって準備が整い、現年度に限り2カ月以上の滞納がある方については保育料を差引して子ども手当を支給することを発表されると聞いているとの答弁でした。さらに委員から、玉名市では準備ができなかった理由についての質疑に対して、子ども手当から保育料と給食費について申し出があれば相殺できるという要綱を整備したいと考えて検討していたが、9月以前の滞納分は適用にならない上、半年限りの短い期間での法で前準備ができず、今回は見送った。また現年度に関しては98%を超える納税があり、今年度は特に現年度分の徴収を努力し、今年度の国の制度の様子を見て要綱を整備したいとの答弁でした。委員からは、少しでも徴収したいと思うなら期間が短くても努力が必要だとの厳しい意見がありました。

次に、住宅使用料滞納についてですけれども、このことについての質問に対して、執行部から、住宅使用料については、最近の経済情勢の低迷により低所得者である市営住宅入居者の収入にもかなり影響があると思うということでした。最も収入の低い層である収入月額が10万4,000円以下の世帯については平成21年度から比べて50世帯ふえて786世帯となっている。その中でゼロ円以下の所得の世帯は平成21年度から25戸ふえて403世帯になっている。これも1つの要因ではないかと考えているとの答弁でした。また、委員から、住宅使用料滞納の件で本人の申し出により軽減した

ことはないかとの質疑に対して、今まで軽減の措置はとったことはないし、県内の各市に聞いても軽減の措置はとっていないとの答弁でした。さらに、委員から、条例には軽減の条項はないので当然のことかと思うが、公営住宅法の観点から行けば減免制度自体を制定しなくてはいけないと思うという意見がありました。

次に、市税の収入未済額について、市税が市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税等に分かれているが、平成22年度決算よりもすべての項目において、収入未済額が多くなっている。全体的に見ても7.76%、7億2,000万円程度の収入未済額が出ているが、市税は自主財源の最たるものですから、それがこれだけ未済額がふえていることについては滞納処分等でやっているとの事だが、それだけでは理解できない。この背景はとの質疑に対して、収入未済額は前年に比べて5,100万円ほど増加している。不納欠損は毎年額の変動はありますが、実施していきまして、平成21年度が9,600万円の不納欠損を行なっている。また、平成22年度は1,380万円の不納欠損額であり、その関係で収入未済額が増加している旨の答弁でした。さらに委員から、それらの不納欠損は全く考えなければ、実質的には徴収率は向上しているのかとの質疑に対し、不納欠損を考慮しなければ収入済額を調定額で除した率は上昇しているという答弁でした。関連して、軽自動車税は前年度は2,100万円だが、22年度は2,400万円になっているということで、これについても軽自動車税につきましても単純に本年度は2,400万円になっているが、これもそういう状況かとの質問に対して、執行部の回答は軽自動車税につきましても単純に収入済額と調定額から数字を出しますと1%の上昇になっているという答弁でした。

次に、入湯税についてですが、入湯税が昨年に比べ2倍ほど滞納になっていますが、これは私たちが客となり施設に入湯税として払っているもので、市に税として支払われるわけですが、その滞納があるというのが理解できない、今年は320万円ほど調定で入っていないかとの質疑に対して、もともと入湯税としての税金の性格としましては、当然入浴された方が支払っておられますので、市の方に税として入るべきですが、営業不振ということで、平成21年度までは1事業所の滞納でしたが、それが平成22年度になりまして1事業所ふえて2事業所になり、滞納額の増加になったものです。また、1業者については土地の売買の話も出ておりますので、何度も足を運んで相談等も伺っている。現状としては土地を売却したら税金に充てるという状況ですとの答弁でした。委員からは、営業不振と税は別のものと考えた方がいいのではないかと、入湯税は事業者が払っているのではなく、税金を預かっている立場ですからこれは経営状況に関係なく税として納めていただかないと、このまま営業していった方がいいのか、先ほどの売却後は税として支払っていただくなら結構だと思うが、このような形はもう少し勉強してほしいとの意見がありました。執行部からは、今後そのように努力して滞納を減らす努

力をしていただきたいとの答弁がっております。

次に、歳出についてですが、委員から、定期事務監査報告書に補助金の交付に関する報告書が出されていますが、補助金等交付規則に沿わないものや慣例的な補助金の執行については規則等の整備を検討されたいと明記されているが、実績報告書未提出者の対応や対策についてはとの質疑に対し、事前払いの理由書の不備が1件あり事後処理した経緯はある旨の答弁でした。委員からは、補助金に対する実績報告書を今まで1回も出したことがないところはないのか、実績報告書がないと効果をどのように図るのか疑問が出てくる。また、この監査報告書の中にはこれから補助金を続けられるように規則を整備しないといけないと記載されているが、実際補助金の交付要綱には市長が返還等を交付対象者に命ずることができるとなっているが、実績報告書を出さないところには次年度からは慣例的な補助金は考えるべきだと思うがとの質疑に対して、報告書の提出については補助金申請書の中に事業を完了したときは30日以内に報告すると記載されているが、総会資料を決算資料として添付されている申請もある。また、団体で年度をまたぐ補助もあるようで、完了後30日以内には提出していただく方向で周知していきたい。出さないところには次年度から補助金を出さない方向で検討させていただく、との答弁がありました。さらに委員から、随意契約についても指摘されているが、「見積書あるいは理由書のないもの、内容不備のもの」とあるが、これらは随意契約そのものが成り立たないのではないのか、また補助金と随意契約の問題は毎年同じ指摘があり、改善されないというが、これは行財政改革のもともとの一番の中心点が改善されず、なおざりにされていると言われるのではないのかとの質疑に対し、執行部からは、監査報告書に「見積書のないもの、内容不備なものがある」と記載されているが、そのうち見積書のないものとしては、例えば予防接種、これは医師会と協議をし実施するので、医師会から見積もりをとるということは非常に厳しいとのことととってない。それから成人式、これに関しては成人対象者が組織した会と打ち合わせしながら費用を決定して委託するということで見積もり徴収は不可能かと考えているということでした。また、鳥獣駆除ですが、猟銃組織が1つしかないということで、これについては次年度以降は見積もりをとるという方向で調整は進んでいる。それから単純に添付漏れが観光PRとか農林関係の整備事業委託があります。また、金額により業者からの見積書部数が決められているが足りていない書類もあります。随意契約については各課で対応していますので、理由書添付については職員の認識不足ということで作成されていないものがありました。内容で多いのは機械の借り上げ、火災報知器の修理、清掃委託等であります。火災報知器については、設置業者に発注してしまった、これはその機械に精通しているという単純な理由からです。このように単純なものについて作成されていないということです。昨年の決算の不認定となった中に随意契約の問題がありまして、その中でガイド

ラインを作成しましてそれに基づいて執行していくことになっていまして、本年4月から財務規則の一部改正を行ない随時契約のガイドラインを作成し、現在はこれに基づき執行しています。具体的に随意契約にそぐわないものは必要な見積もりが要ると規定して執行していますので、十分反省して行政改革に取り組みたいとの答弁でした。委員からは、そういう不備な書類が決裁で上がっていくこと自体がおかしいと思うが、また前年度の指摘がなおざりにされていくことはとどのつまりは監査も必要ないのではないかと考えざるを得ない。今後十分きちんと取り組んでもらいたいという意見がありました。

次に、バスの運行補助金については29系統のうち28系統が採算がとれないため補助金が支出されているが、この申請についてはバス会社からの申請だけで補助金を交付しているのか、市として調査したり中身を精査したことはないのか、採算がとれないのは何パーセントで金額がどれくらいかという質疑に対し、執行部から、この補助金については玉名市内を運行している路線バスの経常費用と経常収支の差額分を補助金として支出している。当然、提出された実績の資料を精査した上で補助金を交付している。ほとんどの路線が赤字路線という状況で5,400万円の補助金を交付している。財源の内訳として県費支出金が830万円、残り4,570万円が一般財源であるとの答弁でした。委員からは、バス会社自体が補助金をもらって運営しているような話で、バス会社の努力というか、それが見えない。毎年補助金で玉名市内を運行している。このことについて市から言えないのかとの意見に対し、執行部から、委員の指摘とおりの補助金は多額であり、バス会社の方には再三にわたっていろんな提案をするように話をしている。バス事業者としても工夫しながら利用者をふやす取り組みはされているが、なかなか乗客数が伸びない。バス事業者の取り組みとしては、高齢者で免許証を返納された方への割引やキッズ割引として子どもさんにバスに乗ってよさを味わってもらおうとか、そのような取り組みが行なわれているが、一向に補助金がかかる傾向にない。バスは必要という方は大半であるが、乗られるのかということそうではないというのが現状であるとの答弁でした。

次に委員から、毎年、旅費・時間外の事務処理について監査委員さんからの指摘はあるが研修はないのか、組織の問題、課の問題で終わっているのか、担当者の研修は必要だと思うがの質疑に対して、執行部から、それぞれの課でその裁量で行なっているが、適正な執行を行なうよう組織として研修はやっていく。年度初めに庶務担当会議が行なわれており、その中ででも出していきたいとの答弁でした。

次に委員から、民生費、衛生費について大きな不用額があるがとの質疑に対して、執行部から、民生費について大きなものとしては生活保護総務費の扶助費です。不用額は3,600万円と大きいのですが、医療扶助あたりが一番大きく、その適正実施に努

めてこのような数字になっているとの答弁がありました。衛生費の大きな不用額については、保健衛生予防費の委託料です。子宮頸がん等のワクチン接種事業委託ですが、この注射をする期間が2月～3月の2カ月間であったこと。この期間内のワクチンの不足、また予防接種事故があり接種が控えられたためだと思うという答弁でした。委員からは、生活保護者は申請に対して厳正に審査しなくてはならないが、弱者切り捨てにならないようにしてほしい。また、94%も達成しているのに3,600万円も残るようでは予算に対して残し過ぎではないかとの意見もあっております。執行部からは、適切に対応したとの答弁でした。

次に委員からの質問は、外出支援サービス事業についてです。対象者について判定期間はあるのかという質疑に対し、年齢60歳以上の方で身体的環境上かつ経済上の理由に基づくもので収入は低所得者となっている。身体障がい者手帳は必要ですが、ないからといって該当しないわけではなく、見るからに車に乗るのが不可能だという人が該当します。なお、申請後、市の判定会議にて決定されるとの答弁でした。

また、委員からは、民生費の中でそれぞれの団体に補助金を支出しているが、その団体に対して玉名市の監査委員はその補助金について監査権限はありますかとの質疑に、監査委員から、市から各種団体に補助金を交付されているが、財政援助の団体に関しては年間サイクルで計画を立ててそれに従い監査を行なっているとの発言がっております。

次に委員から、学童保育に関して合併当時の利用料金はそれぞれ違っていたと思うが、現在は統一されているのかという質疑に対し、利用料金は平均おおむね7,000円で、以前より少し下がったが統一はされていない。統一できないのは合併の経緯の中で旧町と旧玉名市との差があり、それを調整する中で差が出ている旨の答弁がありました。委員から、利用料金の違いがあるのは問題ではないか、利用者が納得しているならとにかく、全体としては単価を設けて統一の方向にいくように図るべきではないかとの意見がありました。関連して学童保育は敷地内にある施設または新築したところというところなどで展開されているが、事業者に対して家賃、光熱水費などでの公平性はあるかとの質問に対し、昨年度から進めている町小の「玉名ルーテル学童クラブ」と「学童クラブそんごく」については2つとも同じように学校敷地内に建設したかったが、町小の敷地が手狭でなかなか場所がとれなかった。建設候補地を早い時期に選考し、「学童クラブそんごく」と「玉名ルーテル学童クラブ」の格差がないようにもってきたいと考えているとの答弁でした。

次に委員から、合併浄化槽について質疑がありました。合併浄化槽の市町村設置型と個人設置型とではBODの基準が違いますが、生活雑排水の浄化を目的としているならば統一をして浄化がかなう制度に持っていかれた方が地球環境にもいいし、生活に適

していると思うのでお願いしたいとの意見もありました。

次に岩崎排水機場についての質問で、補修改修は平成21年度から始まって22年、23年と継続して事業が行なわれていますが、排水は下流からといい、排水機場の役割は大変重要である。施策説明書の平成22年度事業費一般財源の97万7,343円は調査費なのか、また総事業費4億6,000万円で工期が平成27年度から32年度までとなっているが、新庁舎が平成22年度で完成で建設地は排水が弱い地域である。その点は重視されて建設されると思うが、排水機場の工期はそれを考えると遅いのではないか。その計画のおくれと事業費について聞きたいとの質疑に対し、執行部から、平成22年度は県営基幹水利施設ストックマネジメント事業で計画概要書を作成している。玉名平野地区で300ヘクタールほどあるが、地区の圃場整備が未整備であり、整備できるような計画を立てないと岩崎排水機場補修改修してもむだではないかと県の事業委員会では異議が出ていることもあり、なかなか現段階では進んでいない状況である。今年は新玉名駅が開業しておりますので駅前の開発も今後出てくる可能性もある。そのため都市計画区域と農振地域を明確にし、都市開発と農村区域の設定整備を進めていくことが必要と考え、1～2年後にやらなくてはいけないと思っている旨の答弁でした。委員から、新庁舎は平成27年度に完成するが、この排水機場は新庁舎の場所まで影響するものであり、絶対やっておかないとまずい。今の時代、何かが起こるか分からないし、防災の避難所になるわけで浸水したら災害本部には行けないので、よろしく対応していただきたいと意見がありました。これに対して執行部からは、現在の岩崎排水機場の稼働は去年は8時間程度で余り稼働していないという状況というのも県は考えている。現在、国土交通省が管理されている玉名平野排水機場それから玉名平野土地改良区が管理されている岩崎排水機場があり、それで現状は維持できるのではないかとこの考え方もあるようだとのことでした。必須条件として面整備と都市計画法に基づく整備があり、過去300ヘクタールのうち200ヘクタールが農地でした。圃場整備を過去3回ほど進めたことがあるが、それぞれ地権者が御理解をいただかず非常に難しい面があり、今日まで来た状況です。玉名平野とまた国土交通省が管理します排水機場をお願いし、今のところは維持しているところです。今後いろんな条件を検討しながら国土交通省あるいは別な形でこの問題に解決に当たらなければならないが、非常に厳しい状況にあると認識しているとの答弁でした。委員からは、排水は悪くなるばかりである。何とか道筋を立ててほしいとの意見がありました。

次に、しょうぶまつりの花についての質問で、自然のものであり努力はされていると思うが、昨年からすると今年はどうも花の状況はよくないということでした。花が咲いてないところの植えかえはされているのか、遊休地など借りて栽培したり、毎年花しょうぶを咲かせている一般の方の協力をいただいて、その時期だけでも貸していただく

ことをなぜしないのか。毎年キャンペーンも結構だが、メインの花がよければまた来ていただけるわけだからとの質疑に対し、執行部から、5月、6月の花の開花時期の日照時間が少なかったことが生育に影響したと考えられる。調整は難しいが来年に向けての取り組みとしては、株分け時に石の除去や耕うん、堆肥のすき込み等を行ないたい。また、株分けを3年周期で行なってきたが、今年は試みとして一部を4年で行なう予定である。また桃田運動公園の調整池で育てた株を裏川に持ってきたり、新しく苗を買って補植はやっていくとの答弁でした。他の委員からは葉っぱに人工的に葉面散布をすれば開花を促すこともできるので研究してほしい。行政の縦割りが問題では、また校区割りで開花を競争させるなどのアイデアも必要ではないかとの意見が出ました。執行部からは、担当の部署だけでなくそれぞれ行政分野のことを考えて対応するように言っているので効果が出てくるものと思っているとの答弁がっております。

次に、農業機械等の補助金についての質疑です。補助金要綱では30%以内で予算の範囲内で補助するとなっているはずだが、イノシシ等の被害防護施設整備事業では32.61%となっている。農業機械等整備事業の方は平成22年度実績では何パーセントの補助率となっているのか。これに対しては平成22年度は補正予算を組みまして全額の補助であります。補助率は25%と防油堤が30%で、23年度につきましても1,000万円の補正を組んで約13%強の補助率であります。なお、この農業機械等の事業補助は23年度で終了のところ平成24年度から3年間継続でいく計画でありますとの答弁でした。委員からは、補助金要綱で30%以内となっているが下限も定められた方がいいのではないか、それぞれ同じ玉名市の補助金の要綱の中で交付されるのに片方は30%で適切な補助率だと思いますが、補助率に段差があると農家の方が計画を立てるのかと思うがとの質疑に対し、執行部からは、イノシシについては予算額が130万円で切っている。補助申請があと30件近く来ているが、この申請分の補助については来年度が交付となる。また、農業機械の補助については平成23年度が最終年度ということがあり、そのため他の機械等も整備しようということで申請件数も多かったものと思う。また、当初予算を作成するときは申請件数は計ることができず、実際に申請された件数で補助率が確定するため、率の確定は難しいとの答弁でした。委員からは、それはわかるが、下限を決めてあると、安心して農業の経営計画ができると思うということで、執行部から、機械補助の下限については今後検討してまいりたいとの答弁がありました。

次に、学校給食に関する質問で、冷凍食品の使用頻度について学校によって差があると思うが、この問題についての認識について。この質疑に対して執行部から、玉名で一番大きいのが玉名中央学校給食センターの3,500食。岱明学校給食センターは1,200食と大幅に少なくなっている。玉名中央学校給食センターについては食数が

多く3,500食。これだけになるとどうしても手づくりですべてをこなすことは困難になってくる。そのため冷凍食品を使わなくてはならない状況である。玉名中央は岱明に比べ3倍ほどの食数をつくっているの、そういった違いが出てくると思う。自校式では減らしたところで冷凍食品は減らしていると思うとの答弁でした。審査を終了し、採決の結果、議第71号については平成22年度に5億円の地域振興基金が積み立ててあること、補助金の実績報告書が未提出及び随意契約に際し要綱に基づく手順が正しく実行されず予算が執行されていることに異議ありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、以下9件の特別会計についての歳入歳出決算におきましても歳入歳出決算額、歳入歳出差引額及び実質収支額等の報告が執行部からありました。

議第72号平成22年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額9億3,538万3,773円、歳出決算額9億4,543万5,008円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億6,994万8,765円となっております。委員から、短期健康保険証については1カ月、3カ月と保険証が出されているが、更新に来ない人、また、18歳未満の子どもには6カ月の保険証を出すようになったが、6カ月過ぎた後の対応についての質疑がありました。これに対して短期資格交付書は現在1カ月、3カ月を交付発行している。まず1カ月の交付基準は現年度分、過年度分1年以上の滞納があり、不定期な納付がある場合に交付。しかしながら分納履行状況の成果がよければ3カ月交付としている。18歳未満には半年期限付きの保険証を交付している。これも半年単位で交付を行なっている状況です。期限が過ぎまして更新に来られる場合は納税相談も含めて再び更新を行なっているが、来られない方には電話催告を行なっている。高校生に対しては無条件で半年単位で交付している旨の答弁でした。委員からは、納税を促すための短期保険証の更新なので、納税意欲を醸成するそれなりの努力は必要だ。来ない人には生活が厳しい状態があるのではないかと、皆保険制度である以上、無保険状態にするのはどうかとの質疑に、もちろん経済状況で滞納になっておられると思うが、税務課の対応としては期限が過ぎたら電話催促または文書で連絡を行なっている。それでもなおかつお見えにならない場合は、現在、保険証を必要とされていないと判断している。補足として、病院に保険証を提示できないと10割払うことになり、資格があれば後ほど申請していただいて7割分は市から支払うこととなりますので、更新に来られないからといって無条件に保険証を郵送するのはいかがなものだろうかと思っていると答弁でした。次に委員から、一般会計では市での収納率が落ちて収入未済額がふえていました。国保会計についても昨年度と比較して収入未済額がふえ収入率が落ちている。これは社会背景もあるが、前に三位一体の改革を受けて税財源の移譲があり、玉名市で納税課を創設した経緯があつて、その後、税務課と統合し現在税務

課の中に納税係があるわけだが、それも収入率の低下に影響しているのか、要因の1つではないかとの質疑に、執行部から、収入率でいいますと毎年0.2～0.3%ずつ減少している。それが課の統合と直接はつながらないと思う。現年課税分の収入未済額がふえると滞納繰越という方向になってくるので、滞納整理として十分力を入れているが、新規滞納発生者の防止に今一番力を入れているところで、少額滞納者を未然に防ぐ努力を行なっているとの答弁でした。ほかに特定健康診断についても質疑応答がありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第72号については、保険税収納率が下がっているのは、平成22年度に国保保険料の引き上げが大きな原因になっているのではないかと異議がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号平成22年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額1,004万4,716円、歳出決算額1,004万4,716円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロ円となっております。平成22年度でこの会計は廃止となり、23年度からは一般会計で処理している旨説明がありました。委員から、この会計は既に廃止になっているが、保険料の滞納がどこにあらわれているかとの質疑に対し、執行部から、高齢者の医療保険料につきまして現在は後期高齢者医療特別会計で徴収している。老人保健医療制度では国保等で徴収した保険料が交付金としてこの会計に回ってきていましたので、この会計では徴収していませんとの答弁でした。審査を終了し、採決の結果、議第73号については全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議第74号平成22年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、歳入決算額7億2,901万3,521円、歳出決算額7億2,812万5,947円、歳入歳出し引き額及び実質収支額は88万7,574円です。委員から、鍼灸・あんまの助成費の効果は、市民の反応は、との質疑に対して、執行部から、玉名郡市の鍼灸・あんま師会に委託して実施しており、受療券の交付枚数は被保険者1人当たり15枚で、1枚につき1,000円の助成をしている。利用については22年度で2,375枚です。例年同様な枚数で推移しており、アンケートをとったわけではありませんが、2,000枚を超える量があるということは市民の健康増進に役立っているものと思うとの答弁がありました。委員からは、九州看護福祉大学に鍼灸科ができたので、市も玉名中央病院もこれは取り上げてほしい。今後、もらいに来られるときは市民の反応をリサーチしてほしいとの要望もありました。次に委員から、高額医療費の状況を見てみると、ここ3年で件数も金額も相当伸びているようだが、玉名市での主な疾病はとの質疑に対し、執行部から、受診件数が多いのは循環器系疾患、2番消化器系疾患、3番筋骨格系・結合組織疾患、4番眼・附属器疾患、5番内分泌、栄養・代謝疾患。また、診療費が高い疾患は循環器系の疾患、2番がん、3番内分泌、栄養・代謝疾患、4番消

化器系の疾患、5番筋骨格系・結合組織疾患ですとの答弁がありました。委員から、予防対策事業について質疑があり、執行部から、医療費適正化を図るために医療費通知とかジェネリックの推進とか広報での適正化の周知も大事ですが、疾病の状況を勘案しながら今後の保健活動を行なっていく必要があると思っている。現在、生活習慣病に起因する疾病が大変多く、中でも糖尿病関係、特に人工透析は医療費が高く1人当たり年間約500万円の医療費がかかる。糖尿病の方が人工透析にならないよう血糖や血圧をいかにコントロールにするかが医療費抑制に効果的であると思っており、保健師にしましてもその取り組みを優先して指導しているところだとの答弁がありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第74号については全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議第75号平成22年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入決算額60億9,335万2,401円、歳出決算額59億4,500万352円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億4,835万2,049円です。委員から、認知症サポーター養成講座を実施されているが、取り組みの状況についての質疑に対し、認知症サポーター養成講座の取り組みは県費の100%補助で、県から指定を受け平成21、22年度で実施されており、22年度は65回開催され、受講者数2,510名で、講師は介護事業所から認知症の知識を持っている方を養成してボランティアで実施している状況ですとの答弁がありました。委員からは、認知症の対応で排除する動きもあるので、サポーター講座に参加することで対応の仕方も変わってくるので、全市を見て細かく普及する気構えで取り組んでほしいとの要望があります。執行部からは昨年・今年と職員も含めて実施しており、これからも積極的にサポート養成講座を進めていく旨の発言がありました。次に食の自立支援事業については、配食等安否確認で健康維持ができる事業だと思うが、利用料金が「6カ月未満」、「6カ月以上1年未満」、「1年以上」とそれぞれ1食の料金が違うが、利用料金は材料費ぐらいの気持ちで事業をされていると思うので、1食頼もうが1年頼もうが利用料金は同じで、さらにもっと安くすべきだと思うが、また利用者の推移はどうかとの質疑に対し、今年の4月から利用料金を統一し、新規の方は1食400円で運用をしている。経過措置で期間内は従来金額になるということでした。なお、料金については、「配食」だけではなく、「見守り」・「健康増進」を兼ねている状況である。また、利用者数は年々減少しており、これは民間の介護事業所の参入や皆保険制度の充実により、通所デイでの食事の提供もあり、この制度の利用者が減っているとの答弁でした。ほかに介護の事業所数、有料老人ホームの入居者の介護保険の利用等について質疑応答もありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第75号については全員異議なく認定すべきものと決しました。

○議長（竹下幸治君） 委員長、途中ばってん、昼食をしましようかと思います。

○決算特別委員長（近松恵美子さん） そうでしょうか。

○議長（竹下幸治君） 委員長の報告の途中でありますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員長 近松恵美子さん。

[決算特別委員長 近松恵美子さん 登壇]

○決算特別委員長（近松恵美子さん） 引き続き、次に議第76号平成22年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算です。歳入決算額928万8,145円、歳出決算額870万9,142円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は57万9,003円です。委員からは、償還金はあと何年ですかという質疑に対して、償還金は平成23年度をもって終了しますので、これに合わせて特別会計を廃止し、基金についても同様に廃止したいとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第76号については全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議第77号平成22年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてです。歳入総額3億4,086万4,663円、歳出総額3億3,319万4,436円、歳入歳出差引額及び実質収支額767万227円です。委員から、何パーセントつなぎ込めば一般会計から財源を入れずに運営できるかとの質疑がありまして、それについて執行部から、水洗化率もありますが使用料自体については現在の使用料では賄うことができないと考えている。下水道課では平成24年度から農業集落排水の使用料の一部改定も考えているが、一般会計の繰入金はどうしても出てくるもので、今後とも住民負担を考慮しながら経営改善をしていきたいと答弁がありました。また、地元でも接続率の向上に協力していきたいという意見があったそうです。以上、審査を終了し、採決の結果、議第77号については全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議第78号平成22年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてです。歳入総額4,753万7,578円、歳出総額4,078万5,632円、歳入歳出差引額及び実質収支額は675万1,946円です。委員から、営繕費の使用料及び賃借料と原材料は予算を全く執行されていないが、この理由はとの質疑に対し、この予算は災害、停電等のために発電機、機械借り上げなどを予定していましたが、停電災害がなかったため、そのまま不用額として残っているとの答弁でした。審査を終了し、採決の結果、議第78号については全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議第79号平成22年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算です。歳

入歳出額29万8,305円、歳出決算額29万8,305円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロ円です。執行部から、平成22年度でこの会計が廃止となった経緯についての説明がありました。委員から、今後事務はどこが担当するか、事務担当についての質疑がありまして、執行部から、平成22年度からは天水総合支所の総務振興課の中の建設経済担当が事務を行なっていくとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第79号については全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第80号平成22年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額2,264万411円、歳出総額2,169万664円、歳入歳出差引額及び実質収支額は94万9,747円です。執行部から、事業の概要、事業の成果について質問がありました。委員から、浄化槽整備費の工事請負額は330万円近く残額があるが、なぜなのかとの質疑がありまして、執行部から、最終的に11基の設置となり4基分の残額と入札残もあり、合計で329万8,900円の残額になった旨の答弁でした。ほかに浄化槽整備事業では良好な排水状態での指標であるBODの基準等についての意見も出ていました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第80号については全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議第81号平成22年度玉名市水道事業会計決算についてです。収益的収入7億671万1,092円、収益的支出6億5,548万8,697円、当年度純利益は3,338万9,492円。また、資本的収入3億7,809万200円、資本的支出7億2,835万6,525円です。執行部より、事業概要の説明がありました。委員からは、有収率を上げるため特段の取り組みは行なっているかとの質疑がありました。執行部より、22年度は拡張工事が多く、特に埋設した後の管の清掃で水を使うことが多かったため有収率が下がったが、有収率が下がる原因のほとんどは漏水や消火栓の使用によるものである。一番の原因である漏水については、排水管の老朽化や傷みの調査が大事で、いかに維持管理を行なうかであり、老朽化している部分については随時布設がえを考えている。また、有収率の向上については今後も努力する旨の答弁でした。また委員より、22年度の水道料金収入が下がっていることについて質疑があり、執行部より、料金徴収は口座振替が全体の8割であり、その徴収を民間に委託している。今回、収納率は少し下がっているものの土曜日も昼まで窓口営業を行なうなどして料金徴収の対応をしている。今後とも収納率向上については努力していきたいとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第81号については原案どおり全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議第82号平成22年度玉名市下水道事業会計決算についてであります。収益的収入12億590万4,087円、収益的支出9億8,845万7,051円、当年度純利益2億488万1,045円。また資本的収入8億3,917万5,420円、資

本的支出13億4,976万4,072円です。執行部より、事業概要の総括として以下の説明がっております。平成22年度は汚水環境施設整備として玉名地区、山田地区、高道地区、下沖洲地区等の整備工事を実施。処理場の改築更新事業については前年度発注の受変電電気設備の更新工事委託が完了。今年度新たに水処理設備、電気設備の更新工事を発注し、今後も引き続きこの計画的な更新事業に取り組んでいくとのことでありました。委員より、合併以来異なっていた上下水道料金がここ何年かで統一されてきたが、旧玉名市の下水道料金については、市民感覚として今でも負担感があるが、もっと下がる余地はないのか、今後の見通し計画などについて質疑がありました。執行部より、現在、下水道事業会計には一般会計からの借入金があり、この借入金は毎年償還をしており、玉名処理区が平成25年に、岱明処理区が平成26年に完済を目指している。まだ借入金の残額がある現状なので、下水道料金の見直しについては借入金を完済した後に考慮すべきであると考えているとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第82号については下水道料金のさらなる減額を求め異議が出たものの賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（竹下幸治君） 以上で決算特別委員長長の報告は終わりました。

日程第9 質疑・討論・採決

○議長（竹下幸治君） ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

11番 前田正治君。

〔11番 前田正治君 登壇〕

○11番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。私はただいま決算特別委員長から報告がありました議案の中で議第71号玉名市一般会計歳入歳出決算、議第72号玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、議第82号玉名市下水道事業会計決算、以上3つの決算認定には反対をします。22年度事務につきましては委員長報告にもありましたが、監査委員から「玉名市補助金交付の事務について、実績報告書の未提出が多数見受けられる」、また「随意契約事務において見積書や理由書のないもの、理由内容に不備が多く見受けられる」などの厳しい指摘がなされています。補助金の実績報告書が未提出にあつては次年度からの補助金交付に当たりどのような指導がなされたのか、また補助金の効果はどのように図られたのか、疑問であります。また、随意契約において見積書や理由書がないものについて、私は契約そのものが成立しない

のではないのかと思うところであります。監査委員によるこのような指摘は平成20年度、21年度と同じような指摘が繰り返されていまして、非常に残念であり、行政改革の中心的な問題が真剣に取り組まれていないこのような事務のあり方を私は看過できませんので反対をいたします。

以上です。

○議長（竹下幸治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第71号平成22年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第72号平成22年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第82号平成22年度玉名市下水道事業会計決算

以上、決算議案3件については、異議がありますのであとに譲り採決いたします。

議第73号平成22年度玉名市老人保健事業特別会計歳入歳出決算

議第74号平成22年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第75号平成22年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第76号平成22年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算

議第77号平成22年度玉名市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

議第78号平成22年度玉名市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

議第79号平成22年度玉名市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算

議第80号平成22年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第81号平成22年度玉名市水道事業会計決算

以上、決算議案9件については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第71号平成22年度玉名市一般会計歳入歳出決算については、異議がありますので起立により採決いたします。議第71号については原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第71号については原案のとおり決定することに決定いたしました。

議第72号平成22年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

は、異議がありますので起立により採決いたします。議第72号については原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第72号については原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第82号平成22年度玉名市下水道事業会計決算については、異議がありますので起立により採決いたします。議第82号については原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第82号については原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程の追加についてお諮りいたします。ただいま議題となっております議第112号玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、議事の都合により、これを先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（竹下幸治君） 異議がありますので、起立により採決いたします。日程を追加し本案を先議することについて賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、日程の追加として議第112号を先議することに決定いたしました。

次に、委員会付託の省略についてをお諮りいたします。ただいま議題となっております議第112号玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（竹下幸治君） 異議がありますので、起立により採決いたします。本案は委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第112号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第10 先議（議第112号）

○議長（竹下幸治君） 議第112号については、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

11番 前田正治君。

〔11番 前田正治君 登壇〕

○11番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。まず第1番にですね、議第112号につきまして委員会審査を省略するということではありますが、これは議会軽視といわざるを得ず、私は到底納得できません。2つ目に、議第112号は人事院における3年連続のマイナス勧告に沿った給与を引き下げる改正であります。しかも4月にさかのぼって引き下げるなど、とんでもないことでもあります。引き下げられた分は、この4月から職員にとりましてはただ働きをですね、強制されたということではないでしょうか。給与の削減抑制は働く者の生活と仕事への誇りや生きがいを踏みにじるものであり、日本の経済、玉名の経済を好転させることには決してつながりません。内需拡大による経済の活性化という国民の願いを踏みにじるものであり、景気回復に逆行する給与引き下げであります。人事院の勧告により平成11年から23年までの13年間で平均年間給料は何と72万4,000円も引き下げがあり、そういうふうな状況になっており、これは公務労働者に重大な生活の悪化をもたらすものであります。したがって私は議第112号に反対をいたします。

○議長（竹下幸治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第112号玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については異議がありますので、起立により採決いたします。議第112号については原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第112号については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明12月1日は定刻より会議を開き、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時25分 散会

第 2 号

1 2 月 1 日 (木)

平成23年第6回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成23年12月1日（木曜日）午前10時27分開議

- 日程第1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
日程第2 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告
散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長辞職について
日程第2 議長選挙
日程第3 副議長辞職について
日程第4 副議長選挙
日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
日程第6 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告
散 会 宣 告

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局職員出席者

事務局長	古閑 猛 君	事務局次長	廣田 清二 君
次長補佐	一 廣子 さん	書記	小島 栄作 君
書記	松尾 和俊 君		

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	築 森 守 君
総務部長	斉 藤 誠 君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田 中 等 君
市民生活部長	辛 嶋 啓 司 君	健康福祉部長	辛 島 政 弘 君
産業経済部長	植 原 宏 君	建設部長	蓑 田 穂 積 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原 口 和 義 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂 西 恵 二 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森 本 生 介 君
企業局長	竹 原 憲 司 君	教育委員長	大 谷 壽 君
教育長	森 義 臣 君	教育次長	立 川 隆 則 君
監査委員	有 働 利 昭 君		

午前10時27分 開議

○議長（竹下幸治君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

これより常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議事の都合により休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前11時03分 開議

○副議長（多田隈保宏君） 皆さん、改めておはようございます。休憩前に引き続き、会議を開きます。議長、竹下幸治君から議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。この際、議長辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（多田隈保宏君） 御異議なしと認めます。よって、議長辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第1 議長辞職について

○副議長（多田隈保宏君） これより議長辞職についてを議題といたします。まずその辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局次長 廣田清二君。

〔議会事務局次長 廣田清二君 登壇〕

○議会事務局次長（廣田清二君） 命によりまして、朗読いたします。

平成23年12月1日、玉名市議会副議長多田隈保宏殿。玉名市議会議長竹下幸治。辞職願、この度一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるよう願います。

以上でございます。

○副議長（多田隈保宏君） これより竹下幸治君の議長辞職についてを採決いたします。お諮りいたします。竹下幸治君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（多田隈保宏君） 御異議なしと認めます。よって、竹下幸治君の議長辞職については許可することに決定いたしました。

竹下幸治君の入場を許可します。

〔入場許可〕

○副議長（多田隈保宏君） この際、前議長の竹下幸治君から退任のあいさつの申し出がっておりますので、これを許可いたします。

前議長 竹下幸治君。

[前議長 竹下幸治君 登壇]

○前議長（竹下幸治君） 2年間、私なりに努力して一生懸命頑張りました、そして皆様方には大変御迷惑をおかけしまして、きょうまで来ることができました。本当にありがとうございました。

[拍手]

○副議長（多田隈保宏君） 議事の都合により休憩いたします。

午前 11時06分 休憩

午後 1時05分 開議

○副議長（多田隈保宏君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。お諮りいたします。ただいま議長の辞職に伴い、議長が欠員となりましたので、この際議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに選挙を行ないたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（多田隈保宏君） 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行なうことに決定いたしました。

日程第2 議長選挙

○副議長（多田隈保宏君） これより議長の選挙を行ないます。選挙は投票で行ないます。議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○副議長（多田隈保宏君） ただいまの出席議員数は25人であります。投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○副議長（多田隈保宏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（多田隈保宏君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○副議長（多田隈保宏君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、白票は無効といたします。点呼を命じます。

議会事務局次長 廣田清二君。

[事務局次長 廣田清二君 登壇]

○**議会事務局次長（廣田清二君）** 命によりまして、議員の点呼をいたします。

藏原隆浩議員、福田友明議員、内田靖信議員、江田計司議員、北本節代議員、横手良弘議員、近松恵美子議員、福嶋讓治議員、永野忠弘議員、宮田知美議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、高村四郎議員、松本重美議員、高木重之議員、中尾嘉男議員、青木壽議員、大崎勇議員、田畑久吉議員、小屋野幸隆議員、竹下幸治議員、吉田喜徳議員、松田憲明議員、多田隈保宏副議長。

以上でございます。

○**副議長（多田隈保宏君）** 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長（多田隈保宏君）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○**副議長（多田隈保宏君）** 開票を行ないます。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に藏原隆浩君、福田友明君、内田靖信君、北本節代さん、福嶋讓治君、中尾嘉男君を指名いたします。

よって、6人の立ち会いを願います。

〔職員により開票・点検〕

○**副議長（多田隈保宏君）** それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数は25票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票23票、無効投票2。有効投票中、高村四郎君13票、田畑久吉君8票、前田正治君1票、青木壽君1票以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、高村四郎君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました高村四郎君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選承諾の意味をもちまして、ごあいさつをお願いいたします。

高村四郎君。新議長お願いします。

〔新議長 高村四郎君 登壇〕

○**議長（高村四郎君）** 御指名いただきましたので一言ごあいさつを申し上げます。先ほどの議長選挙におきまして、温かい御支援のもとに当選することができました。本当に身に余る光栄と思いきり感謝しているところでございます。私は誠心誠意、平等公平に運営したい、心よりそう思って謹んでお受けしたいと思っております。それから私一人が

どれほど頑張ってもなかなかそう行くもんじゃないと心得ておりますし、議会事務局の皆様、市長初め執行部の皆様、また、議会議員の皆様には二代表制という大きな片一方の決定権をいただいたわけでございますので、いろいろ相談しながら皆さんで切磋琢磨しながら頑張っていきたいとそのように思っております。私どもは貴重な税金をいただいてこの席におるわけでございますので、皆さんと協力して頑張っていかなきゃならないと思っております。どうか皆さんの今後の御支援と御協力を改めましてお願いしまして、一言ではございましたけれども、御礼のあいさつとさせていただきます。きょうは誠にありがとうございました。

[拍手]

○副議長（多田隈保宏君） それでは高村議長、議長席にお着き願います。

[副議長 退席]

[新議長 議長席に着席]

○議長（高村四郎君） これより議長の職務を執らせていただきます。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 1時20分 休憩

午後 1時54分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。副議長多田隈保宏君から副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。この際、副議長辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第3 副議長辞職について

○議長（高村四郎君） これより副議長辞職についてを議題といたします。まずその辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局次長 廣田清二君。

[議会事務局次長 廣田清二君 登壇]

○議会事務局次長（廣田清二君） 命によりまして、朗読いたします。

平成23年12月1日、玉名市議会議長高村四郎殿。玉名市議会副議長多田隈保宏。辞職願、この度一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

- 議長（高村四郎君） これより多田隈保宏君の副議長辞職についてを採決いたします。お諮りいたします。多田隈保宏君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、多田隈保宏君の副議長辞職については許可することに決定いたしました。

多田隈保宏君の入場を許可します。

〔入場許可〕

- 議長（高村四郎君） この際、前副議長の多田隈保宏君から退任のあいさつの申し出がっておりますので、これを許可いたします。

前副議長 多田隈保宏君。

〔前副議長 多田隈保宏君 登壇〕

- 前副議長（多田隈保宏君） 高いところからではございますけれども、一言感謝の断りをさせていただきます。私も皆さん方のいろいろな御支援とあるいは御指導によりまして何とか副議長の職務を果たしたんじゃないかと自負しております。今後は一議員としてやはり私のいろいろな副議長としての体験の立場も考えながら、この行政に対してのですね、もちろん是が非でも私も一議員として頑張っていきたいと思っておりますので、どうかひとつよろしく願います。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

- 議長（高村四郎君） 議事の都合により、休憩します。

午後1時57分 休憩

午後2時31分 開議

- 議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。ただいま副議長の辞職に伴い、副議長が欠員となりましたので、この際副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに選挙を行ないたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行なうことに決定いたしました。

日程第4 副議長選挙

- 議長（高村四郎君） これより副議長の選挙を行ないます。選挙は投票で行ないま

す。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

- 議長（高村四郎君） ただいまの出席議員数は25人であります。投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

- 議長（高村四郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高村四郎君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

- 議長（高村四郎君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、白票は無効といたします。点呼を命じます。

議会事務局次長 廣田清二君。

[事務局 廣田清二君 登壇]

- 議会事務局次長（廣田清二君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

藏原隆浩議員、福田友明議員、内田靖信議員、江田計司議員、北本節代議員、横手良弘議員、近松恵美子議員、福嶋讓治議員、永野忠弘議員、宮田知美議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、松本重美議員、多田隈保宏議員、高木重之議員、中尾嘉男議員、青木壽議員、大崎勇議員、田畑久吉議員、小屋野幸隆議員、竹下幸治議員、吉田喜徳議員、松田憲明議員、高村四郎議長。

以上でございます。

- 議長（高村四郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高村四郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 議長（高村四郎君） 開票を行ないます。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に藏原隆浩君、福田友明君、内田靖信君、北本節代さん、福嶋讓治君、中尾嘉男君を指名いたします。

よって、6人の立ち会いを願います。

[職員により開票・点検]

○議長（高村四郎君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数は25票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票25票、無効投票0票。有効投票中、高木重之君13票、松本重美君11票、青木壽君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、高木重之君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました高木重之君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選承諾の意味をもちまして、ごあいさつをお願いいたします。

高木重之君。新副議長お願いします。

[新副議長 高木重之君 登壇]

○副議長（高木重之君） ただいま御指名いただきましたので、一言感謝のごあいさつを申し上げます。ただいま選挙の結果本当に当選させていただきましたので、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。今後2年間、私は高崎市政の発展のためまた議会運営がスムーズに行くために議長の女房役として補佐を一生懸命務めさせていただきたいと思っておりますので、今後とも皆さん方の御支援、御鞭撻、御協力をよろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

[拍手]

日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（高村四郎君） これより常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により休憩いたします。

午後 2時44分 休憩

午後 5時52分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行ないます。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、総務委員会委員に藏原隆浩議員、横手良弘議員、前田正治議員、作本幸男議員、多田隈保宏議員、中尾嘉男議員、大崎勇議員。

産業経済委員会委員に福田友明議員、内田靖信議員、江田計司議員、森川和博議

員、小屋野幸隆議員、竹下幸治議員。

建設委員会委員に福嶋讓治議員、松本重美議員、高木重之議員、青木壽議員、田畑久吉議員、吉田喜徳議員。

文教厚生委員会委員に北本節代議員、近松恵美子議員、永野忠弘議員、宮田知美議員、私高村四郎、松田憲明議員。

議会運営委員会委員に藏原隆浩議員、内田靖信議員、北本節代議員、近松恵美子議員、宮田知美議員、中尾嘉男議員、吉田喜徳議員。

以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に指名いたします。

この際、議員各位にお願いいたします。各常任委員会及び議会運営委員会におかれましては、正副委員長互選のため、直ちに関係の委員会を開会のうえ、その結果を議長まで御報告願います。

正副委員長互選のため、休憩いたします。

午後 5時55分 休憩

午後 6時41分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○議長（高村四郎君） 各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務委員会委員長、作本幸男君。総務委員会副委員長、大崎勇君。

産業経済委員会委員長、福田友明君。産業経済委員会副委員長、竹下幸治君。

建設委員会委員長、松本重美君。建設委員会副委員長、福嶋讓治君。

文教厚生委員会委員長、永野忠弘君。文教厚生委員会副委員長、近松恵美子さん。

議会運営委員会委員長、内田靖信君。議会運営委員会副委員長、藏原隆浩君。

以上のとおりであります。

これにて、報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明2日から12日までは休会とし、13日は定刻より議会を開き一般質問を行いません。一般質問を希望しておられる方は質問の要旨を具体的に記載し、8日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後6時43分 散会

第 3 号

1 2 月 1 3 日 (火)

平成23年第6回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成23年12月13日（火曜日）午前10時01分開議

日程第1 一般質問

- 1 15番 松本議員
- 2 6番 横手議員
- 3 24番 吉田議員
- 4 2番 福田議員
- 5 20番 大崎議員

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1 15番 松本議員

1 新玉名駅前駐車場の今後について

(1) 半年以上の無料化で新玉名駅の認知度は向上した。24年度早々に適切な有料化を実施して民営の駐車場建設を促進し、さらなる利便性の向上を図るべし。

2 薬草の里づくりの方向性について

(1) 甘草ビジネスに参入して薬草の一大産地を形成、耕作放棄地を解消する。薬草の産業化、製薬会社の誘致で6次産業の実現へ。

3 中国瓦房店市との国際交流について

(1) お互いを尊敬できない形式的友好関係は不毛。冷静に考える期間が必要で相互訪問はしばらく休眠してはどうか。

2 6番 横手議員

1 玉名市の防災対策について

(1) 東日本大震災後、避難箇所等の見直しはされたのか

(2) 災害対策本部等の対応はどのようにしているか

(3) 避難所の確保、飲料水、非常食の備蓄状況は

2 自然エネルギーの活用について

(1) 太陽光発電システムの補助額について

(2) 今までの補助件数と本市の利用戸数は

(3) 今後の事業の方向性は

3 教育問題について

- (1) 学校における「しつけ」と「体罰」について
- (2) 本市の国語教育のレベルは
- (3) 小学校における英語教育の現状は

3 24番 吉田議員

1 教育問題

- (1) 学校規模適正化と小中一貫教育について
- (2) 大阪府教育基本条例（案）について

2 新幹線と観光等について

3 民生委員・児童委員の貢献に報いる施策について

4 2番 福田議員

1 特別措置法について

- (1) 下水道の整備等による特別措置法について

2 防災について

- (1) 災害情報と情報連絡について
- (2) 備えについて

ア 食料、毛布、燃料などの備えはどうか

- (3) 避難場所について

3 交通マナーについて

- (1) 交通ルールをどのように指導しているか

4 小中一貫教育について

- (1) 市としての今後の取り組みは
- (2) 通学への対応は

5 20番 大崎議員

1 市民会館建設について

散会宣告

出席議員（25名）

- | | | | |
|----|---------|-----|-------|
| 1番 | 藏原隆浩君 | 2番 | 福田友明君 |
| 3番 | 内田靖信君 | 4番 | 江田計司君 |
| 5番 | 北本節代さん | 6番 | 横手良弘君 |
| 7番 | 近松恵美子さん | 8番 | 福島譲治君 |
| 9番 | 永野忠弘君 | 10番 | 宮田知美君 |

11番 前田正治君
13番 森川和博君
15番 松本重美君
17番 高木重之君
19番 青木 壽君
21番 田畑久吉君
23番 竹下幸治君
25番 松田憲明君

12番 作本幸男君
14番 高村四郎君
16番 多田隈保宏君
18番 中尾嘉男君
20番 大崎 勇君
22番 小屋野幸隆君
24番 吉田喜徳君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 古閑 猛君 事務局次長 廣田清二君
次長補佐 一 廣子さん 書記 小畠栄作君
書記 松尾和俊君

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	築 森 守 君
総務部長	斉 藤 誠 君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田 中 等 君
市民生活部長	辛 嶋 啓 司 君	健康福祉部長	辛 島 政 弘 君
産業経済部長	植 原 宏 君	建設部長	蓑 田 穂 積 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原 口 和 義 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂 西 恵 二 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森 本 生 介 君
企業局長	竹 原 憲 司 君	教育委員長	大 谷 壽 君
教育長	森 義 臣 君	教育次長	立 川 隆 則 君
監査委員	有 働 利 昭 君		

午前10時01分 開議

○議長（高村四郎君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（高村四郎君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

15番 松本重美君。

[15番 松本重美君 登壇]

○15番（松本重美君） おはようございます。新生クラブの松本です。今日は栄えある一番くじを引きまして、新雪を踏みしめる気分ですが、今年は歴史的な大災害が多発した年となりました。来年こそ穏やかな年でありますことを願って質問に入りたいと思います。

まず、新玉名駅駐車場の今後について質問いたします。

駅前駐車場は当初有料でスタートの予定でありましたが、新玉名駅の広範囲な利用促進と認知度向上のため、しばらくは無料にしたらどうかとの新幹線特別委員会の提言により急きょ無料となった経緯があります。

不幸にも開業日の前日、千年に一度という未曾有の東日本大震災が発生、自粛ムードが広がり利用客が伸び悩む中、この手段は他の駅に対してかなりのアドバンテージとなり一応の成果を挙げたものと思います。

震災ショックから落ち着きを取り戻しつつあった夏休みを契機に、乗客数も確実に増加傾向となり、中国、関西方面との交流も活発になろうとしています。開業からきのうで9カ月を経過して、駐車場の現状を見ますと、当初の物珍しさからいづれ駐車場スペースに余裕が出るとの予想に反し、駐車場の満杯状態は続き、利用客の不満も度々耳にする今日このごろです。私は、このへんで新玉名駅認知度向上の、無料化施策の意義は終了したものと思います。この先、家電量販店の進出も計画され、いつまでも無料駐車場では弊害が生じるものと予想されます。来年度の早い時期に適正な有料化を実施して、駅北側の民有地駐車場開設促進を図り、さらなる利便性向上につなげるべき時期に来たと思うところですが、当局はどのような見解を持っておられるか質問いたします。

次に、葉草の里づくりの方向性について。玉名市民グループの葉草でまちおこしの活動は、葉草ダイニングを拠点に、葉草うどん、コロッケ、葉草ソース、スイーツ、葉草風呂など多様な業種が連携して、順調な成果を上げているようです。12月4日の日曜日、熊本駅西口新幹線高架下では、玉名温泉朝市ののぼり旗を立てて、いろんな店が出

店して懸命に頑張っておられました。最近は何度テレビ、雑誌にも登場、先ごろは建設業の会社がオオバコをハウス栽培している様子が紹介されていました。玉名の名物としてラーメンと共に認知度も向上しているように思います。日曜日の熊日にも岐阜県飛騨市の職員7人が玉名の薬草事業を視察に来たという記事がありました。私は、この薬草ブームが小さな隙間産業か一過性のブームで終わるのではなく、一段とグレードアップする道はないものかと思っていたところ、漢方薬の約7割に使用される甘草がレアプラント、希少植物として企業から熱い視線を集めているという格好の記事を見つけました。甘草とは甘い草と書きます。漢方薬ブームに加え抗生物質の代替可能性も研究も進んでいるとか、おおせいな需要に対し、最大供給源の中国がレアメタル同様、またしても輸出規制をかけ、相場は高騰しています。商品作物としての将来性に目を付けた製薬業界以外の異業種も事業参入を目論むなど、甘草市場はミニバブルの様相を呈しているそうです。「かんそう」とか「かんぞう」とか言いますが、一応私は「かんそう」と言いますけれども、甘草は痩せた土地によく育つとされ、中央アジアが主な産地となっております。甘草は乾燥地帯が適地ようで、漢方薬メーカーは100%輸入に頼っているのが現状であり、今年8月までの輸入先は中国から1,115トン、トルクメニスタン322トン、アフガニスタン99トン、その他ロシア、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、あまり聞き慣れない国からたくさん輸入されております。青森県の新郷村は人口3,000人の典型的な高齢過疎の村ですが、国内栽培の拡大を目指していた製薬会社と村誘致の活用策を模索していた村の思惑が一致して1,500本の苗が育っているそうです。村は有望な商品作物の出現に喜び多くの農家が手がければ地域の一大産業となり、農家も村も潤い、村も変わるとめでたし、めでたしのシナリオを描いています。徳島県の上勝町の葉っぱビジネスに夢を重ねているのでしょう。

甘草はマメ科の多年草でアレルギー性炎症や胃潰瘍、肝臓障害に有効とされ、幅広い漢方薬の原料となっております。さらに近年は抗生物質の使用過多による臓器障害をなくす代替薬としての研究も進んでいます。甘草には疾病予防効果があると考えられ、抗生物質の過度な依存が問題となる中、注目の研究となっております。いっぽう中国は乱獲の深刻化で2000年輸出総量の縮小や許可性導入などの輸出規制を始めたため、中国に市場が翻弄されるレアメタルと酷似した状況となっております。

市場では、薬用植物が全般的に調達困難になるとの懸念が広がり、価格は大幅に上昇、中には4倍に高騰した植物もあるとのこと。そこで漢方薬大手企業は、安定調達のため人口栽培に着手、将来は全量人口栽培に切り替える方針も決定しました。十分な採算が見込めるならと、異業種から大手ゼネコン、科学メーカー、ベンチャー企業等が研究開発に続々と乗り出し、企業には各地の自治体や農家から提携の話が相次いでいるといます。熊本県では合志市が製薬会社と包括的連携協定を結び、実用栽培に向け

準備を進めているようです。

高い付加価値が期待できる新たな商品作物薬草が、停滞する日本農業の起爆剤になる日が来るかもしれない、と記事は結んでありました。これらのことから以下の戦略が考えられます。玉名市も企業誘致係が製薬会社に提携を呼びかけ、三ツ川の数ヘクタールの有休私有地を試験栽培地として提供、必ずや成功させて、中山間地の耕作放棄地に一斉に栽培する。小岱山の里山を文字通り薬草の里にして、製薬会社の研究所、工場の誘致につなげるならば立派な企業誘致となります。また、果樹や園芸作物に比べ労働の負担ははるかに少なく、肥料や消毒も不要かもしれません。鳥獣被害からもまぬがれ、なにより軽量作物なので、高齢農業者の換金作物としてなり得ます。葉っぱビジネスよりも高収益で市場規模が大きければ、若者の農業回帰によってニッチ産業から本格産業が形成されるのも夢ではないかもしれません。

生産から製品加工、販売とつながれば、これこそ玉名市が目指すところの6次産業施策ではないかと思います。具体的にこれを総合してプロデュースできる人材をスカウトするというのであれば、任期付き職員の採用にやぶさかではないところですが、当局はこの甘草ビジネスについてどんな感想を持っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（高村四郎君） 建設部長 蓑田穂積君。

[建設部長 蓑田穂積君 登壇]

○建設部長（蓑田穂積君） おはようございます。松本議員御質問の新玉名駅前駐車場の今後についてお答えをいたします。

新玉名駅前駐車場は、新幹線や観光交流施設たまららの利用者の利便を図るために、臨時駐車場を含め295台を確保しております。市では、鉄道高架下や多目的広場を臨時的に開放しておりますけれども、開業からこれまで駐車場の利用が多く、皆様にご迷惑をおかけしているところでございます。

現在まで看板の設置、あるいは広報誌などにより利用マナーの周知をお願いするとともに、駐車の利用状況について調査を毎日昼と夜に実施しております。利用者の傾向といたしましては、週末は旅行などにより混雑が発生することが多く、数日間同じ場所に、同じ車が駐車し回転率が落ちているものと考えております。また平日の昼間におきましては、同じナンバーの車が連日利用をされておきまして、新幹線通勤の利用が増える傾向にあるものと考えております。

議員御質問の駐車場の有料化についてでございますけれども、開業後まだ日も浅く、当面は視野に入れておりません。引き続き駐車場の調査を継続して行ない、利用傾向を探るとともに、年末から年始にかけてはさらに混雑が予想されることから、この期間に駐車場管理のために警備員の配置をするよう計画しているところでございます。

今後は、調査の結果や、年末年始の状況を見ながら、新年度に向けた新たな対応を考

えてまいりたいと、思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 松本議員の薬草の里づくりの方向性についてお答えいたします。

議員も御承知のとおり本市では、平成19年1月に崇城大学薬学部の村上教授を顧問とする、「小岱山薬草の会」が結成されたことをきっかけとしまして、薬草を活用した地域づくり活動が活発に行なわれております。

この小岱山薬草の会は、市役所の近所にもうけた「薬草カフェたんぼ」を拠点に、これまで薬草料理の提供などを通じて、身近な薬草に関する情報発信、市民の健康増進、家庭や地域への普及推進などに精力的に取り組まれておられます。

また、新幹線全線開業を契機に、「薬草と温泉の郷 協議会」が、小岱山薬草の会や玉名温泉観光旅館協同組合、玉名商工会議所、玉名市商工会、玉名市建設協会などの民間団体を中心に組織され、県や市も協力しながら薬草を切り口として新たな玉名の魅力を全国に発信しようと頑張っておられます。薬草は温泉と同様に健康に結びつくキーワードだと思っております。高齢化社会が進展する中で、今後も健康志向が続くことが予想されることから、薬草の普及に向けた取り組みは市全体に広がる可能性があると考えております。一方で、これまでの取り組みの中で、普及に向けた課題も見えてきているようです。薬草の普及に当たって、薬草を使った商品そのものの魅力や、販売先の確保が大切なことは言うまでもありませんが、それを支える生産体制の確立が重要であり鍵を握っているようでございます。そのため、現在、建設業者が農業参入の取り組みとして、オオバコやノビルなどの薬草栽培を手がけているほか、天水町小天東校区のまちづくり委員会が高齢者のコミュニティービジネスとして薬草栽培に着手しているところでもあります。また、薬草を活用したまちづくりの取り組みは、有明中学校の社会科の授業にも取り入れられるなど、関心も高まり市民への広まりを感じております。

さて、質問にもありましたとおり、県内では合志市を初め、山口県岩国市、高知県越智町などいくつかの自治体におきましては、製薬会社の進出に合わせて生薬としての大規模な薬草栽培が行なわれております。これらは主に、高齢化社会の進展と共に需要が伸びている生薬の調達に海外に大きく依存している問題を解決するために、国内で量産化の栽培技術が確立しました甘草などを中心に生産されているようでございます。議員御提案の薬草の産業化と製薬会社の誘致であります。本市の企業誘致活動はこれまで、自動車部品製造業や半導体関連製造業を中心に、積極的に進めておりますが、昨今の経済状況の悪化により国内投資が減り、非常に厳しい状況であると認識しておりま

す。そのような中、経済状況にあまり左右されない、医薬品関連産業を新たな誘致の相手方とし、製薬会社等にアプローチすることができるよう、まずは「薬草と言えば玉名」と言われるように、薬草を活用したまちづくりを行なう市民活動の支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 15番 松本重美君。

[15番 松本重美君 登壇]

○15番（松本重美君） 新玉名駅駐車場の件ですが、最初は有料化のつもりが、暫定的に無料化したといういきさつがあります。私は、もう時期は半年、9カ月ですが、所期の目的は達したものと思っております。本来の有料化に戻すだけの話でありますから、無料化にあまり固執する必要はないと思います。

確かに、無料駐車場のおかげで南関、山鹿、植木、河内方面への認知と集客には成功したものと思われまます。来年度以降のダイヤ改正で、大阪直通の「さくら」が増発され、新玉名駅の存在感も増していきます。だが、いつまでも無料駐車場では駅の価値が頭打ちになりはしないか、更なる飛躍のためにも市営駐車場として収益を上げ、その例によって民営駐車場の開業を誘発すべきものと思っております。いつ行っても適正な料金で駐車できる安心感が、これからの新玉名駅には必要であり、それが便利な駅として高い評価につながるものと思っております。

次に、薬草ビジネスの件ですが、前向きな答弁でありありがとうございました。できるだけ企業誘致につながるような頑張りを見せて欲しいものと思っております。徳島県上勝町の葉っぱビジネスは崇城大学薬学部、村上光太郎教授のアドバイスで始まったと聞きます。その後小岱山薬草の会も教授の指導の下着実な歩みを続けています。玉名にはこのような薬草栽培の下地や人材が揃っているのですから、決して出遅れているわけではありません。これを生かさなければ宝の持ち腐れというものであります。歴史的円高や日本企業の世界進出で、国内の地方には有力な製造業の企業進出など当分困難な状況が続くことでしょう。このような傾向はもう20年も続いております。こういう時こそ足元の素材を生かして、自力で殖産興業に取り組まなければなりません。温故知新、細川藩の財政再建の殖産事業であった、菊池川のハゼ並木を眺めて決意を新たに作る時かと思いません。植原産業経済部長も心に思うところがあるかと思っておりますので、後でアドリブで結構ですから、最後の質問の後に一言お願いします。

最後の質問に行きます。これはまた物議をかもし出すかもしれませんが、防衛議員連盟の正義感から質問いたします。

中国瓦房店市との国際交流について。玉名市は1994年4月にアメリカアイオワ州クラリダ市と姉妹都市を締結。グレンミラー音楽祭を初め音楽を通して交流を深め、

玉名女子高校との交換留学、音楽の都玉名づくりに寄与するなど相互の有効的關係は、理想的な形で推移しております。今年はクラダ市より九州新幹線開業のお祝いに訪問団が訪れました。ところが、歓迎会の3月11日東日本大震災が発生、未曾有の災難に深く同情されいたわりの声をかけていただきました。帰国後さっそくお見舞いの義援金が送られ友情に深く感謝したところです。またアメリカ軍の「トモダチ作戦」にも心丈夫に感じ、レディー・ガガ嬢のエール、義侠心にも感動しました。一方、瓦房店市とは同年10月友好都市を締結、相互の訪問団が往来をしてきましたが、経済的にも文化的にも人的交流においても、大きな発展は実感できずにいます。今春には玉名市より訪問団が訪れる予定でしたが、ストレートな表現ではないにせよ、放射能に汚染された日本人は来ないでくれと訪問を拒否され、その後数度の打診にも返事がないという、友好都市関係の意義も無い冷たい仕打ちに失望しているところです。日本人の8割以上がアメリカは好き、7割以上が中国には親しみが持てない、ストレートに言えば嫌いという調査結果があります。それは中国国内の小日本と蔑視する反日教育や日本周辺における軍事的揺さぶり、政治経済面における理不尽な言動や行動などに原因があります。きのうも黄海上で中国漁船が違法操業を繰り返し、韓国の取締官を死傷させ、あまつさえ謝罪もしないという中華思想を振りかざす傍若無人ぶりです。確かに、第二次大戦中日本軍が中国大陸をじゅうりんしたという帝国主義時代の不幸な歴史的事実はありますが、日本も悲惨な敗戦の深い反省から国際社会の一員として復帰すべく、平和の道をたどってきました。1894年明治27年の日清戦争から、1945年昭和20年までの戦争の時代51年間よりも長い、戦後66年の生まれ変わった平和国家建設への努力は、評価されるべきであり、中国国内の不平不満を反日にすり替える手法は古すぎる政治手段と言わざるを得ません。このようにお互いを尊敬できないと言う相互の国民感情に大きなずれが存在している間は、形式的な友好関係は不毛なものでしかありません。中国は大國としての品格、正義と節操を示さなければ、戦前の日本と同様国際社会で孤立することでしょう。この機会にお互い冷静に真の国際友好とはどのようにあるべきかを考える期間が必要であり、また復興最優先の財政難のおりから、相互訪問はしばらく休眠するという考えはないか市長にお尋ねします。

○議長（高村四郎君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の中国瓦房店市との国際交流についての質問にお答えいたします。

本市と友好関係にあります、中国瓦房店市とは今から17年前の平成6年10月に友好都市を締結いたしました。この締結に至った経緯につきましては、平成3年5月に当時玉名市長でございました松本氏が特別顧問を務める日本訪中文化交流親善視察団が

大連市を訪れた際に、直轄市でございました瓦房店市を紹介されました。また同年11月には玉名国際交流協会の会長でもあった、松本市長を団長とした一般公募の38名の友好親善施設団を結成をし、大連市と瓦房店市を訪問されました。その後大連市から市長を含め視察団が2度にわたり本市を訪問をされ、平成5年10月に友好都市の仮締結を経て、1年度に正式な友好都市関係が結ばれたのであります。

締結からこれまでは玉名市からは計5回の、そして瓦房店市からは計3回の公式訪問団の受け入れ、また両市の経済関係団体の視察訪問などの受け入れなど数多くの交流実績がございます。本年の交流につきましては、当初5月に13名の公式訪問団により訪問を予定をいたしておりましたが、急きょ瓦房店市長の日程の調整が困難となり、やむを得ず延期をされ今日に至っております。

最後になりますが、今後も引き続き定期的な公式訪問や各種経済団体の視察訪問等の人的な交流を念頭に文化面、経済面での効果が双方に得られるようお互いを理解し、尊敬しあえる良好な友好関係を築き上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

[産業経済部長 植原 宏君 登壇]

○産業経済部長（植原 宏君） 松本議員の薬草の里づくりの方向性についてお答えいたします。

現在、6次産業の取り組みとしまして、今年度玉名市6次産業推進補助金制度を創設いたしましたところがございます。今回、採択いたしました8件の中に、議員御質問の甘草も入っております。そうした中で6次産品の開発が現在進んでいるところがございます。甘草につきましては、現在三ツ川の方で栽培をいたしております。先日現場の方を視察したところがございますけれども、上の葉の方はちょっと弱くなってましたけれども、中を掘り起こしましたところ根の方はしっかりと成長をしています。確認したところでございます。今後の商品化に務めてまいります。

先ほど、企画経営部長の方からも合志市のJAの話ありましたけれども、企業を誘致して農商工連携という形の下で6次産業化が可能であれば、市にとっても産業活性化への面で非常に有効であると言うふうに考えております。今後そのような機会がもしありましたならば積極的に推進してまいりたいと思います。

また現在市民活動により行なわれております、薬草の取り組みについて6次産業化の検討を進め、薬草を生かしました6次産品の旅館料理での活用等を含めまして、玉名温泉観光旅館協同組合とも連携しながら事業を推進してまいりたいと思います。

今後あらゆる地域資源を活用した6次産業化の推進を図り、地域活性化へつながっていくように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 15番 松本重美君。

[15番 松本重美君 登壇]

○15番（松本重美君） 市長と植原部長の答弁が本当は前後してしましまして、ちょっとおかしな雰囲気になりましたけども、植原部長の強い決意は私もいきを感じるころでございます。是非とも頑張ってくださいと思います。

それから市長の答弁は心が広いという受け止め方もありますが、私は少々疑問に感じます。一旦始めたものはなかなかやめるにやめられないジレンマがあります。だが有意義が見いだせなかったり、本来の目的が終了したときはストップをかけなければ、行政需要は膨らみ、パーキンソンの法則に陥ってしまいます。悲惨な戦争、費用対効果が発揮できない公共事業、損失隠しのオリンパス事件、大きくなならない大俵祭りなど、一旦始めてしまうと、世論がだめ出しをしてもなかなかやめられない、責任者不在の有様は日本人の悪しき習性と言えましょう。優秀なリーダーには注意深く世論を勘案してやめる勇気も必要ではないかと申し上げて質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、松本重美君の質問を終わりました。

6番 横手良弘君。

[6番 横手良弘君 登壇]

○6番（横手良弘君） おはようございます。市民クラブの横手良弘でございます。本日は朝早くからたくさんの傍聴お疲れさまです。一生懸命頑張っていますのでよろしくお願いたします。

今年も早いもので、12月最後の議会を迎えました。いよいよ我々議員にとっても折り返しということで、今回、新たに議長と副議長も決定され、新しく玉名市議会の顔として活躍されますことを祈っております。また、各常任委員会の委員も改選されそれぞれ委員長、副委員長さんも決まり、今後の議会改革を進められることを期待しております。

さて、今年は玉名市にとって台風被害もなく、それほど大きな自然災害もなくよかったのですが、全国的に見れば何ととっても3月11日に起きた東日本大震災は、今も大きな爪痕を残し、数多くの人命を奪ったことは大変ショッキングな出来事でありました。被災に合われた方々に衷心より哀悼の意を表すものであります。

そこで今回、私の質問はそのときから感じていることを通告に従い行ないたいと思います。今回、私は同志議員と11月15日から東日本大震災の被災地である東北3県を、先ほどもありましたように、千年に一度と言われるあの震災から8カ月たった時期でしたが、どの程度の復興がなされているのか、またあの時人々はどう感じ、どのような対処行動をしたのか、自分の目と耳で確かめて見ようと思い、レンタカーを借りて

宮城県を中心に回ってみることにしました。最初に登米市役所にお邪魔し、総務部危機管理官の中津川さんから当日の状況をつぶさにお聞きし、その後、企画部次長の田口さんからその後の復興状況を順を追って、現場の様子を交えながらお聞きすることが出来ました。とにかく上水道の復旧には2週間を費やしたことや、電気の復旧には1週間、一般電話や携帯電話の復旧にも約10日間を要したことなどなど、その間給水には消防のポンプ車を利用したことや、通信手段は県や市の防災無線や衛星携帯電話等を利用し、市民への情報伝達には市内にあったコミュニティFMを利用したことなどなど、いろいろと多岐にわたりお話を伺うことができました。

中でも大変だったのは、避難所を開設しその運営に翌日の3月12日から市内の体育館や文化センター、公民館など53カ所を開所し、ピーク時には6,230人が避難所生活をされていたとのことでした。訪問した登米市は皆様もテレビなどで御存じの被害が甚大だった南三陸町や石巻市と隣接しており自分の市から避難した人より、近隣の町や市からの避難が多かったそうで、また復興の時は前線基地の役目もしたそうで、全国からこられたボランティアが多いときは、その数だけでも1万6,000人を超える人がこられていたそうです。まだまだ復興で忙しい中、我々のために貴重な話をさせていただき、また時間を割いてくださったことに感謝し、市役所を後にしました。

その後、先ほども出ました今回の災害で被害が最も甚大である内の一つに数えられる南三陸町に向かい、実際にその光景を目のあたりにしたとき、誰とはなしにみなそれまでしていたネクタイを外していました。そして車外に出たとき、8カ月にもたっているにもかかわらず、まだ少し異臭がしていました。そしておそらく街並みがあったのでしょう、家の基礎だけになったコンクリートがむき出しになっていました。高いビルの4階までも窓のサッシが壊されていましたし、まだ11月だというのに風は冷たく、急いで車に戻り、海岸線を走らせ途中何カ所も工事中のため迂回を余儀なくされながら、気仙沼まで走り、その途中途中で様々な被害の光景を目のあたりにしたことは今でもはっきりと脳裏に焼き付いています。

そこで、今回の質問ですが、一つ、以前から市には洪水避難や地震を想定したマップなどがあったと思いますが、この震災後にその避難箇所の見直しはされたのか、今回訪問した登米市は地震のわずか4分後に庁舎内に災害対策本部を設置し、対応に当たられたが、本市の対応の仕方はどうなっているのか。三、今回被害が甚大であったので、その後の避難所の食料や水の確保が大変だった、とお伺いしましたが、本市の飲料水及び非常食等の備蓄状態はどうなっているのかお伺いします。

次に、太陽光発電システムの補助金についてであります。市長は「チェンジ玉名」の大項目の安心、安全の中の環境問題の中で、太陽光発電の設置に当たっては「補助をします」とうたっていますので、この件について質問をいたします。さきほど申しまし

たように、今回の地震による津波でもう一つの心配が、福島原子力発電の事故であります。私も以前、九州電力の玄海発電所や仙台の発電所に何度となく訪問した際に、いろんな説明を過去に何度もお伺いしたことがあったのですが、その時はもし大きな地震などがあっても、幾重にも安全対策が施されているので絶対に安全で、これほど少ない資源をクリーンで、しかも効率的に一定した発電はないんだとお聞きしており、我が国のように資源の乏しい国にとっては、最高の発電システムのようにお聞きしておりました。ところが、今回の地震でその考えは一変し、過去に海外で起きた原子力発電所の事故を他人事とっていましたし、まさか日本では起こらないだろうと思っていたので相当なショックを受けました。あれから9カ月未だに家に帰れなかったり、またいろいろな農産物に対しても放射能が検出されたと言って出荷ができなかったり、また風評被害のため苦しんでいる人の報道が連日テレビなどで放送されるたびに心を痛めるのは私だけではないと思います。

そこで質問ですが、一つ、本市において県下の中で太陽光発電システムの補助金の額としては何番目くらいに位置するのか。二番目、1キロワット当たりの補助額は他の市町村と比べてどう違うのか。三番目、今年度1キロワットの単価を下げ、上限ワット数を上げられたのはなぜか。四番目、今までに何戸ぐらいに補助を出し、現在玉名市全体で何戸ぐらいが利用しているのか。五番目、今後もこの事業は継続していかれるのか。お伺いして次の質問に入りたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（高村四郎君） 総務部長 齊藤 誠君。

[総務部長 齊藤 誠君 登壇]

○総務部長（齊藤 誠君） 横手議員の玉名市の防災対策についての御質問にお答えいたします。

まず、避難箇所の見直しにつきましては、震災後玉名市地域防災計画に指定しております避難所の内、全ての公共施設において海岸からの距離及び標高についての緊急点検を行なったところです。その結果、54カ所の避難所の内標高5メートル未満が7カ所、5メートル以上10メートル未満が19カ所、10メートル以上が28カ所となっております。

指定箇所の見直しにつきましては現在、国及び県で地震津波の規模、災害想定の見直しが行なわれておりますので、その結果をふまえて今後検討してまいります。

次に、災害対策本部の対応についてでございますが、本市におきましては防災計画、まず市内で震度6弱以上の地震が発生したとき、次に災害が発生し又は災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置する必要がある時。最後に強力な組織で災害応急対策を実施する必要がある時。この場合に市長を本部長とする災害対策本

部を設置して全庁的その対応に当たるものとしております。またこのほか防災計画では職員の配備について、災害の規模に応じ本庁3名、各総合支所2名の職員で編成される警報発令待機班を配備する第一配備から第三配備までを定めており、災害警戒及び対応に当たる体制を整備を整備しているところでございます。

なお11月6日に実施いたしました防災訓練では、災害対策本部設置訓練を行ないました。本部員参集から本部会議開催までを模擬的に実施いたしております。この訓練では本部員から各課長へ抜き打ちで緊急参集の連絡を行ない、緊急参集訓練もあわせて実施しまして、緊急参集の連絡が取れたのは全体の9割という訓練結果となりました。

次に、避難所の確保、飲料水、非常食の備蓄状況についてでございますが、本市の避難所につきましては、市民会館や文化センターなどの公共施設と各小中学校、地区公民館など全市民が避難所へ避難できるよう、全体で209カ所の施設を指定しております。しかしながら災害の種類や避難所の状況に応じて判断することが重要でありますので、今後市民の意識の向上と防災意識の普及啓発を図ってまいります。

次に物資等の備蓄状況でございますが、今年度飲料水につきましては熊本県を通しましてサントリーホールディングスから提供する旨の打診があつておまして、ペットボトル500ミリリットル入りで2万4,000本、約12トン。これを来週の21日に受領する手はずとなっております。また五つの団体と物資についての災害協定を締結しておまして、災害時の物資の確保を行なっているところです。しかし食料、日用品につきましては大規模災害に対応できるほどは備えていない実情でございます。今後年次計画を立て、必要な物資の備蓄に努めてまいりたいと考えます。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 横手議員の御質問にお答えいたします。

本市におきます住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきましては、総合計画の基本目標に掲げます、「人と自然に優しい環境のまちづくり」を推進し、地球規模の環境問題であります地球温暖化対策に貢献することを目的として、自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する市民の皆様に対しまして、平成21年度の7月から予算の範囲内において補助金の交付をしております。平成21年度と平成22年度は、1キロワット当たりが5万円、1世帯の上限額が20万円の補助でございましたが、今年度から1キロワット当たりの補助金額を見直しております。平成23年度は1キロワット当たり3万円、1世帯の上限額を15万円としております。熊本県下では24市町村が住宅用太陽光発電システムに対する補助金の交付をしておりますが、その補助金額及び上限額は各自治体の財政状況に応じて様々な金額で設定してあるようでございます。1キロワット当たりの補助金額におきましては、各市町村1万5,000円から5万円と幅

がございいますが、24市町村中本市は上から8番目でございます。また上限額につきましても5万から20万円と幅がございいますが、水俣市、上天草市、天草市、芦北町に続きまして上から5番目となっております。

次に、本年度より1キロワット当たりの補助額を3万円に引き下げ上限キロワット数を引き上げました経緯について御説明いたします。まずクリーンエネルギーの導入強化施策等によりまして、太陽光モジュールの市場価格が低下していることが理由に上げられます。例年の実績では太陽光モジュールの1キロワット当たりの設置単価は、21年度が約67万円、22年度が約61万円、23年度は約56万円と想定をしております。そこで、1キロワット当たりの補助単価を下げましても、自己負担額が増加しないであろうとの見解によりまして、1キロワット当たりの単価を5万円から3万円に引き下げたところであります。また、設置平均キロワット数も21年度が4.32キロワット、22年度が4.56キロワット、そして23年度は約5キロワットになるものと考え、補助上限を4キロワットから5キロワットに引き上げております。

今までの補助件数と利用戸数についてでございますが、平成21年度の補助件数と金額は209件の3,947万3,000円、平成22年度は206件の3,918万2,000円、本年度の申請につきましては、11月30日で当初予算限度額に達しましたので受付を終了いたしております。今年度の申請総件数は228件で補助予定総額は2,985万6,000円となる見込みでございます。また、玉名市内の住宅用太陽光発電システムの利用戸数は10月時点で1,376戸で、現在補助金申請が提出されております分がすべて竣工いたしますと、1,490戸前後の利用戸数となります。

今後の事業の方向性についてでございますが、現在の住宅用太陽光発電システム設置補助金制度は、平成21年度から今年度までの3カ年の予定でございましたが、現在も多数の補助金申請の問い合わせがっておりますので、さらに普及推進のため今後も実施してまいります。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 6番 横手良弘君。

[6番 横手良弘君 登壇]

○6番（横手良弘君） ありがとうございます。災害は本当にあってはならないのですが、もし起こったときにどのような対応をするか、ということをつねづね考えておかないと、いざというときにそのことが生死の分かれ目になるかもしれないので、今後も十分な検討をお願いします。

ところで、先ほど総務部長のお答えの中で、警報発令待機班を配備する、第一配備から第三配備までとおっしゃいましたが、その意味はどういうことかお聞かせ願いたいと思います。そしてまた11月6日に実施した玉名市の防災訓練でどのような成果が出

て、どのような課題が生まれたのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

次に、太陽光発電の件ですが、今回の原子力発電所の事故もあってか、毎年補助が決定したら多くの市民のみなさんが、申請に伺われると聞いております。ですので、今後も補助を続けてもらいたいと思います。その中の、先ほどの質問の一番目の中で、今までに玉名市としていくらの補助額を出し、その額が県下で何番目くらいに位置するのかというのが答えになかったようでございますので、その点お願いしたいと思います。

次に、学校におけるしつけについて質問します。まずしつけの意味ですが、私が理解する限りでは着物をつくるときにきちんとまっすぐに縫えるように、あらかじめ目安になる縫い取りをしてそれにそって縫っていけばきちんとした着物が出来上がることになると思います。教育的に使われるしつけも大人が人間社会の規範、規律や礼儀作法など立ち居振る舞いながらそれを子供が見習って育っていくことではないでしょうか。つまり、やってよいこと、やっていけないことを教え、よかったら褒め、いけないことには罰して教えていくべきだと考えます。その中には時には体罰があります。今日の社会では児童虐待ではないかと問題を提起されますが、確かにしつけと混同し自分の感情に身を任せた虐待や暴力をする親や教師がいると報道されますが、児童虐待事件の60%をしめる親の言い分はしつけだったとして容疑を否認するケースが多いのですが、これらの事件では、理由はどうかではなく、行為が罪に問われているため、実際子供の立場で教育的に問われることが少なく、体罰は虐待と同じ意味で捉えられているのか、理解できないことが多いのですが、あらゆる面で力の弱い子供の側からすれば、しつけと称した親からの一方的な理不尽な扱いへ抵抗できないのが実情ではないでしょうか。ところがもう一方では報道で体罰による処分を受ける教師がいます。体罰はだめだと言われても現実には、教育現場では教師の指導を無視する、宿題を与えてもやってこない、どんなに指導しようとしても言うことを聞かないので殴打したということも聞きました。子供たちは健康で自由にのびのび育つことは素晴らしいことです。しかしそれは放任してよいということではなく、やはりどこかにしつけがなければ社会は争いばかりになるのではないかと危惧します。現在玉名市教育委員会は、しつけと体罰についてどうお考えなのかお聞きします。

次に、国語教育について質問いたします。玉名市の学校教育現場では、読み聞かせや読書活動の推進、国語教育の研究など活発に行なわれていると聞いていますが、現在、玉名市の小中学校の国語に関する学力は、他と比べてどれくらいのレベルにあるのか教えてください。また新学習指導要項で、小学校に英語教育が必須となりましたが、まだ始まってすぐですので、大きな実績は出ていないかもしれませんが、今現在の状況の報告をお願いいたします。

○議長（高村四郎君） 総務部長 斉藤 誠君。

[総務部長 齊藤 誠君 登壇]

○総務部長（齊藤 誠君） 横手議員の防災対策についての再質問にお答えいたします。

まず最初の答弁で申し上げました、第一配備から第三配備ということで説明が飛んでしまいまして、誠に申し訳ございません。玉名市で玉名市地域防災計画書というのを策定しております。この中で職員の配備体制ということで、これにつきましては災害対策を強力かつ迅速に行なうため、本部長の命令で次の職員を配備するという事になっております。第一から第三配備までございまして、第一配備につきましては、暴風大雨洪水警報、津波等の警報が発令されたとき、それから震度4の地震が発生したとき、これであらかじめ決めております待機班が出るということでございます。これが先ほど答弁いたしました玉名本庁では3名、支所では2名ということです。それから第二配備につきましては、警報が発令され、災害が起こる恐れのあるとき、それと震度5弱または5強の地震が発生したとき、待機班と地区に地区班というのを決めておりますので、待機班と地区班全員が動員できる体制とするのを、地区班が待機するという事で、待機班と地区班が待機するというのが第二配備でございます。それから第三配備というのが、市内全域に渡り風水害等の発生する恐れがあり、または被害が甚大と予想され、あるいは発生したときと、それから震度6弱以上の地震が発生したとき、動員可能な全職員で当たるということで、第一から第三配備まで事前に計画に搭載しているところでございます。

それから、二点目の防災訓練の成果ということでございますが、防災訓練は災害対策基本法及び玉名市地域防災計画に基づいて、災害時における防火防災活動の円滑化及び関係機関相互の協力体制の確立、それと市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、今年11月6日に本市としては、初めての防災訓練を実施したところでございます。この訓練では玉名小学校区住民のみなさん、それからたまきな荘、九州看護福祉大学、玉名消防署、警察署、社会福祉協議会、それから消防団など総勢400人を超える参加者の下、災害対策本部設置訓練、それから救出救護訓練、要援護者等避難訓練などを行ない、雨の中にもかかわらず、本番さながらの訓練を実施することができました。特に、住民参加による要援護者等避難訓練におきましては、自主防災組織、地元区長さん、民生委員、福祉協力委員、地元消防団など関係者の方々の協力のもと、災害の際、地域内で手助けが必要な要援護者の避難誘導、状況に応じた支援訓練が行なわれまして、円滑な避難行動の為の体制が強化されたとともに、まさに自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神が培われたのではないかと考えております。

なお、今回訓練を実施した玉名小学校区では、全行政区で自主防災組織が形成されておりますので、このことが今回の避難訓練で、要援護者の支援がスムーズに実施できた

一つの要因になっているものと考えます。本市の自主防災組織につきましては、結成されている行政区が今年4月1日現在で、258行政区中107行政区、世帯数から算出した結成率は39.4%、国県の結成率よりも低い状況でございます。今後、各種講習会、研修会それと防災訓練などを通して、防災意識の向上などに取り組み、自主防災組織の結成促進を図り、地域防災力の強化につなげてまいりたいと考えます。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 横手議員の再質問にお答えいたします。

太陽光発電システムの補助金の予算総額で県下で何番目かということでございますので、この補助金が21年度から始まっておりますので、21年度から23年度までの合計額で申し上げます。熊本市が1億6,800万円で一番目です。それから天草市が1億6,500万円、それに次ぎまして玉名市が三番目で1億1,000万円となっております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

○教育長（森 義臣君） おはようございます。横手議員の学校におけるしつけと体罰ということについての御質問にお答えしたいと存じます。

この「しつけ」と「体罰」という二つの言葉というのは、しつけは家庭教育、体罰は学校教育の中でいつも使用されているということになるかと存じます。しかししつけというのは心の教育も一緒に学校では道徳教育という授業でこれを行っております。一方学校における体罰と似た行為が家庭で行なわれていないかと言えば、そうではありません。議員の質問の中にありましたように、家庭においても虐待という形で行なわれていることもございます。私たち大人は、家庭教育の場におけるしつけや、学校教育における道徳教育は、子供たちが大人になって社会生活を営む上で必要な規範意識を身に付けさせる上でも、発達段階に応じてきちんと指導していかなければならないと考えます。江戸の家庭教育格言に、「可愛くば二つ叱って、三つ褒め、五つ教えて、善き人にせよ」という言葉があります。議員も御承知のとおり、社会的な情勢から家庭教育の部分で、親のあり方について考え直さなければならないという時期を迎えて、現在、熊本県教育委員会では親の学びプログラムを展開し、玉名市教育委員会でもそれを受けて実施しております。しかし、実質的な成果はなかなか見えません。議員の御指摘のようにしつけ、体罰、虐待という言葉が、家庭でも学校でも不明確に捉えられ、社会的課題として存在しています。玉名市教育委員会はこうした課題を重要な課題として捉え積極的に考えて、課題解決に向けて取り組んでいきたいと存じます。とにかく体罰という指

導は、子供たちの心の中に入っていきません。小さいときに大人から受けた体罰や虐待というのは、負の遺産として次の世代に引き継がれて、そして新たな体罰、虐待を生んでしまうことがあります。絶対にやってはいけないという行為として捉えております。

次に、本市の国語教育のレベルについての御質問ですが、平成18年度から始まりました、全国学力学習状況調査の結果を例に挙げますと、本市における国語科の学力については、御案内のとおり、小学校6年生と中学校3年生を対象として、全校で調査するという形をとっております。問題につきましても、国語も算数も知識力を問う問題、これをAとAパートという感じになりますけれども、次に、知識活用力を問う問題としてBというパートに捉えて、この2種類に別れております。本市の場合は、本調査が始まりました平成19年度から、国語Aも国語Bも全国平均より高い位置にあります。このような結果を得ておりますのは、小中学校の教師の努力はもちろんのこと、地域の方々による丸付けのボランティア、あるいは読み聞かせのボランティアなどの地域の学校応援団の存在が大きいものと考えております。今後も各小中学校においては、地域の教育力を学校に取り入れながら学力向上を図っていきたいと考えております。

次に、小学校における英語教育の現状ですけれども、平成23年度より小学校において、新学習指導要領が全面実施されて、5年、6年生で年間35単位時間の外国語活動が必修化されました。この外国語活動の時間には、この授業は音声を中心に外国語に慣れ、そして親しまれる様々な活動を行っております。この音声を中心とした活動を通して、言語や異文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することを目指しております。また、コミュニケーション能力の素地を養うということも目標であります。玉名市内の21小学校におきましても、年間指導計画を作成して、計画にのっとり工夫を凝らしながら外国語活動を実施しております。学校訪問で私も見せていただきましたけれども、授業では担任の教師が一人で授業している場合もありますが、ALTつまり外国人のネイチャーと組んでそして授業を行ない、地域の英語の堪能な方をお迎えするなどして、いろいろチャンスをつくり、機会をつくってその授業を参観することができました。まだ外国語活動は始まったばかりで、成果については十分に見えておりませんが、子供たちが外国語でコミュニケーションをはかることに対する抵抗が少なくなっているのは事実のようです。しかし、玉名市教育委員会ではもっと現状より高いレベルで指導ができないものかと検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 6番 横手良弘君。

[6番 横手良弘君 登壇]

○6番（横手良弘君） ありがとうございます。先ほどの総務部長の答弁の中で、本

市の自主防災組織は、行政区の中で結成されているのが、258行政区の中で107とお聞きしました。国県の結成率から比べると39.4%というのはもっとも低い状況にあるとおっしゃいました。今後も促進を図り地域の防災力の強化につなげると言われましたように、どうぞ本日ちょうど各区長、会長さんたちもお見えでございますので、各行政区の方に、玉名です、行なわれたような防災訓練を今後もです、少しずつ進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、しつけの件で教育長が申されましたように、二つ叱って、三つ褒めということはまさに私も同感であります。私の子供が小さいときに、中学校の校長先生と話したときに「先生おるげん子はくらわせてよかばいた」と言いました。そしたら校長先生がおっしゃったことに、「手あぐつと、そら横手さんそらあはそがん言うばってんが、手挙ぐつと手挙げたほうが負けです」と言うことを校長先生もおっしゃいました。私はでもわからない子供にはですね、やはり体罰をもって教えてよかつじゃなかつかなと、私個人的には思っております。おかげで自分とも子供が3人いるんですけれども、横道にそれずにですね、順調に育ってくれたかなと親ばかりではありますけれども思っております。

次に、玉名市の学校の国語能力について、全国の平均からして少々高いということをお聞きして少し安堵いたしました。また小学校での英語教育の状況も報告いただきありがとうございます。そこで、再質問をいたします。学校規模適正化審議会で、小中一貫教育が建議されました。私も何回かそこに傍聴にお伺いしたときに、思ったことですが、子供たちの人格形成にとって、9年間の義務教育は大変重要であります。しかし、先ほどから質問しておりますキーワードは、しつけと国語ということであります。小中一貫教育を進めるうえで、新学習指導要項に沿って、授業は行なわれるべきと思いますが、子供たちの将来を考えるとしつけと国語教育の二つのキーワードは教育成果のかぎをにぎるのではないかと考え質問いたします。しつけというのは学校において道徳教育という科目で発達段階に応じて教育されると答弁を伺いました。しかし、虐待やネグレクト、不登校、いじめなど解決の目処はついていないと感じています。話に聞きますと、子供が朝起きないので、先生が迎えにきて欲しいと要望してくる親がいるそうです。それを先生は迎えに行ったそうです。私の小学校時代には考えもつかないことです。現状では理不尽な保護者に対して、教師が毅然とした対応ができない、また利己的で我が子さえよければ他人の子供はどうでもいいと言うかと思えば、子供のしつけができないので、学校の先生に子供のしつけをお願いできないだろうかと言い、そういう家庭の子供はわがまま言い放題などなど、将来の日本社会の崩壊を危惧するのは私一人ではないと思います。また、国語教育はまあまあかなと思うのですが、英語教育はもう少しレベルアップを図らないと、玉名の子供たちは今後ますますグローバル化する社会で

は生きていけないのではないのでしょうか。私もこの頃時々海外に行く機会がありますが、そのときいつも思うことは英語をもう少し小さいときに勉強しておけばもっともつと外国の人とコミュニケーションが取れ、より深い交流が図れるのにと思うことが多くあります。今回せつかく玉名市の学校教育の一大改革である小中一貫教育に取り組みられるならば、玉名の子供たちの将来のために人格も、学力も、誇りある教育を進めていただきたいのですが、この点に対してどうお考えか再度お考えをお聞かせください。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 今、横手議員の再質問にお答えしたいと存じます。

まず、体罰、横手議員はちっとぐらい打ってよかろと言うことをおっしゃいますけど、学校では絶対体罰はいたしません。これはやはりいけないというふうに学校教育現場では絶対体罰はいたしません、しかし現実には親がどうしても子供をしつけできないという部分もあるかと思えますけれども、それ以上に危惧されますのは、最近やはり生活をするために離婚率が上がった関係もあるかと思えますけれども、ひとり親、父親だけ母親だけという家庭が多くなってきております。そのために一生懸命働いて生活をし、生き延びるということを受けて、それが子供がどうしてもしつけができない部分があるのではないかなというふうに見ております。そのことを考えますと、学校もやはりどうやってきちんと子供を育てていっていいかということはしっかり考えていかなければなりません。特に今ありましたように、小中一貫校という新しい学校のシステムを構築するといううえでは、今議員の御指摘のように、しつけも、そして外国語教育も、国語という日本語の教育も、これは一つの大きな機会ではないかなと捉えて、教育委員会としましても十分このへんを充実させるということで、取り組んでいきたいと存じます。これは横手議員の御質問のほか、他にもまだありますので、いろいろとこれから考えをまとめていってより良い学校教育が出来ますように、頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（高村四郎君） 6番 横手良弘君。

[6番 横手良弘君 登壇]

○6番（横手良弘君） ありがとうございます。今しつけの問題で、やはり感じるのが、前はじいちゃんばあちゃんと家の中で過ごしておりました。親が自分の子に対して手を挙げたり叱ったりするときに、じいちゃんばあちゃんがそれをかばってくれてました。それが今、核家庭が進む中で本当に子供たちの逃げ場がないというか、子供たちをかばってくれる場所がなくて、子供たちが本当に悲惨な状況にあるのかなというのを感じております。今後、玉名の子供たちは、将来のこの玉名市を担ってくれる貴重な宝物でございます。先生方も本当に大変だとは思いますが、われわれ親もしっかりし

ながらですね、共に玉名の未来をしょってくれる子供たちに素晴らしい教育ができますことを願ひまして、そしてまた防災に関しましては、先ほども言いましたように、各区長、会長さん等々がお見えでございますので、一緒になってですね、防災意識を高めそしてまたあのような悲惨な状況に玉名市がならないように、みんなと一緒に頑張って行きたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高村四郎君） 以上で、横手良弘君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 40 分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 本日は玉名市の区長協議会のみなさん、そして町小校区の民生委員・児童委員皆様には、研修傍聴御苦労さまでございます。前進クラブのそして帰れば町小校区出身の吉田喜徳でございます。どうかよろしく願いいたします。

教育問題、第一番目です。学校規模適正化と小中一貫教育について、玉名市学校規模適正化審議会は12月1日、適正規模に満たない市内の小学校を中学校区単位で統合するよう、市教育委員会に答申したのであります。そして市教委は、本年度統合を進める中学校の計画素案をつくる、地域コミュニティーの核である小学校廃校後の利活用も検討するとの意向を示したのであります。

答申は、小学校の適正規模を1学級40人、1、2年は35人、1学年2、3学級と設定、全21小学校の内、玉名中学校を除く5中学校区の18校を原則中学校区単位で1校にし、小中一貫教育を導入するとしたのであります。つまり、玉南、玉陵、有明、岱明、天水の各中学校の小学校が統合の検討対象となるとしています。以上がマスコミに発表された全容であります。一見審議会のこの答申に従って、教育委員会や現場で決まっていくかのようにありますが、この統廃合の問題は、市民的議論を尽くさねばならない玉名市にとっても来るべきものが来たとの感は否めないのではありませんが、本市にとって重大なことであります。今の21小学校は旧玉名市でも13小学校をとっても昔の村や町の名を校名に表し、ふるさとの面影を残す存在感のある小学校であります。市民の代表である議会こそ、これから大いに検討し、議論していかねばならない存在であると思ひ、今回の一般質問で取り上げた次第であります。統合問題といい、小中一貫教

育といい、これも少子化の中で学校教育法や義務教育標準法の基準として、また時代の流れとしては重く受け止めているのであります。ものの、しかし、審議会の答申を市民に対し説明不足となつてはなりません。まずは私が先に答申の概要を取り上げましたが、さらに詳細に付け加えたり、説明したいことがあればここで発表していただきたい。

次に、今後実現までのシナリオ、取り組み方、これからどうやって進めていくかですね、スケジュール等をお尋ねしたい。本日は一気に質問を読み上げさせて質問したいと思いますが、もしも答弁の時間がありましたら、三番目から答弁していただきたいと思ひます。

さきの大阪市長選と大阪府知事選は、共に大阪維新の会の橋下、松井両氏となり、もちろん最大目標は都構想の実現であります。今進められている大阪府教育基本条例案について関心を高く持っているものであります。この問題提起は反対する人に「じゃあ今のままの教育でいいか？」と問うと「そうは思わないが」と返ってくる。そんな人たちもこの議論に巻き込んでいるのは確かだと思ひます。教育委員会のあり方、同選任について競争主義、成果主義、教師としての指導力や資質、不適格教員の存在、子供の学力低下などの問題を受けて、公教育の眼差しが厳しさを増す中、橋下、松井両氏が率いる大阪維新の会は先生たちを競わせ、生徒を競わせて成果を厳しく問うことで現場は活性化するという、あなたはどう思ひますかと問うているのであります。大阪府教育基本条例の1、2を上げてみますと、府教委は小中学校の学力テスト結果について、市町村別及び学校別の結果をホームページ等で公開しなければならないとあります。また、人事評価はSを最上位とする5段階評価で行ない、おおむね次に掲げる分布となるよう行なわなければならないとしています。S5%、A20%、B60%、C10%、D5%であります。教育長の感想をお聞きたい。よろしくお願ひいたします。

新幹線と観光について、さる8月21日午後8時のテレビ番組で取り上げられたテーマの一つ速記してみましたが、観光客は熊本市内と阿蘇、九州新幹線を使って県外から熊本を訪ねた観光客のほとんどが、観光は熊本市内か阿蘇に行くと答え、その他は目的地にしていない。これは民間のシンクタンク地域流通経済研究所がJR熊本駅で九州新幹線の利用者に対して行なつたアンケート調査であります。県外からの観光客でどこに行くかを答えた207人の内、142人69%が熊本市内、阿蘇方面が64人31%、一方人吉、天草などほかのところと答えた人は、それぞれ5%ほどに止まっています、新幹線を利用して熊本県を訪ねた多くの観光客が、市内と阿蘇を観光している実態がわかり、熊本県の目的地は熊本城であつて、その他の名所まで足を運んでいないということとしています。今回の調査結果について地域流通経済研究所では全線開通が始まつたばかりの6、7月頃なので、まず九州新幹線に乗るのが一番の目的ではなかつたろう

か。人吉、天草、玉名地方もその後各地は頑張っているの、玉名市も頑張っておられますね。今後も引き続き県内の観光地について広くPRしていくのが観光客にも変化しているのではないかと思います。玉名についていかがでしょうか。観光客の現状をお聞かせ願いたい。

菊池郡菊陽町にある「さんふれあ」を三人の議員で訪ねました。高田社長という人に会いいろいろ学びました。さんふれあは温泉付き農業振興直売所、やっちゃば的なスーパーと言っているのでしょうか。高田氏は元JRグループ九州支社長、JR交通企画の人で大浜のトマト事業等を提案した人物、発想家であります。九州新幹線新玉名駅開業に対し、この際JRと企業、行政等との交流会を立ち上げ、新しいまちづくりをデザインし、普及活動をして観光客増加もその中で進行していくということはどうかと言われました。私たちにそう提言されました。玉名では観光客の振興をまたどうしておられるのか、またお考えかその現状と考えを尋ねたい。ゆるキャラグランプリ2011でくまモンが全国制覇しましたが、玉名には、タマにゃんが、そうですね、宮田さん、宮田議員。今日宮田議員の質問に出るようですが、ではありませんが、新幹線新玉名駅のお客のピーク時に、今日もしもお客さんがいっぱいあればですね、天気もいいし。タマにゃんの出迎えなど企画をしたらいかがでしょうか。

三、民生委員・児童委員に報いる施策について。その前に区長さんにメッセージを贈りたいと思います。環境整備、苦情、区内の行事、例えば区役、どんどや、神社の祭り、運動会などなどのお世話、その他多用でなり手がいないと言われていています。また、区長選任その他各種役員さん等の選任に、選出に苦慮されているのが現実。民生委員の選任にも苦慮されているのではないかと深く区長さんの活動にも敬意を、敬服いたします。さて民生委員・児童委員さんの活動も複雑、多岐にわたりその後活動も難儀、苦労しておられるのを目のあたりにしております。その労苦に対しまずは敬意と感謝を申し上げます。本市では総合福祉課、高齢介護課、子育て支援課そしてまた玉名市社会福祉協議会の所管に関する仕事、本当に多岐ですね。今、お年寄りそして子供たちに目を向けるそのようなお仕事、子供からお年寄りまで民生に関する全般という文字通り広い範囲にわたっていますが、具体的に例を挙げてみてください。また選任についての仕組み、委員は全市で148人と聞きます。玉名町では今日おいでになっている27人のみなさんであります。その内容についてお尋ねしたい。3月11日のあの悲惨事によって、風水害、火災等災害時の要援護者支援や、ますます独居老人が増える中、なお一段と民生委員さんの仕事が気を抜くことができない日々ではないでしょうか。該当者の方々はもとより、周囲の私たちも民生委員・児童委員の御貢献に報いる施策はないものかと訴える次第であります。当局のお考えをお聞きしたい。

○議長（高村四郎君） それでは3番から答弁をお願いします。

健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

○健康福祉部長(辛島政弘君) こんにちは。吉田議員の民生委員・児童委員の貢献に報いる施策についてお答えをいたします。

初めに、民生委員・児童委員は民生委員法第14条、民生委員の職務について住民の生活状態の必要に応じ、適切に把握し、生活上の相談・助言、その他の援助及び必要な情報を提供するとあります。市では災害時要援護者支援制度、障害福祉サービス、生活保護、高齢者支援、虐待等に対する援助、子育て支援、健康づくり及び民生委員が担当する地域全体の見守り活動などを行なっているところがございます。民生委員・児童委員の方々には地域福祉の多岐にわたりご協力をいただいていることに対し、市として心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

次に、本市では地域ごとに組織された6団体の協議会及びその協議会をまとめるための連絡、調整を図る連絡協議会がございます。本年度、民生委員活動補助金として873万円を連絡協議会へ交付し、その後各協議会の方に配分をされております。この補助金は、各協議会が行なう活動費にだけ充てられるものでありまして、担当地区の見守り活動、相談業務及び委員が依頼を受けて作成される業務など、委員に関わるものに当てるものではございません。しかし、熊本県からはわずかではございますけれども、民生委員・児童委員の皆様方に対し、直接報酬が支給されております。

次に、委員の選任の仕組みについて申し上げますと、昨年12月に全国一斉に改選が行なわれました。委員の委嘱までの流れを御説明いたします。まず区長協議会へ候補者の推薦をいただくような説明会を開催し、その後、中学校区の各区長へ説明会を開催いたしました。地域住民の相違の意見として候補者を推薦いただき、その後、玉名市民生委員推薦会で御審議いただき、熊本県の審議会を経て国へ提出いたします。その後、厚生労働大臣が委嘱状を交付をするということになっています。国から委員としての委嘱を熊本県は活動する担当地区を委嘱するわけでございます。この時点で委員は熊本県の嘱託職員というような身分となられるわけでございます。本市では、定数の136名がおられ民生委員・児童委員の方々の中には児童を専門に担当される主任児童委員という方がおられます。この主任児童委員も地域から推薦され民生委員と同様に厚生労働大臣から委嘱され、兼ねて主任児童委員としても委嘱を受けておられます。本市では定数の12名がおられ、玉名市全体で現在民生委員・児童委員定数の148名の方々も御活躍いただいております。本当にありがたいことだと思っております。

最後に委員に報いる施策についてお答えいたします。委員は国及び県からの委嘱を受け、玉名市民の立場に立った相談業務や困った人々への必要な援助を行なうとともに、地域福祉の増進に御努力をいただいております。最近はその活動範囲も広がりまた市民

からの要望も多種多様化し、それに社会経済の低迷により大変厳しい環境に追い込まれている社会弱者の増加の中、民生委員に期待されるものは年を追うごとに年々高まっている現状でございます。玉名市では委員活動の負担軽減及び活動のしやすい環境づくりの支援に努めてまいりたいと考えております。まずは、担当世帯数の適正化、市の場合には120ないし200世帯に一人というふうになっておりますけれど、活動の基礎となる資料の提供、連絡、調整など福祉行政が行なう制度や事業の理解をお願いする説明会、団体補助金の充実などを今後も委員の意見や要望を伺いながらよりよい方向を目指したいと考えております。厳しい社会環境下の中ではございますけれども、民生委員・児童委員及び主任児童委員のみなさま方には、地域福祉の担い手として市民生活の立場に立った相談者であり、大切な行政との橋渡し役でもございます。今後も委員皆様方の御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高村四郎君） これに関してはいいですか、再質問。

吉田議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

○健康福祉部長（辛島政弘君） 失礼します。先ほど一部答弁もれがありましたので、お答えをさせていただきます。

まずは、市独自の民生委員の皆様方に対する報酬制度というものを設けてはどうかという御意見でございましたけれども、民生委員の皆様方には民生委員法の第10条で、民生委員には給与をしないものとするというふうになっております。あわせてこの沿革的にも民間のボランティアという奉仕制度であることから、検討課題とは思いますが、現時点では民生委員の皆様にはこの制度の趣旨を御理解頂きたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 吉田議員の学校規模適正化と小中一貫校についての御質問にお答えしたいと存じます。

まず、教育を構築するといううえでは、基本姿勢がなければならないと考えます。教

育に対する基本姿勢といたしまして、一つは子供たちが大人になったときに少しでも国際力を涵養し、生活力を高められるグローバルズム、一つは日本人としてのナショナリズムと同時に、郷土を愛するローカリズムの涵養、そしてもう一つが「三つ子の魂百まで」と言われるように、小さい時から基本的な生活習慣の指導を徹底するということを考えております。その具現化に向けて努力しなければならないのではないかと思います。近代以前から、玉名には先進的な教育の気風がみなぎっているのは議員も御存知のとおりだと思いますが、明治12年には玉名郡に99の尋常小学校がつくられて、その後、昭和22年、戦後ですけれども新しい学校体制で現在の玉名市に14の新制中学校が発足し、その後統合を繰り返して昭和53年に6中学校になりました。小学校におきましても昭和33年、現在の21校の体制になって今日に至っております。これも社会情勢による時代の趨勢であるかと思いますが、その後も少子高齢化、国際化等で教育を取り巻く社会環境が大きく変化しております。そこで教育委員会としましては、教育機会の均等と教育水準の維持向上を図るために、効率的で良い教育が受けられるような教育体制の再編、すなわち学校規模配置の適正化が必要であると判断いたしました。そこで、17名の委員の方々による玉名市学校規模適正化審議会で審議をお願いいたしました。真剣な審議をいただき、そして今月の1日に大谷教育委員長に建議をいただきました。建議内容は、玉名市立小中学校の状況と課題、適正な学校規模等の大きく4項目になっております。適正な学校規模につきましては、小中学校に望まれる学校規模基準にそって検討され、適正配置を進める優先度の基準は適正基準に満たない小規模校、特に複式学級を有する学校を解消するということが順次検討するとなっております。その中で、特色ある学校づくりの一つの取り組みとして、小中一貫教育を具体的に推進するということがあります。教育委員会としましては、まず今月16日の教育委員会に建議の内容を報告し、教育委員の意見を受けて教育委員会として玉名市学校規模配置適正化基本計画の素案を春までには策定したいと考えております。その後、中学校区を単位として地域説明会を開き、住民の皆様の意見を拝聴し、適正化事業に取り掛かる地域につきましてはさらに踏み込んだ説明も考えております。当然パブリックコメントをいただき、そして春頃を目処に基本計画を策定したいと考えております。その間、議会の皆様の御意見を初め、市民の皆様の声を十分に反映しながらしっかりとアイデンティティをもった計画書の策定に取り組んでまいりたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

次に、大阪府の教育基本条例についてでございますが、本年9月21日に大阪府議会へ大阪維新の会より大阪府教育基本条例案が提出され新聞等マスコミでも取り上げられ、大阪府はもとより、国内においても教育関係者を中心に大きな注目を浴びたところでございます。この大阪府教育基本条例案は「各教育関係者の役割分担」、「教育行政に

対する政治の関与」、「校長及び副校長の人事」、「教員の人事」、「懲戒・分限処分に関する運用」、「学校制度の運用」、「学校の運営」等の9章になって構成されております。内容ですが、例えば第2章の教育関係者の役割分担におきましては、大阪府知事が府立高校等の教育目標を設定し、教育委員会において府知事が設定した教育目標を受けて具体的な教育内容を盛り込んだ指針を作成し、各学校の校長に提示するという仕組みになっております。また、各種の学力調査の結果を市町村別及び各学校別にホームページ等で公開しなければならないようになっております。他にも学校教職員以外の人々で、学校協議会を組織し、採択する教科書を推薦したり、校長や他の教職員を評価したりするシステム・権限が与えられているわけです。このことから、現在、大阪府教育基本条例案は委員の政治的中立に対する政治の介入であるとの見方もあり、賛否が分かれていると捉えております。教育は日本国憲法の本質にのっとりた教育基本法、学校教育法、地方教育行政の組織および運営に関する法律等の法令をもとに、地域の実態に応じて適切に行なわなければならないと考えております。教育基本法第16条においても、教育は不当な支配に服することなくこの法律及び他の法律を定めるところにより行なわれるべきものであり、教育行政は国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力のもと公正かつ適正に行なわれなければならないと規定されております。この条文を尊重することが重要ではないかと考えます。玉名市教育委員会としましては、今後もこれらの法律を踏まえて玉名市の実態や特色、良さを十分に生かし、玉名市教育目標の実現に向かって、公教育のさらなる充実に取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

済みません。訂正を一部お願いいたします。先ほど春までにというふうに申し上げましたが、秋頃をめどに基本計画を策定するというところでございます。失礼いたしました。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

〔産業経済部長 植原 宏君 登壇〕

○産業経済部長（植原 宏君） 吉田議員の新幹線と観光等について質問にお答えいたします。

まず九州新幹線が開業しまして、来年3月で1年を迎えますが、観光の目的で玉名にお越しいただいた来玉者につきましては、新玉名駅利用者は1日の乗降客としては約1,000人ほどでありまして、開業時に比べると微増傾向にあります。レンタカーの利用状況としましては、夏休みには少し増えたような気がしますけども、現在は月平均50台ほどの利用となっております。その内約半数が玉名を含めた県北地域への観光での利用のようでありまして、最近の駅の利用状況からは、新玉名駅は九州内旅行の帰路の手段としての利用が目立ってきておりますので、駅での待合時間を利用した中に玉名へ

の集客チャンスがあるのではないかと考えているところであります。

次に、玉名温泉における宿泊客の状況ですが、開業当初は東北地方の大震災の影響もあり大きな効果はありませんでした。しかしその後、微増の傾向にあり開業効果が徐々に宿泊にもつながって来ているものと感じております。それから開業後9カ月経過しました現在におきましては落ち着きを見せている状況であります。玉名へお越しいただく手段といたしまして、高速道路や飛行機などに加え、新たな交通手段としての新幹線ができたことは、受け入れ先の玉名温泉や小浜温泉としては優位な条件が増えたこととなります。現在のところ新幹線利用自体の効果は落ち着きを見せていますが、玉名での滞在時間を延長してもらえような方策が必要ではないかと考えているところでございます。今後検討してまいります。

次に、玉名市のマスコットでありますタマにゃんの活用につきましては、関係課で現在検討しているところでございます。くまモンが全国ゆるキャラグランプリで1位になったように、ゆるキャラブームでもあります。議員からの御提案いただいた新玉名駅で、観光客を歓迎できるようなことも検討してまいりたいと思います。

J Rとの交流会についてですが、所管であります商工観光課におきまして、J Rと連携をとり、誘客につなげる事業として、J R博多駅に花菖蒲を飾ったり、草枕ウォーキングにおいてはJ R熊本駅にパネルを掲示したりと具体的に事業を展開しております。また、新幹線を活用した商品化を目指し、J R西日本と懇談会を開催し、菊池川流域の旅行商品を造成した成果もあります。先般もJ R九州が推進しています鉄道クラブの商品として、玉名でできる体験プログラムについて意見交換をしたところであります。今後、御指摘の商工会議所、商工会等を含めた交流会を企画いたしまして、新幹線を活用したさらなる誘客につながるような意見交換の場を設けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 教育長、冒頭に論旨で申し上げましたように、これはもう玉名市にとっても重大な転換期でもありまた、大切なことであるというふうな位置づけ、秋頃までにまず基本計画というんでしょうかね、これからの取り組み、スケジュール等について、統廃合までのスケジュールでしょうか、小中一貫教育のそういったものが提示されるということでもありますけれども、それまではですね、非常に大事な期間ではないだろうかと、まあ基本計画が出て検討していくのもですね、それはもちろん大事でありますけれども、その期間、議会としてもですね、大いに教育委員会の考え、あるいはまたいろんな説明といいますか、そういうのもふまえて関心を持って行かなきゃならないというふうな思いますので、心しておいていただきたいと思います。

次に、植原部長、今答弁がありましたように、おおむね現状については了解いたしましたが、企業と行政とJR側とのですね、単にその都度、その都度の話とかじゃなくて、ばらばらじゃなくて定期的にですね、そういうような交流をですね、設けていく。これが私どもが研修した中での一つの勉強でありました。このことについても検討していただきたいと思います。

民生・児童委員さんについては、まあ今ボランティアの世の中ですから、そういうふうに理解してもらってやることは承知しておりますが、何もボランティア、ボランティアでですね、済ませていくものではないと、愛情を注ぎ非常に多岐にわたった社会においてですね、重要な人に優しく、親切で、思いやりのあるそういった社会を構築するためにもですね、民生委員さんの活動は大なるものではないかこのように思いますので、検討課題と申されることに思いを大きくいたしまして、期待する次第でございます。

以上をもちまして、吉田喜徳の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高村四郎君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） 新玉名クラブの福田でございます。よろしく申し上げます。

それではさっそく質問に入らせていただきたいと思います。まず最初に、特別措置法について質問いたしたいと思います。下水道の整備等により特別措置法について質問いたします。この法律は、昭和50年施行され目的は下水道の整備等により、その経営の基礎となる諸条件に著しく変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業について、その受ける著しい影響を緩和し、あわせて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、この業務の安定化を保持するとともに、廃棄物の適正な処置に資することを目的とする。法律上はこのように書いてあります。下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別処置法で、下水道整備に伴い前玉名、岱明町では市の業者にごみ収集委託、中継ポンプ場の管理委託、下水道管の清掃などを代替業務として提供されております。一方、旧玉名市、天水町、横島町では代替業務の協定書等の締結がなされ、そしてまた業務提供が行なわれているかをお尋ねするところでもあります。そしてまた、現在玉名市は市の業者が何業者あるのか、これについてもお尋ねいたします。合併して6年が経過しておりますけれども、今後新たな協定を締結する考えがあるのかをお尋ねするところでもあります。

続きまして、防災についてお尋ねいたします。この件については横手議員の質問もありましたけれども、私は私なりに考えて質問させていただきます。

まず最初に、災害情報と情報の連絡についてお尋ねいたします。関係機関との連携も

含め、情報の収集と伝達について玉名市としてどのように対応されるのかをお尋ねするところであります。本題に入る前に、3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という太平洋沖地震が発生し、大きな災害となりましたことは記憶に新しいところでございますけれども、私たち同志議員は先ほどもありましたように、11月15日より東北地方視察研修ということで、主に宮城県の仙台空港から仙台塩釜港、松島湾、東松島市を通って、石巻、登米市、気仙沼それから岩手県の陸前高田市、大船渡市を通過いたしまして、釜石市まで視察をいたしました。仙台空港に着くときに飛行機の窓から見えるその景色のあまりの変わりように私たちは言葉も出ませんでした。海岸沿いの松林の防風林には、数多くの瓦れきが引っかけり、周囲はまるで砂漠化したサバンナのような風景で、津波の威力を様々と見せつけられた思いであります。観光で有名な松島町の店先には約1.6メートルまで海水に浸かった痕跡が見られ、有名な笹かまぼこのお店も休業されておりました。石巻市、気仙沼市、岩手県の陸前高田市、釜石市と北上するにつれて被害はますます大きくなり、住宅地はひとたまりもなく破壊され、ビルの屋上にはいまだに船が乗っていて、津波の高さが20から30メートルあったと想像されます。また瓦れきの山や自動車等は7、8メートルまで積み上げられており、被災地の復興には相当な年月がかかることは言うまでもありません。石巻市では市民への避難を最後の最後まで呼び続けられて亡くなられた職員の方、そしてまた東北地方、福島、仙台、岩手県で被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。またこのような状況の中で、私たち玉名市議会議員の行政視察研修を快く引き受けていただきました宮城県登米市の皆様方に心より感謝を申し上げる次第であります。またこの日は沖縄からの視察研修の日でもありました。今回の私たちの研修が少しでも役に立てればと思っております。

さて本題に入りますけれども、3月11日の東日本大震災が発生し、大きな災害となりましたけれども、このことを教訓にし、玉名市としてどのように学び対策を考えられておるのでしょうか。例といたしまして、宮城県登米市では発生と同時に停電となり、電力、電話の普及に約1週間かかっている状況であります。一般家庭では電話普及が10日から2週間、電力が約1カ月後と電話回線などの通信手段が途絶え、各総合支所と災害対策本部との情報交換は職員の伝令とそしてまた県防災無線及び衛星携帯電話で行なったということでもあります。また被害調査につきましては職員のほか行政区長、民生委員等へ調査を依頼し状況を把握したそうであります。昔、玉名にもFMたまなというのがありましたけれども、この登米市もコミュニティーFMということがありました、しかしながら電源が寸断された今、バッテリーが切れこの機能は長時間は出来なかったそうであります。そこでお尋ねいたします。玉名市ではこのような状況の中で、情報の収集と伝達について連絡網の体制はどのように考えておられるのでしょうか。そしてま

た、停電時の対応はどう考えておられるのかをお尋ねいたします。

続きまして、備えについてであります。玉名市の地震防災マップによりますと、災害時に備え、3日間の飲料水、一人当たり一日3リットルと言うことでございますけれども、そのほかに食料を備蓄しておくと書いてあります。ではお伺いしますけれども、玉名市といたしまして、食料、毛布、燃料これはガソリン、軽油、重油などですけれども、この備えはどのようになっているかをお尋ねいたします。

それから三番目に、避難場所についてでございます。市ではマグニチュード6.9の地震を想定して、地震防災マップが作成され、また洪水では菊池川、繁根木川及び木葉川で100年に一度、そのほかの河川で30年に1度の確率で発生する洪水規模を想定して作られております。しかし作成されたのが、平成22年であり、東日本大震災が起きた今、避難場所の見直しは必要ないのかをお尋ねするところであります。後は、再登壇にて質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（高村四郎君） 企業局長 竹原憲司君。

[企業局長 竹原憲司君 登壇]

○企業局長（竹原憲司君） 福田議員の下水道の整備などによる特別措置法についての御質問にお答えいたします。

御質問の特別措置法は、正式名称、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法であり、いわゆる合特法と呼ばれ昭和50年に制定されております。この法律は下水道の普及に伴い、し尿処理などの一般廃棄物処理業者の業務が縮小され、経営が成り立たなく懸念があるために経営への影響を緩和し、あわせて経営の近代化及び規模の適正化を図ることを目的に、当該業者への資金の融通または斡旋、その他の援助や代替業務等の支援を行なうと共に、市が本来なすべき廃棄物の適正な処理に資するものでございます。現在何社あるかということでございますけれども、現在玉名市のし尿業者は5社であり、代替業務としましては、旧玉名市ではゴミの収集業務、旧岱明町ではごみ収集業務及び中継ポンプ場等の下水道施設の維持管理業務等、旧横島町と旧天水町では農業集落排水施設の維持管理業務等を行なっております。今後どうなるかということでございますけれども、これらの実施に当たっては、基本的には合併前に旧自治体で締結した協定に基づいておりますが、旧市町で対応が違うため、住民サービスの平等性も視野に入れ、合特法の趣旨に沿ったより効率的な事業の実施を図るため、今後環境整備課の方で協定を見直し、新市としての新たな協定を整備し、実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 総務部長 斉藤 誠君。

[総務部長 斉藤 誠君 登壇]

○総務部長（斉藤 誠君） 福田議員の防災について、まず災害情報と情報連絡についての御質問にお答えいたします。

災害時におきましては県防災行政無線により、県や警察などの関係機関からの情報収集に加え、防災行政無線による消防署からの収集、また地域の被災状況等につきましては地区担当の市職員はもとより、嘱託員や地域住民の方々からの電話による情報収集などで積極的な情報収集を行なうこととしております。またこれらの情報を速やかに防災行政無線それから広報車、インターネット、玉名市安心メールなどの手段を用いまして、自主防災組織や住民の方に伝達することとしております。さらに今年11月5日からはNTTドコモがサービスを提供しているエリアメールを活用した情報配信の運用を開始したところでございます。

次に、停電時の対応についてでございますけれども、災害対策本部である市役所本庁舎及び各総合支所にはそれぞれ自家発電機を設置いたしております。これによりまして、12時間から20時間程度は最低限の業務が継続できるよう電源を確保しているところでございます。また、防災行政無線につきましても同様に最低でも24時間は稼働できるよう自家発電及びバッテリーを整備いたしております。

次に、備えについてでございますけれども、まず物資については毛布、タオルなど被災者に対するわずかな品物は準備しておりますが、大規模災害に対応出来るほどは備えていないのが現状でございます。飲料水については、大手飲料メーカー4社と災害時における物資提供に関する協定の締結を行っており、災害時の災害対応型自動販売機内の飲料水の無償提供や飲料水の優先的搬入などの確保をしております。また、市内には上水道の水源が12カ所、簡易水源が4カ所、配水池が13カ所あります。その内水源9カ所には自家発電も整備しておりますので、停電時でも一定量の水を供給できるところでございます。今回の震災では被害の規模が大きく、多くの方が避難生活を余儀なくされたため、必要な物資が被災者に届くまでにかかなりの時間を要したこともあったと聞いております。そのため今回の大震災を受けて、避難生活に必要な物資の備蓄が必要であると再認識をしたところでございます。今後、災害協定の締結とあわせて計画的に物資の備蓄に努めてまいりたいと考えております。それから燃料の備蓄状況も先ほどお尋ねになりましたけれども、現状としては発電機に係る部分を確保している段階、状況でございます。

最後に避難場所でございますけれども、現在の避難場所は地震、洪水を想定し、公共施設、地区公民館など209カ所の施設を避難所として指定いたしております。しかし、今回の地震で発生した津波は各自治体でのこれまでの想定を超える大規模なもので、大きな被害をもたらした一つの要因となったことから、現在、国、県におきまして、地震、津波の災害想定の見直しが進められているところです。この結果次第では当初の避

難所指定に影響を及ぼす可能性もあるのではないかと思います。指定箇所の見直しにつきましては、国、県の結果をふまえて今後検討してまいりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） 今、二つの件について答えをいただきました。まず最初に特別措置法についてでございますけれども、私はこの件についてあんまり言いたくないんですけども、しかしながら合併して6年、未だに旧市町の協定書が結ばれているということはやっぱり市民にとっては、いかがなものかなと思います。先ほどのお答えの中で、旧市町で対応が違うため、住民サービスの平等性も視野に入れて今後、環境整備課の方で協定見直しを行なうということでございますので、どうか職員の皆様、執行部もひとつよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、防災についてでございます。今、総務部長の方からいろいろる説明がございました。その中で一つ気になったことは、今度の大日本震災の中でまずライフラインの前に情報の伝達が寸断されたと、このことが非常に今後私たちは考えていかなきゃならないことかなと思っております。先ほど部長は電話による対応をまず最初に考えておると、これはN T T電話が寸断されたときは最終的には人と人とのコミュニケーションの対応の仕方だよということがやっぱり基本なんですね。あまりにも近代化された文明の中におりますとやはり近代化した携帯電話、テレビあるいはラジオもありますけれども、日頃の付き合いが大事なかなと思っております。防災無線についてもこの登米市はですね、約100台の防災無線を用意していたと、しかしながらバッテリーを充電するための機能、これが2週間も無くなった今ですよ、どうやって連絡がつかましようかね、この近代文明の中で。やはり人と人との話し合い、伝達が必要かなとつくづく感じました。水源地についても自家発電、あるいはその他が12Hから20Hとそのぐらいの運転は可能であると、問題はそれからなんですね、2週間、3週間後、九電さんがいかにして電源が復旧するか、それによって水源地でも自家発電が20時間しかもたないよと、こういう段階では水源地からの送水ポンプ場を回すことも不可能ですし、あるいは配水池P Cタンクまで送る水もできないということで、最終的には消防車の給水でまかなったということでございます。このことも踏まえてですね、ちょっと検討していただきたいと思います。情報の収集と伝達については日頃からやっぱり連絡体制を確立していることが一番の問題じゃないでしょうか。そしてまた停電対策は今一度設備等の見直しも含めてですね、考えていただきたいと思います。

それから備えについてですけれども、なかなか玉名市では今までその付近がちょっと抜けてたなということを痛切に感じました。この登米市の場合でも一番困ったのが食料でございますけれども、そのほかに困ったことは、乳児用の粉ミルクそしておむつだそ

うです。この付近も視野に入れながらちょっと考えなければいけないなと思っております。それで、その次に困ったことは医療体制の確立、一番困ったのは不安をかけたのは子供さんですね、そのほかに妊婦さん、これの精神的不安定が非常に多かったということでございます。この付近も含めてですね、中核となる玉名中央病院あたりと連携を組みながら緊急医療体制の確立も必要じゃないかなと思っております。それから先ほど避難場所についての説明がありましたけれども、玉名市の避難場所が約200カ所くらいあるとするならば、そこにはTP表示がないんですね、まあTP表示というのは東京ポートと言って、まあ有明海じゃなくて東京港のプラスマイナスのゼロレベルが全国的に平均になってるんですけども、この表示をしないとどこに逃げていいかちゅうのが私はわからないと思いますよ。で、避難場所には必ずこの東京ポートを中心とした、TP表示、海拔何メートルあるかということをごさね、是非表示をお願いしたいと思います。

参考にしますと、登米市の災害資料や災害対策資料や消防それから医療体制などライフラインの復旧に当たるまで様々な資料を私たちはいただきました。これを参考にして玉名市でも防災について検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

交通マナーについてでございます。主に自転車について質問いたします。最近各地で自転車事故が起きているように思われますけれども、都市部では通勤用に公道走行が禁止されているブレーキのないピストバイクの事故が多くなり、摘発されておりますし、また走行者の死亡事故も発生しております。平成22年の自転車の交通事故件数では、交通事故全体の件数が減少している中で、15万1,626件と増えていて、交通事故全体の死亡者数に占める割合は、実に16.8%と高い割合であります。熊本県でも11月24日、熊本市上熊本の市道で高校3年生の男子と、大学3年の自転車がぶつかり、後ろを走っていた原付バイクも含め3人が転倒し、男子生徒は頭を打って意識不明の重体ということが掲載されておりました。そのほかに山鹿市での事故等も含め自転車の事故は増加傾向にあると思われます。またこれは自転車だけとは限りませんが、八代市では10月9日から11月3日まで4件で4人死亡。玉名市と三加和町で10月8日から11月4日に4件で4人死亡し、交通死亡事故多発警報が発令され、安全運転を呼びかけられていたところでもあります。自転車事故の主な要因は、安全不確認、一時不停止、信号無視などで最近では歩道が無秩序に通行する自転車による事故も多発しているようでございます。また玉名市でも通学のマナーの悪い生徒も時々見受けられます。例を言いますと、二列での走行、信号無視、携帯電話かけながらの乗車、イヤフォン付けての走行、二人乗り、無灯火、右側走行などが見受けられます。事故が起きないのを願っているわけでございますけれども、玉名市として交通ルールをどのように指導しているのかをお尋ねいたします。

それから、小中一貫校についてお尋ねいたします。これも先ほど議員と同じ質問になりますけれども、まあひとつよろしくお願ひいたします。

玉名市学校規模適正化審議会は、特色ある学校づくりに向けて、小中一貫教育を推進すべきなどと提言をまとめ、市教育委員会の大谷委員長に提出されました。11月27日の読売新聞によりますと、審議会は宮崎県小林市で行なわれている小中一貫教育について、教育やイベントなどで合同の取り組みができ、児童生徒間、地域とのコミュニティーが非常によく機能していると評価、子供たちの資質、能力を高めるのに有効で今後取り入れる必要があると、それからまた平成17年度までに統廃合の見通しと掲載されておりました。また12月2日の熊日新聞の報道によりますと、適正規模に満たない市内の小学校を中学校区単位で統合するよう、市教育委員会に答申したと掲載されております。また、市教育委員会は本年度統合を進める中学校区の計画素案をつくる、地域コミュニティーの核である小学校廃校後の利活用も検討するとの意向を示されております。この小中一貫教育が出てくる要因は、児童生徒が減少傾向にあるというのが主な原因だと思いますけれども、いずれにしても市民との十分な対話が必要だと思います。そこで、小中一貫教育についてお尋ねいたします。市教育委員会としての今後の取り組みは、方向性ですね、どこまで検討されているのでしょうか。どうして今、小中一貫教育なのでしょう。今、玉名高校では中高一貫教育も行なわれている中でですね、私たちはどっちなんだろうということの不満をつけて聞いてみたいと思います。それから学校の統廃合についてどのように考えているか。またどの学校を想定しているのかをお聞きいたします。適正規模ですね。それから通学への対応はどのようになっているのか質問いたします。この件については距離も大きくなりますし、4キロ以上ですか、スクールバスの検討も視野に入れておられるのかを質問するところであります。

後はよろしくお願ひいたします。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 福田議員の御質問にお答えいたします。市では交通ルールをどのように指導しているかということについてでございますが、玉名市におきましては玉名地区交通安全教会講習部の先生方に交通安全教室を実施していただいております。平成22年度の開催実績でございますが、対象者と参加人員につきましては、幼児が11回で689人、小学生が21回3,584人、中学生が1回で405人、高校生が2回700人、大学生が2回496人、高齢者が32回1,243人、一般が45回で4,071人、合計で114回開催いたしまして、1万1,188人の参加でございました。また今年度は12月8日現在で、幼児が13回で772人、小学生が23回で2,871人、中学生が1回で230人、高校生が1回で600人、大学生が3回で1,

300人、高齢者が31回で1,215人、一般が19回で675人、合計で91回開催いたしました。7,663人の方が参加されております。またそれぞれの講習内容は、幼児には挨拶、ビデオ放映、腹話術人形を利用した講話、小学生には主に運動場におきまして、登校班ごとの歩き方、歩行者と自転車の練習、中学生にはパソコンを利用しまして交通ルールの説明、運動場におきまして模擬道路での自転車の練習、また高齢者にはパソコンを利用いたしまして交通講話、反射材ヘルメットの効果実験、電動車椅子の交通ルールなどがございます。交通事故を抑制いたしますには、このような交通安全教室に一人でも多くの方々に参加していただき、交通安全に対する知識を再確認するとともに、一人ひとりが交通ルールを守っていくことが大切であろうと思います。

以上です。

○議長（高村四郎君） 教育委員長 大谷 壽君。

[教育委員長 大谷 壽君 登壇]

○教育委員長（大谷 壽君） 福田議員の学校において交通ルールをどのように指導しているかという御質問にお答えいたします。

これは基本的には、道路交通法という法令の遵守がしっかりしたものがなければいけないということで、そのコンプライアンスの精神を身に付けさせるための正しい交通マナーの定着、これが肝要ではないかと考えておりますが、具体的には次の3点について学校における指導がなされております。まず1点目は交通ルールの教育の実態についてでございますが、市内の27小中学校では、全ての学校で学校安全全体計画と年間指導計画を作成して、計画的に安全教育と広い範ちゅうで取り組んでおります。なおこの安全教育ですけれども、その内容というのは、遊具ですね、休憩時間等に子供たちが遊ぶあるいは体育の時間と、この遊具などの物ですね、物的な施設、あるいは不審者などの侵入による対人の関係、それから風水害、あるいは火災に関わる、いわゆる防災上の多岐にわたっております。また具体的な指導方法は教室における座学と地震、火災あるいは不審者等があった場合の緊急避難ですね、この場合の避難訓練などを行なうようにしております。交通ルールにつきましては、教室での座学として道徳やあるいは学級活動の時間に交通安全に対する知識、理解を深め、進んで決まりを守り実践しようとする態度を育成しております。一方、態度面のこの確立についてはですね、訓練的なものが大事でございますが、交通教室を実施しております。この交通教室は学校独自で実施することもあります。近年は先ほども出ましたように、玉名地区交通安全協会の方を講師に招へいをいたしまして、交通教室を実施するケースが27の小中学校の内、21校がそういう協会にお願いをして交通教室を実施をいたしまして、成果を上げております。

2点目の自転車の整備不良での運転についてでございますが、自転車の安全点検につきましては、小学生と中学生の自転車通学生に対して、ほとんどこれを義務付けており

ます。安全点検は交通教室の開催時に自転車の販売店の方に来ていただいて、専門的な点検をお願いしたり、あるいは中学校あたりでは生徒会の生活委員の生徒とあるいは先生方が一緒になって、自転車のブレーキの点検ですね、効き具合を調べたりすることが中心的なことになっております。あるいは委員会活動での安全点検はですね、これは定期的を実施して、学校備え付けの安全点検簿にチェックをしまして、点検後の指導の資料にも活用しております。通学用の自転車がその整備不良が原因で登下校中に交通事故に遭ったというそういう報告は現在のところ上がっておりません。

3点目です、自転車保険について申し上げます。自転車通学生を抱えている中学校のみを対象にした調査によりますと、市内6中学校のどこの学校も自転車保険を義務付けている学校はございません。しかし、自転車通学生に対して、自転車保険があるということは自転車の販売店の方や、あるいは家庭の保護者でもですね、保護者にも学校からも一応紹介はいたしております。調査の結果ではですね、自転車保険への加入は少ないようであります。その加入が少ない理由といたしましては、実際自転車通学生の登下校の際の事故につきましては、日本スポーツ振興センターというところからですね、もし事故に遭った時には、災害見舞金という形で支払いが行なわれます。その関係で加入の必要性が薄いというそういう認識があるのではないかと考えています。

ただ、この日本スポーツ振興センターの災害見舞金ではと考えられる家庭では、その災害見舞金を補てんするという考えで、その保護者の責任において家庭次第では自転車保険に加入をしておられるようでございます。

以上が玉名市内の小中学校の自転車通学の状況についてお答えをいたしました。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 福田議員の小中一貫教育についての今後の取り組み、及び通学への対応についての御質問にお答えしたいと存じます。

小中一貫教育につきましては、12月1日に建議をいただきました玉名市学校規模適正化について、そのことを具体的に推進することという提言を受けております。小中学校教育の導入というのは、つまり義務教育9年間を見通した、系統的、継続的な学習指導、それともう一つは生徒指導を行なうこととすることができると思います。小学校を卒業して中学1年生になったときに、学習やあるいは生活の変化になじめずに、精神的に不安定になったり、不登校になったりする子供が増えている問題、いわゆる中1ギャップという問題の解決の一助になるというふうに考えております。この小中一貫教育は教育施策の取り組みとして検討を図っております。学校の再編、統廃合につきましてはその方向性、今年度のうちには玉名市学校規模配置適正化の基本計画の素案だけは作成したいと、そしてその素案に基づいて市民の皆様に説明をし、御意見をいただいてそし

てその声を十分反映してそうした基本計画を作成したいと考えております。その基本計画を策定しました後は、新たな学校づくりの準備委員会を立ち上げまして、学校施設などのハードの面、教育内容などのソフトの面の準備に急ぎ、それに閉鎖されます学校の利活用、そうしたものを地域の方々と共に考え、新たな学校づくりを進めてまいりたいというふうに思います。この学校規模配置の適正化を進める上での配慮の事項としては、確かに通学への対応がございませう。距離の問題、あるいは通学支援、スクールバスの運行等そういう対策も含めて検討をし、進めて行かなければならないというふうに考えております。今後も地域と共に、子供たちによりよい教育環境を整備し、学校教育現場も親と同じような気持ちで、子供の生育を見守っていただけるように最善の配慮を行ない、学校教育に取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） ただいま交通マナーについて、そしてまた小中一貫校について質問をいたしました。交通マナーでございますけど、私が非常に感じることはやはり右側通行が多い、これ非常に危険なんですね、車が付くやつは左側通行ですからね、右の方渡られると非常に危ない、そしてまた二列走行ですね、こういうのを是非とも教育お願いいたしまして事故が起こらないようにしていただきたいと思います。

それから教育委員長が先ほどおっしゃいましたけれども、保険の確認でなかなか保険に加入していない生徒がいらっしゃるということをお聞きいたしました。この自転車の交通違反罰則、この規定を見ますとね、自転車の交通違反の例と罰則をちょっと説明いたしますと、酔っぱらい運転はこれはもう成人ですけども、死亡事故に至った場合は2,000万相当の金額が取られると、この前自転車と歩行者が同じ要は歩行者の通路で自転車が引き起こした事故でも、2,000万以上必ず死んだ場合はそんだけきますよということでございます。この保険は、今自転車の保険というのは1,000円から2,000円だと思いますけども、是非全生徒にですね、私は保険会社じゃございませんけれども、入られたほうがいいんじゃないかなと思います。凶器にもなるし、確かに便利なものではございますけれども、凶器になるということをお頭の中に入れてとっていただきたいと思います。

それから小中一貫校について質問いたしました。やっぱり生徒の数が少なくなると学校も統廃合を視野に入れて検討しなきゃいけないのかなと、私自身も思います。しかしながらそこには市民との十分なる説明、そして打ち合わせを行なっていただいて、やっていただきたいと思います。この前、玉名高校では中高一貫校が出来ました。これはまあ国とか県の指導のもとにそういうの出来たと思います。今度の場合は小中一貫校で

す。まあ小学校と中学校のギャップがあるからそれを埋めるには小中一貫校がいいだろうということもおっしゃいました。そしてまたスクールバスについても今後こういうふうに大きく合併、中学校区単位で合併した場合には、統廃合した場合には通学距離が長くなる、多分4キロ以上だと思いますけども、スクールバスの検討をしなきゃいけないと教育長がおっしゃったので、まあこれは一つ安心かなと思います。今後ともまたひとつ教育についても一生懸命頑張られることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、福田友明君の質問は終わりました。

20番 大崎 勇君。

[20番 大崎 勇君 登壇]

○20番（大崎 勇君） 自友クラブの大崎です。本当に午後の一番眠い時期にですね、質問いたしますけども、すぐ終わりますので我慢して聞いていただきたいと思います。

それでは市民会館建設について質問いたします。市議会においてもこれまで多くの議員が様々な質問を行ない、また市民の間でも賛成反対の意見が聞かれた市民会館建設について市長の考えを伺います。

1市3町が合併し、6年以上が経過、市長もその一員として策定された市民の約束事の基本とも言うべき指示、建設計画に基づき、合併特例債等を活用しながら取り組んできた各種の事業がまだ多く残されている中、先日、国により合併特例債の活用期限が5年間延長される可能性があるとの理由で、突然市民会館建設の延期を表明されました。これまでの市長の説明によると、検討委員会により審議された結果、現在の市民会館は老朽化が激しく、耐震性にも問題があり、耐震等の補修をすると多大な費用が発生すると、具体的な必要額の説明はなかったかと思いますが、補修に大きな金額が必要だという理由だけで、突然にしかも何ら具体的な活用作などの説明もないまま、当初の特例債の期限までに建設するとの表明、さらに、特例債の期限が延長されるかもしれないという確実ではない理由により延期を表明されました。この一連の市長の行動は、市民目線を誠実性に限られる高寄市長にしては、市民の目から見ても理解できる行動と思わず、しかもこれからの玉名市としてどのような市民会館のあり方を想定した建設計画であったのか、全く見えてこないものだったように思われます。

そこで、今回の計画規模決定において今までの説明では、同規模の市を参考にしたとの説明はあったものの、他には具体的な説明はなされていないように思いますので、まず4点について質問いたします。

一つ、耐震補強に必要な経費はいくらぐらいになったのか。

二つ、計画をつくるには、まず市民会館の年間活用実数、1回当たりの使用人数、またホールは800席強だと思いますが、満席となったイベント等の回数をお伺いいたし

ます。

三、その上で今回、計画された800席の大ホールと300席のホールの今後の活用計画を具体的にお伺いします。

四、計画では800席と300席の二つのホールを計画されていましたが、駐車場などの現状を考えると、まず二つのホールが同時に使われることは不可能に近いと思われれますが、それでも二つにした理由をお答え願います。まず、この4点についてお伺いします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 大崎議員の市民会館建設についてお答えいたします。まず4点の質問がございましたけれど、その前に今回、玉名市民会館建設に至った経緯と建設スケジュールの変更等について御説明申し上げたいと思います。

まず、市民会館建設につきましては、さきほど議員も申されましたように、建築後44年が経過し、老朽化も進んでおります。改修か建て替えの判断が迫られる中、仮に建て替えとなった場合には事業費がそれなりの金額となることが予想されますことから、平成27度が適用期限である合併特例債を活用し、市の財政負担を少しでも軽減させるため検討委員会の建議を受けて建て替えを進めていたところでございます。しかし、被災地を対象としました適用期限の延長に伴い、被災地以外の合併市町村も類似の措置を講ずるべきとして、5年間の適用期限の延長を衆参の総務委員会で付帯決議されたことにより、これは8月の時点でございます。国会での法案が成立するという前提のもとに設計等に十分な時間が取れるよう、建設時期を変更したところでございます。

次に、御質問いただいております4点についてお答えいたします。まず、耐震補強の経費についてでございますが、建設検討委員会におきまして、改修では求められる規模、機能や安全性を確保するために、多大な費用を要するとの専門の委員からの意見や、改修に要する設計費として多額の費用を要することから、改修にかかる費用は算出しないと結論づけた次第でございます。

続きまして、市民会館ホールの年間活用実数についてでございますが、年間での利用日数は159日間でございます。1回当たりの使用人数を平均しますと、283人となっており、満席となったイベントの回数は年間で21回となっております。

続きまして、800席と300席の活用計画でございますが、800席については舞台芸術を初め、大会や集会なども開催できる多目的ホールと活用することとし、300席につきましては、玉名市民会館利用者アンケート調査でも利用しやすい規模としての意見があったことや、他のホールの利用状況を見ても小ホールの利用頻度が非常に高いことなどからそれぞれのホールの活用を計画したところでございます。

最後になりますけれど、駐車場の状況につきましては、市民会館周辺を候補地とした場合、合同庁舎北側や新庁舎駐車場等を利用することにより、約950台分の駐車場を確保できるため、二つのホールが同時に使われることについては可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 20番 大崎 勇君。

[20番 大崎 勇君 登壇]

○20番（大崎 勇君） ただいま、御答弁いただきましたが、私には市長が新市建設計画にある、今回、議会に請願として提出されています横島町体育館建設など、市民が待ち望んでいる事業を中止または延期してまで市民会館を建設しようという理念といいますか、考え方が全くと言っていいほど伝わってきません。市長がこの市民会館を玉名市の発展のためどのように位置づけ、また活用し厳しい財政状況の中、運営していこうと思っておられるのか、先ほどの答弁を聞いても私は数回の検討委員会の意見や少数の市民の意見ではなく、今市長がやっておられます「市長と語ろうの会」や住民説明会でも開いて、もっと多くの市民の声を聞いて決定していただきたいと思います。

そこで市長にお伺いいたします。市長はこの計画案で、20億以上の費用を投資して本当に十分な活用ができると思っておられるのか。考えておられるのであれば活用のための具体的な例を示していただきたいと思います。

それから、今後の市民会館のあり方を市民が気軽に使っていける市民会館にしたいのか、または九州新幹線が開通した今、有名なアーティストとかコンサート等を誘致し、NHKののど自慢などもできるようなより広い範囲からの集客を図るのか、市長のお考えをお伺いいたします。

それから私は新幹線開業を機にですね、せつかくであれば新幹線駅前の3.2ヘクタールを利用して、他に類を見ない市民会館についての検討も必要ではないかと思っておりますが、そのためにはイベントなどに精通した任期付き職員なども採用し、集客ができるイベントにはどのような規模の精通が必要か、玉名市でそのようなことが本当に可能であるのか、また収支面において成立するのかなど多くの問題についてのきめ細やかな調査研究が必要であると考えます。

一方、「音楽の都たまな」として、市民が楽しめるためのより安価で利用できる、また建設や建設後の維持管理費についても財政的に負担の少ない400から500席程度のホールだけでも間に合うのではないかと等々の選択肢もあるのではないかと思います。この点について新市建設計画の変更までして市民会館を建設されようとしている市長の意見、理念をお伺いいたします。市民目線を政治姿勢に掲げている高寄市長です。市長の熱意、意気込み、市民のみなさんがわかっていただけるような答弁をお願いいたします。

て、私の質問は終わります。

○議長（高村四郎君） 市長 高崙哲哉君。

〔市長 高崙哲哉君 登壇〕

○市長（高崙哲哉君） 大崎議員の市民会館建設についての再質問についてお答えをいたします。

まず市民会館建設につきまして、このことによってほかの事業等々が中止をしたとか、延期をするというような支持もいたしておりませんし、そのことにつきましては御心配いらぬというふうに思って結構だろうというふうに思います。新市建設計画の分につきまして、2点質問がございましたと思います。議員特に出身地であります横島体育館についても御説明するべきかというふうに思いますけども、新市建設計画の財政計画に位置づけられておりますこの体育館についても説明をいたしたいというふうに思っております。今回の6月の定例議会でも答弁いたしましたように、今年度から2カ年の計画で策定をされる公共施設適正配置計画で横島体育館のこの後のあり方が示されるというふうに考えております。これに即応した最終的な結論を出すことは市としても最も最適な手段であるというふうに判断をいたしているところでございます。また市民会館の建設については新市の将来予想を実現するために、施策の方向性や理念を示した、新市建設計画の中の基本施策にはその考え方にその内容がうたわれております。市内外から多くの人が集まる交流施設、また市の文化芸術進行の中核施設として同計画の中で実施されるべき事業と整理をいたしているところでございます。

次に、3.2ヘクタールの件につきましては、必要性、緊急性、市の財政状況等を総合的に検証した結果、民間活力による開発を誘導するとの方針を決定をいたしましたところでございます。

続きまして、御質問いただきました2点についてお答えをいたします。

まず20億円以上の投資についてでございますが、近年建設をされましたホールの単価を参考といたしまして活用につきましては、建設検討委員会でも玉名市民会館利用者アンケート調査や近隣ホールの視察等を行ない、検討を重ねてまいりましたので、十分な活用ができるというふうに考えております。具体的な例といたしましては、ホールも音楽などの特定の分野に特化した専門ホールではなく、舞台芸術を初め、大会や集会など、多目的に利用されるホールを目指しているところであり、市民が気軽に利用できるホールにしたいという考えでおります。

最後になりますが、今後の計画につきましては、市民会館整備基本計画書をふまえて場所等につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 以上で、大崎勇君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明14日は、定刻より会議を開き、一般質問を行いません。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時27分 散会

第 4 号

1 2 月 1 4 日 (水)

平成23年第6回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成23年12月14日（水曜日）午前10時01分開議

日程第1 一般質問

- 1 10番 宮田議員
- 2 5番 北本議員
- 3 1番 藏原議員
- 4 19番 青木議員
- 5 21番 田畑議員

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1 10番 宮田議員

- 1 危険な廃屋が放置され、ふえているが、対策はとっているのか
- 2 新玉名駅駐車場はとめる場所がないと苦情が多い、今後の対応は
- 3 「タマにゃん」は玉名市観光営業部長としての肩書きは与えているのか

2 5番 北本議員

- 1 一人一人が大切にされ地域の中で自分らしく暮らせるまちづくりについて
 - (1) 玉名市学校規模適正化について
 - (2) 国民健康保険税と医療費について
 - (3) 玉名にゆかりの坂村真民氏について
 - (4) 弱い立場の市民に対する防災計画について
- 2 新庁舎建設について
 - (1) 進捗状況について

3 1番 藏原議員

- 1 「チェンジ玉名」の推進手法について
- 2 市民会館建設計画の今後について
- 3 「玉名ブランド」事業と「観光・物産」振興について

4 19番 青木議員

- 1 防災計画について
 - (1) 女性の視点での防災対策
 - (2) 土砂災害防止の取り組み

- 2 がん検診やワクチン接種の継続について
 - (1) 女性特有のがん検診の継続
 - (2) 子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの接種
- 3 安心・安全な市営住宅について
- 4 教員のメンタルヘルス対策の推進について
- 5 学校現場での脳脊髄液減少症の啓発と防止について

5 21番 田 畑 議 員

- 1 信号交差点の車両通行について
- 2 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 3 市所有地の管理と今後の活用方針について

散 会 宣 告

出席議員（25名）

- | | | | |
|-----|--------------|-----|-------------|
| 1番 | 藏 原 隆 浩 君 | 2番 | 福 田 友 明 君 |
| 3番 | 内 田 靖 信 君 | 4番 | 江 田 計 司 君 |
| 5番 | 北 本 節 代 さん | 6番 | 横 手 良 弘 君 |
| 7番 | 近 松 恵 美 子 さん | 8番 | 福 嶋 譲 治 君 |
| 9番 | 永 野 忠 弘 君 | 10番 | 宮 田 知 美 君 |
| 11番 | 前 田 正 治 君 | 12番 | 作 本 幸 男 君 |
| 13番 | 森 川 和 博 君 | 14番 | 高 村 四 郎 君 |
| 15番 | 松 本 重 美 君 | 16番 | 多 田 隈 保 宏 君 |
| 17番 | 高 木 重 之 君 | 18番 | 中 尾 嘉 男 君 |
| 19番 | 青 木 壽 君 | 20番 | 大 崎 勇 君 |
| 21番 | 田 畑 久 吉 君 | 22番 | 小 屋 野 幸 隆 君 |
| 23番 | 竹 下 幸 治 君 | 24番 | 吉 田 喜 徳 君 |
| 25番 | 松 田 憲 明 君 | | |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

- | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 事務局 長 | 古 閑 猛 君 | 事務局 次長 | 廣 田 清 二 君 |
| 次長 補 佐 | 一 廣 子 さん | 書 記 | 小 畠 栄 作 君 |
| 書 記 | 松 尾 和 俊 君 | | |

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	築 森 守 君
総務部長	斉 藤 誠 君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田 中 等 君
市民生活部長	辛 嶋 啓 司 君	健康福祉部長	辛 島 政 弘 君
産業経済部長	植 原 宏 君	建設部長	蓑 田 穂 積 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原 口 和 義 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂 西 恵 二 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森 本 生 介 君
企業局長	竹 原 憲 司 君	教育委員長	大 谷 壽 君
教育長	森 義 臣 君	教育次長	立 川 隆 則 君
監査委員	有 働 利 昭 君		

○議長（高村四郎君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（高村四郎君） 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） おはようございます。新玉名クラブの宮田知美です。通告にしたがい順序よく行きたいと思えます。

1番、危険な廃屋が放置され、増えているが対策はとっているのか。この危険な廃屋や空き家が放置されている現状は日本全国に見られ、各自治体も対策に乗り出しているようです。玉名市内でも最近特に多くなってきています。原因として様々な要因が考えられますが、近年増えつつある主な要因として街中を問わず高齢者の1人暮らし世帯の方が長期入院や施設に入られたりして空き家なり廃屋になっていく場合が多いようです。また会社が倒産したりして受け手がない場合、引継ぎがない場合もそのようなようになっています。これから先少子高齢化がますます進む中、このように身近な要因で10年以上も空き家のまま放置され、廃屋が増えていくのであれば景観のみならず、地域の防犯や環境汚染や災害の原因となり、一層問題が深刻化することが予想されます。これらのことから玉名市として廃屋空き家の解消や廃屋空き家を増やさないためにどのような対策をとっているのか伺います。廃屋で最も目立つのは、皆さん御存じのように錦館通りです。かつての中心市街地でにぎわった映画館が草木で覆われ山のようになっています。ここは土地や建物の所有者が違うなどさまざまな諸問題がありますが、立願寺横町線の開通で新幹線の観光客の皆様にも丸見えになり、景観的見地からも問題ではないでしょうか。また放置された廃屋や空き家が自然災害などで倒壊や屋根の飛散などによる周辺住民への被害補償はだれがするのか、問題は深刻になるのではないのでしょうか。市は自治体としての監督責任者としての対策を早急にとるべきではないのでしょうか。現在の法律では解決が難しいのであれば、市長自ら方針を示し政治的判断で他の市町村でも制定が進んでいる、これから先ますます増える廃屋災害を起こさないために危険廃屋防止条例等を策定すべきだと思いますが、市としての見解を伺います。

次に、新玉名駅駐車場は止める場所がないと苦情が多い、今後の対策はということ

質問いたします。平成23年3月12日に九州新幹線鹿児島ルート全線及び新玉名駅が開業して10カ月あまりが経ちます。玉名市に新幹線駅舎のある風景にも慣れてきたように感じます。新玉名駅では構内の観光ほっとプラザたまら、物産品売り場、葉草ダイニングたんぽぽなどの常設施設もにぎわっているようです。また夜間田んぼの中に全長210メートルもの熊本県産材を使用し、ライトアップされ、光り輝く駅舎や高瀬裏川の花しょうぶをステンドグラスでデザインしてあるのも人気のようです。意外なのが入場券だけで上り下りのN700系の薄いブルーカラーの新幹線みずほが目の前を200キロ以上で通過するスリルを味わうのが人気だそうです。そのような新玉名駅から新幹線を利用して福岡や関西、東京へと行かれる方々も9月以降平日は乗降者数平均1,000人、週末は2、3割増しと増えてきているようです。質問の駐車場の件ですが、新玉名駅の売りの1つに他の駅との差別化のために設けた駐車料金無料の駐車場が南北に230台前後確保されています。しかし新幹線を利用して福岡、大阪へと行きたいが、この無料の駐車場が空いてないために指定席のチケットを持っていても新幹線に乗ることができず、二度と新玉名駅から新幹線に乗るかなどと怒って、他の交通手段を使った方が週末を中心に多く起こっているようです。これらの人や急いでいる人は新玉名駅に行っても駐車場が空いてないと思えば、危なっかしくて新玉名駅からは新幹線に乗らないと思うでしょう。そのためJRや関係者は多目的広場に臨時駐車場として30台ほど確保したり、本当は停めてはいけないロータリーに臨時に止めさせたりで、新幹線にどうにか乗車できるように苦慮しながら対応をされているようです。今の駐車場は2週間は停めて大丈夫ですよと止め放題になっておりますが、今後年末年始をはじめとする混雑が予想される時期は絶対に市民の方々に御迷惑が今のままではかかると思います。市の新玉名駅駐車場混雑回避対策はどのようにするのか伺います。JRや関係者の方々に話を聞きますと、この無料駐車場を利用する人の中にはまったく新玉名駅に関係のないただの待ち合わせに利用したり、何週間も駐車している人などが駐車場が空いていない原因であると言われております。対策の1つにゲートをつける、新玉名駅を利用する人は基本1週間まで無料とするなど、利用する人と利用しない人との区別をしたらかなり効果が出ると言われています。担当者の方々も苦労されていると思いますが、市民の方々に喜ばれるためにせつかくの無料駐車場が批判の対象にならないよう混雑回避対策をどうするのかを質問いたします。

○議長（高村四郎君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 宮田議員の危険な廃屋が放置され、増え続けているということに対する対策はとっているのかということにお答えをいたします。危険な廃屋に対する市の対応についてでございますが、個人の財産権が絡むことでもあり、当該廃屋等を勝

手に処分できないと考えるために危険な廃屋の問題があった場合、地元区長より所有者に対し、適正な管理をしていただくよう申し出ていただいたり、あるいは地元区長からの申し出により市から所有者に文書で通知したりしているところでございます。市の生活安全課へ寄せられました老朽化した危険な廃屋についての相談は、平成22年度に1件、23年度が11月までに1件ございます。この内の1件は所有者により建物の解体がなされたところでございます。また危険な廃屋等が市道の敷地内に崩れ、市道の通行などに支障を来した場合は安全確保のため市道上の市有財産を市が代行して撤去する場合もございますが、かかった費用は所有者に請求しているところでございます。なお、危険な廃屋が放置され、増えていることに対する条例制定の予定は今のところはございませんが、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 建設部長 蓑田穂積君。

[建設部長 蓑田穂積君 登壇]

○建設部長（蓑田穂積君） 宮田議員の新玉名駅駐車を停める場所がないという御質問にお答えいたします。新玉名駅の駐車場は新幹線や観光交流施設利用者のために臨時駐車場を含めまして295台を確保しているところでございます。駐車所の混雑日は月によってばらつきがあるわけでございますけれども、混雑は平日よりも休日の方が顕著であり、数日間にわたり同じ車が駐車し、新たな車の駐車が難しくなっております。このため駐車できない車が駐車場の通路やロータリーあるいは道路の路側に駐車されるという事態が生じているところでございます。また市に対しましても駐車場が混雑している、車を停めるのに時間がかかり目的の列車に乗れなかったというような苦情も寄せられているところでございます。このために利用者のマナーの周知を広報紙に掲載するとともに、目的外の利用を自粛していただくために看板を設置し、マナーを呼びかけているところでございますけれども、あまり効果が見られないように思われます。現在の対応といたしましては、継続的に駐車場の利用状況を調査して、実態の把握に努めているところでございます。またこれから年末年始にかけて、長期旅行や帰省が予想されるため、警備員を配置し、整理をする計画にしております。今後につきましては、実態調査の結果や年末年始の利用状況を見ながら新年度に向けて新たな対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） まずは危険な廃屋なんです、個人の財産なので勝手に処分はできない、非常にむずかしい問題だということなんです、ただせめてそこの先ほど

言いました錦館通り、あそこを解決してほしいなあと思います。というのはあそこが解決できればかなりの法律的な問題が絡んでくるんでなかろうかと思っています。ですからあそこが解決できればほかのところの危険な廃屋もかなり解決できるような気がいたします。ですからあそこをどうにかしていかないと、本当にみんな行かれたらわかると思うんですね。草木がはえて山のようになっていて、これが自分の家の隣だったらどうしますか、皆さん。困るでしょ。やはりその辺のところをですね、考えられてもっと検討して他の市町村などを参考に対策をとっていかれることを望みます。

次に、新玉名駅ですが、以前はですね、市民会館の方に皆さん待ち合わせ場所をしてられたんですね。4、5台停めて1台で行く。ところが市民会館の方がなかなかうるさくなったので、新玉名駅の方に移って来たというふうなこと。それとまたそういういわゆる方々や家族なんか、アパートの方が多いそうなんです、1台の駐車利用者、アパートなんか払えないので、1台は新玉名駅に置いておくと朝から2人で行って2人でまた別々の方向の会社に勤めに行くとか、そういった利用等をされる方々とか、いろいろあそこで調査されている方々にお聞きしますと、そういったふうに使っている方々も結構いるというようなことでした。それとこれをどういうふうにしたら一番いいのかということで、有料化とかいろんな対策の方法があるかと思うんですが、ただ私が思うに、先ほどもちょっと述べましたが、新玉名駅の売りの1つに無料化というのがあります。無料の駐車場、これを当て込んで、いわゆる通勤や家を建てられたりした人もおられると思うんですね、何人かは。しかしそういう人たちに対してもいわゆる一旦無料と決めた以上はある程度のところまで無料でやらないと、何年か無料でやらないと混雑してきたから有料にしますとっては、これでは家を建てたり、そういう通勤する人に対してある意味で詐欺なんですよ。非常に困った問題ですので、いわゆる無料化のままではどうか対策を立てていく、ですからそのJRの方とか関係者の方々と何度か打ち合わせをしていく中で、やはり一つのゲートを作って、使用するこの新玉名駅を利用する人としらない人の区別をする。そして1週間程度はその券があれば無料で通過できるとか、いろんな対策方法あるんですが、そういうふうに必ず区別をする。そういうふうなゲートを作れば今の駐車場のスペースだけで結構間に合うんじゃないかというふうなことでした。今非常に皆さん、毎朝係の方が車を1台1台チェックされています。そういう方々の御苦勞の下にそういう資料ができあがれば、そういったものもちゃんとした区別が出来るかと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは次に3番目の質問。「タマにゃん」には玉名市営業観光部長としての肩書きは与えているのか。先日の11月27日に全国各地の御当地キャラクターのゆるキャラグランプリの人気投票結果が埼玉県羽生市で発表され、349のキャラクターから熊本県PRキャラクターの「くまモン」が見事グランプリに輝いたことは熊本発展活性化の

ためにも非常に喜ばしいことだと思います。くまモンは九州新幹線鹿児島ルートの特設開通をきっかけに誕生、愛らしい姿やユーモラスな動きで人気を集め、県の営業部長に任命され、テレビなどにも何度も出演し、各市町村のイベントにも出役して知名度を上げ、特産品のPR、県の観光や農林水産業を売り込み、熊本のイメージアップに非常に貢献していると思います。その経済効果は10億円と報道されています。また年賀状葉書やくまモン切手などは1セット1,200円が準備されました。ところがこの2,000セットぐらい準備されたんですが、これは即完売だったそうです。追加分はなんと2万5,000セット増やしたと聞いております。これも順調に売れているようです。一般の方もくまモンを見た方は一様に見ているだけで心が癒され、そのパワーはもはやゆるキャラのものとは思えませんと絶賛です。そこで今月の広報たまなにくまモンとタマにゃんが一緒に写ってコラボしているのが新玉名駅前の菜の花畑で写っていました。バックに写っていました。色の使い方やかわいさを比べても、私はデザインならくまモンに負けてないのにタマにゃんは玉名市においてもあんまり目立っていないようです。くまモンに比べて出役回数も少ないのかなあとと思います。先日の新玉名駅広場であったイベント、菊池川温泉郷味祭りにくまモンは出役していたのに、玉名のマスコットタマにゃんは来ていない。また玉名青果市場であったイベントハゼ祭りにもくまモンは出役したのに玉名のタマにゃんは来ていない。認知度を上げるためにも頑張ってもらいたいと思います。それからくまモンのすごさは人を惹きつけるかわいい踊りができるということです。差があるといえばそこかなあとと思いますし、またそこが一番大事なかなとも思います。そこでタマにゃんも子どもたちと一緒に踊れるダンスができるキャラになればかなり活躍してくれると思いますし、認知度も上がるし、注目度もアップすると思います。そこでタマにゃんにもくまモンやスザンヌのように玉名市観光営業部長という正式な肩書きを与え、タマにゃんシールをつくり、玉名市のマスコットとして玉名市が責任を持って推奨するブランド農作物に、以前宮崎県の東国原知事が宮崎県のお土産に東国原シールで何億円も売り上げたようにタマにゃんシールを貼るなどすれば、玉名市の観光、6次産業活性化にもつながると思います。また県のくまモンがゆるキャラとして全国的に注目されているときにタマにゃんも玉名市観光営業部長としてくまモンとタマにゃんとのイベントなどにコラボして出席させれば、人気にもあやかることができるのではと思っています。またタマにゃんの担当部署は現在、教育委員会文化課ですが、これからの幅広い活躍、観光戦略として使用していくのであれば、商工観光課あたりに担当部署は移すべきではないかと思っております。どのように検討されるか伺います。

○議長（高村四郎君） 教育次長 立川隆則君。

[教育次長 立川隆則君 登壇]

○教育次長（立川隆則君） 宮田議員のタマにゃんは玉名市観光営業部長としての肩書

きを与えているのかの御質問にお答えいたします。マスコットタマにゃんにつきましては、去る3月議会でも御質問をいただいておりますが、その後の取り組みといたしましては、市民からの好感度や認知度も高いことから庁内の部課長会等を経て平成23年度より従来の音楽のマスコットから玉名市のマスコットとして正式に位置づけを見直し、現在運用しているところです。議員御紹介のとおりくまモンがゆるキャラグランプリで全国制覇をするなどマスコットによる認知度向上や地域の活性化には全国的にも注目が集まっています。こうした中、玉名市におきましては現在タマにゃんの着ぐるみが観光イベントや地域イベントではほぼ毎回利用され、またマスコット図柄もイベント資料やポスター等に幅広く利用されており、各方面よりグッズ製品の問い合わせも寄せられていることなどから、一定の成果を上げているものと考えているところです。しかしながらこのタマにゃんが玉名市観光営業部長等の正式な肩書きを受けるまでには現在至っておりません。玉名市といたしましてもマスコットが及ぼす効果につきましては、十分理解しておりマスコットにより地域戦略、観光戦略が友好的な手段であることもまた認識しているところです。新幹線も開業した現在、より一層玉名市のPRが必要とされてきましたが、議員御指摘のとおり玉名市としましても玉名市マスコットタマにゃんにつきましては、引き続き市民に愛されるよう周知は図ることは元より担当課を含め、総合的なマスコット戦略を描きながら市の活性化につなげることができるよう、具体的な活用策の検討を行ない、対外的にもこれまで以上に積極的な売込みを行なっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高村四郎君） 10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） 今、答弁いただきました。これから先幅広い活躍の場をつくっていききたいというようなことでした。もう皆さん、このゆるキャラの実力というのは本当にすごいなあというふうに認識されつつあるんじゃないかなろうかと私も思っています。本当に具体的にそのスケジュール等を決まったらですね、ホームページなどにも掲載してもらえれば、市民の方々もまだまだ会ったこともない見たこともない方々は会いに行かれるあろうし、そういうキャラを認知度が上がればそのついでにシャツとかいろいろなグッズも売れてくるんじゃないかなろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。前の東国原知事の件なんですけど、ああいうふうに宮崎のものがですね、なかなか世の中に出てくることがなかった、しかし東国原知事があのようにトップセールスで頑張っ、そしてやられたのもやはりある意味ではくまモンみたいなキャラクターだろうと思うんですね。ですからそういう意味でもですね、玉名市においてもこういうすばらしいキャラクターがいますので、それを使わないのはですね、宝の持ち腐れになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。これから先も見守っていききたいと思いま

すのでよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 皆さんおはようございます。北本節代です。市議会も6年目を向かえ2期目の折り返しになりました。今回は改めて自分自身の政策を振り返ることとし、通告にしたがい一般質問をします。私は6つの政策を掲げ、市議会へ挑戦いたしました。その中の1つが一人一人が大切にされ、地域の中で自分らしく暮らせるまちづくりについてです。政策の実現に向けて、最初に2つの項目を一度に質問いたします。

初めに、玉名市学校規模適正化についてお尋ねいたします。きのう一般質問で3人の方が質問をされ、また再質問もあり教育長の丁寧な答弁をいただいております。議席の皆さんにとってはまたですが、私なりにやりたいと思います。答弁もいただいているということで再質問も一緒に盛り込んで質問をいたしていきたいと思います。皆さんも御承知のとおり12月1日に玉名市学校規模適正化審議会の田中会長は市内の小学校21校の内、玉名中学校区を除く、5中学校区18小学校を中学校区単位で1つに統合し、小中一貫教育を導入することを柱とした答申案をまとめ教育委員長に建議が出されました。教育機会の均等と教育水準の維持向上を図るため、効率的でよりよい教育が受けられるような教育環境を整えさせることが必要とのことでした。この学校規模適正化審議会は7月から6回あり、17名の委員の方々と構成され、構成メンバーは地域協議会の代表者5名、PTA代表の方が6名、公民館支館長代表が2名、学校から校長会から2名、それに田中学識経験者の先生で構成されています。6回の議事録を全部見せていただきました。取り組みの事例としては京都の宇治の取り組み、熊本の八代市の取り組み、宮崎県小林市の取り組みなどがわかりやすく提案をされ、成果と課題など1つ1つ審議された内容が中にはありました。もちろん添付された資料も多く、11月25日には6回分合わせて最終的な建議がまとめられ教育委員長に渡されたということですが、この建議を受けてこれから具体的な計画をお尋ねしたいということが私の質疑でしたけど、その質問の内容に今年秋ぐらいまでという答弁で、年内に本年度ないにまとめるといふような教育長の答弁でしたけど、お聞きした中で12学級未満を同時に進行するといふところがわかりませんでしたので、12学級未満の小学校は全部一斉にスタートするのかですね、1中学校区からスタートするのか、お答えください。これも再質でしたけど、玉名中校区を除くといふふうに答えられてました。建議ではなっておりますけど、玉中校区には滑石小学校が入っておりますけど、滑石小学校はどんなふうになるのか、これもお答えしていただきたいと思います。

次に、玉名市に独自の特徴ある学校づくりが求められていますが、小中一貫校の考え方に教育長に再度お尋ねいたしますけど、小学校の小中一貫校になったときの括りです、中学ギャップというふうなことで、きのう答弁をなされてましたけど、そういったものが解消するんじゃないかというふうにおっしゃってましたけど、玉名の独自の特徴ある学校づくりとして、その中学ギャップが解消されるということのみなのか、ほかにまだないのかどうかお答えいただきたいと思います。

それから3番目に地域コミュニティとしての学校の持つ役割はどのように考えられるのかというのが3番目の質疑ですけど、これに対しては、学校が学校の跡、教育委員会のお答えではないかもしれませんが、跡地、跡をですね、地域の中で作っていくのかということが一番住民にとっては不安だと思います。学校は統合しました、しかし地域の中の防災も含めたところでその空いた学校、廃校ですね、廃校になるというふうなところの部分のことも地域コミュニティの中に盛り込んでお答えしていただけたらと思います。最後に学校法で現在クラス40名という括りがあります。学校適正化規模でも40名の2から3クラスが望ましいというふうに建議されております。しかし市民からは35名学級、または30名学級と1つのクラスの人数が少人数がよいというふうな声が多く上げられているとともに国や県も35名学級を評価し、進められようとしています。私は少人数学級を前から薦めておりますけど、少人数学級の検討はどうだったのか、とても議事録の中では見えませんでしたので、そのことに対して質問いたします。現在ですね、玉名市内の小中学校ではもちろん資料的に載ってましたけど、小学校の平均が24人ですね。中学校の平均は1クラスですけど、34人というふうにこれは20年以上そうではないかと思いますが、小中一貫校になるということで40名の括りで2、3クラスということは時代にも統合することが逆行するんじゃないかというふうに危惧しております。以上、質問申し上げます。

2つ目の質問にまいります。一人一人が大切にされ、地域の中で自分らしく暮らせるまちづくりについての2つ目の質問です。国民健康保険税と医療費について質問をいたします。今回NPO主催で一般質問のあり方、国保税を取り上げての研修会に参加いたしました。そのとき講師から指摘されました。議員は国保税の中身に対して積極的に勉強し現状を知ることが大切である、まして議員たるものは市民の社会保障を守るためにいるという指摘を受けました。また1時間は各市町村で取り組んだこと、また取り組んで変わったこと、そして意見書の提出等の意見交換会がありました。私は改めて国民健康保険税のことについて担当課よりデータを出していただくことから始めました。今国会でも社会保障と税の一体改革として消費税の引き上げの議論が高まっております。社会保障のほすの国民健康保険はその状況からかけ離れすぎていると思います。私それは高すぎる保険税、増え続ける無保険者、貧困との格差が広がる国保税、危機的な状況

にあるということが大変深刻化していることが実感でした。聞き取り調査もいたしました。子供を学校に通わせているその学費だけはどうしても出してあげたいので、国保税は滞納している、恥ずかしいことですが、ほんの少しずつ入れております。でも問題なのか払えないことではなく、金額が高いと思う。またある方は毎日病気ができない、病気をしてはいけないうと不安な毎日を暮らしているというふうなことを話されました。たまたま活動中に窓口が高齢医療の手続きに来られた地域の方が、いきなり夫が悪性腫瘍になり入院、自営業のために働かないと収入はその次の月から入らなくなる、差押えが来ると思うと眠れない夜が続いているということでした。そこで課税所得の200万円台で国保税は30万円から40万円の負担を強いられている世帯があるとも聞いております。支払能力を遙かに超えています。滞納税世帯は加入世帯の2倍に上り、国保料の高騰、滞納者が増える、財政悪化、保険料の値上げという悪循環から抜け出せない状況が長々続いております。以上のことを踏まえて、次の質問をいたします。所得の課税標準額が200万円以下の世帯が占める割合は全体の何パーセントでしょうか。今年4月に国保法の44条が玉名市でも整備され、減免対象の法律ができましたが、実際減免対象者はあったのでしょうか。国保税の差押えの現状を21年度、22年度をお答えください。

次に、ペナルティーについてお尋ねいたします。市町村に対する国庫負担の削減のペナルティーが自治体の国保財政を圧迫することとなっておりますが、厚労省は子供、障がい者、高齢者などの窓口負担の無料化の事業を行なう自治体に対し、無料化によって不必要に医療費を膨張させたとし、その分国庫負担をしないという理屈で国庫負担を削減するペナルティーを課されていますが、実際にはいかがでしょうか。また同じく医療費の適正化でも予算の削減のペナルティーがあり、収納率が低い自治体にも国庫負担が削減されていると聞いておりますが、現状はいかがでしょうか。答弁をいただき再質問を申し上げます。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

○教育長（森 義臣君） おはようございます。北本議員の玉名市学校規模適正化についての御質問にお答えしたいと存じます。御承知のとおり先ほどありましたが12月1日に玉名市学校規模適正化についての審議会から教育委員長に建議をいただきました。建議では適正な学校規模についての考え方や学校配置の方向性、小中一貫教育の取り組み、そういうことの推進等について玉名市の小学校の現状や課題に対しての対応を求められ、改善策を提言いただきました。教育委員会としましてはこの建議を十分に尊重し検討を行ない、学校規模適正化の基本方針と再編計画を示すということであり、玉名市学校規模配置適正化基本計画の素案というのを今年度中、来年の3月中ぐらいにま

では作成したいと考えております。その後、その素案を市民の皆さまに説明して、御意見をいただき、そういう場を設けながら基本計画としてまとめて策定し、実施していきたいと考えております。また玉名市独自の特色ある学校づくりとしての小中一貫教育の考え方についてですが、適正化審議会の中でも議論されましたように小中一貫教育につきましては、近年全国的に導入されております。教育委員会はこの建議を受けまして、新たな教育施策の1つの取り組みとして真剣に検討を図っているところであります。小中一貫教育は9年間の義務教育において一元的な教育活動ができるだけでなく、その教育環境をさらに高めることができるのではないかと期待し、研究に取り組んでいきたいと考えております。地域のコミュニティーとしての学校の持つ役割はどのように考えるのかということでございますが、学校は地域のコミュニティーの中心的な役割というのを担ってきていること、これは間違いございません。地域の教育文化の拠点であると思います。学校規模適正化を進めていくと、学校の再編、統合を否応なしに考えなくてはなりません。このことは教育委員会としましても重要な事項としてとらえております。今までの学校の役割等を十分に配慮しながら地域の活性化につながるような利活用を地域と話し合いながら進めるべきと考えております。また1学級の人数につきましては、国の公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律や熊本県の学校編成基準において、標準及び基準が定めております。本市も熊本県の編成基準に準じて小学校の1、2年生を35人、3年生から6年生までは40人という編成の基準で行なっております。以前の学級編成からしますと、少人数学級になりつつありますけれども、教育委員会としましても国や県の動向を注視しながら教育環境の問題や教職員の問題、将来の財政負担等のさまざまな問題について検証検討を重ねていきたいと考えております。学校適正化規模につきましては建議にありますように中学校区での小中一貫校をこれは一斉に開校するというふうなことではございませんで、まずは1校区からやはり検討して、そして準じ検討をしながら進めていかなければ同時にこれをいきなり変えるということは、到底物理的にも無理ではないかなあというふうに思います。そうした点で現在、今北本議員が質問されました例えば文科省の基準に適用するよりか玉名市独自というお話もありますけれども、そういうことも含めて当然考えなきゃいけませんし、滑石小学校の件につきましてもその点を考慮しながら検討しなければなりません。ただ言えますことは9年一貫教育になりますので、これは中1ギャップという昨日も申し上げましたけども、9年間つまり1年生から9年生までいるということ仮定して、教育課程等も組まなければなりません。しかしそれには一応いろんな制約もございしますので、それを1つ1つクリアしていきたいと考えております。実際に校区をどこからか進めようと思しましたら該当する地域の当全議員さんにも御相談申し上げたり、地域性、地域の方々、保護者、学校関係者など皆さんの御理解と協力がなければ、これは実

現はできないと考えておりますので、教育の素晴らしさをしっかり構築しながら、これからも御理解と御支援をいただくということで努力してまいりたいと存じます。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

〔健康福祉部長 辛島政弘君 登壇〕

○健康福祉部長（辛島政弘君） 北本議員の国民健康保険税と医療費についての御質問にお答えいたします。まず課税標準額が200万円以下の世帯が占める割合についてでございますけども、平成23年度における国民健康保険税の賦課世帯数は6,958世帯でございます。このうち課税標準額200万円以下の賦課世帯が5,275世帯でございます。割合が75.81%でございます。次に国民健康保険法第44条に基づいた減免についてでございますけども、この制度は災害や事業の休廃止など特別の理由がある被保険者で、医療機関における一部負担金を支払うことが困難なものに対し保険者が一部負担金の減額や免除及び徴収猶予の措置をとることができる制度でございます。本市におきましては国の基準が明確ではなく、助成制度がないなどの理由により、制度の導入を見送っておりましたが、昨年9月に国から基準が示され、また財源措置としての国の基準に該当する減免額の半分を特別調整交付金で補填されることになりましたため、本年度から制度を設けたところでございます。対象となるのは災害や事業の休止、廃業、失業など特別の理由で収入は著しく減少し、実収入月額が基準生活費の1.3倍以下で、かつ預貯金が基準生活費の3カ月未満、いった条件をいずれも満たした被保険者で国及び他市町の減免基準等を参考にしながら基準を設けたものでございます。制度の運用状況でございますけれども、初年度となる本年度においては現在のところ申請はあってはおりません。

次に、平成21年度及び22年度における差押えの現状についてでございますけれども、議員御承知のとおり滞納処分は国税徴収法及び地方税法に基づき納期内納税者と滞納者との税負担の不公平感の解消と自主財源確保のために行なっているところでございます。現在、玉名市で取り組んでおります滞納処分の流れを申し上げますと、課税がなされ、納期限内に納税がない場合はまず地方税法に基づき督促状を納付期限後20日以内に発送します。そして督促状を発送後10日目までに納税がない場合には国税徴収法に準じて財産の差押えをしなければならないと規定されていますが、本市といたしましては督促状の発送後に納税がない場合は催告書を発送し、一定期間内での自主納税を促しておりますけれども、それでも納税がない場合には差押えを行なっております。国民健康保険税を含む、市税全般の差押えの状況を申し上げますと、まず件数で平成21年度でございますけども、検索が52件、動産品1,789件、自動車等が32台、預貯金等の債券が1,644件、不動産が11件でございます。差押えの徴収額につきましては、約1億1,000万円でございます。次に平成22年度でございますけども、

件数におきまして、検索が13件、動産品が209件、自動車等が4台、預貯金等の債券が912件、不動産が3件でございます。なお、差押えの徴収額につきましては、約7,400万円でございます。最後に市町村に対する国庫負担削減のペナルティーに関する御質問でございますけれども、まず窓口負担無料化に対するペナルティーということについてでございますが、医療費助成制度には償還払い方式と現物給付方式がございます。市町村が現物給付方式で助成すると国は国民健康保険療養費等国庫負担金を減額します。現物給付方式は医療費の増加につながるとの可能性があり、自治体の財政にも余力があるものと見なされて国庫負担を減額するということでございます。玉名市では子ども医療費助成事業も実施しておりますけれども、償還払い方式を採っているためにこの制度には該当せず、減額等はあってはおりません。次に、収納率が低い自治体の国庫負担削減の現状についてでございますけれども、普通調整交付金額は一般被保険者にかかる保険料収納割合が、一般被保険者の人数規模に応じて設定された割合以下になると減額措置がなされることになっております。しかしながら平成22年度から都道府県が国民健康保健事業の運営の広域化、または国民健康保険の財政の安定化を推進するための「広域化等支援方針」において保険料の納付状況の改善に関して必要な措置を定めた場合には適応しないということになっており、熊本県におきましても「熊本縣市町村国民健康保険支援方針」が平成22年12月28日に策定されましたために、保険料収納割合による普通調整交付金額の減額措置は現在県下ではあっておりません。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 答弁いただきました。学校ですね、きのうも3人の議員さんからあっておりますので、再質問はありませんけれども、学校が廃校になった跡、私は阿蘇小国町出身ですので、小国町もずっと統合がっております。阿蘇市もっております。中学校が1つになります。廃校跡にたまたま行く機会があって2カ所見てきましたけど、まだ廃校になって1年経ったか経たないかなんですけど、やっぱりガラスは割れ、猫は入り草は生え、本当に寂しい限りの学校の跡が見えました。学校自体は避難場所であると同時に子どもたちの学校の行き帰りの声と特にうちの小学校校区ではあいさつ運動もされていますので、朝からおはようございますというあいさつ運動で地域活性化みたいところの部分もあって、みんなスクールバスで行くようになるというふうな、すごく吉田議員も言われてましたけど、地域全体でやっぱり考えていくことで、もう建議はなされましたけど、真剣にやっぱりやっていただきたいというふうなことは私も同じく思います。スピード的にですね、来年の3月までにどうにかまとめて秋頃にはということでしたけど、できたらじっくりと地域の皆さんが納得される話し合いの時間

を取っていただきたいというのと1校からというふうにおっしゃいましたので、私たちの中学校が優先的になるのかなあというふうに思いますが、ぜひともに考える部分ではやっていかなくちゃいけないところはもう重々わかりますけど、地域の中に子どもたちの声がなくなるというですね、地域住民の人たちの耳に傾けながら建議を進めていただきたいなあというふうに要望いたします。

次に、国保税に関してですけど、今回私も大変勉強になりました。課税対象額の所得の200万円以下が75.81%で実際的には8割弱の人たちが200万円以下の世帯ということが事実です。課税所得ですね、課税所得が200万円以下。何に付与されているかということで総所得じゃありませんので、ですけど課税所得が200万円以下ということは事実ということと、実際にはですね、7億円以上の滞納税が毎年決算特別委員会でも問題になり、督促はちゃんとやっているのか、税金は払うべき義務が私たちにあるんだということは決算委員会でも話されますけど、実際に市民の側に立つと本当に高い生活を圧迫する税金を払わなくていけないということと健康はですね、一緒になっているということにやっぱりすごく私は問題があるというふうに思ってますけど、差押え金額も1億と7,000万円ですね、約2億円ぐらいの差押えが執行部の方々も本当に大変な役割で大変なお仕事をなさっているんだと思いますけど、逆に差押えされる方になると夜も眠れないで、こんなにですね、惨めなことを感じたことはない一生懸命自分たちは国保税を払おうとしているんですけど、生活をするというふうなところの部分では払うお金がやっぱりないんだというふうに訴えられた方もいらっしゃいました。やっぱり私はこれ以上ですね、所得の現状から見ても収納率を高めていくということも無理があるんじゃないかということと基金取り崩しはもう議員の皆さんも御承知だと思いますけど、あと数年ですね、もう何回も持たないということですね。それから一般会計の繰入しか現状ないんじゃないかと思いますが、執行部として国民健康保険税の徴収を今後ですね、どのように考えていかれるのか再質問をします。荒尾市議会は今議会で19%の値上げが提案をされてます。このままで行くと本当に玉名市の市民の生活の安全ということを私は大変危惧しますので、そのあたりどうされていくのか再質問いたします。それから差押えのですね、現状1億7,000万円強の金額でしたけど、差押えでは財産禁止法で生活用品はやってはいけないということになってますけど、生活用品がどこまでなのかというのは、その方の生活に必要な物ととらえていいと思いますが、生活用品はなかったのか再質問をいたします。今回国民健康保険税の質問に至ったのは、今回の研修で小国町の議員さんいらっしゃってて取り組まれた国民健康保険は社会保障であるという考え方から中学校3年までのですね、通院の場合は2,000円、入院の場合は3,000円という取り決めを決めた条例を作ったというお話しをされました。また阿蘇市では中学校3年生まで無料化、小国、南小国、阿蘇市に関しても

阿蘇内にある病院に限って現物支給、医療費の無料化、それから障がい者の現物支給の実施をするために現物支給のペナルティーをなくそうということで、議会からですね、国への意見書を提出することになったということでした。私も保険は社会保障の一環から子どもたちの命を守るためにですね、中学校までの無料化は実現できないんだろうかと考えます。これを進めてある市町村もかなり多いと聞いております。義務教育の間ですね、無料化をやって行かれたらどうかというふうなことと思いますが、実際には高崎市長のマニフェストの中で小学校6年生までの無料化が今年からですね、ちょっと実現してはいますが、小学校の無料化の実際始まっている現状の試算ですね、をお答えください。小学校の試算が膨大な金額というふうなことがあるとそこまで提案をするというふうにはいたらない気もしますので、再質問、ごちゃごちゃになりますけど、再質問お答えになった後、次の質問に移らせていただきます。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

〔健康福祉部長 辛島政弘君 登壇〕

○健康福祉部長（辛島政弘君） 北本議員の子ども医療費の助成事業にかかる再質問についてお答えをいたします。まず国民健康保険税の徴収をどういうふうにするかということですが、本市におきましては国民健康保険の健全運営に資するため、国民健康保険税の滞納者に対し、納税状況に応じて資格証明書及び短期保険証を発行し、接触の機会を設けております。また文書等で納付催告し、一定期間を置いて反応がなければ財産調査を行ない、資産の所有が判明した場合には預貯金等債券搜索などの差押えを行なっているところでございます。しかしながら国民健康保険税に限らず税金の滞納については長期案件も多く、滞納処分も徴収する必要があることから現年分の徴収率が落ち込んでいる要因にもなっているところでございます。国民健康保険制度の健全な財政運営を維持する必要があることから今後も納税相談、納税指導を進める中で差押えを行ない、収納率向上に努めてまいります。

次に、差押えの中に生活用品はなかったのかということについてのお答えをしたいと思います。国民健康保険税を含む市税全般における長期及び高額滞納者につきましては、預貯金等債券の差押えを実施した中で、ほかの資産が発見できず、居宅等の調査が必要な案件について搜索を実施しております。搜索は国税徴収法第142条に基づく滞納者本人の意思に左右されない強制調査ですが、国税徴収法第75条に差し押さえ禁止財産として生活必需品等が規定されております。本市ではこれまで数多くの世帯を搜索し、数千点の動産品を差押え公売をしておりますけれども、原則差押え禁止財産の規定を遵守しながら現場の判断で生活必需品に該当するものを差押えをした事例はございません。具体的には複数所有されている中で、ここが大事なんですけども、使用されていない冷蔵庫、掃除機、暖房器具等でございます。本市といたしましては、今後も搜索を実

施する中で滞納者の生活状況を勘案しながら差押えを行なってまいりたいというふうに考えております。納期内納税者との不公平感の解消と自主財源確保のために滞納処分を行なってまいります。最後に玉名市子ども医療費の助成事業の現状についてお答えをいたします。この事業は子どもの疾病の早期治療を促進し、子どもの健康保持と健全な育成に寄与することはもとより子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境をつくるための制度でございます。平成22年7月、昨年7月に助成対象を従来の小学校就学前までの児童から小学校の修了までの児童に拡大をいたしました。現在、助成対象を拡大して2年目を迎えたところでございますが、実施後の状況を見守っている段階でございます。本年度4月から10月までの7カ月間の実情について申し上げますと7カ月間の助成件数が2万3,842件で、月平均3,400件の助成を行なっています。10月までの助成額はトータルが9,779万2,000円で、今年度末では1億7,200万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 北本議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 長いと苦情がっておりますけど、精一杯1時間いきたいと思います。はい、ありがとうございます。再質問をいただきました。阿蘇小国町はですね、小学校まで無料にされて、小学校の試算をされたらたいしたことない金額だったそうなんです。議会でも即中学校まで無料化が実現したということでした。玉名は人口がかなり多いんで、金額が1億何千万円で最終的にはなるかなあっておっしゃってましたけど、中学校は3年ですので、病気をしなくなるという仮定をして、あと6,000万円ぐらいあるといいのかなあというのと、阿蘇小国町みたいに外来が2,000円負担、入院が3,000円負担とかですね、そういった感じのことをしていくとどうなのかなあというふうには思いますので、ぜひ今後ですね、市長のマニフェストにも子どもたちの命を守るという視点で、小学校までと言わずに中学校までをしていただきたいなあと。私がこの再質問した理由はですね、全国日本民主医療関係連合会の調査で2007年に1年間の間に国民健康保険証を取り上げられ、医者にかかれずに死亡した人が31名いるということと、全国に救急告示病院にアンケートを提出しましたけど、そのア

ンケートには半分ぐらいしか回答がなかったんですが、475人の人が手遅れで死亡されたということが確認をされてます。大人の命、子どもの命というふうなところではですね、子どもの命が大切というふうにはなりませんけど、保険証がないために病院を我慢するということが自体は、やっぱり社会保障の面から避けていただきたいし、特に子どもはすごくやっぱり病気になる進行が早いので、その分子どもたちだけでも、その国保税のその悪化もあるんですけど、子どもたちの命を守れないかなあとということで再質問させていただきました。それと今ずっと部長の方からやっぱり税は払わんといかんとよということがあるわけですけど、取立もせんといかんのが苦しい立場で執行部の方あるとは思いますが、逆に私はこの現状をですね、住民の健康と幸せの側に立って考えてみました。これは要望ですけど、例えば食事管理が一番病気になる原因になります。それとか掃除とかですね、換気とかもそういったことも病気の原因になりますので、例えば非常勤で訪問介護員、ホームヘルパーですね、雇用し、食事の管理指導や清掃などの自立支援をしていくとか、それから健康管理相談人のための保健師を増やしていくって玉名独自のですね、健康管理をすとか、ジェネリックといってもちょっとむずかしいですね。ジェネリックが自分たちに害があるかないかもわからないんですけど、ジェネリックに対する説明をする人をですね、もう少し濃厚にして病院にかかってもジェネリックでも大丈夫な薬があるんですよというような説明を手厚くする方を増やしていくとかですね、そういった工夫をできないだろうかというふうなことをもっともっと市民の側に立った国保税を徴収することは当たり前のことなんですけど、やはりその税の徴収の前にやるべきことがあるんじゃないかなあとということで、こういったのを案として要望をしておきます。

次の質問に移ります。玉名市ゆかりの深い坂村真民氏についてです。坂村真民氏の「念ずれば花開く」の著作の中の幼い年譜というところがあります。「熊本県玉名郡玉名村元玉名という玉が3つもついているところに転居した。私が満6歳の時である」と始まり、「元玉名で過ごしたコスモポリタンの私には忘れられないふるさととしてその後、いくつかの逆境にあっても私を励まし私を慰めてくれた美しい思い出のところと、出てきます。座敷から玉名川、現在の菊池川ですが、を眺め、そして玉名平野の黄金の波打つ良米の産地であった」と坂村真民氏は、「私はこの土地のイメージがなかったら私はどんな人間になっていただろう。重なる不幸と私はどんな不良になったかもしれないと思うときがある」とあります。皆さんも今月初め、日曜日ですけど、12月5日の新聞に載りましたが御覧になられた方も多いと思いますが、第一日曜日に詩人の坂村真民氏の著作物や手紙、坂村真民氏と交流が深かった方たちの本も含めて100冊以上の本や手紙がですね、箱6箱に分けられて顕彰団体「念ずれば花開くの会」へ寄贈されました。寄贈された方は広島県安芸郡海田町の在住の方で、坂村真民氏の教え子になら

れ、長い間亡くなられるまで愛媛の坂村真民氏と交流を続けて共に生きてこられた井上義雄さんとおっしゃる方でした。真民氏が亡くなられるときまで、最後はやはり心はふるさと玉名市にあったということを伝えることと、著作物はふるさと玉名に返すことを決心をし、寄贈された井上さんの願いは現在残っている坂村真民氏のさまざまな遺品、玉名市の財産として残してほしいと言われました。ふるさと玉名市にしかできないことを遺産として資料館を建設していただき、現在残っている古井戸や実家を消さないでほしいと哀願されて広島へ帰られました。私も坂村真民氏は荒尾出身の方、それほど玉名にはゆかりがない方とは思っていましたが、しかしこの8年間いろいろなことをある方を通じて知るきっかけになりました。皆さんも御承知でしょうが、坂村真民氏の建立された詩碑は世界にまで広がり、その数は738碑にも及びます。外国ではニューヨーク、カナダ、チベット、スリランカ、ベトナム、インド、カンボジア、イタリア、アフリカ、そのほか多数、その738碑の中で玉名市にある物は5つ、蓮華院誕生寺にある139念ずれば花開く、509番碑、512番碑、二度とない人生だから613番碑、巡り会いの不思議、残りは通われた母校玉名高校にあります700番碑に建立されたものです。坂村氏は玉名郡府本村生まれ、それから教師だった父親に連れられて玉名郡玉名村元玉名で過ごされます。実際に現在の玉名小学校の歴代校長の3代目で写真が今もなおかつ飾られております。その方が坂村真民氏の父親です。その後、玉名郡田崎村に移り住まれ大正10年、現在の玉名高校に入学されております。市長室にも飾ってありますが、日本画家の川本氏とも大変親しくされ、玉名高校で再会をされております。昭和21年愛媛県におかれて高校の国語の教師をされ、定年を迎えられ、その後「詩国・鳩寿」を1,200部を無料配布、平成17年9月1日の発行を最後に閉じられております。平成18年2006年12月11日、この間ですね、97歳で永眠をされました。平成15年熊本県近代文化功労賞も受賞されております。私もこの夏数多くの思い出、ゆかりの地へ詩巡りをさせていただきました。元玉名、連れ合いの御実家があります、青木にあります辛島邸、現在空き家でございます。田崎で生まれ育ったとき使われた古井戸、北坂門田には坂村家の本家、今も空き家ですが残っております。いかに玉名市にゆかりの深い坂村真民氏であったかを再認識しました。現在もあるいろんなものを残すことができないだろうかと思えます。いかがでしょうか。今回私はこの一般質問を駆り立てたのはやはり先ほど申しあげました井上さんがふるさとに帰りたいと6時間かけて運転をし、自分の命の次に大切な物ではなかなっただろうかと思えますが、人手に渡し、それがふるさと玉名にいたことが一番幸せなことですということで、再び広島に帰られたところにあります。知らないのも罪ですけど、知ってしまって何もしないのはもっと罪なことだと思います。多くの命を無償の力で救い、闇が光になり、哀しみが希望に変わる、念ずれば花開く、多くの人を救った坂村真民氏、玉名にゆかりの深い坂村真

民氏についてお答えください。

2つ行きますので、次の質問に移ります。弱い立場の市民に対する防災計画の実施についてです。今回は防災計画の中で、もっとも弱い立場の市民に対しての防災計画についてお尋ねいたします。先月11月6日に行なわれました防災訓練の中で、要援護者の訓練について課題や反省点などについてお尋ねいたします。先日、第1回目の反省会が住民を招いて開かれたと聞いております。玉名市の取り組み、初めてでしたが、要援護者避難訓練、課題また反省点などをわかりやすくお答えください。要援護者の登録が進められておりますが、現在の状況はどなっているのでしょうか。亡くなられたり、また脳梗塞で障がいを持たれたり日々変化しているように思いますけど、要援護者の現状についてお答えください。それと同時に援護者を支援する地域の支援者の現状はいかがでしょうか。お答えください。登録者の直接支援ネットワークは進められているのでしょうか。安否確認の名簿の作成、手帳保持者の方での登録、障がいにあわせた支援の必要性、視覚、聴覚、精神、内部疾患、地域を巻き込んだ要援護者の避難訓練の今後の計画をお答えください。

以上、答弁をいただき、再質問をさせていただきます。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 北本議員の玉名にゆかりの坂村真民氏についてのお答えをしたいと存じます。議員もおっしゃいましたけど、坂村真民氏は荒尾市に生まれて、旧制玉名中学校を経て大学卒業後教職に就かれて、戦後は愛媛県で国語の教師として教鞭をとって、そして詩も作られて詩人として活躍もされ、2006年12月に97歳で永眠をされております。本当にわかりやすい言葉で生き方を説くという詩は全国でも広く愛されて、祈りの詩人としても有名でございます。特に「念ずれば花開く」、これは多くの人に共感を呼んで、その詩碑が全国各地はもとより今北本議員のおっしゃいましたように海外にまでその詩碑が建てられているということでございます。この坂村真民氏の詩の愛読者の1人であります斉藤茂太氏は「プラス思考がその人を強くする」という著書の中で、「真民さんの詩や文章には人を包み込むような温かさがある。それは真民さん自身が本物だからなのだ。どん底を見てきた人は人間に対するまなざしに慈愛が満ちているのだろう」と共感され、心から敬意を表されております。こうして坂村真民氏に対する対応の仕方でもございますけれども、玉名市教育委員会としましては、玉名市の御出身でもいらっしゃるということで、重要を考えなければなりませんけれども、もう本当に日本、玉名出身の方で日本国内だけでなく世界的にも御活躍された方がたくさんいらっしゃいます。坂村真民氏もそのお一人ではないかと存じます。そうしたことはこれから文化財等も含めまして、研究調査を行なって、子どもたちの教材に取り上げる方法

など、そうした教育的あるいは後世までに引き継ぎができるような検討というのを今後行なっていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

〔健康福祉部長 辛島政弘君 登壇〕

○健康福祉部長（辛島政弘君） 北本議員の弱い立場の市民に対する防災計画についての御質問にお答えいたします。先ほど4点ほど質問ございましたけども、一部順番が前後しますけども御了承願いたいと存じます。要援護者の登録状況につきましては、平成23年12月1日現在、市全体で1万2,440名の対象者の内13.83%の1,721名の方が登録をされています。その登録の推進や要援護者の把握につきましては、各地域の民生委員、区長、福祉協力員などの方々、並びに他の関係者の皆さま方と連携を図りながら手帳所持者の登録を行ない、なおこの手帳の所持者の方は1、2級及び3級で3,107名ほどいらっしゃいます。また安否確認の名簿の作成も進めているところでございます。また年度途中亡くなられたり重い障がいになられたりした方に対しましては、年に3回庁内関係課と連携をし、住基上の取り込みを行ったり、手帳の保持者の確認を行ない、要援護者の把握を順次進めているところでございます。次に要援護者の支援計画の一環としまして、今年11月6日に玉名市防災訓練と合わせ、初めての要援護者避難訓練を実施をいたしました。あいにくの雨の日でございましたけど、玉名小校区の多くの皆様方を初め、福祉避難所としてたまきな荘、消防団、警察、社会福祉協議会等関係機関の協力を得ながらの訓練は今後に向け、大変な自信につながったものではないかと思っております。一方でいくつかの課題も見えてきました。その課題及び反省点について申し上げますと、今回要援護者の避難訓練、地域参加型の訓練として自主防災組織の訓練及び炊き出し訓練を行ない、さらに一般避難所として玉名小学校、福祉避難所としてたまきな荘で行なったわけでございますけども、まず第1番目に避難所としての受付対応人数を増やすということ、この反省点を含めてですけども、受付との聞き取り表の項目を最小限にとどめてほしいということ、3番目にプライバシーに配慮をしてほしいということ。第4番目に公立玉名中央病院等の他の医療機関の参加という点もいくつかの問題点もございました。今後も日常生活に甚大な影響を及ぼす大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に防止するためには、日頃の訓練等の防災対策が不可欠であることはいうまでもありません。議員御指摘のように要援護者の避難支援、特に障がい者、聴覚、視覚、精神、内部疾患の方々など避難行動の特徴がございます。できる限り要援護者の必要とされる支援を把握しながら適切な情報伝達手段等、避難体制の支援対策を進めてまいります。次に、要支援者を支援する地域の支援者としてはということでございますが、民生委員、児童員、区長、福祉協力員、消防団員をあてるよう

にはいたしておりますけれども、一番大事なことは日頃からの隣近所の方々との理解と協力が一番不可欠ではなかろうかというふうに考えております。今後の要援護者避難訓練は原則として、小学校区の単位、福祉施設を福祉避難所として協力していただける地域を考えておりますが、それ以上にそこに住む地域の方々の理解が大切でございます。次年度以降も継続をして実施し、要援護者訓練を通じ、安心・安全な行動ができるような支援のネットワークを構築したいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 答弁いただきました。坂村真民氏のことに関しては、私も初めて勉強したのとやっぱり1人の方に強く動かされながらやっていかなくちゃいけないというふうなのを持ってますけど、日本中でですね、世界中に広がってますけど、うちしかできないというところがあるから余計、いっぱい有名な方ももちろん玉名出身の方でいらっしゃるのわかりますし、でも今のこの中で心ですね、前向きに検討していただきたいなあとと思うのは、愛媛県の砥部町で坂村真民記念館がもう教育長も御存じですけど、3月11日に開館をします。もちろん愛媛県に大学卒業した後にはいらっしゃるというふうにおっしゃってましたけど、ふるさと創生のお金が300万円ぐらいすぐ集まったということで、その記念館が開館するんですけど、3月11日に開館するわけですね。それどうしてかということ、もうわかると思いますけど、東日本大震災の日に丸1年経つ、その日を正式に決定したのは被災者の方に励ますメッセージを坂村真民氏の詩と一緒に町が贈られたそうなんですけど、それで坂村真民氏からの詩を見て本当に被災者の人たちがですね、前向きに進む思いを新たにしましたとか、生きる力をもらいましたとかいう返事ですね、実際に届いたということで、皆さん3月11日にこの開館オープンをしようというふうに決まったんだそうです。さっきから私、弱い立場の方というふうなことで防災のことも言ってますけど、最終的にはですね、1つの言葉1つのもので自殺を思いとどまられる、死のうとするのを思いとどまられる、そういった力がやっぱり真民さんの中にあるから、苦悩の中で立ち上がる力と教育長もおっしゃいましたけど、そういったの真民さん自体が玉名、元玉名、玉名、玉が3つつくところが自分のふるさとであって、このところの玉名平野の中で過ごした時間がなかったら、自分は不良になってただろうと、自分の今の命はないだろうというふうにはやっぱり思ってたのと、最後に御臨終のときにふるさと玉名にあったということをお伝えに来られたということ自体、日本中探してもやっぱり玉名しかないと私は思っていますので、これから先どうぞ前向きに検討していただくように要望いたします。

それから防災計画にあたってはですね、素晴らしい反省会も含めてできていたなあ

というふうに思います。聴覚障がいの方が要望として、私の方にメールがありましたけど、聴覚障がいの方の手話をする方が結局大勢の中で手話をしていますので、どこにいるかわからないと、今度ヒントをもらったのは要援護者の方たちにベストを着せたんですね。緑色だったと思いますけども、緑色の受ける方とする方に着せたんですけど、すごくそれがわかりやすかったんで、統一したベスト的なものを手話の方に着せいでいただくと、どこから見てもあの方は手話の方だというのがわかるんで、それはぜひ要望してくださいというふうなことでしたので要望します。そして2回目が2月にまた開かれるということで、よりですね、弱い立場の方にあわせたことをやってほしいなあと、弱い立場の人だけ特別やってほしいといっているんじゃないかと、弱い立場の人をしたら普通の人は全部入ってしまうんですね。だからそこを押さえていると普通の人はサポートができるということです。ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。最後の質問ですけど、新庁舎建設に向けて、もう質問はなかりょうとおっしゃってましたけど、中身について、進捗状況についてお尋ねいたします。先日、NPOが障がい者就労移行支援センターを玉名市岩崎に開設されました。市長は来賓として御出席していただき、関係の皆さんも大変喜ばれていました。障がいがあっても地域で生きがいを持って働きたい人たちを就労していくためのセンターです。私は前市長のときもお願いをしました。市役所に障がいを持っている人たちの就労できる場をつくってほしいと要望いたしました。新庁舎内での就労の場所は特に差別の対象である障がい者の働く現場としてまた就労以降の支援の現場として信頼できる場所で、経営だけを考えていく利益優先のあるところではなく、障がい者の働く場所として大変意義深く就労支援や社会への第一歩を考えると大変重要であると思っています。パブリックコメントの中にも働く場をとりましたが、その職員採用ととらえられていた答えがありました。新玉名庁舎内におきまして働ける場所として、食堂かレストランか小さい喫茶室のようなスペースは計画される予定はあるかどうか、お尋ねいたします。次にパブリックコメントは今回の新庁舎の建設ではとらないという答弁がっております。パブリックコメントは19年と20年にとられ、インターネットで公開されております。私も見ました。これに関して再点検をですね、されたのか、今後パブリックコメントをどのように反映されるのか、お答えください。それからパブリックコメントが19、20ですね、私は東日本大震災があり、その庁舎がですね、大変な痛手を受けてしまったということで、災害本部になる庁舎としてこのですね、東日本震災が生かされたのかなあと。もちろんパブリックコメントには生かされてません、19年と20年ですので。そのことで障がい者、高齢者に配慮されたUDになっているのかどうか。そのまた設計段階で当事者の声を聞くことができるのかどうか。それから災害本部となる庁舎ですけど、今回はかつて経験したことのない大震災を味わってます。それを教訓をされてですね、

例えば実際にはシャワー室とかですね、仮眠室とかですね、新たに震災を受けて新庁舎です、前の新庁舎は震災を受ける前の新庁舎ですから、そのこと自体は検討されていったのか。以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 北本議員の新庁舎建設に関する質問にお答えいたします。新庁舎の建設につきましては、議会におかれましても特別委員会が組織され、議員もその委員として在籍しておられます。その中でも逐次御報告、御意見を拝聴しながら、利便性が高く機能的にも満足できる庁舎となるよう現在進めているところでございます。そこで現在の進捗状況を先に述べさせていただきます。今年度は用地買収と実施設計が主なものでありまして、設計に関しましては平面計画がほぼ終わるところでございます。今後仕様等を詰めまして年度内の完了を目指しているところでございます。用地取得でございますけれども、合同庁舎北側の用地に関しましては、6月議会で財産取得議案を上程し、議決いただいたところでございますけれども、その際に未買収であった残りの4筆について担当課で交渉を続けてきたわけですが、最後の地権者との契約が完了いたしましたので、この北側用地については買収が終了したところでございます。

次にパブリックコメントの反映についてでございますけれども、これは先ほど議員が述べられましたとおり2回実施しております。この内容につきましても概要を広報たまなに掲載し、市ホームページでも現在閲覧できる状態としております。13人の方から36件の意見があり、反映すると回答したものが4件、参考とすると回答したものが22件ありました。具体的には子ども連れでも使いやすいトイレの意見等があり、このような可能のものについては検討をし、取り入れていく考えでございます。続きまして、食堂やトイレ等の設置についてでございますけれども、これは今のところといいますか、設置の計画はございません。議員御指摘のように建設予定地周辺には飲食店が少なく、職員組合からも設置を要望する声が上がっておりましたけれども、検討はいたしました。が、他市の事例や採算性、また現状で利用している多くの弁当業者の圧迫等にもつながりますので、設置しないことと結論つけております。また今回の震災を受け、教訓としてシャワー室、仮眠室などを設置をという御質問でございますけれども、こちらの方についても現在は計画としてはございません。ただし夜間等の待機に関しては台風や大雨による警報発令時の待機が最も頻度が高いと思われますので、その状況を想定いたしまして、防災担当課の横に待機できる部屋を設ける計画とはしてあります。

最後にユニバーサルデザインに関する質問につきましては、新庁舎は当然ユニバーサルデザインを取り入れて、建築ガイドラインに基づいた設計として進めております。

障がい者、高齢者はもとよりすべての方々にとって利用しやすい施設になるものと認識しております。新庁舎の建設につきましては、これまで議会を初め市民の方々からも多くの意見をいただき、事業の推進を図ってきたところでございますが、十分な費用対効果が見出せるよう今後も慎重に進めていく所存でございます。

○議長（高村四郎君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 答弁をいただきました。新庁舎に関しては当事者ですね、声をぜひUD関係入れてもらいたいなあというのを特別委員会でも毎回、そういったふうなことは言うておりました。でも実際にはですね、UDの法律があるから、法律にあわせてするから大丈夫だろうというのはもう大丈夫じゃないから言っているんであって、まったく同じ障がい持っていても障がい同士違うんですね。だからぜひ聞いてほしいなあというふうに思いますし、パブリックコメントもとらないということでしたので、地域協議会当たり新しい意見として言われているんだと思いますけど、あんまりにも金額を削減していってしまうと、本当にやれないでいくというふうにはならないかな。しかも削減金額は守らないといけないというふうなところで、すごく八方ふさがりになってますけど、やっぱり市民が望む庁舎自体のフォーラムもあっていて、すごくその面では夢に描いたやっぱり庁舎だったと思うんですね。削減も大変必要ですけど、特に障がいやその方たちが庁舎に出て来られるというのは、もっとですね、さっきの国民健康保険税じゃないですけど、健康でいるというふうなところは玉名の中心になるわけですので、ぜひ残り少ない検討期間やっていただきたいなあと切にお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時02分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番 藏原隆浩君。

[1番 藏原隆浩君 登壇]

○1番（藏原隆浩君） お疲れ様です。前に質問された議員さんがですね、時間を十二分に使っていただきまして、ちょうどおかげさまでですね、きりのいい時間をですね、いただきました。本当にありがとうございました。1番、藏原隆浩、さっそくですね質問をさせていただきます。まず初めにですね、チェンジ玉名の推進手法についてということですね、お尋ねをさせていただきます。高岡市長も平成21年11月に市長に就

任されてから早いもので2年が経過いたしました。その間、本市においては先達の御努力により新玉名駅の開業や玉名バイパスの全線開通など市民の長年の念願であり、懸案事項でもあった大規模事業が1つの区切りを迎えました。しかしその一方で新庁舎建設問題を初め、新市の行財政基盤の強化、市町合併後の住民サービスの維持や効率化、また市民会館建設問題、九州新幹線の有効活用など多くの課題が山積しております。市長はこれら多くの課題に対処していくために2年前に市長選挙の際に市民との約束事としてマニフェストを掲げられ当選されたわけですが、そのマニフェストで掲げたことがらをもとにわかりやすい形で市民に示し、それをより具現化するために昨年9月にチェンジ玉名を策定されました。このチェンジ玉名につきましては、当初からその策定意義や総合計画との関係や違いこれらについて疑問を持っておりましたが、そして本年9月に公表されましたチェンジ玉名進捗状況報告書、これを拝見して唖然といたしました。それは市長が日頃言われている市民目線というものがまったく見受けられないということです。公表されたのは進捗状況報告書ですから、その取り組みの進み具合や達成度合いを市民にわかりやすく数値で示すということは非常にいいことだと思います。しかし、この進捗状況報告書では目標と達成状況に応じて配分されているポイントには、市民の目線や評価には一切関係なく、行政が何かを作ったり調査や研修を実施したり、補助金を交付したり、協議会を設置したり、方針を決定したりと、とにかく進捗すればポイントが上がるような仕組みになっています。さらには行政の判断で実施の必要がないと判断した場合でも配分されたポイントの半分が加算される仕組みとなっているものや、また市以外の他団体が取り組み、実施したものでもポイントが加算されるものも存在しています。このように単なる進捗状況を行政の視点で都合よくポイントをつけて市民にアピールする手法が正しいやり方だとは思いませんし、そのことに大切な税金を投入する必要があるのか理解できません。チェンジ玉名に掲げられた事柄においても、税金を投入して行政サービスとして取り組みを進められるわけですから、ここで最も重要なことはどれだけの市民の方々が恩恵を受けたのか、またその取り組みによって市民に満足あるいは納得のいく行政サービスが提供できたのかということを検証することだと私は思っています。市長はチェンジ玉名を策定された巻頭のあいさつでもチェンジとは市民の目線に沿った形で質の高い市民サービスを低コストで提供できる行政組織へと体質を変える。言い換えれば市民の満足度を向上させるための取り組みですと。このようにおっしゃっております。それが本当にそうであるならば、行政の都合による一方的な評価と進捗状況の報告ではなく、市民の目線による市長がおっしゃられるところの市民の満足度、言い換えれば市民が思う達成度、そういったものを検証していただかないとチェンジ玉名を策定された意義が消えてなくなってしまうのではないのでしょうか。そこでチェンジ玉名の取り組みによって行政サービスに対する市民の満足度、これがどのように

変化をしたのかということをお尋ねいたします。また仮に市長が言われる市民の満足度、この把握ができていなければ進捗状況報告書なるものを公表される意義があるのか、また今後はどのようにして市民目線でチェンジ玉名を評価、検証していかれるおつもりでられるのかをお尋ねいたします。

次に、市民会館建設計画の今後について質問をさせていただきます。本年8月に国会におきまして「東日本大震災に伴う合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律」というものが審議され、被災した合併市町村を対象に合併特例債の発行期限が5年間延長されました。そして被災した市町村以外の自治体においても地方債を起すことができる期限が5年間延長される見通しとなっています。まだ正式に決定はいたしておりませんが、もしそれがそうなれば本市でも合併特例債を起すことができる期限が平成32年度までに延長されるということになります。このような背景があって全員協議会におきまして市民会館の建て替え問題につきましては建設場所の再検討を含め、整備計画を先送りする、見直すという内容の市長の説明であったというふうに思います。ただ合併特例債の活用期限が延長されるから時間をかけてもう1度計画を見直しますということは、これまで確かな手順を踏まずに説明責任を果たさないまま短時間で作り上げた事業計画がずさんなものであったのかということでしょうか。ちなみに新庁舎の建設問題の際には前市長の計画の進め方を避難されて見直しを行なわれましたが、今回は独り相撲されるおつもりでしょうか。私はこれまで市民会館について何度か質問してまいりましたが、それは老朽化の問題や耐震性能の問題、バリアフリーや駐車場の問題など多くの課題が山積しているからです。特に市のイベントなども開催され、多くの市民が利用する施設であり、さらには避難所にも指定してあるような施設であるため耐震性能の問題は早急に解決しなければならないと考えているからにはほかなりません。今回、この国の措置は平成28年度以降も合併特例債による財源の確保を可能にするというものであって、先ほど申し上げました市民会館が抱える問題の解決には何らつながるものではありません。そこで施設の抱える問題を考慮したときに合併特例債の有効期限が延びた5年間も事業を先伸ばしにすることが適当なのか、また見直しを表明されてから今日までこの業務に対してどう対応されてきたのか、そして今後の整備を具体的にどのように計画予定されているのかをお尋ねいたします。

○議長（高村四郎君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 藏原議員のチェンジ玉名の推進手法についての質問にお答えをいたします。私は市長に就任したおおむね10カ月後に市長選挙の際に有権者との契約とも訳される、いわゆるローカルマニフェストにより市民の皆さまに公約した政策について市が実施する施策の一部として取りまとめたチェンジ玉名を策定し、これを公表を

いたしました。またその際にはチェンジ玉名に掲げた施策を確実に推進していくためにそれぞれの施策前に各年度別の目標を精査して設定し、その達成度を判断するための指標と方法もあわせて定め、今年度その進捗状況を公表することといたしました。そしてチェンジ玉名の発表からちょうど1年が経過した今年9月に第1回目のチェンジ玉名の推進状況を市民の皆さまに報告をいたしました。平成22年度末での進捗状況はチェンジ玉名に掲げた52施策の平均で30%という結果となりましたが、この中身については目標どおりの達成ができたものと判断できるものもあれば、目標の達成に至らなかったものもごございます。今後もこれらの結果を踏まえ、また掲げた目標と照らして施策の推進状況が遅滞しているものについてはその原因を検証しながら最終的な目標期間であります平成25年度末においてすべての施策の目標の達成を目指したいと考えています。また御指摘を受けました市民目線の評価方法の導入については、年に一度すべての市民の皆さまに対してチェンジ玉名に掲げる施策の進捗状況を報告するためにチェンジ玉名進捗状況報告書の概要版を全戸に配布することやホームページにより公開することで市民の皆さまに評価をいただいているものと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

○企画経営部長（田中 等君） 藏原議員の市民会館建設計画の今後についてお答えいたしたいと思います。11月4日の市議会議員全員協議会の後、どういったことをやっていたかということでございますけれど、そのときに整備方針の見直しについて御説明した後につきましては合併特例債延長に伴う国の審議内容について動向を見守っている、現在もそういうところであります。またこれからの具体的なスケジュールということでございますけれど、これにつきましては5年間延長になりまして、それをそのまま5年間延長するという考えはございません。現在の建物の老朽化や耐震性の問題、これは当然言われたとおりでございますので、建設の計画を早く見直してまいりたいと思います。そういった場合に場所が現市民会館から離れた場所となれば会議室の見直し、機能面につきましても再検討する必要があるとは考えているところでございます。また市有地でなく事業認定や農用地除外、開発行為が必要な土地を取得となればスケジュール面におきましても大きく変更が出てくるということも考えております。いずれにしましても再検討をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 1番 藏原隆浩君。

[1番 藏原隆浩君 登壇]

○1番（藏原隆浩君） 御答弁ありがとうございました。まずはチェンジ玉名の推進手

法の方ですけれども、チェンジ玉名は市の施策集であってローカルマニフェストそのものではない、このことをですね、まずは混乱しないようにしっかりと整理した形で認識をしておかなければならないというふうに私自身も思っています。そしてこのチェンジ玉名はマニフェストを基に作った市が実施する施策集でありますから、当然進捗状況を報告していくことは必要でありますけれども、一方的な評価のままで年に一度出し続けるというのはいかがなものかというふうに思いますし、ましてやあとはそれを御覧になって、市民の皆さまに高いか低い、その評価はお任せしますと、そういったやり方は余りにも無責任ではないでしょうか。行政評価を独自に行なっていくということも必要でありますし、ただそれを行なうには検証、評価について客観性というものを確保できないと、これが一番大事であって、合わせて住民の方向を向いた評価システム、すなわち市長いわく市民の目線にあった評価でなければならないはずです。ですから検証、評価の客観性の確保と市民目線に沿った正当性のある行政評価システム、この方法論についてこれから十分に議論を尽くして研究して開発に努めていただきたいというふうに思いますし、そしてそれに裏付けられた成果、すなわち市長のおっしゃられる市民の満足度を向上させるための取り組み、これにこのつじつまがあうように、まだ時間はありますのでしっかりと取り組んでいただきたいと存じます。そして市民会館の建設計画の今後、こちらにつきましては答弁からしますと建設場所が現市民会館から離れた場所になるようであれば機能面についても再検討する必要がある、またそれが市の所有する土地でない場合は事業認定や農振除外、開発行為が必要な土地取得となればスケジュールの面でも大幅に変更を余儀なくされることがあるかもしれないということですね、そういった内容の御答弁だったと思います。ただですね、じゃあそれがわかっていながらなぜ国の審議内容について動向を見守っているだけで、ましてや今後の計画、スケジュール、これを具体的にも今示せないというものは、非常に問題があるんじゃないでしょうか。何度も言うようにすけれども、市民会館の建て替え問題が急浮上した理由は何なのか、それは老朽化の問題や耐震性能の問題があって、早急に危険性を回避しなくてはならないということでもありますので、特例債の活用期限が延長されるからといって余裕が出てよかったなあと一休みしている場合でないということをごまかして申し上げておきたいというふうに思います。

次に、玉名ブランド事業と観光物産振興についてということでお尋ねをさせていただきます。九州新幹線が開業して9カ月が経過し、開業後の市民の生活に与えた影響や観光物産などの各種産業や地域経済にもたらした効果については賛否が分かれるところでもあります。イベントなどの開催のように一時的な集客によって短期間で効果が表れるものもありますが、一方では観光施策や定住化の取り組みなどによる効果や地域経済への波及効果のように長期間かけて表れるものもあるため、一過性の取り組みに終わらず

事業の継続性が大変重要となつてまいります。今後は長いスパンでその効果や実績を分析検証していくことによって、九州新幹線開業による波及効果を最大限に引き出していかなければならないと思っています。そのためにもまずは玉名という地名や地域の魅力などをより多くの人に知ってもらうことが重要であります。新玉名駅はできたが玉名の魅力や特色がわからない、アピールできないということでは玉名市は単なる通過点になってしまい、新玉名駅の開業による効果は期待できません。そのような状況に陥らないためにも九州新幹線開業以前から玉名の知名度アップと地域産業の活性化を図るためにその一つの手段として玉名ブランド事業が推進されているのではないのでしょうか。この玉名ブランド事業につきましては、昨年4月に企画経営部の地域振興課に推進室を移して事業に当たられています。この推進室の地域振興課への移行、その理由を自分なりに解釈すれば、それは物産振興策の領域を越えて、地域全体の振興策として玉名地域のブランド化を図り、推進していくねらいがあったものというふうに思っています。そして現在にいたっては玉名ブランドに認定されているものは物産・特産品を中心に全部で30品目となっています。これらの商品は原材料の生産や研究、開発、加工、そして認定に至るまで携わられた地域の多くの方々の結晶であり、まさに玉名をPRするにふさわしい品々となっております。しかしこれらのすばらしい30の認定品ですが、玉名ブランドの本来の目的である玉名地域のアピールと地域産業の発展、活性化のために有効活用が今現在なされているのでしょうか。市が行なう玉名ブランド事業に求められるものは認定品を使って玉名をいかに対外にPRし、地域産業の活性化につながっていくかということであり、そのための戦略を練り実践することが市の役割として最も重要であるというふうに思っています。そこで玉名ブランド事業について、企画経営部の地域振興課に推進室を移してからこれまで具体的にどのような取り組みを行ない、それによってどのような成果が得られたのか、また今後どのような見通しと戦略を持ってこれを推進して行かれるおつもりなのかお尋ねをさせていただきます。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

○企画経営部長（田中 等君） 藏原議員の地域振興課にブランド係が移ってからその以降のどういった事業かということの御質問にお答えしたいと思います。玉名ブランド認定品の事業がほとんどでございますけれど、ブランド認定品は九州新幹線全線開業前に玉名地域の特色や原材料にこだわり、玉名を代表するお土産品をブランド化することで、地域振興に寄与する目的で事業推進を図り、初期の目的はほぼ達成したと考えております。玉名ブランドの認定に当たりましては、認定審査委員会において地域基準と品質基準の厳しい基準の下で厳正に審査され、認定がなされております。昨年度までに25品目認定しており、本年10月の審査で認定予定を含めると全部で30品目となりま

す。ブランド認定品のPR活動といたしましては、広島フラワーフェスティバル、東京渋谷区民祭り、大阪ふるさとフェアを初め、地元スーパー、ホテル、大学などの各イベントや市役所売店、ブランド協議会でのサイト販売、各メディアでの紹介などにより推奨をしております。認定品の認知度も徐々に広まってきており、新玉名駅の観光ほっとプラザたまららにおいての実績報告説明会では販売品目約500品目の中でブランド認定品が販売額の上位を占めているという実績報告もあっております。12月からは玉名ブランド認定品を含めたギフト販売を始めたとのことであります。また事業所によってはインターネット販売も行なって販売促進を強化されております。今後も引き続き玉名ブランド認定品の商品の魅力を情報発信することで地域経済の活性化へ取り組んでまいりたいと思っております。

2点目のブランド事業の展望と戦略について、お答えいたします。玉名ブランド認定品はこれまで同様に推奨は行なってまいりますが、ブランド事業としては地域ブランド推進への事業転換を図ってまいります。本市には豊かな自然や文化、農産物、食文化など地域ブランドになる素材が数多くあります。これらの素材を効率的に活用するにはデータ分析、選別、精査といったマーケティングを用いた戦略が必要であり、地域ブランドの確立に向けた取り組みを推し進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 1番 蔵原隆浩君。

[1番 蔵原隆浩君 登壇]

○1番（蔵原隆浩君） ありがとうございます。企画経営部の地域振興課に推進室を移してからこれまでブランドの認定業務、つまり「これは認めますよと認定します。これは認定できません。玉名市内における数多くの生産物、加工品、加工食品の中から認定品を選別して、差別化をすることができましたよと」。そしてそれらの認定品のPR活動を従来どおり行なってこれ、その結果としてたまららにおいての販売品目で、ブランド認定品が販売額の上位を占めましたよというような御答弁だったですね。それから今後の展望と戦略としては、玉名ブランド認定品はこれまで同様に推奨するけれども、ブランド事業としては地域ブランド推進、こちらの方へ事業展開を図るつもり、だけれども具体的な方策は現時点ではまだ見出しておらず、これからであるというような答弁だったというふうに思いますけれども、先ほど申し上げました通り物産振興策の領域を越えて玉名市全体の振興策として、戦略的に玉名地域のブランド化を図り推進していくねらいがあったからこそ、企画経営部の地域振興課にブランド推進室を移して事業に当たられてきたはずなのに、しかしながら御答弁いただいたこの内容からすれば、従来の業務と何ら変わっておらず、まったくもって進展が見られない。ブランド認定品の選定作業とPR活動を行なうという従来どおりのこの現状であるならば、商工業振興と

観光物産振興、これらを主な業務分掌としている産業経済部の商工観光課、この商工観光課の方で行なっている業務と何ら変わりはなく同じような仕事をされているのではないですか。今度はここで再質問として、産業経済部の方にこの事務分掌を踏まえた上で、商工観光課における業務内容、そして玉名地域の産業振興に向けて、現在どのような取り組みを行なっていて、今後業務展開をどのように考えておられるのか、再質問の方でお尋ねをさせていただきます。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

[産業経済部長 植原 宏君 登壇]

○産業経済部長（植原 宏君） 蔵原議員の再質問にお答えいたします。商工観光課におきましては蔵原議員言われたとおり商工業の振興と観光及び物産品の振興が主な業務として位置づけられております。毎年旅行代理店やテレビ、新聞、情報誌などの媒体を活用し、高瀬花しょうぶまつりや玉名大俵祭りなどのイベントを初め玉名温泉や小天温泉など玉名の魅力を主に福岡を中心に九州一円を対象としまして継続して観光PR活動を行なってきたところでございます。中でも観光と物産は関連が深く、観光で出かけた先々にはそれぞれ地域の物産品があり、そのときお土産として購入した物産品が旅の思い出となり、またその地を訪れたという思いにつながることもあるかと思えます。そういった観点からも玉名の観光と同様に物産品のPRも行なっておりまいた。ただ玉名だと言えばこれだというような玉名を連想させる、玉名をイメージさせる物産品の存在がそれほど強くなかったように思えます。そうした中、九州新幹線の全線開通並びに新玉名駅の開業をチャンスととらえ、玉名市内の商工業者を中心に玉名ブランド協議会が発足し、開業に向けて玉名ブランド品の研究、開発に鋭意努力されて現在では数多くの玉名ブランド品が生まれております。当然、これらの品々は商工観光課が取り組んでおります事業においても地域振興課と連携を取りながら積極的な推進に努めているところでございます。観光関連産業は、裾野が広い産業と言われているところでございますけれども、こうした玉名で生まれた数々の物産品が市内外に認知されることにより、引いては市内商工業の発展につながっていくものと考えております。また商工業者の動きとして商店街の街並みを整備し、それを生かした町歩きの事業課や定期的な朝市などの開催など積極的な動きもありまして観光素材としても期待いたしているところでございます。3月12日の九州新幹線並びに新玉名駅の開業から9カ月が経過しました。温泉組合からの情報によりますと開業後は微増でございすが関西方面からの旅行者も増えているように聞いております。この新幹線全線開業によりまして、より身近になった関西以西からの観光客の誘致を図るため玉名そのものの魅力アップはもとより新玉名駅前広場で開催いたしました菊地川流域味祭りなど現在も連携を深めております菊池川流域の市町と協力体制の充実に今後努めてまいります。九州新幹線の開業効果を最大限に生

かし、玉名への来訪者を増やす、いわゆる交流人口を増やすためにも合併後の当市の観光戦略としての方向性を示す考え方、こういうものが必要であると感じているところでもあります。いずれにしても我々の玉名市が持つ自然、景観、歴史、文化、温泉、食、物産品などを通じて玉名を伝えていく必要があると考えております。玉名というものを市内外に対しきちんと伝えていくことにより、私たち市民は郷土を玉名を再認識し、市外に対しまずは玉名を訪れてみたいと思っただくことから始まると考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 1番 藏原隆浩君。

[1番 藏原隆浩君 登壇]

○1番（藏原隆浩君） 御答弁ありがとうございました。この答弁をですね、伺ってやはりなおさら思うことは商工業あるいは観光物産を含めた全般的な地域振興を図るためにということに取り組んでいる業務がほとんど同じ部署をまたがってどちらも同じようなことを力を分散させて行なっているということです。これが例えば企画戦略室とそういったポジションがあって、玉名ブランドであったり6次産業であったりはたまた定住化にしてもそう、玉名をいかに対外にPRし、地域産業の活性化につなげていくかということをテーマにそのための戦略を立案して実践されているのであれば理解できるんですが、残念ながら今現在、とりあえず認定業務を行なっていて25品目から30品目、5品目を追加できましたと。これから先の戦略についても今考えていると、これではちょっとお粗末すぎるんじゃないでしょうか。そもそも配置してから2年、もう2年も経つわけですから既にブランド戦略は確立させた上で新玉名駅開業して9カ月、もう今ではその戦略を推進していなければならないはずなんです。であるならば従来どおりのブランド認定品の選定作業とPR活動を行なっているこの現状で推進室をわざわざ企画経営部の地域振興課に移した意味があったんだろうかと、こう疑問に思わざるを得ません。本市の将来を考えればこの営業的な役割を担う大変重要な業務でありますので、どうか今後早急にその戦略を構築して実践へと移ることができるようにどうか押し進めていただきたいというふうに思います。今回、政策の推進と所管する部署の適合性また適正配置に関することとして御指摘をさせていただきましたが、この件だけではなくて全体にもいえることですけれども職員数の削減が確実に進められる中で、今後も組織機構改革、これを押し進めていかれるのであれば、それなりにそれぞれの部署における業務内容をしっかりと精査し、業務量を把握してそしてそれぞれの施策の成果を確実に検証しながら慎重に今後の組織再編に反映をさせていただきたいと、執行部に対しましての切なるお願いを申し上げさせていただきました私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高村四郎君） 以上で、藏原隆浩君の質問は終わりました。

19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） 公明党の青木壽でございます。通告に従い一般質問いたします。

1番目に防災対策についてお尋ねをいたします。1点目は女性の視点からの防災対策でございます。東日本大震災から9カ月が過ぎました。被災地では本格的な復旧、復興が急がれる一方、全国各地では今回の災害の教訓を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化しております。人口の半分は女性であります。女性の視点で既存の防災対策を見直す必要があります。実際、東日本大震災でも例えば「着替える場所がない」、「授乳スペースがない」などが明らかになりました。また女性用衛生品や化粧品、乳児のオムツなど支援物資の不足も目立ち、災害時における女性の視点の大切さが浮き彫りになりました。ある調査で10月から1カ月間東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島3県を除く全国の主な地方自治体の防災担当部局に対して聞き取り調査を実施いたしました。調査自治体数は都道府県、政令市、中核市、東京特別区など658にのぼったが、防災行政の現場で女性の意見が反映されていない実態が浮き彫りになりました。具体的には地方防災会議の女性委員の登用を尋ねた設問では44.4%の自治体で女性を登用していないことが判明しました。中央、地域防災計画を作成する上で女性の意見を反映させたかを聞いた設問では過半数の54.7%が「いいえ」と答えました。また防災部局に女性職員がいるかと尋ねたところでは51.5%の自治体で女性職員がいないことがわかりました。一方、多くの自治体が災害用の備蓄物資に女性や乳幼児、高齢者、障がい者らの要望を踏まえているかとの設問では80の自治体はニーズを踏まえていないと回答したそうです。財政的な理由から避難所運営の具体的施策に女性や障がい者などの声が反映されていない自治体が多いことがわかりました。そこで大きく7点についてお尋ねします。1番目に女性の意見を普段から防災対策にしっかりと反映できるようにすべきと思いますが、その上で3点お聞きします。1番目は防災会議への女性の登用は。2番目、防災部局と男女参画係との強化連携は。3番目、その他女性の意見を防災計画に反映させる計画はあるのでしょうか。次に大きな2番目は、避難所運営に女性または女性職員を配置するように事前に決めておくべきと思いますが、いかがでしょうか。3番目に災害時の後方支援や高齢者宅への訪問するなどきめ細かい支援を実現するために女性消防団を積極的に登用すべきと思いますが、現状はいかがでしょうか。4番目に避難所運営訓練が過日行なわれました。地域と連携した防災計画を拡大実施する計画は今後どのように考えておられるのでしょうか。5番目に災害時の救援緊急物資の中に女性や子ども、高齢者、障がい者に配慮した物資が備蓄されていますか。6番目は過去にも

質問しましたが、被災者支援システムを活用し、災害時要援護者リストを作成・活用すべきと思いますが、いかがですか。最後に防災教育を充実させ災害時の地域の窓口となる各小学校に防災担当の教職員を配置すべきと思いますが、いかがでしょうか。

2番目、土砂災害防止の取り組みについてお尋ねします。土砂災害の危険があるとして都道府県が土砂災害防止法に基づいて、警戒区域に指定したのち市町村はハザードマップを作成して公表する義務がありますが、公表しない市町村は現在約6割にも上回ることが国土交通省の調査で明らかになりました。平成13年施行の土砂災害防止法では土砂災害の恐れのある場所を都道府県が警戒区域に指定すると市町村は避難場所など住民に周知するためハザードマップ配布が義務づけられます。また市町村の防災計画に避難勧告を発令する基準なども記載しなければなりません。本年9月の台風災害で土砂災害への警戒が改めて重視されるようになりました。警戒区域制度が十分に生かされていくことが求められております。本年9月30日現在、土砂災害警戒区域に玉名市は指定をされております。本年3月31日現在では玉名市ハザードマップは作成されておられません。その時点では未作成で問題ありませんが、9月に警戒区域に指定をされておりますので、その作成義務がありますので早急に作成すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

続きまして2番目、がん検診、ワクチン接種の継続について。女性特有のがん検診の継続化。女性特有のがん検診の無料クーポンを玉名市は独自にレディース検診とネーミングで乳がん、子宮頸がん検診を行なわれました。そこで検診率の推移をお尋ねいたします。この効果的なこの事業は来年度も実施できるのかどうかもお尋ねします。日本は世界有数のがん大国であり、がん対策の柱の1つでもありますがん対策基本計画では、検診率を50%以上を目指しております。今後、市はどのように検診率向上対策を考えておられるのか見解を伺います。2番目、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの継続化についてお伺いします。御承知のとおりこの3ワクチンを同様に今年度無料で接種されました。それは大きな喜びとなって広がっております。子宮頸がんワクチンは唯一がんを予防できるワクチンであります。一方、細菌感染で乳児では髄膜炎、急性中耳炎など重症な病気であります。細菌性髄膜炎は死亡したり中枢神経後遺症を残すことも少なくなく、早期発見も難しい病気です。このワクチンは接種開始年齢により接種回数が1回から4回と異なりますが、いずれにせよ高額であります。小児用肺炎ワクチンについて来年度も実施することを要望いたしますが、いかがお考えでしょうか。

3番目、安心安全な市営住宅についてお尋ねします。本市の市営住宅の老朽化が進み、耐久性、耐震性にも不安があり、また身体障がい者を有する家族に対してもバリアフリー化された施設が少ないため入居希望者にとってますます狭き門となっているのが現状です。高齢化が進むにつれて入居時には足腰が丈夫であっても、数年後生活してい

る間に足腰も弱くなり中層階に住む高齢者にとって手すりのない冷たいコンクリートの階段は大変大きなバリアになるものであります。といっても中層階から簡単に引っ越しするわけありません。そこでお尋ねします。市営住宅の内、いわゆる手すりや段差解消等を含む施設は現在どのくらいあるのでしょうか。また住宅ごとに老朽化や安全性、居住性を判断しながら手すり設置などバリアフリー住宅の整備を強く要望しますが、いかがお考えでしょうかお尋ねします。

以上、お聞きします。

○議長（高村四郎君） 総務部長 齊藤 誠君。

[総務部長 齊藤 誠君 登壇]

○総務部長（齊藤 誠君） 青木議員の女性の視点での防災対策についてお答えいたします。まず1点目の女性の意見を普段から防災対策にしっかりと反映できるようにすべきということでございます。防災会議への女性の登用、それから防災部局と男女参画係との連携強化、それからその他女性の意見を防災計画に反映させる計画についてということでございますが、本市防災会議は国の菊池川河川事務所玉名出張所の所長、県の玉名地域振興局長、警察署長、医師会会長など防災関連の各機関の代表者の方々を中心に関係部署の市役所職員などを加えた37名に委員となっておりましたが、それぞれの関係機関の代表者はすべて男性でございますので、現在のところ委員には女性の登用がないというのが現状でございます。国の防災基本計画におきましても、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要が記載されているところでありますので、今後防災部局、部門と男女共同参画部門の連携を密にしながら防災計画等の素案づくりの段階から女性の意見を反映できるよう検討してまいりたいと思います。

次に2点目の避難所運営に女性または女性職員を配置するように事前に決めておくべきではないかということでございますが、避難所運営に関しましては、玉名市地域防災計画において施設の管理者、市職員、自主防災組織等が主体となり実施することとなっております。避難所開設と同時に責任者を決め、避難所やボランティア団体と協力していくこととなっております。そういった運営組織の中で市の女性職員を初め、女性も入られた形での避難所運営になることが予想されます。議員御指摘のような事前に女性または女性職員の配置を決めておくことなどを含めた避難所運営に対しましては、今後調査、検討してまいりたいと思います。

3点目の女性消防団を積極的に登用すべきで、現状はということでございます。現在12名の女性が消防団本部の団員として任命されております。活動といたしましては幼稚園児を対象とした防災寸劇や街頭での啓発活動により防災思想の普及啓発を行っております。市といたしましても団員加入参加を広報などを通じて女性消防団の確保に努めてまいります。それから5点目の地域と連携した防災訓練を拡大実施する計画は今

後どうするのかということですが、防災訓練は各防災機関相互の連携、防災体制の強化、市民の防災意識の高揚と円滑な避難行動のためには必要かつ重要なものがございます。現時点では次の防災訓練の具体的内容については、まだ未定でございます。今回の訓練の課題、問題等を踏まえながら今後訓練場所、時期、及び訓練内容等を十分検討し、効果的な訓練となるよう計画してまいりたいと思います。

5点目の災害時の緊急物資の中に女性や子ども高齢者、障がい者に配慮した物資が備蓄されているかということですが、現在は備蓄を行なっておりませんが、今年度備蓄計画を毎年度見直していく中で検討してまいりたいと思います。最後6点目の被災者支援システムを活用し、災害時要援護者リストを作成活用すべきということですが、災害時要援護者のシステムについては、現在福祉部門について災害時要援護者管理システムで対象者を管理しており、リスト作成などが可能なシステムを運営しているところでございます。今回また地図との連動もさせるシステムを新たに入れるということでございます。

ここで少し本市で被災地に災害支援として事務職を派遣しております。その内容を少しお話しをさせていただきたいと思います。派遣職員といたしまして熊本県の合同チームで宮城県の東松島市に行政支援に事務職、これまで13名を派遣しております。また今月16日からさらに1名を派遣することとしております。そのほか保健師も4名派遣したところでございますが、事務内容といたしましては当初は罹災証明あるいは生活援護給付金、あるいは仮設住宅や民間住宅への入居と事務については少しずつ変わってきているところでございます。職員に関しましては、最初言葉の壁があったというような報告も受けておりますが、熊本からわざわざ支援に来てくれているんだなあという感謝の気持ちもいただいたところでございます。そこで派遣を終えた職員からは東松島市では震災後に独自にシステム開発が行なわれたと。しかし世帯の把握など震災直後の事務処理に対応できなかったということで内容としましては住基と連動というか一致しないというような状況であったそうでございます。その後の支援、そういうことでその後の支援業務の事務に煩雑したとの報告がっております。このため災害時要援護者に限らず被災者全体を対象として活用できる被災者支援システム、緊急物資から犠牲者遺族管理、仮設住宅管理から避難所管理などいろいろな項目が6項目が管理できるようでございます。こういうことで被災者支援システムにつきましては、大規模災害時のスムーズな被災者支援が行なわれるよう準備を進めてまいりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 教育次長 立川隆則君。

[教育次長 立川隆則君 登壇]

○教育次長（立川隆則君） 青木議員の7点目の防災教育を充実させ、災害時の地域の窓口となる各小中学校に防災担当の教職員を配置すべきについて、お答えいたします。

小中学校では地震、火災、台風、大雨、津波等の自然災害に備えた危機管理マニュアルをそれぞれ作成し、安全教育主任等を中心に避難訓練を実施し、児童生徒の安全確保と学校の安全管理に取り組んでいます。また防災担当につきましては、教頭が事務分掌で担当している防火管理者に危機管理業務を兼務させることにより組織的に対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 建設部長 蓑田穂積君。

[建設部長 蓑田穂積君 登壇]

○建設部長（蓑田穂積君） 青木議員の土砂災害防止の取り組み、これについてお答えをいたします。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる「土砂災害防止法」に基づきまして、国は土砂災害防止対策の基本指針を定め、これを受けまして県は対策に必要な基礎調査を行ない、土砂災害の恐れのある区域等を県知事が土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域として指定をしております。現在玉名市では石貫地区や天水町小天地区などにおいて75カ所が指定をされているところでございます。議員御指摘のように市町村においては、土砂災害防止法第7条第3項によりまして土砂災害の伝達方法避難地に関する事項などを記載したハザードマップを配布することで住民に周知をするよう規定がなされているところでございます。さらには市の水防計画におきましても土砂災害予防計画において、警戒避難態勢の整備として土砂災害ハザードマップ等をわかりやすく作成し、住民に配布する計画等をしておりますこのようなことから今後市といたしましてもできるだけ早期に対象地区の皆さまに配布できるように準備をしてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

○健康福祉部長（辛島政弘君） 青木議員のがん検診やワクチン接種の継続についての御質問にお答えをします。まず初めに女性特有のがん検診、先ほどもお話しありましたようにこれをレディース検診というふうに私ども申し上げておりますけれども、この継続についてでございますが、がんは我が国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、その死亡者数は年間30万人を超える状況でございます。しかし診断と治療の進歩によりまして早期発見、早期治療が可能となってきたということから、がんによる死亡者数を減少させるためにはがん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であり、国が平成21年度から子宮頸がん及び乳がん検診を対象としたがん検診推進事業が打ち出されております。これを受けて本市でも平成21年度からレディース検診事業として取り組んでいるところでございます。このレディース検診の

子宮頸がんは20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の5歳刻みの年齢の女性の方を対象としたものでございます。このがん検診推進事業は対象者全員にがんについての説明書、がん検診手帳及び検診を無料で受けられるクーポン券の配付から始まります。検診手帳で子宮頸がんの受診の必要性をお知らせし、クーポン券を使用することで無料で受診できる旨の勧奨を行ないます。平成21年度の子宮がん検診の全体での受診率は7%と低いのですが、レディース検診対象者の受診率は20.6%でございました。また平成22年度ではレディース検診対象者が1,907人、受診者が452人、その受診率が23.7%となり向上をしております。またレディース検診の乳がんは40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳の方が対象となり、平成21年度の全体での受診率は10%でございますが、レディース検診では受診者759名、受診率31.6%の受診率でございました。平成22年度では受診者744名、受診率31.2%とレディース検診の乳ガンでは前年と同様の受診となっております。平成24年度も効果的な受診勧奨を行ない、受診率50%を目指し継続してこの事業を進めていく計画でございます。次に2点目の子宮頸がんワクチンを含め、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの接種の継続化ということについてお答えをします。子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの3ワクチンの接種につきましては、平成22年度途中から国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金に基づき、ワクチン接種緊急促進事業が施行されました。玉名市でも平成23年2月から公費助成により自己負担金なしで接種できるようになりました。国のこの助成制度は平成24年3月31日までの接種が対象で、それ以降助成制度が継続されるかどうかは決まっておりません。助成制度が終了する可能性もございます。その場合は、平成24年4月以降の接種については国の45%の費用助成はなくなり市単独予算となるものでございます。また制度を継続した場合も現在の制度の対象年齢等とは異なる可能性もございます。玉名市におきましては、平成24年度も3ワクチンの接種事業を継続するよう計画しておりますが、国の助成がなくなり自己負担金なしというふうに仮定しますと約3,600万円の費用が必要となります。3ワクチンは予防接種法に定められた定期的な接種ではなく、あくまでも任意接種でございまして、平成23年度現在、県下14市の中で8市が自己負担金を徴収をしております。今後、本市でも国や近隣市町の動向を見極めつつ、市民の健康保持増進と将来の尊い命を救う観点から公費助成の継続について検討をまいります。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 建設部長 蓑田穂積君。

[建設部長 蓑田穂積君 登壇]

○建設部長（蓑田穂積君） 青木議員の安心安全な市営住宅について御質問にお答えい

たします。本市の市営住宅は昭和36年度から平成13年度にかけまして建設いたしました。31団地に1,208戸がございます。その中で平成元年度以降に建設いたしました住宅につきましてはいわゆる野外階段の傾斜をゆるく、あるいは手すりを設置しております。また室内の段差をできるだけなくして、浴室やトイレあるいは洗面脱衣室など手すりを設けていわゆるバリアフリーに対応している住宅が5団地176戸ございます。ただ昭和63年度以前に建設いたしましたほかの住宅につきましては、その当時公営住宅の建設基準にまだバリアフリーということが規定で謳ってございませんでしたので、対応とはなっておりません。しかしながらこれらの中には4階建ての中層の住宅もございます。その入居者の中にはかなり高齢の方もいらっしゃいますので、これらの住宅全戸に野外階段への手すり設置のアンケート調査などを行ないました。その結果、手すりはぜひ必要だということが多かったことを受けまして、早ければ来年度からにも手すりを設置して高齢者の方などの昇降になるべく負担がかからないようにしたいと計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 青木議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時24分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） 公明党の青木です。続けます。1番目の答弁、防災対策のいわゆる女性の反映度については、やはりよその自治体と同様まだまだ大きな課題があるという印象を残しました。女性は地域に人脈を築き、地域のことをよく知っておられます。阪神淡路大震災のときもおせっかいやおばちゃんが崩壊した家をおじいちゃんがいる、おばあちゃんがいる、足の悪い女の子もいる、そういう情報をかなり投げかけて多くの人命が助かったという話も聞きました。介護や子育てといった具体的な経験を通じて子どもや高齢者、生活者の視点を持っているこうした女性たちが災害時の担い手としてその力を発揮できるような仕組みをどうか今後続けられますようお願いいたします。

がん検診についてですけど、女性特有のがん検診の無料クーポン券、これ先ほどはなしありましたが、5歳刻みであります。最低5年やらないと実施しないと全員やったことになりませんので、答弁ではされるということでありましたので、どうかよろ

しく願います。このことに関して先日玉名市に住む40代の女性から電話がありました。実は無料クーポン券をいただいたので、初めて子宮頸がんの検診を受けました。受診後医師からあなたは大変ラッキーだと、子宮頸がんが発見されましたがまだ初期なので手術すればがんは治りますというお話しでした。2週間で普通の生活に戻れますよと言われましたということです。この女性は1人親で幼い子3人のお子さんのお母さんでした。本当にこの検診で救われた事例はまだたくさんあると思います。がん検診また3ワクチンの継続について重ねてお願いを申し上げます。

また土砂災害については、今後ハザードマップを配布されるというお話を受けましたので、どうかよろしく願います。

住宅の安全については、これも手すりの計画があるようでございますので、どうかなるべく早い内にどんどんどんどん高齢者の方、衰退していくみたいなので、少しでも早くつけられますよう願います。

質問を続けます。4番目です。教員のメンタルヘルスの対策の推進についてでございます。近年鬱病などの精神疾患による病気休職する教員が少なくありません。文部科学省の調査によると精神疾患で2008年度に休職した全国の公立学校の教員は1979年度の調査開始以来、初めて5,000人を超えたそうです。精神疾患による休職者は16年連続で増えており、病気休職者全体の6割以上を占めております。そこで玉名市での実態と精神疾患に至る背景は一体何なのでしょう、お尋ねします。精神疾患による休職者が増加している要因として公務の、学校公務です、公務の多忙化によるストレス、保護者や地域住民からの要望の多様化に伴う対応の困難さ、複雑化する生徒指導への対応の負担増、職場の人間関係の希薄化など指摘されております。これらの問題は教員個人による解決ではむずかしく、学校管理職、さらに行政による支援も必要であります。こうした状況を受けて文部科学省は昨年1月、「平成20年度教育職員に係る解雇処分等の状況、服務規律の確保及びメンタルヘルスの保持等について」という通知が出されております。適正な対応を望むところです。教員のメンタルヘルスの問題は教員個人の健康管理上の問題にとどまらず、児童・生徒の学習や人間形成に多大な影響を及ぼします。さらに保護者や地域の学校教育そのものへの信頼を揺るがしかねない、極めて深刻な課題であります。そこで3点お尋ねします。1番目に適正な校務分掌の整備がなされているのか。2点目、職場環境の改善はなされているのか。3番目、心の不健康状態にある教員の早期発見、早期治療にどう対処しているのでしょうか、お聞きします。

5番目、学校現場での脳脊髄液減少症の啓発と防止についてお尋ねします。体を強打することで脳脊髄液が漏れ、頭痛や倦怠感などの症状を引き起こす脳脊髄液減少症、最近厚生労働省の研究班が画像による初めての診断基準を発表しました。これは患者救

済への大きな第一歩となりました。ところが脳脊髄液減少症の存在は一般にあまり知られておらず、多くの患者が周囲の理解を得られずに苦しんでおります。脳脊髄液減少症患者支援の会・子ども支援チームが作成した「子どもの脳脊髄液減少症」という冊子があります。発症に至った原因や治療法がQ&Aやイラスト入りでわかりやすく説明されています。そこで学校現場でこの病気の理解を広げ、適切な対応がされるようこの冊子を市内の小中学校に配布してはどうかと思いますが、当局はいかがお考えでしょうか。伺います。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 青木議員の教員のメンタルヘルス対策の推進についてということでお答えいたします。まず精神疾患の現状ですけれども、玉名市の小中学校におきます教職員約450名教職員おりますけれども、その中で精神疾患による病気休職者数は平成21年度が3名、22年度は5名、そして今年度23年度は1名となっております。少しずつ教職員のメンタルヘルス対策は推進できていると感じております。特に休職する前の要するにボーダーラインにいる教職員もいろいろ問題抱えている部分もあるように受け取っておりますので、こういうところにも気を配りながら対応を考えているところでございます。教職員が精神疾患になる要因はいろいろ複合的に関係していると考えられます。明確に特定することができませんけれども、精神疾患の背景、これは外的要因として職場に起因することがあります。家庭に起因することもあると思います。これらの要因が本人の性格、考え方、そうした本人の持つ内的な要因と非常に密接に関わって精神疾患になるように考えているところでございます。教職員は児童生徒への授業を初め、生徒指導、集団づくりの指導、掃除や給食指導、教育相談や臨時の家庭訪問、また平日の勤務時間外及び休日の部活動の指導と職務は多岐多様にわたっております。その上に事務処理あるいは各種の研修会・会議等の業務が重なってきます。しかしそれは教職員として当然の職務でありますので、それが直接メンタル面に影響を与えるということは少ないのではないかと考えているところであります。最も大きな要因はやはり児童生徒あるいは保護者等の多様な価値観にいろんな局面や時間帯で対応し、児童生徒はじめ保護者等との人間関係を調整していくこと、ここに要因が最も大きな要因があるのではないかととらえているところであります。つまりコミュニケーションのとることのむずかしさ、能力の問題になると思いますけれども、このむずかしさにあると考えます。このような教育職に関わるさまざまな要因が教職員に多忙感と疲弊感を与えて、ときには課題解決が困難だったり莫大な時間と労力を要したりするような課題に直面するとき過度なストレスを抱えて心の健康状態を崩すという教職員が出てくるととらえているところであります。その対策としまして、適正な校務分掌の整備についてで

ございますが、各学校におきましては教職員の過度な負担感と疲弊感の軽減を図らなければならないと思っております。教育活動への充実感、達成感を味合わせる、児童生徒への教育の充実を図るために、これは当然校務分掌の適正化に取り組んではいるところであります。具体的には十分に機能していない委員会あるいは各種の会議を見直す、一人一人の教職員に特定の教職員に多くの業務が集中しないようにも配慮しております。職場環境の改善ですけれども、各学校におきましては次の点を中心に職場環境の改善に取り組んでおります。まず教職員の意識改革のための研修の実施です。朝早くから夜遅くまで長時間にわたり学校で仕事をするのが頑張っている証とする考え方、あるいはすべての仕事や課題を1人で抱え込もうとする姿勢、そうしたことを変えるための意識改革を図る、こうした研修を実施しております。適正な部活動の推進、学校行事の見直し、学校全体で教職員一人一人をサポートする支援体制の整備、ノー部活・ノー残業デイを設ける、専門的な課題に対する支援体制としてコミュニティースクール等学校応援団づくり、そうしたことであります。学校の事務処理の効率化も図っております。本年度すべての学校に熊本県教育委員会が開発しました校務支援システム「ゆうネット」を導入して対応しております。次に早期発見早期治療にどう対処しているかということでございますが、教職員の長時間勤務に対する健康被害等を防止するために、昨年度よりすべての学校に教職員の健康管理のために一人一人の教職員の在校時間の把握を行っております。その中で時間外勤務が1月当たり100時間を超え、あるいは2月平均して80時間を超える教職員については医師による健康診断を受けるように指導しております。また時間に関係なく管理職が教職員一人一人の健康状況をよりよく把握するために学校内において面談を行ったり、あるいは養護教諭等を健康に対する衛生推進者に位置づけて労働環境の点検を行っております。一方、公立学校共済組合でも教職員及びその家族に対して教職員健康相談事業というのも実施されております。このような体制の下で教職員の精神疾患に対する早期発見、早期対応に取り組んでおります。玉名市教育委員会としましても今後も児童・生徒への教育の充実を図るために直接教育に関わる教職員の健康の維持、向上のために今後も教職員のメンタルヘルス、心の健康づくりの推進に取り組んでまいり所存であります。

次に、学校現場での脳脊髄液減少症の啓発と防止についてということにお答えをいたします。平成19年6月には当時文部科学省から「学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について」と題する脳脊髄液減少症についての文書が来まして、玉名市全小中学校27校に配布して教職員に対して啓発を行なうと共に適切な対応について周知を行っております。この中でまず教職員がこの病気について理解を深めると共に学校において児童生徒に事故が発生し、その後頭痛やめまい等の症状が見られる場合には安静を保ちつつ医療機関で受診させたり、保護者に連絡して医療機関への受診を促

したりするなど適切な対応を行なうように通知しております。また児童生徒に事故の後遺症が残り通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、周りの人が単に怠慢であるというような批判をしたり、あるいは十分な理解が得られなかったりする場合には、養護教諭を含む教職員が連携しつつ、児童生徒の心身の状態において学校生活のさまざまな面で適切な配慮をするように指導をしております。一方文書を見て、教職員等には啓発周知を図ると共に平成22年1月には熊本県教育委員会が熊本市で開催いたしましたけれども、脳脊髄液減少症についての研修会に養護教諭等が出席して症状についての理解とその時の対応のあり方について研修を深めております。玉名市教育委員会としましては今後玉名市養護教育等会議あるいは各種の会議等においてこの病気について議題や研修内容に取り上げて、各学校の養護教諭等を通して教職員に、より一層の周知を図る所存でございます。さらに児童生徒及び保護者に対して、この病気は交通事故やスポーツ傷害、落下事故などによって頭部や全身へ衝撃を受けることにより脳脊髄液が慢性的に漏れ続ける場合があることを理解されるなどより一層の啓発を行ない、児童生徒が安全な生活行動がとれるように防止に取り組んでまいりたいと思っております。その際には、今議員が推薦されます脳脊髄液減少症に関する書籍そういう等もきちんと選定をして図書を購入するなどして、学校への配付する、そうした検討もしていきたいと存じます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） 教員のメンタルヘルス対策推進についてお尋ねしました。いろいろお聞きしますと多忙でなかなか精神科を受診することができず、重症化してしまうケースが多いようです。休職、精神疾患を理由とする休職者の実に3分の2が病気休暇に入る直前まで精神科を受診できなかった、多忙のためにできなかったというのが数字でもまた出ております。こういう問題は単に個人の問題でなく、やっぱり家庭の中の崩壊の一因ともなるような大きなことでございます。よそのところでは、例えばカウンセラーを派遣したりしているところもありますので、そういう外部との連携も考えていただければと思います。

あと脳脊髄減少症、玉名市は大変小中学校ともスポーツが盛んです。また私も毎朝スクールパトロールで毎朝立っておりますけれども、そうしますと生徒たちが悪気はないけれども、人をこづいてみたり、うしろからけっ飛ばしてみたり、そういう光景をよく見ます。どうかその脳脊髄減少症、先ほど言った小冊子もありますので、そういうのを活用して生徒たちにも広く周知ができるようにまたこのような痛ましいことが少しでもないような万全な対策をとっていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、青木壽君の一般質問は終わりました。

21番 田畑久吉君。

[21番 田畑久吉君 登壇]

○21番（田畑久吉君） 自民党員の田畑でございます。所属は有明クラブに所属しております。議員というのはですね、毎日が政務を司っております。大変、皆さん御苦勞様でございます。きょうの最後の登壇になりましたけども、今しばらくお付き合いのほどよろしく願いをいたします。何とか暇なしといいますが、ちょっといろんな雑用に追われてましてですね、原稿の整理もできませんで、原稿なしで特に口べたの私がこうしてここに立ちますのは、皆さん方に大変御迷惑をかけるかと思いますが、最後まで御理解をよろしく願いをいたします。

きょう提起しております3項目につきましてはですね、やはり市民の皆さんから御意見なり御要望をいただいた生活に密着してと言いますかね、そういった課題ばかりでございます。1番目の信号交差点の車両通行につきましてですけども、これもですね、過去に改善の必要があると思えますと私は定義させていただきました。しかし行政の前向きなですね、姿勢が見えてきません。だから見えてこないからといってですね、これを言っぱなしで放ったらかしていいのかと言いますと決してそうではございません。やはりそれにはそれなりのやはり行動で示してもらわないとですね、ここに立って発言した意味がございません。きょうの課題もですね、本来なら所管の担当課に行って話をすれば済むことですけどもですね、市民の皆さん方の意見の多いことをあわせますと、やはり公の場で発言しておきたいと、そう思ったわけでございます。市内にはですね、非常に車両通行の不便なところが数箇所ございます。これは前にも申し上げましたんでですね、あえてその内容について私申し上げませんけどもですね、新幹線が開通いたしましたして昔の大阪の友だちがですね、今年は遊びに来ました。それで車で3人乗せて市内をあちこち行きますとですね、田畑さん、田畑社長と言うんですね、昔の癖がついて。「これは交通、こんなところ何でこれこうして不便なんですか」って、こう言うんですよ。「田畑さん、今議員してもう何期ですか」って言う。「5期目たい」って言ったらですね、「もっと積極的に昔の田畑さんらしくないよ」と、そうした言い方されてですね、非常に恥かいたというか、せめて市内に行けば玉名市はスッキリした道路網がなっているよと来た人にやっぱそうしたイメージを与えたい、そういう思いが非常に強いわけです。それで特にバイパス開通し、九州新幹線も開通しました。新玉名駅の開業と、いろいろ大きな事業ができて、玉名市もますますこれから発展するかなあという思うときにですね、やはりこういった停滞があっては玉名市のイメージアップにはつながらないと私は判断するわけです。特に伊倉方面から来る高瀬大橋ですか、きのう私

ですね、9時5分に通りました。3回信号待ちました。きょうは9時12分でしたか、きょうは1回で済みました。私は大体市内で市役所でも朝1回、昼から1回2回来ますもんね。そしてもう1回は個人の用事で、3回ぐらい1日来るんですよ、市内に。その90%がですね、やはり2回なり3回なり信号待ちします。たまにはその10%ぐらいは1回ぐらいで済むときあるんですよ。大概鉄橋から運動公園の入り口あの中間までが混んでいるときは2回から3回、もう運動公園の入り口まで混んでいるときは私はもう運動公園入って立山に出てですね、208に出るんですよ。208はもうスイスイと、何とかの水泳ぎじゃないけど、スイスイ行くんですね。だからこれはあまりどういう関係所管がするのかなですね、わかりませんが、やはり信号の例え10秒でも15秒でもですね、調整すれば解決できることがあるんですよ。この前ちょっと伊倉の祭りのことで玉名警察に行きましたとき、交通課長にもちょっと話をして、それは提案ではなくてですね、話の中で話したことあるんですけども、市の方で取り上げてですね、いろいろ問題提起してくださいということもありましたのでですね、あえて今この場できょう発言をしているわけです。そういうことで非常にバイパスは開通したけども、何か玉名市が空洞化の一途を辿っているんじゃないかと、そのような非常に危惧した感じを私持ちましたのでですね、あえて再度これをこの場で発言をさせていただきます。どうか前向きにですね、行政の方もやはり議員がこの場で立って発言したことに対してはですね、積極的に前向きにできないならできない、何でできないのか、できるんだったらこうすればできるということですね、はっきり示してもらわないと行政が何のためにあるのかということをつくづく思うわけです。ぜひひとつですね、このことについては前向きに早急に検討課題として取り組んでいただきたいと思います。経済の停滞にも幾分かつながっていると私は感じております。そういった前向きな取り組みでお願いしておきます。

それから2番目の一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、この件に関しましては、全員協議会の中でも2回ですかね、説明をいただきました。そしてまた課長級の待遇で迎えるということでございましたけど、何かもう1つスッキリしないところもありましてですね、私も最初は非常に期限付きの職員採用は合理的で経済的ですね、効率的で非常にいい政策だなあという感じは当時持ちました。説明いただきましたときね。しかし私なりになんかこうスッキリしない点もございます。特に私なんか年のせいか思考力、頭の考える力が弱りましてですね、不信を抱かざるを得ない点もございます。果たして専門職のですね、優秀な人材が確保できるのかなあというのがですね、まず第1の心配です。定年後の一時的な腰掛けという感じで、来られてもですね、これはあのそれだけの能力の発揮はできないと思うんですね。そこでそういうことになりますとやっぱり採用した職員の専門職の方のやっぱり執行部の指導力が非常

に問題視されてくるわけです。それで要はどのような体制を専門職を雇われてですね、採用されて、取り組んでいただくのか。あるいは今問題になっている課題をですね、その人に与えて企画立案をさせて、その成果をね、例えば1年なら1年おきに検証を実証させるシステムとかですね、やはり検証する仕組みがないとですね、その成果をですね、ならどこで判断するのか、当然常任委員会ではですね、それを検証する権利もありますし、議会議員として私も議会の皆さまもですね、当然それは検証する権利があるわけです。そういう点ではですね、何も検証できないというわけでございませぬけれども、過ぎた過去においてですよ、あれはだめだった、これはだめ、こうやればよかったですね、時間の無駄、金の無駄、ひいてはそれがまた延長されて、総合的な無駄になってくるわけですからですね、どのような体制で専門職を迎えられるのかですね、その辺のことがもうひとつはっきりしたことが納得できないといいますかですね、そのへんをですね、もうちょっと詳しく説明していただいて、やはりあのどういうふうな何というんですかね、その仕組みをですね、きちっと確立しないと、我々民間でしたらこういう課題を新しい事業入れますよということになればですね、プロジェクトチームつくって、リーダーをつくって、何人かそこにつけてやるんですよ。私も大阪に会社おるときですね、新しい工場を岸和田に建てたときに10人連れて行きました。そしてそれが軌道に乗りましたら、韓国の馬山に工場を建てるということでそれでまた10人連れて軌道に乗るまで行きました。民間でしたらそのようにプロジェクトチームをつくってですね、実績をきちっと残せるわけですけども、行政の場合はだれがどこで判断するのか、専門職、だれにもできない、職員の皆さんができない専門職を雇うわけですから、だれがその専門職を判断するのかですね、非常にむずかしいところがあるんですよ。その辺をですね、きちっとしたシステムをつくっていただかないとですね、その成果が見えてこないという心配がございませぬ。

以上のこと、ちょっとお尋ねしてからまた質問したいと思ひます。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

〔市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇〕

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 田畑議員の信号交差点の車両通行についてお答えいたします。天水方面から玉名市桃田交差点に合流する際の慢性的な交通渋滞につきまして、これまで市政懇談会等でも御意見をいただいております、その都度玉名警察署を通じましてその解消に向けて時差式信号の時間調整等の対策をお願いしてまいったところでございませぬ。本年2月に国道208号玉名バイパスが全線供用開始をしたところでございませぬが、九州地方整備局の資料によりますと平成19年の部分供用開始以前と全線供用開始後を比べた場合、国道208号の1日当たりの交通量は約6,700台、約3割が減少しており、混雑度も1.8から1.3に0.5減少するなど交通混雑が緩和さ

れている状況でございます。このようにバイパスの開業に伴いまして、国道208号線の交通量が減少している状況を踏まえまして、国道側の一連の信号機の時間調整をすることで天水方面からの渋滞の解消が図れますように改めて警察署の方に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 総務部長 齊藤 誠君。

[総務部長 齊藤 誠君 登壇]

○総務部長（齊藤 誠君） 田畑議員の一般職の任期付職員の採用に関する御質問にお答えいたします。まず目的につきましては再三申し上げておりますが、地方行政の高度化や多様化に的確に対応するため、地方公共団体の内部では得られにくい専門的な知識、経験を有する外部の人材を任期を定めて一定期間活用することで効率的な行政運営を図ることを目的としております。全員協議会でも御説明いたしましたとおり、現時点では臨床心理士、社会福祉士、1級建築士、それから地域ブランドコンサルタントと流通の専門家などの5分野ということで現在は考えておるところでございます。それからこの任期付職員の役職ということで、現在は審議員ということで予定しております。審議員の職といいますのは上司の命を受け、特命事項を処理する、担当事務を司るということで、特命案件として担当していただくと。それからその成果を検証する仕組みということでございますけども、任期付職員が関わる課題と業務を事前に洗い出しまして、達成目標を掲げた上で専門的見知から課題の処理対応をしていただくということで予定しております。それとその業務評価についてでございますが、専門的な業務内容であるものの一定期間経過後に課題解決のための成果について1つずつ項目ごとに所属課長あるいは所属部長を評価者として進捗状況を評価するシステムを考えているところでございます。どういうことかといいますと、現在本市では人事評価制度を設けておりまして、22年度から人事評価制度を補完するという意味から監督職あるいは管理職については、目標シートというのを掲げて上司と対談をしながら年間の目標を定めております。一般職につきましては業務シートというのを作成して担当課長が今年度はこの業務についてこれまでのこういった流れでこういう成果を目指すというような目標を事前に掲げて業務に当たっている状況でございます。部長職については副市長と協議をしながら、私自身も5項目を上げておりますが、これにつきましては半年ごとに進捗管理をし、それにつきましても上司と打ち合わせをしながら管理をしていくところでございます。ですからその目標につきましてはその専門職でありながらも自分で掲げてその上司あるいはさらに上まで協議をしながらやっておりますので、その達成度というのは専門職でなくても十分評価できる形ということで、現在は考えているところでございます。

○議長（高村四郎君） 21番 田畑久吉君。

[2 1 番 田畑久吉君 登壇]

○2 1 番 (田畑久吉君) 信号のことについてはですね、前向きに検討してください、お願いしますよ。何回も言わせないように。そういう市内の中の交差点も非常に右折車がおれば直進車、左折車が通れない、皆さんも経験していると思うんですね。そういうことも別にむずかしい問題じゃないですから、積極的に取り組まれる姿勢を示してくださいよ。行政がやっぱり先頭に立ってやらないとなかなか解決しない問題ですからね。私たち直接行っても行政が問題提起をしないと警察もなかなか動きませんから。ぜひお願いします。

それから任期付の職員採用についてはですね、やはり特命権を与えるんですね。特命権を与えるということは、その人が本当に特殊な専門知識を持った人だと思えるんですね。だからなおさらその人の成果をやっぱり見定める検証制度がないとですね、当然これは議会はそういうことには権限がありますから、検証していきますけど、行政は行政としてそういった仕組みをですね、ぜひよろしく願いしておきます。

それから3番目が市所有の土地のこと、管理と今後の活用方針について。日本はですね、本当に借金大国と言ってもいいぐらい、国の借金は今増大しております。地方自治体ですか、例えばこの玉名市をとりましてもですね、そんなに悪くないけどもという程度で今っておりますけどですね、少しでもその税金には気を使ってですね、税金の無駄遣いをしないように細心の心構えは必要じゃなからうかと私なりに考えるところですけれども、EU欧州連合ですか、で見ますように財政は国ごとにして貨幣や金融政策は一緒にする、何か中途半端な政策であってですね、本当のそこの中身はまだ金融危機は払拭されないと私は見ております。これが本当に底が見えて、日本の経済もですね煽りを受けて、銀行を発端として経済危機がいつ来るかも本当にわからない状態です。国が経済危機になれば地方自治体なんてもう1も2もないのが、これは日本のシステムになっておりますからですね、十分税の無駄遣いには気を使っていたきたい、そのように思っているところでございます。私が申し上げたいのはですね、玉名市の所有している行政用語はちょっと私もわかりませんのでですね、どういう表現していいのか、行政財産というんですかね、これはもう当然今現在もその上に建物建てて利用しておられる箇所が多いんですよ。しかしそのこの前聞いたときに普通財産と言うんですか、そういうものがたくさんあちこちに合併して特に増えているわけです。普通財産の中にはですね、休眠状態というか、管理費を払ってでもそれを管理してもらっているとか、たくさんそういう箇所があると思うんですよ。行政財産の中にも私の村の中には、これは社会体育の管轄ですけど、スポーツ公園として前々政権の時に買収していただいて、そういった場所を設けていただきました。当初は毎月そこで掃除をしてですね、毎月やっていたんですよ。毎月、年齢が年寄りばかり、高齢者ばかり増えてですね、毎月

は無理だなあということで、3カ月に1回今は掃除をしています。社会体育課の方から年に6万円ずつの管理費がいただいているようでございますけどですね、村の中ではこんな6万円ぐらいもらってこんなする必要なかばいと、返上しなっせというふうな最近声になってきていましてですね。そうしてそこで何かを例えばグラウンドゴルフならグラウンドゴルフをしようと思えばですね、大勢が集まってきます。男性は立ちしょん便でいいですけども、女性は立ちしょん便できません。近くの民家にやっぱりトイレ借りたりしなくちゃいけない。そうすると行政にトイレをつくってくれ、水道を引いてくれということになるんですよね。利用価値がそこに本当に広くてあればそれでいいんですけど、グラウンドゴルフ大会を開くほどのスペースでもない、これをやっぱり行政、財産になっておりましてですね、売却するなりして、そこに企業が何かをする、あるいは住宅分譲でもすれば、地域の活性化につながる、いうこともありますしですね。特に普通財産の場合はですね、管理費まで払ってそこで何かをしてもらう、利用してもらうことではいかんと思うんです。やっぱり利用しているんだったら例え1,000円でも1万円でももらうというのが常識だろうと思うんです。管理してもらうんなら管理だけしてもらおう。そして草刈りなら草刈りしてもらおうための管理費を払うということにしないとですね、何か行政がしていることがちぐはぐな形には見えてくるわけです。そういうことで普通財産、行政財産というのは既に利用されていますからいいんですけども、普通財産というのが今玉名市全域でどれくらいあるのかですね、そのこともちょっと聞きたいんです。我々の感覚からすれば、すみません、我々言いますとだれのことかと言われますので。私の感覚からすればですね、やはり自分の持っている土地でもああこういうのは買ったけどいらぬなあと、早く売った方がいいなあと、売って金を玉名市内のスナックでも行って歌でも歌った方がいいばいと、玉名市の活性化に使った方がよかばいということもあるんですよ。私が死んだらだれも管理しきらない、息子が管理しきらない。そしたら売って早く使って死んだ方がいいなあとということもありますね、市の普通財産の中にもですね、そういった不良資産といったら皆さん怒られるかもしれませんが、そういう形態になっているところもあると思うんですよ。それをやはり売却して、今玉名市が何を一番に取り組まないかんのか、そういう政策にですね、使ってほしい。玉名市が合併して今6年になります。6年で人口が2,985名減りました。今年の4月1日から10月末で217人減りました。当然、これは高齢化と出生率の低さで、それと転出のダブルパンチでですね、そうなったと思うんですけども、やはり今玉名市が一番取り組まないかな問題は何かいうことをですね、やっぱり基本政策をまとめてほしい。人口が減れば地方交付税も減る、ますます悪循環を繰り返していきます。そういうことでぜひですね、無駄を省く、無駄を省くいうことはそういった普通財産の不良資産になっているものはやっぱり売却してでも市政に生かす

のが無駄を省くことになると思うんです。まず何箇所あるのかお知らせください。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

[企画経営部長 田中 等君 登壇]

○企画経営部長（田中 等君） 田畑議員の市有地の管理と今後の活用方針についてお答えいたします。玉名市が現在、市有地として管理している面積についてでございますけれども、これは本年3月31日付ということでの数字ということでございます。総面積で約500万平方メートルを所有しております。その中で行政財産が約420万平方メートル、普通財産としてが約80万平方メートルとなっております。また普通財産の内訳としましては、山林が約49万平方メートル、その他の用地といたしましては約31万平方メートルを所有しているところでございます。その他の用地の中には、宅地、雑種地、墓地等が含まれております。現在貸付けや売却が可能な用地といたしましては、旧西築地団地や旧中土団地、旧大野保育所等の跡地を含め12件を挙げているところでございます。これらの遊休地の管理につきましてはできるだけ近隣に迷惑がかからないような除草などを行なっているところですが、今後これらの未利用財産の利活用につきましては、昨年度策定いたしました玉名市未利用市有財産活用基本方針に基づきまず地域住民やほかの公共的な団体等に対する利用、処分を優先することで利活用を図り、それ以外の将来的に利用計画がなく、市が保有していくことの必要性がないと判断される財産については売却や貸付など有効活用を進めていきたいと考えております。これらの財産の売却につきましては、公平性を確保する上から原則一般競争入札をいたしますが、公共、公益的な観点からの公共事業の推進のための処分や袋路、不整形地等で単独利用が困難と思われる土地等につきましては、随意契約により売却を進める予定としております。また普通財産以外で行政普通財産以外の行政財産につきましても、供用管理している財産につきましても実際の利用実態からその一部を廃止しても何ら問題がない場合につきましては、売却等によって財産の有効活用を進めてまいりたいと考えているところでございます。今後はこれらの未利用財産の利活用を進めていく上で今年度末までに要綱の整備を進め、貸付や売却処分等に積極的に取り組むことで、市の財源確保や維持管理経費の節減を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 21番 田畑久吉君。

[21番 田畑久吉君 登壇]

○21番（田畑久吉君） 3項目とも前向きな見解がわかりました。私も何となくほっとしているところでございますけれども、特に市有財産の不良債権じゃないですけども、不良資産となっている分についてはですね、やはり有効利活用の意味で早く売却なりして民間活用をすればですね、もっと活性化、市内の活性化ができると思います。ぜ

ひそういうことをこの答弁だけじゃなくて、速やかに検証していただいて、実施していただくようお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明15日は定刻より会議を開き一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時16分 散会

第 5 号

1 2 月 1 5 日 (木)

平成23年第6回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成23年12月15日（木曜日）午前10時01分開議

日程第1 一般質問

- 1 8番 福嶋 議員
- 2 9番 永野 議員
- 3 11番 前田 議員
- 4 7番 近松 議員
- 5 4番 江田 議員

散会 宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 8番 福嶋 議員
 - 1 イノシシによる農作物被害対策について
 - 2 21年度決算認定の結果後の対応は
- 2 9番 永野 議員
 - 1 新玉名駅周辺整備について
 - (1) 大型商業施設建設2店舗に対する対応について
 - (2) 玉名平野排水計画について
 - (3) 新玉名駅周辺整備構想残り部分について
 - 2 南関町産廃処分場計画への対応について
- 3 11番 前田 議員
 - 1 保育所（梅林、鍋）の民営化について
 - (1) 保護者会（保護者）の不安解消に向けて、今までの取り組みと今後の対応は
 - (2) 保育士、給食職員配置の対策は万全か
 - (3) 梅林保育所、鍋保育所に勤務する臨時保育士の労働条件改善はどう図られるか
 - (4) 民営化により梅林保育所、鍋保育所のサービス拡充は、何を行うか
 - 2 第5期介護保険事業計画について
 - (1) 第5期における介護保険料は、どうなるか

(2) 要支援1、要支援2では介護保険が利用できなくなる「総合事業」は実施すべきでないと思うが、第5期計画ではどうなるか

(3) 介護保険料減免について市民への周知はどのようにしているか。申請件数、減免実施件数など示して答弁を

3 小中一貫校計画について

(1) 学校適正規模について、また、小中一貫校計画などを保護者、住民の中で十分議論するための方策はどのように考えているか

(2) 保護者、住民の意見集約、最終的な合意の確認はどのような方法を考えているか

4 九州看護福祉大学に関して

(1) 九看大における今回の事件について市長の見解を聞く。また、理事長の責任について理事会の対応はどうなっているか

(2) 九看大への市職員の派遣は市の施策遂行のためにどのような効果をあげているのか。24年度からも職員派遣を継続させるのか

4 7番 近松 議員

1 交通弱者対策と乗り合いタクシーについて

(1) バス運行経費と利用状況

(2) 職員の研修体制

(3) 進捗状況

2 市政運営の公平性について

(1) 各種審議会・検討委員会の選考方法について

(2) 学童保育について

3 職員の適正配置について

5 4番 江田 議員

1 高道海岸長保地区の高潮対策はどうなっているか

2 TPPとこれからの農業政策は

3 市営住宅の危機管理はどのようになっているか

4 国道208号線の信号機について

日程第2 議案及び請願の委員会付託

散会宣告

出席議員(25名)

1番 藏原隆浩君

2番 福田友明君

3番 内田靖信君

4番 江田計司君

5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木 壽君	20番	大崎 勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	古閑 猛君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一 廣子さん	書記	小畠栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	築 森 守 君
総務部長	斉 藤 誠 君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田 中 等 君
市民生活部長	辛 嶋 啓 司 君	健康福祉部長	辛 島 政 弘 君
産業経済部長	植 原 宏 君	建設部長	蓑 田 穂 積 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原 口 和 義 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂 西 恵 二 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森 本 生 介 君
企業局長	竹 原 憲 司 君	教育委員長	大 谷 壽 君
教育長	森 義 臣 君	教育次長	立 川 隆 則 君
監査委員	有 働 利 昭 君		

○議長（高村四郎君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（高村四郎君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

8番 福嶋譲治君。

[8番 福嶋譲治君 登壇]

○8番（福嶋譲治君） おはようございます。3日目の一番初めということで、皆さんが退屈しないように、さらっと終わりたいと思います。今話題の「くまモン」のバッジ、欲しくて、欲しくてたまりませんでした。議員の皆さんの中にも付けていらっしゃる人がいらっしゃいますけれども、今朝手に入れることができまして、くまモンバッジを付けて、バッジ屋さんみたいにしてきました。

通告に従って質問いたします。申し遅れましたが、蒼風会の福嶋譲治です。

二つほど通告しております。イノシシによる農作物被害対策について、それと21年度決算認定の結果後の対応はということで出しております。

まず、イノシシによる農作物被害の対策について、10年ぐらい前から農作物に対するイノシシの被害がふえてきております。三ツ川、石貫地区の野菜畑やクリ、稲、天水地区のミカン。特に天水地区のミカンについては、この2、3年で急激に増えてきており、今年などは園地によっては8、9割の被害を受けたとの報告も聞かれますし、2、3割の被害を受けたとの情報はさらに聞かれます。天水での主産業であるミカン農家にとって死活問題ともなる被害状況です。赤仁田、上有所等の集落内にも出没し、庭を荒らすようになった今日、ますますの被害の拡大が予想されます。そこで被害の状況はどれくらい把握されているのか。今の玉名市における補助の様子はどうなっているか。今後の対策はどうなっているか質問いたします。

2番目に、21年度決算認定の結果後の対応はということで、今議会の初日に、22年度決算認定の委員長報告がなされました。22年度については全て認定されましたが、21年度については、議第68号平成21年度玉名市一般会計歳入歳出決算、この表決の結果認定されませんでした。決算の認定については議会が認定しなくても決算の効力には影響はないということになっております。ただし、議会が認定しない場合には、地方自治法の規定により、「長は都道府県知事に報告するとともに、住民に議会が認定しなかった旨を明示し、公表しなければならない。」となっていると思いますが、

そういう作業がなされたのでしょうか。県知事への報告はともかく、住民への明示・公表が広くなされた様子は見えないように思いますが、このことについて答弁を求めます。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

[産業経済部長 植原 宏君 登壇]

○産業経済部長（植原 宏君） おはようございます。福島議員のイノシシによる農作物被害対策について答弁いたします。

イノシシ等の有害獣は中山間地に生息し、主に農作物の収穫期に農地に出没します。被害は中山間地のほぼ全域にわたっており、農作物の生育から収穫期に被害が発生しているところでございます。被害状況を見ますと、水稲や温州ミカン等の果樹を中心に被害が発生しており、特に収穫直前の被害が多く、農業生産意欲の減退や耕作放棄地の増加を招く傾向にあります。本市におきましても農作物の被害状況は、平成22年度で被害総額、おおよそ1,525万円でございます。水稲被害が面積370アール、果樹が被害面積4,300アールに及んでいるところでございます。

これらの問題に対処すべく、国を初めとし県、市も多種多様な施策を打ち出し対応に努めているところでございます。本市におきましては、農作物被害対策として、市単独補助事業で、有害獣被害防護施設整備事業を創設し、2年目を迎えております。農家自身がイノシシを農地に寄せないために設置する電気牧柵やフェンス等の資材費用の一部の支援を行ない被害防止の推進を図っているところでございます。

2カ年の実績としまして、中山間地に農地を有する農家を中心に、計97件の補助により、総延長3万5,172メートルの整備を行なっております。農作物被害防止に効果を上げているところであります。

次に、一般の狩猟免許取得者によりイノシシ捕獲の法令で定められた期間以外のイノシシの駆除を猟友会会員等で構成する市有害鳥獣捕獲隊28名が捕獲の担い手として実施しているところでございます。この捕獲業務を市が業務委託し、年間を通して市民からの被害通報に対応し、現場状況や対策を講じて捕獲を行なっており、本年度11月末の実績は、捕獲数129頭でございます。被害抑制に効果が上がったものと思っております。

次に、市が取り組む対策をより積極的、効果的に推進するために、県、市、JA、共済組合、区長協議会、猟友会並びに市有害鳥獣捕獲隊で構成する「玉名市鳥獣被害防止対策協議会」がでございます。この協議会を中心としまして、普及啓発を行ない対策の強化を図ってまいりたいと思っております。また、被害多発地区での住民参加の有害獣対策座談会の開催によりまして、地域ぐるみでのイノシシを寄せつけない環境づくりや協議会で新たにイノシシ専用捕獲機材の購入など、市有害鳥獣捕獲隊とともにさらに有効な対策

を講じてまいります。本年度は新たな被害対策としまして、県振興局農業普及振興課を事務局としまして玉名市と荒尾市、玉東町、南関町、和水町、長洲町で構成します玉名地域被害防止対策広域連絡協議会を設立いたしました。それに伴いまして、定期的に被害対策研究会も実施しており、今後は被害抑制のため有効な対策を玉名地域一体となって積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 総務部長 齊藤 誠君。

[総務部長 齊藤 誠君 登壇]

○総務部長（齊藤 誠君） 福嶋議員の21年度決算認定の結果後の対応についての御質問にお答えいたします。

まず、決算認定に関する県あるいは市民への報告・公表についてでございますけれども、地方自治法の規定に基づいて、県には市長の意見を付して報告を行なったところであります。また4カ所の総合支所掲示板における公表も行なっております。ちなみに地方自治法の一部改正が今般行なわれまして、現在では県への報告義務はなくなっております。ただ、広報誌等による公表については行なっておりません。

○議長（高村四郎君） 8番 福嶋讓治君。

[8番 福嶋讓治君 登壇]

○8番（福嶋讓治君） まずイノシシの被害対策に対する再質問と言いますか、感想ですけれども、被害状況はこの22年度の被害状況を書いてありましたけれども、23年度は特に果樹においては一挙に被害が広がっているものと思いますし、来年はまたそれ以上に広がるものと思っております。以前には山際って言いますか、こう山林部と畑の境界付近だけが被害にあったように思いますけれども、最近ではどんだんふもとの方へ下りてきて、人里付近と言うよりも集落の中まで害を与えるようになっております。御存じの人も多いかと思っておりますけれども、立願寺でも捕獲されましたし、この市役所の敷地内でも捕まったという話を聞いております。私事ですが、私もミカン栽培しております、本年初めて昼間にイノシシを見まして、収穫しているそこ4、5メートル前に3日続けて出てきました。と言うことは想像以上にイノシシの頭数がふえているということ。こういった街中に住んでいらっしゃる方はこういう質問を聞いてもよそ事のように思われるかもしれませんが、本当に被害に遭っている農家は、特にミカンの被害につきましては、生活を脅かすような被害を被っております。

それから補助の様子ですけど、捕獲隊に対する補助はずっと前から、かなり前からやっていたらっしゃったようで、それから猟友会の他に免許を取得された捕獲員が地域に何名かずつ天水の方にはおられます。本年度11月末の実績として捕獲数129頭で被害抑制に効果が上がっておりますと言う答弁でした。有害駆除隊の捕獲隊の皆さんは非常

にこう危険な目に遭ったり、自分たちの時間を費やしてどんどんこう毎日みたいに見に行ったりしておられるのを知っております。129頭とれて非常にこうそれなりの効果が上がったかと思えますけれども、129頭とってあります、捕獲してありますけれども、生まれたのはこれの3倍か5倍か、どんどんこうふえてるような感じを受けます。それと電気柵への補助が2年前からありましたけれども、これは天水の後継者の方からなんとか電気柵に対する補助がしてもらえないかということでお願いして2年前からやってもらった経緯があります。やった人はかなりの効果が上がっているよというような話を聞いております。ただ今の現状の中でこういった補助で対応できるのかなというのがありまして、質問の際によその地域の状況を調べてくれないかということでお願いしました。資料はいただきましたけれども、あまりにもばらばらでそれぞれの市、町の思いの中で補助が出されておりました、ここで言わないほうがいいということで、あまりにも差がありすぎてですね、決して玉名は多いほうではありません。ただよその市、町みたいに1頭当たり5,000円から1万いくらという金額も出ておりますけれども、そういうのではたしてこう根本的な対策になるのかという疑問があります。電気柵あたりは非常に作業をこまめにやる人でないと草が生えたら電気が流れて使い物にならないというそういうところもありまして、山際を柵でイノシシが出てこれないように、柵で囲むとかそういった根本的な方法を考えたほうが、かえってお金、資金面でも補助金とかそういうのも最終的には少なくて済むんじゃないかという気がしております。地域での話し合いといいますか、住民参加の話し合いをとということです、それはもう非常にいいことですので被害の大きい地域では住民参加の話し合いなどもたれる準備はあっているようですので、よろしく申し上げます。本当に根本的な対策をお願いしたいと思います。非常に住民は困ってます。あっちこっちから要望が出ておりますのでよろしく申し上げます。

それと2番目の認定の問題ですけれども、県の方にはきちんと報告がなされているようでした。ただ規定どおりに、規定には反しないように住民への明示と公表というのは4カ所の掲示板に貼ってあるということでしたけれども、これは住民に対する明示とか公表、ごく一般的には、一般の人たちの感覚では公表・明示にはあんまり思えないんじゃないかなと思います。当たらないということはないですけれども、市長いつも市民目線ということでおっしゃいますけれども、市民目線でやるためにはそういうことも市民の目にさす。広報たまなに百歳で毎回自分の顔を出すよりも、こういうのもきちんと公表して広報たまなに公表してしかるべきじゃないかと思って質問いたしました。後はもう公表の方法としてその4カ所に掲示したからそのままでも済むということですかね、イノシシの方はほかに何か根本的な対策を考えてあるかどうか、そのことと、考える余地があるのかどうかということと、2番目の質問はもうこのままで終わるのかとい

うことを質問します。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

[産業経済部長 植原 宏君 登壇]

○産業経済部長（植原 宏君） 福嶋議員の再質問にお答えします。

議員も言われましたけども、福岡並びに熊本県のほかの自治体の補助関係も報告受けております。特に八女市何かは相当の補助をやっております。承知しております。そういうことも含めまして、今後の補助制度、各鳥獣被害の抑制のためにどういうことができるのか検討してまいりたいと思います。またこれも福嶋議員ふられましたけど、今年から地区地区に出向きまして被害の実態をですね、直接行政区単位でですね、お話を聞きながら地域で鳥獣被害の抑制にどういうことが対応できるのかこれも同時にですね、検討してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（高村四郎君） 総務部長 斉藤 誠君。

[総務部長 斉藤 誠君 登壇]

○総務部長（斉藤 誠君） 福嶋議員の再質問にお答えいたします。

市民への公表についてこのままで終わるのかということでございますけども、広報掲示板に告示したということで、その後の公表については考えていないところでございます。ただ昨年12月の議会の判断につきましては本当に真摯に受け止めておりまして、早急に財務規則の一部改正。それと随意契約のガイドラインを策定し、事務改善を行なったところでございます。

公表のあり方につきましては、市政の諸活動を市民に説明する責任を果たし、市民の知る権利を尊重した市政運営、開かれた市政の実現に努めてまいりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 8番 福嶋讓治君。

[8番 福嶋讓治君 登壇]

○8番（福嶋讓治君） イノシシ対策につきましては、ありがとうございました。イノシシの捕獲の利用ということでですね、捕獲肉の利用ということで、天水のミカンと草枕の里スポーツ祭りでは、マラソンに参加された方にシシ汁を去年よりですかね、提供しております。それは市職員の方々のいろいろなお手伝いで、本当にボランティア的な活動で提供しているわけですがけれども、市民の皆さんの中から、特に被害の多いところの中から天草あたりではやってますけれども、イノシシ肉を産業じゃないけども、玉名の販売でもできないかと、玉名の宣伝のために何かできないかとか、産業につなげられないかという話もきのうだったですかね、一昨日ですか受けました。何かいい方法がないかということです。

それと認定の問題ですけれども、もう22年度の決算が認定された中で、21年度の

ことというのは本当に時効に近いことじゃないかなと思いますけれども、何のための広報たまなかということで、くさいものにはちょっと蓋じゃないけれども、そういう方法よりもきちんと良いことも悪いことも皆さんに明示するんだと、公表するんだという形をこれからはとっていただければ幸いと言いますか、とっていただかなければいけないと思っておりますので、そのへんを考慮していただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、福嶋譲治君の質問を終わりました。

9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） おはようございます。9番無会派の永野忠弘です。

早速ですね、通告に従いまして、質問をしたいと思います。新玉名駅周辺整備について、九州新幹線が全線開通し、新玉名駅が開業して早9カ月、先月JR発表によりますと、全体としては順調であり、新玉名駅の乗降客数も計画より少し良い結果がでていたようで、今後大いに期待が膨らむ思いがあります。駐車場利用につきましても、目的外利用もあるようですが、ますます増えてるようで、人の集まりがふえているのを感じる場所です。この駐車場の混雑についてはですね、早急に対応すべきと考えておるところです。駅周辺を見ても、大型商業施設建設予定地は現在は草が覆い茂っております。建設計画は着々と進行中と考えますが、開店を心待ちしているものとしていつごろから建設に入り、いつ開店するのか非常に気になっている場所です。その気になる大型商業施設2店舗の建設について質問いたします。

出店に当たってはいろいろな手続き、許認可も必要と思えますし、地元などにも説明会等が必要とは思いますが、わかるところまで結構ですので進捗状況をお伺いいたします。

また、建設予定地は上下水道が未整備ですが、その件に対してその後相談があっていると思いますが、どのように対応しているのかお伺いします。

また、建設地の周りはまだまだ田んぼというところではありますが、建設の形態、色彩、看板等についてはどう対応されているのか、景観から野放しとはいかないと思えますが、その対応についてもお伺いいたします。

その次の、玉名平野の排水計画についてであります。玉名平野排水対策については、以前より何回となく質問をさせていただいている場所です。この玉名平野の排水流域は約300ヘクタールであると聞いております。下流域には玉名市民会館、今後市の拠点となります新庁舎建設予定地もあり、北へ行きまして玉名平野の中心部を東西に玉名バイパスが走っております。そのまた北は駅周辺整備構想区域でもあり、新設の県道東西線、新玉名駅前広場、新幹線新玉名駅、その後を新幹線が玉名の里山を背に東

西に走っております。大変変化しているところであり、重要施設の建設等、今後玉名の拠点になる地域と考えるところでもあります。平成20年度に玉名平野排水調査内水排除計画ができ、21年度から下流域より工事が始まっておりますが、3点ほどお伺いします。

- 1、排水計画の進捗状況。
- 2、玉名バイパス以北の排水計画はあるのか。
- 3、岩崎排水機場の全面機能回復はいつになるのか。

以上、3点お伺いします。

3番目の新玉名駅周辺整備構想残りの部分についてであります。交流施設3.2ヘクタールにつきましては、3月議会において民間活力による開発を誘導すると方針が決定されたところであります。その決定されたことに対してお伺いいたします。新幹線新玉名駅誘致につきましては、昭和60年玉名駅誘致期成会が近隣の4市15町1村で発足し、誘致活動が始まったわけであります。そのほかの運動もあったかと思いますが、そのとき誘致を願った人たちは城北地域の経済の浮揚・発展を願い、それにより城北の拠点づくりの熱い夢があったのではと考えます。第三次玉名市総合計画にも新玉名駅周辺地域にはこれから発展の核として位置づけ、県北の産業や生活の拠点として広域的機能の導入に努めますとあり、平成19年から28年度第一次玉名市総合計画にも、期間プロジェクトの一番目に九州新幹線広域活用プロジェクトに交流拠点づくりとして、新駅周辺整備構想の推進とあります。玉名市が主要施策として掲げ推進していた重点課題を方針転換されたことに対して、先人たちの熱い思いと市の方針との整合性に疑問を感じる次第です。

九州新幹線は今後未来永劫にわたり走り続け、新玉名駅はそこに有り続けるわけです。拠点ができたところでもあります。JR発表によると乗降客も計画通り新幹線も好スタートをし、将来に大いに期待が膨らむのは私だけでしょうか。冒頭に述べましたが、交流施設3.2ヘクタールを民間活力による開発を誘導すると方針を決定されたことでありますが、いつのことか、何が来るのか、どんな企業だろうか、それこそ他人任せの計画性のない場当たり的と言わなければなりません。今一番注目されている重要な地域を民間に委ねていいのでしょうか。構想がなくなったのでしょうか。行政の主体性の必要性を非常に感じる次第です。この地域の城北の拠点としても、ポテンシャルを生かさないのは宝の持ち腐れではないのでしょうか。構想を見直し、せめて3.2ヘクタールを整備し、そのことが民間企業の進出を誘導することにつながると考えるところでもあります。3.2ヘクタールを交流施設として、道の駅的な物産館、予算が比較的少ない多目的広場また、建設位置も白紙となった市民会館建設なども含めて、検討すべきと考えます。計画の練り直しを願うものです。御見解をお伺いします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 永野議員の新玉名駅周辺整備についてお答えいたします。

大型商業施設に、店舗に対する対応についてでございますが、現在新玉名駅駅前広場の西に県道東西道路を挟み、北側に電気量販店、南側にホームセンターが出店を計画しております。大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会などの諸手続きを進められている状況でございます。この2つの商業施設は同じ開発業者によって開発が進められておりますが、電気量販店につきましては年明けから造成を開始して、来年秋にはオープンを目指し、ホームセンターは来年春頃に造成を開始して、平成25年春のオープンを目指しているとのことでございます。

また、本市の対応といたしましては、これまで企業局等の関係部署で検討を重ねてきましたが、民間事業所が駅周辺へ進出する際には、事業所と協議しながら上下水道の整備を行なう方向で確認をしております。整備に当たりましては、2店舗以降の進出を見据えたところでの対応を行ないたいと検討をしているところでございます。

また、景観等への配慮ということでございますけれど、新玉名駅周辺が県にとって、これは市にもですけれど、福岡、関西方面からの最初の玄関口の風景となることで、新玉名駅舎が森の中の駅として、周囲の田園風景に馴染んでいることなどから、県玉名地域振興局におきましても、進出予定の事業者に対し、景観の配慮を求めておられるところでございます。市といたしましても当然、県と同様の動きを行なってまいりたいと考えております。なお、広告物等につきましては県の屋外広告物条例等によりまして、新幹線沿線、国県道沿線に制限が設けられているところでございます。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

〔産業経済部長 植原 宏君 登壇〕

○産業経済部長（植原 宏君） 永野議員の玉名平野排水計画についての御質問にお答えします。

玉名平野地域の排水計画につきましては、農地の湛水被害あるいは道路の冠水などから、農業及び生活基盤を守るため整備を進めております。今年3月に九州新幹線が全線開通し、新玉名駅から温泉などの観光、出張等のビジネス客などの往来がありまして、新たに駅周辺への企業進出も公表され、農業のみならず交通や交流拠点を水害から守るためにも必須であり、波及効果も高い事業であると認識しているところでございます。現在、県管理河川であります、裏川合流部を起点に、玉名バイパスまで延長約680メートルの工事を発注することができまして、今年度中に完了する見込みでございます。その後、玉名バイパスから以北につきましては、区域の農業情勢を見極めなら判断

して行きたいと存じます。また、下流の県管理であります裏川改修の進行状況であります。昨年度に河川調査を実施、今年度は実施設計が計画され改修が早期に実現できるよう、市としましても強く要望してまいりたいと思います。

一方、末端にあります3つの排水機場の一つであります、岩崎排水機場の改修計画でございますが、平成22年度の新規地区ヒアリングでは、受益地区274ヘクタールの基盤整備が未整備でありまして、今後は基盤整備の計画が未確定の段階では、県が先行して排水機場を計画することはできないと判断され、事実上休止状態であります。岩崎排水機場の改修は市といたしましても、玉名平野地域にとって必要不可欠であると認識しております。今後、幹線排水路の整備完了に合わせ、新幹線駅周辺開発の影響を見定めながら関係機関との協議、調整を行なってまいります。また、あわせて機場の機器能力が落ちないように、修繕など延命対策も対処してまいります。引き続き地域の水害防止に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 永野議員の新玉名駅周辺整備の整備構想の残りの部分についてお答えをいたします。

今年3月の定例会での中の問題の3.2ヘクタールの整備方針に関する御質問に対して、必要性、緊急性、市の財政状況等を総合的に検証した結果、民間活力による開発を誘導するとの方針を決定した旨をお答えし、あわせて民活の誘導に当たりましては、その進出状況に応じ開発にかかる諸手続きや、インフラ整備等につきましては市が積極的に支援してまいりたいと説明をさせていただきました。この新たな方針に伴いまして、過去に進出の相談があった事業所に対して、改めて方針の説明とともに、進出の検討を行なっていただくよう足を運んでいるところでございます。なお、新玉名駅周辺整備構想区域35.4ヘクタールにつきましては既に整備が完了した駅前広場4ヘクタールを除く31.4ヘクタールにつきましては、民間の様々な機能を誘導する区域として、開発の諸手続きや、インフラ整備等の支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） 御答弁ありがとうございました。

玉名平野の排水計画についてでございますが、玉名平野の排水工事は下流域からということで行なわれておりますが、本年度工事予定は裏川合流部より北へ玉名バイパスまで680メートルとあります。私が聞いたかったのはそのバイパスより北側の駅周辺整

備構想内の今後の計画はあるのか、ないのか。なければ早急に計画をしていただきたいとも思い出がありました。本年度工事の延長線が平野中心線であり、構想内の中心にもなる排水路であります。これを整備することにより構想内の排水問題も緩和できると考えますし、それと同時に市道も整備できれば構想内の開発または企業の誘致にもつながっていくと考える次第であります。是非早期の整備計画をお願いするところであります。答弁では、玉名バイパス以北については、農業、行政を見極めながら判断していくとありますが、農業用地としての発展はあんまり見込めない地域であると考えます。再質問になりますが、この件に対してですね、もう少し詳しくお答えをお願いしたいと思えます。岩崎排水機場、この全面改修なくして下流域の水災害の安全性はないものと私は考えております。

質問で述べましたように、市民会館、新庁舎建設予定地など今後も重要な地域で、重要さは十分認識されてると思えますが、この岩崎排水機場が県の管轄でもあるみたいなので、県関係各課とも十分協議されてですね、安心・安全に向けてさらなる努力をお願いしたいと思えます。

新玉名駅周辺整備構想残りの部分についてであります。交流施設用地3.2ヘクタールについて、必要性、緊急性、財政状況など総合的に検証し、方針決定とありますが、整備の必要性は私はあると考えます。前に述べましたように先人たちも新幹線がこの地を通り、駅を誘致し、城北の拠点づくりを願うこのエリアを開発し経済の浮揚発展を願う熱い思いがあったと思えます。市の方向性としても最重要と捉えていたのではなかったのかと考えたときに、必要性はあると考えます。必要性を感じないのはやる気であり熱意の問題ではないでしょうか。平成21年に関係係長などで交流施設用地の整備の検討を行なっておられますが、再度前向きに熱意を持って現在の状況、未来像を描きそのエリアを検討すれば絶対に行政の主体による早期の整備の必要性が出てくるものと考えます。交流施設用地3.2ヘクタールの整備を早期に行政主体で行なうとの見直しをお願いするところであります。

お願いしたところで次に行きたいと思えます。次の南関町産廃処分場計画への対応についてであります。県が南関町下坂下に建設を計画している産業廃棄物管理型最終処分場につきましては、昨年12月議会でも一般質問をさせていただいておるところですが、その後も関心をもって新聞等を眺めている次第です。建設地である南関町、予定地の下流域に位置する和水町の内田地区、長小田地区も建設を容認することになり、南関町は8月に、和水町は11月25日に基本協定を締結と報道されておりました。不安はあるもののやむを得ない容認というのが住民の本音ではと考えるところであります。建設が近づいてきたなと考えるところであります。事業対象半径1キロ範囲内を若干抱える隣接地でもある玉名市の安全性は大丈夫なのか、菊池川上流域での本件は玉名市の水源に全

く影響はないのか、など情報の少ない中で不安を感じているものであります。そういう中で、この建設に対して建設に近い月瀬、三ツ川、石貫、玉名地区の各区長さんの連名で説明を願い及び要望書を市長に対して出されたところであり、そこで質問ですが、区長会の要望と重なりますが、

- 1、本件の建設計画、廃棄物の運搬計画に関する詳細情報を把握しているか。
- 2、菊池川の上流域での本件は、玉名市の水源に全く影響ないと言い切れるのか。
- 3、本件に関する情報はあらゆる面から検討されて等、市民の生命と財産の安全性は確保されているか。
- 4、想定外の天変地変、例えば大地震などによる本件に関する安全性は確保されているか。
- 5、本件に係る安全性を市民に対して報告する計画はあるか。

以上お伺いします。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

[産業経済部長 植原 宏君 登壇]

○産業経済部長（植原 宏君） 永野議員の再質問にお答えします。

玉名バイパスから以北の排水計画につきましては、基本的に農業政策で行なうということであれば農地の区画整理を伴います基盤整備が行なわれ、農地の集約や農道、用排水路の分離、作業の効率化、品質向上が図られ地域の農業が活性化されることが大前提でございます。玉名平野地区の現状を見ますと、基盤整備が未整備であり、区域には新玉名駅周辺開発区域や、玉名市新庁舎など開発計画がありまして、農業政策では困難な区域が一部ありますが、今後は地域の発展状況を見ながら関係各区と調整し、実態に即した農業政策及び冠水被害防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 辛嶋啓司君。

[市民生活部長 辛嶋啓司君 登壇]

○市民生活部長（辛嶋啓司君） 永野議員の南関町産廃処分場に関する御質問にお答えいたします。

平成22年12月議会での永野議員の御質問に対しまして、その年の11月に熊本県知事が自ら南関町、和水町の住民説明会に出席され、施設構造について処理水を河川に放流する形から、処理水を施設内で循環させるクローズド・無放流型に変更した旨を説明されたことまでを答弁したところでございます。その後も熊本県は両町への住民説明会を重ねられ、本年8月9日には南関町と、また先月の11月25日には和水町との間で、熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本協定を締結されたところであります。また並行しまして、平成21年11月から平成23年4月まで1年以上の期

間をかけて実施された、環境影響評価の現地調査の結果を踏まえまして、周辺環境への影響を予測及び評価し、周辺環境に影響がないことを科学的に示した、環境影響評価準備書の公告・縦覧の手続きを8月30日から1カ月間かけて実施され、11月には南関町から提出された47件の意見書に対する見解を示されております。意見書では、廃棄物搬入車両の通過に伴う交通安全、騒音、振動に対しての不安や、地下水、井戸水の汚染に対する心配等の住民意見に対しまして、特定の時間帯に車両の通行が集中しない工夫、交通誘導員の配置、工事車両など大型車の通行が多い場合は、事前に監視委員会にお知らせするなどの対策を講じることや、処分場の埋立地全面に50年以上の耐久性を有している遮水材を設け、水処理施設で汚水を浄化し、万一の場合の漏水検知システムも設置するので、地下水等に影響を与えることはないとの見解を示されております。また、想定外の天災、地変につきましては今後施設構造の細部を決定していく中で、他の処分場の事故、事例を参考にしながら、事故発生時の危機管理マニュアルを策定していきたいとの考えであります。

計画当初は水環境や待機環境に係る関係区域は、建設予定地から半径1キロメートルの区域に係る集落のある地区及び処理水の放流による影響が考えられる下流域の地区と定めてあり、建設予定地から半径1キロメートルの区域に本市の一部が入っておりますことから、玉名市は熊本県に対しまして、平成21年2月に住民の安心感を得られるよう関係者に対し、十分な説明を行なうこととの意見書を提出いたしました。それに対しまして熊本県は、関係区長さんのところへ定期的に訪問され、施設構造の無放流方式への変更説明等が行なわれております。このことから市の意見書に沿った十分に誠意ある対応をとっていただいているものと認識しております。熊本県は南関町の意見書に対しまして見解の中で、施設の安全性について建設中、埋め立て、安定期間、廃止後の全ての段階を通じ安全性に対する最終的な責任を果たしてまいりますとの決意を表明されております。玉名市の関係地区への安全性の周知につきましては、一例をあげますと、極限まで安全性を追求すること。将来にわたって県が安全上の責任を果たすこと。地域と一体となった処分場づくりを行なうことという3点の考え方を整理したパンフレットの配布を行なうなど、県と協議の上で状況に則した対応を考えてまいります。

今後、玉名市といたしましては、車両運搬の通行に対しまして交通安全場の配慮や地域から要望があれば県道の幅員拡幅を初めとした周辺整備などにつきまして、熊本県と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） 御答弁ありがとうございます。南関町の産業廃棄処分場計画に

つきましてはですね、この時代なかなか環境に対しては敏感になっているように思います。非常に大事な問題だなというふうに思っておるところであります。

本件に対しては今後もですね、情報を把握しながら適宜に対応をお願いしたいと考えます。よろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高村四郎君） 以上で、永野忠弘君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時12分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問を行ないます。平成19年に玉名市保育所民営化検討委員会が設置をされて、5回にわたる慎重審議が行なわれました。検討の結果、市の財政状況をかんがみて、公立保育所の一部を民営化することもやむを得ない、民営化することによって施設整備などの保育環境やサービスの向上も期待できるとして、平成20年度から第一段階として5カ年で5つの公立保育所民営化を実施する建議がなされました。そしてこの間、天水東保育所、ちどり保育所が民営化されていきました。24年4月からは梅林保育所、鍋保育所を民営化する計画であります。今回の移譲先は梅林保育所、鍋保育所2園ともに学校法人であり、給食の自園方式は未経験の分野であります。平成24年4月までに、社会福祉法人の認可を受けることが民営化の条件であり、その手続きが現在進行中かと思えます。県の担当課に問い合わせましたところ、例年2月が最後の審査委員会があり、そのための事前協議が普通3カ月必要ということですから、社会福祉法人の認可申請に向けて今、大変重要な時期かと思えます。

梅林保育所、鍋保育所の民営化について4点質問します。

第1、保護者会や保護者の不安解消に向けて、今日までの取り組みと今後の対応はどうするか。

②、保育士、給食職員配置の対策は万全の体制が整っているか。

③、現在、梅林保育所、鍋保育所に勤務する臨時職員の労働条件改善はどう図られるか。

④、民営化により梅林保育所、鍋保育所のサービス拡充は何を行なうか。

次は、第5期介護保険事業計画についてであります。介護保険は医療保険と異なり、要介護認定を受けて、要支援、要介護に判定されなければ65歳以上の高齢者でも介護

保険給付を受けることはできません。玉名市における要介護認定率は、平成21年では18.9%、22年は19.4%、23年現在は20.3%であります。ですから、玉名市における介護保険では約8割の人が介護保険給付を受けない、いわば掛け捨ての保険ということになります。現在の介護保険料基準額は月額4,900円。少ない年金の中から高い保険料の負担はもう限界に来ているのではないのでしょうか。私は、9月議会の一般質問で介護保険料の引き下げを要求したところでありますが、第5期介護保険事業計画における介護保険料は、基準額でいくらになるか示していただきたい。

二つ目、②、現在要支援1、要支援2の人はホームヘルパーやデイサービスなど、介護保険給付としてサービスを利用することができます。ところが、第5期介護保険事業計画で、「介護予防・日常生活支援総合事業」が導入されると、要支援の人は介護保険給付でありますヘルパーやデイサービスを使うか、いわゆる総合事業を利用するか自分で決定することはできません。厚労省の説明によりますと、本人の意思を最大限尊重するというところでありますが、最終の決定権はあくまで、これは玉名市であり地域包括支援センターであります。つまり要介護認定を受けて、要支援となったけれども、あるいは今までは要支援で介護保険給付を受けていたけれども、総合事業が導入されれば介護保険が利用できなくなる恐れがあります。要支援1、要支援2の人が介護保険の利用を制限される総合事業は実施すべきでないと思いますが、第5期事業計画においてはその点どうなるか。

③、介護保険料減免について、市民への周知はどのようにしているか。近年の申請件数、減免実績件数などを示して答弁をいただきたい。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

○健康福祉部長（辛島政弘君） 前田議員の保育所、梅林及び鍋保育所民営化についての中での保護者会、保護者の不安解消に向けて今までの取り組みと今後の対応についてお答えをいたします。

まず昨年8月から現在まで4回の懇談会を開催しております。玉名市の保育所運営の現状や国の制度改正の流れを御説明し、保護者の皆様に対し、アンケート等の意見聴取を行ない、移管法人募集に当たっての条件及び要望事項に取り上げさせていただいたところでございます。移管法人を選考する段階でも、選考委員に保護者会代表として2名の方に入っていただいております。保護者会の意見を反映できたものと考えております。

次に今後は、移管法人と保護者との懇談会を開催し、意見交換の場を設けることとしておりますので、保護者の不安解消につなげるものと考えております。また、平成24年1月から民営化実施までの3カ月間、現在の保育所職員と移管予定法人の職員とで、合同保育を行なうことで、入所児童の民営化による影響が少なくなるよう努めてまいり

ます。

次に、2番目の保育士、給食職員の配置対策は万全かということでございますが、認可保育所が児童福祉法に定める基準以上の保育士及び調理員の配置を行なう必要がございます。民営化に際して常勤の保育士及び調理員の配置につきましては、市の基準と同等の配置をしていただくこととなります。また、臨時職員は移管予定法人での雇用を条件としておりますので、現在の全職員の6割に当たる臨時職員が雇用されることにより、新規採用は少数となりますので、確実に職員の配置ができるものと考えております。

第3番目でございます。梅林保育所、鍋保育所に勤務する臨時職員の労働条件はどう図られるのかということでございますけれども、臨時職員が移管予定法人で雇用された場合に労働条件として、市の臨時職員としての条件が同等以上になるよう話をしておりますし、雇用された後の勤務評価や勤務期間等で改善されるものというふうに考えております。

第4番目でございます。民営化によります梅林保育所及び鍋保育所のサービス拡充は何を行なうのかということでございますけれども、梅林及び鍋保育所の保育内容が確実に拡充するものとして、土曜日の一日保育を含む延長保育の実施を行なう予定でございます。また、新規の行事等につきましては法人及び保護者会との十分協議をして取り組むことを条件としておりますので、まずは現在の保育内容を継続することが前提となるものでございます。

次に、2番目の第5期介護保険事業計画の中の第5期における介護保険料はどうなるのかということについてお答えをいたします。

今年度中に平成24年度から平成26年度までの第5期の介護保険料を決定しなければなりませんけれども、現在その基準額を推計する作業を進めているところでございます。9月の定例議会でもお答えしましたように、本市の現在の基準額につきましては4,900円でございますが、第5期の基準額についてはその算定基礎となる介護サービス給付について今後の高齢者の増加や新たな介護施設の開設に伴うことなどによる増加を見込んでおまして、収支の均衡を図るためには増額の必要性も感じております。しかしながら、県の財政安定化基金及び本市の介護給付費準備基金の取り崩しを活用し、できるだけ保険料の増額を行なわないで済むように現在検討を行なっているところでございます。

次、第2番目です。要支援1、要支援2では介護保険が利用できなくなるという総合事業は実施すべきではないと思うけれども、第5期の計画ではどういうふうになるのかということについてお答えをいたします。

議員おっしゃられた総合事業につきましては平成24年4月1日施行予定の改正介護

保険法で新設される、介護予防日常生活支援総合事業のことでございまして、市町村の判断により地域の実情に応じて多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援1、要支援2及び虚弱な高齢者に対して、介護予防や配食、見回り等の生活支援サービス等を総合的に提供できる事業でございます。市町村又は地域包括支援センターがサービス利用者の意向を最大限尊重しつつ、それぞれの状態に応じて適切なケアマネージメントに基づき判断しました、市町村の実状に応じて柔軟に条件等を設定できることとなっております。しかしながら事業の詳細等について不明確な部分があることや、現在本市で介護認定の有無にとらわれずに必要な方に対して実施している配食サービスとの関連などもあり、よりよい効果を出すためにはどのように事業を構築すればよいのかを決めかねておりますので、来年度は実施を見送り、他の自治体での取り組みや効果を検証しながら平成25年度以降の実施について検討を行なっていくことにしております。高齢者のみの世帯における要支援、要介護者の中には、介護保険サービスのみを頼りとして、地域の人とのつながりが希薄になります。ますます在宅生活が難しくなるというケースも見受けられます。介護保険サービスを上手に活用し、状態を改善してより明るい健康的な在宅生活を送れるようにするためには、地域の支え合いが大変重要であるというふうに考えております。この地域の支え合い体制構築のために、総合事業も含め様々な事業の活用を検討を行なっていきたいというふうに考えております。

第3番目の介護保険料の減免について、市民への周知はどのようにしているかについてお答えをいたします。

本市におきましては、介護保険料の徴収猶予及び減免取り扱い要綱を制定しておりますけれども、その中で、第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これに類する災害により住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたこと。主たる生計維持者が死亡したこと、またその者が心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと。主たる生計維持者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。主たる生計維持者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不良その他これに類する理由により著しく減少したことなどとしております。

市民への周知については、近年は特段行なっておりませんが、今後広報誌やホームページに掲載し周知を図りたいというふうに考えております。

また、申請件数、減免実施件数についてでございますけれども、平成24年度に1件、火災による減免申請がっておりますが、これにつきましては本市への転入前の火災であり被災月から10カ月を過ぎての転入であったため減免の適用は行なっておりません。平成22年度及び平成23年度の申請及び減免実施件数はございません。

以上でございます。

訂正します。平成21年度で1件でございます。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 保育所の民営化についてであります。昨年から今日まで保護者の不安を解消するという点ではですね、丁寧な取り組みがなされてきたのかなとそういうふう感じております。議員にもそれぞれ岱明でも鍋保育所でも梅林でもですね、関係議員には案内もありまして、その都度保護者の意見も直接聞くような機会もありました。やはり環境が変わるということになるとですね、そこが一番親は心配するところでもありますので、まだ民営化が最終的に決まった訳ではありませんが、そこら辺はひとつ今までの取り組みをさらに丁寧に行なっていただくというか、そういうのは期待したいと思います。

再質問をいたします。2007年の9月議会で保育所民営化について私が一般質問した際に、公立保育所に入所させたいという選択肢をなくしてはならない、全てを民営化するものではない、数園は残したい。民営化しても決して行政の責任を放棄するものではないなどの答弁がありました。当時は島津市長でありました。市長から私と執行部のやり取りを聞いてですね、議論を聞いていると公立、私立について勉強不足とそういう厳しい意見も受けましたが、私はこのように議論することによって行政主導の一方的な民営化には決してならないというふうに理解しているところであります。玉名市内の保育所では公立と私立が保育でも、あるいは保育所の給食の分野でも交流や研修を重ね、玉名の保育、玉名の保育所を良くしようという努力が今日も続いているそうであります。民営化後の梅林、鍋、二つの保育所がそのようなよき環境にスムーズに移行できますように期待するものであります。

再質問の一番目として、保育所では公立民営化移行後に延長保育の実施が増えてきました。梅林はやってますから、鍋保育所のサービスも延長保育、土曜日までの一日保育を行なうというような答弁もありましたが、これは梅林も含めて土曜日も一日保育をするということでありましょう。民営化と延長保育実施がセットのように感じられます。玉名子育てプランによりますと、延長保育実施保育所の目標は、平成26年度に20カ所としてあります。現在延長保育を実施していない、滑石保育所、豊水保育所、睦合保育所、高道保育所この4つを26年度までに民営化すると、民営化イコール延長保育実施保育所となり、ちょうど目標達成になるわけでありまして。そうしますと合併後11の公立保育所がわずか3つの公立保育所になってしまいます。これでは執行部が言うところの公立に入所させたいという保護者の選択肢は大きく制限されることになるのではないのでしょうか。公立保育所における民営化について今後の計画、見解をお聞きします。

次は、介護保険についてです。第5期における介護保険料の基準額は、私はもう判明している、ある程度そろばん弾いてあっとかなと思ったわけですが、まだ検討中ということで、実際は来年4月から始まるわけですので、それまでに決めればいいことなんですけど、できるだけ増額、減額をとこういう気持ちは今も変わりません。現在、介護保険料の減免については今答弁がありました。私はこれはいい制度が玉名市はつくってあると思います。ところがやっぱり十分な活用がなされているのかどうか疑問であります。申請件数が1件で22、23はまだゼロというのはですね、これはやっぱり市民があまり知らんけんということではないでしょうか。市民への周知徹底はもちろんでありますが、直接市民と接する機会が多い職員にはどの程度この制度が知られているのか、私は市民にとって活用できるようなこのような施策は、他にも国民健康保険税の減免とかですね、いろいろありますけど、本当に活用できるような施策は制度のしおりなども作成してですね、窓口で市民がよくこられるところに置いて、そういったことに該当するような人が話の中で出てきたらですね、こういうこともありますというような紹介を積極的にすべきじゃないかなと、申請することによって、それが認められることによってこれはできる減額、免除ですから、自動的になることじゃありませんので、周知徹底するということがさらに強めていただきたいと思います。

介護保険における再質問の1番目、第5期介護保険事業計画において、総合事業は24年度には導入をしないという答弁でありました。しかしながら25年度には導入しようかなというような感じを今受けたわけですが、仮に25年から導入した場合ですね、先ほども申しましたが、要支援1、要支援2の人が介護保険を利用したいと希望すれば、それが必ず本人希望どおりの介護サービスが利用できるかどうか、まず今一度ちょっと確認をしたいと思います。なぜなら今度策定される介護保険は、24、25、26、3年スパンでありますので、本人の意向を十分尊重するということになっておりますが、最終的な決定権は市町村であり、地域包括支援センターになっておりますので、今まで使っていた人が、それを今度から使えませんかというようなですね、状態が出てくることが一番危惧される場所ではないかと思っておりますので、今一度確認をしたいと思います。

再質問の2点目、2011年の通常国会で成立しました介護保険法の改正では、地域包括ケアの具体化に踏み出す重要な制度改変がなされました。地域包括ケアシステムを目指すための今後の介護保険事業計画はこれまで以上の取り組みが必要になるものと思います。仕事の量も今以上に増えてくるものと思われまます。現在、高齢介護課では介護保険係、高齢者支援係を課長以下16名で行なっております。介護保険事業計画を円滑に進めるためには、さらなる職員の充実が不可欠ではないでしょうか。職員体制を充実補強させることについての見解をお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

○健康福祉部長（辛島政弘君） 前田議員の保育所の民営化に関する計画の再質問についてお答えをいたします。

今年度で行政改革大綱の前期計画が終了しますが、公立保育所民営化もこの計画ごとに推進しているものでございます。また平成24年度から5年間の後期計画が策定されますが、後期計画では現行の推進方法を踏襲し、公立保育所の最終的なやり方を模索しつつ、再度民営化検討委員会を設置し、後期の民営化の方針を決定していく予定でございます。

次に、介護保険の事業についての再質問にお答えいたします。

まず第1番目の総合事業のことでございますけれども、総合事業につきましては先ほども一部申し上げましたけれども、平成25年度からの実施につきましては、現時点では制度そのものがはっきりしていないために、今後検討を行なって行くこととしております。

次に、介護保険事業計画を円滑に進めるための職員体制を充実、補強させることについての見解ということでございますが、高齢介護課の一般職員につきましては、先ほど議員おっしゃられたように16名でございますけれども、各総合支所、市民福祉課や地域包括支援センターなどとの連携のほか、「介護認定調査」「いきいきふれあい活動」「特とくはつらつ教室」などの事業については必要に応じて看護師等も非常勤職員の雇用や一部委託を行ない実施しているところでございます。

現在、第5期の介護保険事業計画を作成しているところでございますけれども、中でも介護予防事業や地域づくりを総合的に行なう地域包括ケアの取り組みを検討しているところでございます。事業の内容次第では専門的な知識も必要ではありますけれども、今後の事業を検討する中で、事業実施に必要な人数等につきましては、新たな非常勤職員の雇用や委託を含めて適切に対処していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 公立保育所の民営化についての今後の計画ということにつきましては、行革大綱の後期計画が来年から始まる、24年度からですね、また始まるということで改めて検討委員会を設置するということですが、私はこの間の民営化の検証というかですね、すでにもう子供が卒園して保護者でない人もおられるかもしれませんが、その保護者の皆さんたちにこの間のアンケートと言いますかね、そういったことも取り入れてきちっと検証をしていただきたいというふうに思います。

3番目の小中一貫校計画について2点質問します。

①、学校適正規模についてまた小中一貫校計画などを保護者、住民の中で十分議論するための方策はどのように考えているか。

②、保護者・住民の意見集約、最終的な合意の確認はどのような方法を考えているか。

4番目、九州看護福祉大学に関して質問を行ないます。公設民営の大学として平成10年に開学した九州看護福祉大学におきまして、誠に残念な事件が発生しました。大学の名声を大きく傷つけ、広く応援をしてきた市民、県民もまた大きなショックを受けたのではないのでしょうか。24年度の入学希望者への影響を大変心配するところであります。2点質問します。

九州看護福祉大学における今回の事件について、市長の見解をお聞かせいただきたい。また、理事長の責任について理事会の対応はどうなっていますか。

②現在、九州看護福祉大学へ市の職員が派遣されております。市職員の派遣は市の施策遂行のためにどのような効果を上げているのか。24年度からも職員派遣を継続させるのか。質問いたします。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） おはようございます。前田議員の学校適正規模について、また小中一貫校計画など保護者、住民の中で十分議論するための方策はどのように考えているかということについて、御質問お答えいたしたいと思っております。

少子化、あるいは地域人口の減少によって、玉名市内の児童生徒数は30年前に比べて約40%減少しております。学校教育の現状はそういう点で大きく変化いたしました。さらに現在の1歳児を含めた先、つまり6年先の児童数推計値でも、現在より10%減少すると予想されております。このような現状において玉名市教育委員会は玉名市の子供たちの教育環境を検討すべき時期に来ているという判断に至りました。地域の代表の方やPTA代表、教育関係者からなる学校規模適正化審議会を設けて、真剣な審議のもとに4項目からなる建議を今月1日教育委員会へいただきました。教育委員会としましても、学校規模配置の適正化や特色ある学校づくりのひとつの取り組みとして、小中一貫教育の推進等の建議、内容を十分尊重し、まず今月16日の教育委員会で教育委員の皆様へ報告し、教育委員会での審議を踏まえて、来春、今年度の終わりというふうになると思いますが、来春ごろまでには素案を作成して、それを基に春から夏にかけて地域での説明会、その素案を説明をしまして、意見を拝聴し、秋ごろには教育委員会としての基本的な計画を策定したいと考えております。

次に、保護者・住民の意見集約、最終的な合意の確認はどのような方法を考えている

かということについてお答えいたします。学校規模配置適正化基本計画の策定におきましては、6中学校区での地域の説明会を実施したいと思います。さらに適正化に具体的に取りかかる地域、そのその地域については各小学校区の単位など踏み込んで住民の意見を拝聴し、保護者、住民の意見集約を図り、さらにパブリックコメントを経て、計画書を策定する予定であります。その上で学校規配置の適正化に取り組むに当たっては、地域の代表者からなる準備委員会を立ち上げて、その中で具体的な検討を行ない、新しい学校づくりを進めてまいります。とにかくきょう生まれた子供が大人になって、そして「ああ小さいときには玉名の教育を受けてよかったな」と言えるようなそういう教育を、教育に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 市長 高峯哲哉君。

[市長 高峯哲哉君 登壇]

○市長（高峯哲哉君） 前田議員の質問の、九州看護福祉大学に関してお答えをいたします。

まず、今回の事件、とりわけ教育職員としてまた柔道家としてあるまじきことであり、強い衝撃を受けておりますと同時に、極めて遺憾ということでもあります。柔道という日本古来の武道で国内はもとより世界に名をはせた人物ただだけに、大学が期待するところも大変大きく残念でなりません。

この事件を受け、大学はただちに学内に調査委員会を設置し、事件の特性も踏まえて慎重な調査が重ねられました。その結果は今、学内の懲戒委員会で審議された後、理事会に図られ、11月29日付けで懲戒解雇処分が下されたところでございます。処分の理由は、当大学の女子学生に対し、重大なセクシュアルハラスメント行為を行ない、その行為が教育職員としての適格性を著しく欠くばかりでなく、学校法人熊本城北学園就業規則に規定する、大学の名誉を著しく傷つけ、また大きく信用を失する行為があったときに該当することから、懲戒解雇処分とされたものでございます。

なお、かかる監督責任の処分といたしましても、同日学長以下を含む4名に対し、減給、戒告の懲戒処分がなされております。また、理事長の責任につきましては、理事会の対応ということにつきましては、私も理事の一人といたしまして、先に述べたとおり大変残念であります。そして理事を代表する理事長の責任という意味も含め、近く予定されております理事会において議論されるものと考えております。いずれにいたしましても、このようなことが二度とあってはなりませんし、管理運営上改善すべきところは改善していくなど、理事、役員を初め本学が一丸となって、一刻も早い学生に対する教育環境の回復に努めることを、最優先課題として努力していかなければならないと考えております。

次に、玉名市から九州看護福祉大学を運営する学校法人熊本城北学園への派遣、職員の派遣は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、及び公益法人等への玉名市職員の派遣等に関する条例に基づき行なわれているもので、その目的は、熊本城北学園の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活向上等に関する玉名市の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することにあります。このことは玉名市総合計画の中で、より具体化されており、基本計画として掲げられた大学を生かした町づくりを主要施策とした、産・学・官の連携、大学公開講座の活用、大学施設の活用、大学生への支援拡充を推進すべく、市と九州看護福祉大学の間でより詳細な協定が取り交わされているのは周知のとおりでございます。市から派遣してまいります職員につきましては、このような同じ目的を共有した市と九州看護福祉大学間の連携協力による数多くの具体的取り組みを推進するための窓口として、スムーズな連携が図れるような重要な役割を果たしているところでございますが、24年度以降の派遣につきましてはその効果を検証し、速やかに決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 再質問をいたします。学校適正化規模検討委員会の建議や一昨日来の議論を聞いておりますと、統合して小中一貫教育が取り入れられるのは、まずは玉陵中学校区かなと予想がつくわけであります。中一ギャップの解消が図られる旨の答弁もありましたが、今までは6年生になると最上級生としての自覚や行動が培われてきたものと思いますし、これは子供が発育する上からも大事なことではないでしょうか。小中一貫教育で1年生から9年生まで同じ学校で学ぶことは子供が順調に成長する上から本当にいいのかなとそういう疑問があります。歴史的には子供の発達段階と職業準備に応じて形成されてきました、試され済みの6・3・3制度であります。子供が少なくなったからといって、小中一貫校に踏み出していいのか。県内でも小中一貫校教育が取り入れられておりますが、いわゆる中一ギャップの解消などその有効性が十分に検証されているのか疑問であります。2点再質問いたします。

質問1、小中一貫校は施設一体型となる場合、校舎の建設が必要になると思います。保護者や住民の理解と合意を得るための丁寧な説明会が開催されると思います。予定として、開校何年度を目標にされるのか。

質問2、保護者や住民の総意として、住民アンケートなども保護者アンケートなども実施をされると思いますが、最終的に賛否を集約するには、私はその地域に限られるということにもなりますが、住民投票これがベストではないかと思えます。それだけ小学校の統合は大変大きな課題だと思えます。執行部の見解を求めます。

大学に関しての再質問。

1、九州看護福祉大学の二塚学長は理事長も兼ねています。現在容疑者となった者を当時客員教授として迎えたその最高責任者だと思います。学長は責任を感じて自分の給料を減額されたそうではありますが、理事長としてはどういう責任をとられるのか、いずれ近々開催される理事会で対応されるというような答弁でありましたが、私はこの際、兼務している理事長職をきっぱり辞任をする。そして学長職に専念されることが賢明ではないかと思う次第です。理事会に出席しています市長はいかがお考えでしょうか。市長は理事の中の一人ではありますが、理事長が不在の場合、理事長職務代理人としての筆頭が高寄市長、高寄理事になるという重責ある理事であります。理事長の責任について市長の見解を伺いたい。

再質問の2点目、大学の職員派遣についてであります。大学と玉名市の関係は開学における莫大な資金援助、環境整備など大きなものがあります。また、玉名市行政の各種審議会、あるいは協議会などの委員として先生方が多数出席されて専門的な立場からその役割を惜しみなく発揮されています。玉名市と大学がお互いに協力し合う関係が出来上がってきたのかと思っています。そういう中での職員派遣でありますので、私は派遣目的を今一度明確に持って、玉名市と九州看護福祉大学がさらに連携を強化し、協力することが玉名市と大学の発展にとって良い方向につながると考えています。市長は、24年度以降は職員派遣について効果を検証して、速やかに決定するということでしたが、派遣職員は部長級ではなくてですね、若手職員に多くのことを経験させるのが望ましいと思います。今、市長が考えよんなはっとか、検証しよんなはっとか、よくわかりませんが、九州看護福祉大学と玉名市の連携強化について市長のお考えをひとつ伺いたいと思います。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 前田議員の再質問の件で、まずどこどこ中学校区をとということ、ここ答弁は控えさせていただきたいと思います。ただ中一ギャップがあることはこれはもう本当に大きな問題でもありますし、それをやはり9年間の教育の中で一体型で解消するという、これは審議会で決まった中でそれを踏まえて全力で、そして真剣に先ほど申しましたように、子供が大人になったときに玉名で教育を受けてよかったという教育構築をしなければならないということでもあります。そのために第2点目であり、住民との意見を収集、集約するこの点については、今、前田議員からのご意見を参考にさせていただいて今後取り組んでいきたいと思っています。

開校につきましても、これからになりますけど、おそらく住民の方々の理解があれば、早くて、そうですね、私どもの目安ですので、ここでこれが決定と言っておきたい

けませんけれども、27年ぐらいには行きたいと思いますけど、それはまあこれは私の計算上のことでありますので、これが決定というふうに受け取ってもらうといけませんので、その点は念を押しておきたいと思います。

済みません。ちょっといろんな形でありますので、現在の私見を取り消させていただきたいと思います。

○議長（高村四郎君） 市長 高崚哲哉君。

〔市長 高崚哲哉君 登壇〕

○市長（高崚哲哉君） 前田議員の九州看護福祉大学の理事長としての責任ということでございますけども、先ほど申しましたとおりでございますけども、御意見のとおり前田議員の考え方として私も同等だろうと感じております。最終的には先ほど申しましたように、今後理事会でございますので、そのときにいろんな話が出てきて決定されるんじゃないかなというふうに思っております。

次に、派遣についてのことでございますけども、九州看護福祉大学は公設民営の大学として地域の活性化に資することが大きな目的であるということを考えております。そういうことから感じて、市から派遣された職員もまた市と大学間のより発展的、創造的な連携強力による地域活性化のための業務に当たっているものと確信をいたしております。今後は先ほども答弁したとおりに、速やかに派遣目的およびその必要性を検証してまいりますので、理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（高村四郎君） よございますか。

11番 前田正治君。

〔11番 前田正治君 登壇〕

○11番（前田正治君） 小中一貫校教育の開校についてはですね、教育長が私見ということでおっしゃいましたが、大体、私もその校舎をつくるとなったら合併特例債を使うからその期限である27年度と最終的にはそうなるとかなと、だけんしかし早まるようなことになる場合もあるわけですけど、おっしゃいましたように保護者や住民の十分な理解、合意それがですね、やっぱ統合あるいは小中一貫教育に踏み出す、どうしてもそこはクリアせんといかん問題だと思いますので、あんまり早急に進んでいかれんよう、よろしく願いしときます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、前田正治君の質問終わりました。ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時09分 休憩

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 蒼風会の近松です。通告に従いまして質問始めます。

まず、交通弱者対策と乗り合いタクシーについてです。ここにいらっしゃる方々は皆様車の免許をお持ちですから、交通弱者対策なんてあまり関心がないかもしれませんが、現状を申し上げますと今の70代、80代の女性の中には車の免許を持たない方がたくさんおられます。夫がいる間はあまり不自由していないのですが、先立たれると途端に買い物、通院など外出ができなくなってしまいます。一昔前はそれでも十分暮らしていくことができましたが、車社会になり地域の小売店がすっかりなくなってしまいました。そこで食材を買い求めるのに遠くの店まで行かなければならなくなってしまったのです。またこの不況で子供たちが遠方に就職してしまい、近くに子供がいないため買い物に連れていってくれる人もいないという高齢者も増加しました。病院代は後期高齢者になるとあんまりかからないけれど、タクシー代の方がはるかに高いという声をあちこちで聞きます。わずかな年金からタクシー代を捻出する余裕もなく、結局家にあるものを食べて、病院も我慢するしかないという生活を強いられているのです。このような高齢者が年々増えてきています。そこで過去2回議会でこのことについて取り上げました。平成22年度、昨年3月議会での回答は、市としては検討を行なっているところである。具体的にはバスの小型化、あるいはミカンタクシーのようなデマンドタクシーへの運行の切り替え、定額料金制の導入、または店や病院などの生活上利用する施設などどういったところがニーズが高いかという、検証など現在行なっているところでありますという回答でした。

さらに、これからの予定としては市民や各種団体などの意見聴取や玉名市地域交通会議、また地方バス対策玉名ブロック会議などの競技などを踏まえ、今年の夏ごろまでには再編計画を策定するというふうな回答をいただいたわけです。

具体的には、利用が少ない横島、鍋路線を廃止し、デマンドタクシーを試験的に導入してみるということをお聞きして、私は市民に市はとりあえずその方向で検討しているから、もう少し待っていただきたいとお伝えしました。たしか、8月にはめどがつくようなお話だったと思います。しかしその後どうも市の動きが見えない。一体どうなっているのでしょうか。私も高齢者の交通弱者の問題はどうしたら良いものかと自分なりに考えておまして、山鹿市や長洲町、そして先日は八女市にも行ってきました。玉名市では隣の長洲町さんのこともあまり研究されておられないようですので、少し取り組みを御紹介しておきます。

長洲町が取り入れているのはデマンド交通システムというもので、住民が役場の予約センターに電話で予約をすると、複数の利用者の住所をもとにすぐに配車、運行ルートを指示できるものです。長洲町はこのシステムを取り入れたことで、予約をすれば年齢に関係なく町内はドアからドアまで200円均一で利用できます。長洲の役場付近に住んでる高齢者の方が、夫が入院している赤田の成仁成人病院にお見舞いに通うタクシー代が大変だったので、このデマンドタクシーは大変ありがたいと涙を出して喜ばれたそうです。ただし、営業妨害にならないように、時間帯は8時から4時までで、土日は利用できません。さらに長洲の方は荒尾市民病院に通院してる方が多いので、荒尾市民病院、シティーモール、荒尾警察までは400円で行けます。財政的負担はどうかといいますと、産交バスが運行していた町内の循環バスを一部廃止したことで全体の予算額は変わらないということでした。つまり余計な出費をすることなく、町民の買い物、通院の不便さを解消することができたということです。玉名と長洲では条件が違いすぎるからと私思ひまして、次に八女市に行ってきました。八女市は人口7万1,000人、総面積は482キロ平方メートル、1市3町2村が合併したところです。人口は玉名とほぼ同じですが、面積は玉名市の3倍、合併町村も玉名より多く複雑な地域です。なんとここでもドアからドアへのサービスを導入し、そして経費は実質削減となっていました。これには驚きました。長洲町も八女市も町や市の持ち出しを増やさずに、ドアからドアへのサービスを実現しているのです。

八女市は1回の利用料金は300円。そして地元の商店街が衰退しないように、基本的にはエリア内で利用。それでいて必要な病院には行けるようにエリアを超えた路線も考えてありました。

山鹿市は町中心部には循環バスを走らせていました。しかし住民からの希望が多い割にバスを回しても利用が少ないと担当者が言われていました。やはり循環バスは都会型であり、高齢者が多い地方では乗り合いタクシーの方が利用しやすいのではないかと私は思いました。50メートル歩くのもきつい、まして買い物した荷物を持って歩くことはできない。そんな高齢者が増加してきていますので、ドアからドアでなければ利用できないのではないかと思います。

また、日曜日の新聞には山鹿市もこの市街地の循環バスだけでなく、相乗りタクシーを合併前の旧5市町に全て運行実現したと掲載してありましたので、皆さんも読まれたと思います。ちなみに玉東町がどうされてるのかと言いますと、これは以前調べたのですが、玉東町は高齢者が福祉センターに来られるように非常にきめ細かに福祉バスを走らせています。そして福祉センターでは食べ物から衣類、杖にいたるまで販売しているのです。少なくとも買い物には困らないようにしてあるというわけです。玉名でも体力がなく、買い物、通院に不自由する高齢者が増加してきている現在、早急に相乗りタク

シーの運行を検討すべきではないかと思えます。

そこでまず現在、バスの運行にどの程度補助しているのか。そして利用状況はどうか。決算委員会でも出ましたが、再度確認の意味で伺います。そして、高齢者の買い物、通院の不便さについて市としてどのように考えているのか、対策はどこまで進んでいるのか、進捗状況を伺います。

また、近隣の自治体がどんどん市民目線で進めているのに、玉名が遅れをとってる、これはどういうことなのでしょう。玉名で課題になっていることを他の市町が取り組んでいるのなら、新聞を見たらすぐ話を聞きに行く、そんな意気込み、熱意が欲しいものですが、職員の研修、出張あたりはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 田中 等君。

〔企画経営部長 田中 等君 登壇〕

○企画経営部長（田中 等君） 近松議員の御質問の交通弱者対策と乗り合いタクシーについてお答えいたします。

まず最初に、バスの運行経費と利用状況についてでございますが、現在本市では市内のみを運行する路線バスと荒尾市、南関町、山鹿市、熊本市など他の市や町を結ぶ路線バスと合わせて30系統の路線バスが運行されております。玉名駅と九州看護福祉大学を結ぶ系統以外は全て欠損を生じております。平成22年10月1日から平成23年9月30日までの平成23年度におきまして、市内を運行する路線バスの運行経費が総額で3億7,600万円である一方で、運賃収入が約1億9,400万円と1億8,200万円の赤字が生じている状況であります。また、年間の輸送人員は98万4,000人となっており、前年度から2万人減少しておるところでございます。このようなことから、バス事業者に対する市の補助金は平成22年度の約5,400万円から今年度は約6,770万円と増加する見込みとなっております。

続きまして、進捗状況についてでございますけれども、本市の公共交通は路線バスと鉄道を中心に廃止した路線バスの代替交通手段として、天水地区のミカンタクシーの運行、これらを補完するものとして、温泉施設を結ぶ福祉バスの運行や外出支援サービス事業を実施し、公共交通機関に頼らざるを得ない、特に高齢者の日常生活における移動の確保を図っているところであります。公共交通の見直しにつきましては、今年3月の新玉名駅開業に合わせまして、バス路線を再編し、各方面から新玉名駅へのアクセスを確保しておりますが、あくまでも暫定的な措置と考えております。また今年度は市民へ向けてバスの必要性や現状を理解していただくため、広報たまなに6回に渡り「なるほど公共交通」と題した連載を行なったところでもございます。本市の路線バスの運行状況を見てもみると、路線が重複している地域がある一方で、バス需要が期待されるにもかかわらず、運行頻度が低い地域、路線バスが全く走っていない交通空白地域もあるの

ではないかと考えられます。まずは市全体の状況を的確に把握した上で、どのような運行形態が地域条件に適しているか、見極める必要があると考えております。そのためにも市民の移動ニーズの把握を初め、公共交通の利用実態や運行ニーズの調査、分析によって、本市の課題を整理した上で、路線バスの再編を中心とした、生活交通ネットワーク計画を来年度中に作成することを予定しております。

将来的には、この計画に基づきまして、持続可能で、効果的、効率的な地域公共交通ネットワークへと再編し、交通弱者を含めた市民生活を支える交通体系を確保したいと考えておるところでございます。

次に、職員の研修体制についてでございますけれども、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、第4条第3項には市町村は公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ、主体的に地域公共交通の活性化及び再生に努めなければならないと規定されております。これらの役割を果たすためには、地域公共交通を担当する専門の組織を備え、その職員は交通事業者や関係市町を調整する能力と交通関係法令等の専門的な知識を有することが理想ではありますが、現在では地域振興課の職員一人がほかの業務と兼ねながら担当しているのが現状でございます。しかしながら、これまでも担当の職員には、交通担当者向けの国、県主催の研修会や行政職員、交通事業者、コンサルタント、研究者、住民団体などの地域関係者が立場を超えて、交通の問題を協議する自主的な勉強会などに積極的に参加しながら専門的な知識習得に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 公共交通については計画に取り組んでいくということですので、期待したいと思っております。以前からもそういうふうな調査していくとか検討していくとかいう回答がありましたが進んでなかったもので、どうなってるのかなと思いましたが、今度こそ真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから研修に関しては、いろいろ研修に行ってるということでしたけども、やはり現実ですね、よその町村がしているところをやっぱり行って聞いてみるという、専門家のお話もいいですけど、現場の話をすぐに聞きに行ける、そういうふうな職場の体制であってほしいなというふうに思います。今回、任期付き職員の問題も出ましたけども、私はやはり職員の方ができるだけ、ああ新聞を見てここ行ってみたいと思ったら、行っておいでとそういう言ってくれるような職場であって欲しい。本当に残業するのめいとわない、残業手当はもう要らないからこの仕事をしたいと、よそに負けられないようにしたいとそう思えるようなそういうふうにどんどん勉強できる職場であって欲しいという

ふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それからバスに対する補助が6,000万からさらに増えて今年は6,700万になっていくということで、これはどんどん利用者が減っていくのではないかと思います。不便だ不便だと言われるけども、回しても乗らないというのは、やはりそこまで歩いていけないという高齢者が増えてるという現実ではないかと思います。そういう意味では早めに検討を進めていただきたいと思います。

隣の長洲町がこれほど手厚い住民サービスを展開しておりますので、ケアマネージャを通して、玉名の人も長洲はこんななんだけど、どうして玉名はそれがないんですか、ということで非常に長洲の取り組みに対して、玉名も取り入れて欲しいという声がたくさん出ております。一体玉名市はどうしているのか、合併しなければ玉名も岱明も出来たのではないかと、そういう声も盛んに出ておりますので、もう急がなければ買い物にいけない人は、本当に栄養指導を受けても庭の野菜ぐらいしか食べられないようなそういう現実になってきます。また対策が後回しになればなるほど、中途半端な民間サービスが増えてきて、公共交通としての整備が困難になってきますので、このことは是非お心に留めて早急に取り組んでいただきたいと思います。

では、次に移ります。審議会、検討委員会の委員の選出についてです。先日、市民の方から市では検討委員会とかつuckingしているようだけど、どうして公募しないのですか。当て職だけでなく、関心をもてる人が参加できるようにしてもらいたいという声がありました。またこんな意見は結構あちこちで耳にします。どんなメンバーで審議しているのですかとか、人選はどうやってるんですかとか、そういう声を耳にいたします。市民と行政が力を合わせて地域づくりをしていかなければならない時代にあるからこそ、プランを考える段階から市民に入っただけのように間口を広げる必要があるのではないかと思います。役所には各種の審議会があると思いますが、比較的短かな問題を審議することの多い、各地域協議会、新庁舎検討委員会、市民会館建設検討委員会、健康づくり推進協議会、食育推進連携会議、男女共同参画審議会、都市計画審議会このような中で、一般公募枠がどのくらいあったのか、選考基準はどうなっていたのかお伺いいたします。

今後さらに市民の知恵と力をお借りして元気な玉名市をつくり上げていくために、また市政の透明性、公平性の確保のためにも公募の枠を広げていくことが必要ではないかと考えますが、執行部の考えをお伺いいたします。

次に、学童保育についてお伺いいたします。学童保育は合併後、関係者の御尽力により急速に充実してきました。しかし、合併前の各地区における学童保育のあり方にあまりに差異があるため、全体的に見ますとまだまだ課題を有しています。とりわけ大きな問題として残っているのは町小の子供の学童保育を委託されている二つの学童保育所の

立地条件です。平成23年、今年のことですが、町小の敷地内に完成した学童保育所の施設には孫悟空さんが入り、もう一方のルーテル学童は家賃を払い町小の裏の借家で運営しており先の見通しが明確でないため、市の対応に不安を抱きながら狭い借家で運営しています。3年以内には学校外でもよいから建設してもらいたい。またその間不公平のないように家賃を補助してもらいたいと執行部に要望して、仕方なくこの格差を受け入れたにもかかわらず、家賃は出ない。それなら学童保育所が3年以内に完成するというのは本当だろうかと関係者、保護者の不安は募るばかりです。学童保育所というのは市が委託している事業ですが、利用者のことを考えると保育料を高くもできず、補助もあまり多くないため、どこの学童保育所も運営は厳しいものがあり、指導員の待遇は決してよくありません。その上家賃も払わなくてはならないとなるとますます運営が厳しくなり十分な体制で御世話ができなくなります。待遇だけの問題ではありません。ルーテル学童は当初17名ぐらいで始まったそうですが、利用者がどんどん増え、今では登録は30数名、日々の利用者数は27名位になるそうです。借家ですので、6畳、6畳、4畳半の3つの部屋に約30名。雨の日には身動きできません。その上借家ですからトイレが一つしかありません。トイレ待ちで順番に並ぶそうです。子供は未来の宝だと初日の質問でどなたかが言われましたが、これが宝物の居場所かとため息が出ます。一刻も早く十分な広さの学童保育所を確保してもらいたいと思いますが、この不公平感に対してどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 総務部長 齊藤 誠君。

[総務部長 齊藤 誠君 登壇]

○総務部長（齊藤 誠君） 近松議員の市政運営の公平性についての各種審議会、検討委員会等の選考方法についてでございますが、それぞれの条例、規則、要綱の規定により選考いたしております。委員の内訳といたしましては、議員が例に述べられた審議会、検討委員会の委員総数は148名でございます。その内大学教授等の学識経験者が26名、市議会議員8名、県などの関係機関から4名、住民代表が101名、そのほか教育長、公民館長、市職員9名となっております。また、住民代表101名中市内各種団体代表者や団体から御推薦をいただいた委員が95名。残りの6名が公募による委員となっております。現在市といたしましては、住民代表という観点から幅広い各種団体から、各種審議会委員、検討委員会委員についていただいておりますとともに、各地域協議会におきましては、各地域自治区内住民の多様な意見が反映できるよう先ほど申し上げた公募による委員6名の方々に就任いただいております。

市政を運営する上で、市民の皆様がもっておられるアイデアや評価を検証し、施策に反映されることが重要であると認識を致しております。今後は玉名市の市政に積極的に関わってみたいと思っておられる市民の皆様の市民力の活用の観点からも、公募のあり

方については検討してまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

〔健康福祉部長 辛島政弘君 登壇〕

○健康福祉部長（辛島政弘君） 近松議員の学童保育についてお答えをいたします。

ルーテル学童クラブにつきましては、年々利用者数が増加をしておりますし、現在使用してる民間の借家では非常に手狭であり、雨天時の夕方には特に子供が安全に余裕を持って学童保育を受けて過ごすことが難しくなっているとお聞きをしております。町小の場合敷地に余裕もなく、児童数も多いため余裕教室を使つての学童クラブの運営をしていくことも非常に厳しいものもございます。このために平成22年度に町小敷地内に学童保育施設を建設いたしました。現在町小敷地の面積がひとクラブ分しかないため、やむなくひとクラブは学校外で運営をお願い致しております。玉名町小学校を対象とする2カ所の児童クラブの実施場所に関する公平性につきましては、専用施設建設敷地の確保が同じ時期にできなかったために、議員御指摘のように公平性に欠けた状況になっていることも否めないところでございます。今後は増加傾向にある玉名町小学校対象児童の児童クラブの利用児童がより安心・安全な放課後の居場所となるために環境整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

〔7番 近松恵美子さん 登壇〕

○7番（近松恵美子さん） 審議会等の人選について一般からは95名選出してますけれども、その中公募は6名ということでしたが、今度公募枠を広げてくださるということでしたので、是非よろしくお願ひしたいと思います。執行部の皆さん方の中でやはり市民で活躍してらっしゃる方をたくさん御存知と思ひますけれども、でも玉名にはまだまだいろんな経験を有して活動しているそういう方がたくさんいますので、その方たちの声が力を玉名に生かすためにも是非公募枠を増やしていただきたいと思ひます。

学童保育については環境整備を行なつて行くということで、私が今回伺いたかったのは、なぜこの問題を取り上げたかといいますと、やむなく一つは学外ということになったけれども、3年で建てますから辛抱してくださいという約束のままに辛抱してるんですけども、子供が沢山増えてきて、にっちもさっちもいかなかったんで、少しでも早くして欲しいんだけども、家賃払っていただきたいとお願ひしたら検討してもらえたんですけども、払っていただけなかったから、本当に建てるという約束も期待できるのかどうか、役所は信用できるのだろうかとかそういうところの保護者、関係者の不安から質問したわけなんです。現場を見ておられた、見てこられた現場の職員の方々は雨、雨の日には一歩もでられないときに、6畳、6畳、4畳半の借家に30人居る光景を見て、一刻も

早くどうかしなくてはと担当の方は思っておられると思いますが、最終的に決断される市長が今、環境整備を行なっていくというふうな回答でしたけど、約束どおり3年以内にはどうにかするから大丈夫ですと市長の方からその言葉をいただかないと、今までやりとりがあるから、関係者は大丈夫なのかなと、最初の約束と違うじゃないかというそういう思いで、思いを代弁するために質問したわけですので、もう少し具体的に市長の方からこの見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 辛島政弘君。

[健康福祉部長 辛島政弘君 登壇]

○健康福祉部長（辛島政弘君） 近松議員の再質問についてお答えをいたします。先ほど御質問がありました学童保育施設のあり方につきましては、今後早い時期に方向性が出るように検討してまいります。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高村四郎君） 市長は一言よかですか。

市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 私にということでございますけども、ただいま健康福祉部長が言ったとおりでございますので、私たちもそういう方向で努力して参りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 早い時期にと回答いただきましたので、約束の3年以内には準備しますと私は理解しましたので、それでいいんでしょうか。そういうふうに理解しておきます。

私は今度の取材でいろんな町に行きました。そこで職員の方が笑顔で対応してくださったのを見て、本当に笑顔のある市役所、役所はいいなと思ったわけですけども、玉名市役所に来ましても、非常に職員の方親切に対応して下さいますけども、たまにあれと思うときがあります。そのとき私に、議員である私にこの対応されるということは、私を支援して下さった市民皆さんを大事にしてないということだなと受け止めます。この議会においても丁寧な答弁をいただけないと、非常に支援者全てが大事にされなかったようなそういうふうな思いになります。

では、次に職員の適正配置について伺います。職員から仕事出来る人には仕事が集まる。非常に忙しい人と、そうでもない人がいるという声を時々耳にします。しかし今回の質問の趣旨はこのようなことではなくて、保健師に本来の力を発揮できる仕事をさ

せているかという考えに立っての質問です。昨日は医療費の問題についての質問がありました。私はこの医療費の無料化とかそういう問題に対しては、共産党の方とはちょっと違う考えを持っています。玉名市では6年生まで無料にしていますが、中学校まで無料化している町もあるというふうな話も昨日でしたが、玉名市がそこを執行部の方が検討しかかっているのか、してないのかちょっとまだわかりませんが、私の考えを述べさせていただきます。

私はこれは市政に限らず、国政含めてですけれども、政治というものが医療費を無料にするとか、健診の個人負担を安くするとか、予防接種料金を無料にするとかお金の分配ばかり考えて、本質的な問題を考えないことに常々疑問を感じています。もし、中学生の医療費を無料化しなければいけないというような状況であるならば、私としては中学生の医療費を無料にしてあげなければいけないほど病気をすること自体がおかしいと何故考えないのかというふうに私は考えます。私たちは中学生のとき、一体、何回病気をしたのか考えてみてください。乳幼児の医療費も無料にすればそれで良いというものではありません。病後児保育も充実されればそれで良いというものでもない。病気しない子供を育てる知恵、少々の病気の手当は親が出来る、そんな知恵を身につけるよう支援していくそんな行政であって欲しいと思っています。保健師というのは本来健康というものを多面的に見つめながら予防的な対策を考えるというのが本来の役割です。介護保険や福祉部門の需要も増えてきているかもしれませんが、便利屋としてあちこちで使うのではなく、予防的視点を持った専門職として有効に活用すべきではないかと思えます。このことについてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 総務部長 齊藤 誠君。

[総務部長 齊藤 誠君 登壇]

○総務部長（齊藤 誠君） 近松議員の保健師の配置状況ということで、御質問にお答えいたします。

議員申されましたとおり、地域住民の健康増進、福祉向上の一端を担う保健師でございますけれども、多様化、複雑化する保健活動にも的確に対応しなければならず、その専門職としての役割は大変重要でございます。現在、保健師は保健センター以外にも二つの課に、総合福祉課、高齢介護課、二つの課に合計18名がおります。乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に各ライフステージにおける検診や健康相談、健康教室、介護予防教室など健康な町づくりのためのさまざまな地域保健活動に日々従事しているところであります。しかし、携わっている業務が本来の保健活動よりも事務のウェイトが大きい部分もあるかとは思いますが、その業務が保健師でなくても出来る業務ではないかといったところもあります。その点につきましては十分認識しているところでもございます。そこで専門職である保健師として当然やるべき業務なのか、あるいは保健師で

ないと出来ない業務なのかにつきましては、改めて精査をし直しまして、地域住民に身近な保健事業に携わる保健師の活動が的確かつ効率的に機能するよう、また住民サービスが一層向上するような保健活動が図れるよう、保健師の有効活用するための適正配置を心がけてまいりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） また考えていただくということですので、期待したいと思います。福祉部門の予算がどんどん増えてきておりますけども、やはり給付だけではなく予防というものに力をいれていかないと、給付と予防は両輪にしていかなないと、福祉部門の予算の増加でにっちもさっちもいなくなるそんな時代がくるのが目に見えています。安易に予防に力を入れず、給付だけ、福祉部門だけに力をいれますと、それは非常に給付は依存につながるといふそういう危険性があると私は思っています。自分で考え、努力して、自立に向かっていく支援をしていくこれからの行政はそれが必要ではないでしょうか。右肩上がりの時代にしてきた給付をしていくそれ一本ではもうやっていけない時代が来ると思っていますので、是非保健師のやはり予防的な活動をするというところを、もう少し目を向けて、福祉は福祉の部門で出来る方に担当していただいて、総力を挙げて元気な玉名市をつくっていただきたいと思います。

今回、学童保育についてはちょっと歯切れのいい回答をいただきませんでした。これは保護者、関係者が本当に安心して学童保育の運営をするために市役所の確約が欲しいという思いでしたので、きょうの市長の答弁で、近松がとやかく言わなくてもちゃんとやっていくよというそういうお気持ちがあつて言われたんだなというふうに受け止めておりますので、よろしく願いいたします。

これで質問終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○4番（江田計司君） 4番の蒼風会の江田計司です。蒼風会のマドンナ近松恵美子議員が熱弁を振るわれましたあとでございます。今年最後の最後の一般質問でございます。どうか最後まで御辛抱いただきたいと思います。そして傍聴席の皆様最後までありがとうございます。

通告に従いまして、高道海岸長保地区の高潮対策について質問をいたします。昭和35年から国営事業で堤防全面被覆整備が行なわれ、背後地は農業地帯を有し、水稻を中心に施設園芸のイチゴ、メロン、丸トマト、ミニトマトなどが盛んであります。旧岱明町の議会の一般質問に対して、鍋海岸より工事を進めて、平成14年には大相

海岸の工事が採択され、平成20年に完了の予定である。その後長保海岸になる予定であると当時の松本経済課長は答弁をされておりました。一部の被覆補強工事は出来ておりますが、大相地区までは波消しブロックの設置は出来ております。長保地区においては全然出来ておりません。ここしばらくは台風らしき台風はこの地区には上陸はしていないのが幸いでありますけども、20年前の台風19号のような強い台風が来れば、どの地区よりも一番高潮の危険がある地域であります。これからの長保地区の計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、2番目のTPPとこれからの農業政策について御尋ねをいたします。あれだけ世間を騒がせたTPPの問題も今は二人の大臣の問題で今年も終わろうとしています。このTPPはどうしても避けて通れない問題で、この玉名では農業が基幹産業であるために死活問題ではないでしょうか。TPPがどのような形で決着をするかわかりませんが、国とか県に頼らずに玉名独特の政策はないものか御尋ねをいたします。

回答をいただいてから、次の質問をいたします。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 植原 宏君。

[産業経済部長 植原 宏君 登壇]

○産業経済部長（植原 宏君） 江田議員の高道海岸長保地区の高潮対策についてお答えします。

高道海岸につきましては明治時代に築造された旧堤防を昭和35年から54年にかけて、国営事業によりまして堤防の全面被覆などの整備が行なわれ、大相地区長保地区を合わせた総延長9,226メートルが完成しております。その後高潮対策事業としまして、緊急性が高いと判断された大相地区が採択され、平成14年度から昭和ブロックの堤防のかさ上げが実施され、本年完成の予定であります。一方、長保地区につきましては、大正開漁港の整備移転に伴いまして、農地海岸区域と漁港区域が重複して指定されておまして、堤防の管理が二つの管理部局にまたがる状況となっております。当時高潮対策事業の認可の申請に伴い、両部局との協議や調整もありましたが、結論に至らず採択が見送られた経緯がございます。県におきましては長保地区の採択が見送り後、単県海岸被覆事業によりまして、平成15年度から平成21年度まで堤防の被覆補強が実施され、延長380メートル、事業費3,493万70,000円の事業として整備が行なわれております。現在、長保地区の実延長930メートルの内、41%は被覆補強を完成している状況でございます。高道海岸長保地区の高潮対策事業実施につきましては、背後農地の塩害被害の軽減や住民の安心・安全対策として、今後も熊本県や関係機関と綿密な調整を図り、早期に採択されるよう引き続き強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ＴＰＰとこれからの農業政策についてお答えします。

ＴＰＰにつきましては、農業者や農業団体とお話しする機会があるたびに、一番の懸念事項として取り上げられているところでございます。玉名市は御存じのとおり県内でも有数の農業産地でございますので、当然ＴＰＰの動向に関心を持たれてる農業者が多いと感じております。その中で、玉名市としましては認定農業者を中心とした各地域、作物別の担い手に対し、ＪＡや出荷業者及び県普及振興課などと連携を取りながら、経営及び作物栽培に関する指導、推進を図り、有効な事業につきましては積極的に取り組んでいるところでございます。また、近年は農産物の出荷のみならず加工品の流通を目的としました６次産業推進室を立ち上げ、玉名市農業を中心とした１次産業の活性化に努めているところでございます。ＴＰＰを含めた農業経営に関する問題点を解消する国の対策といたしまして、農業者戸別所得保障制度が今年度より本格実施されております。玉名市といたしましても事業参加を推進し、農家の経営安定を図りたいと考えているところでございます。ＴＰＰにつきましては、現時点ではどのような形で決着をしていくものか、先の見えない不透明な状況でございます。これからの政府の対応に注視してまいります。

また、生産農家への指導や推進、農業者との連携した加工品の生産、流通などの強化を図ってまいります。今後も地元農業者の経営安定に努め、有効な事業等につきましては県及びＪＡなど関係機関と連携し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） ４番 江田計司君。

[４番 江田計司君 登壇]

○４番（江田計司君） 長保地区の海岸保全については、農地海岸区域と漁港区域での二つの管理部門にまたがる、済みません失礼しました。いわば役所の縦割り行政に問題があるようですが、このままではいつまで経っても高潮対策は進捗いたしません。一番困っているのは現地です。波の脅威については今回の東日本の大津波の恐ろしさをテレビなどで皆さん十分御存じでしょう。津波は二波、三波、五波と少ないんですけども、台風の高潮は何百回と荒れ狂う有様。私の子供のころは年に何回と台風が上陸をいたしておりました。今のようにテレビで進路予想なんてありません。ラジオ放送だけが頼りでした。そのたびごと、避難命令が出ていつ海岸の堤防が決壊しないだろうか、恐怖にさらされたことがいまだに思い出されます。もしも、長保の堤防が決壊したら、長保区はもとより、今は昔のようなそれぞれの堤防が低くなっているために、大相、塩浜、中島、浜田の一部、鍋地区の一部など約７００世帯、ハウス園芸、農地など甚大な被害が出ます。どうか早急な対策をお願いいたします。

また、ＴＰＰと農業政策ですが、６次産業に市としても力を入れておられますけど

も、これは全国的にどこでもがんばっておられることであります。つくることにおいては皆さん上手ですが、販売となると大変難しく、特に賞味期限とか価格など大変厳しいものです。6次産業を成功させるためにも1次産業がしっかりしてなくてはなりません。玉名の基幹産業である農業、それを行政が指導していくところの産業経済部が大変ご苦勞をされております。特に、補助事業が多いため、その書類作成でも大変なのです。そんな中で仮に任期付の課長級の職員さんを採用して現場がうまくいくか疑問の声が多く聞こえます。職員さんの中でも有能な人がたくさんおられます。その人たちのやる気をなくさないためにも、民間への移設委託も検討されてはいかがなものですか。年棒が500万、勤労日数は大体250日ぐらいですね、これは有給なども含めまして、一日当たりに直しますと約2万円ですね、それだけの人を雇用するわけでありまして。昨日もちょっと出ましたけども、新庁舎、市民会館建設のためにも採用を予定されておると言われておりますけども、今までいろんな町づくりで大変協力をさせていただいている、また実績もあります建築士会、また事務所協会などに委託をされたら玉名発展のためにもみんな一生懸命に頑張られるんじゃないかと思えます。またこれは活性化にも継がるんじゃないかと思えます。任期付き職員を採用することによりやる気のある有能な職員さんたちが、頑張る意欲が損なわれないよう、将来玉名を背負っていくような人を養成するためにも、任期ではなく正式に職員として採用されてはいかがなものか。年齢には関係なく、素晴らしい能力を玉名のためになるような人材を採用できることも考えて欲しいものです。合併してはや6年、玉名市の財政状況も悪くはありません。こんなときだからこそ、いい人材を養成してはいかがなものか。玉名の将来を考えていただきたい。昔から言われるように、人は宝。人に投資をされてはいかがなものか。機構改革により天水、横島、岱明各支所の配属が少なくなり、市民のサービスが厳しくなり、いろいろと苦情を聞きます。果たしてこの機構改革は適材適所の人事なのか、このことは近松議員からもありました。能力は生かされておるのか。ある漁協の役員さんが言われておりました「ようよ慣れてこられたのに、変わらした、また一から教えんといかん。指導する立場が指導されるようでは困るな。」そんな冗談話も聞かれました。どうか御検討をいただきたい。

次に、3番目の市営住宅の危機管理についての質問ですが、先般、糠峯団地に住んでおられる主婦の方からどうしても怒りが抑まらないと苦情がありました。話を聞きますと、11月18日の金曜日の夕方、家に帰ると部屋の蛍光灯がちかちかしておったそうです。てっきりほや、このほやですね、これが悪いと思い取り替えたそうなんです。しかし変わらない。そこで娘さんが帰ってきたそうですね、そしたら配電盤からなんか火花みたいなのが出ておると、そこで九州電力に電話をしたそうです。そしたら女性の方が出られて、もうきょうは営業が終わりました。月曜日にまた電話してくださいと言わ

れたそうであります。今度は冷蔵庫を開いたりなんかしたらですね、何か余計ひどくなったそうです。そこで電気屋さんに電話をされた。電気屋さんは何かその冷凍室はどうですか、どうのこうのといろいろ指導されたけども、結局変わらない。それで結局土曜、日曜だからですね、そのいろんなところの電源を切って不安ながら土曜、日曜を終わったそうです。過ごしたそうです。たまりかねて月曜日の朝一番にまた九電に電話をしたそうなんです。そしたらやっとなんか九電工の人がこられたそうです。九電工の人が言われるに「大変なことになるところでしたよ。」と何か配電盤のところの方がもう焦げとったそうです。大事に、幸いにして大事に至らなかったからよかったですけども、原因はその配電盤の中のブレーカーのところのねじが緩んでおったそうです。それが原因だったそうです。その奥さんが言われるには、九電に朝から電話したときに、金曜日の夕方に電話したことを社内で申し送りはなかったそうなんです。こんなときの連絡の方法はほかの団地の人たちにいろいろ話を聞いてみたけども、何も知らない。このような事態の時にはどのように対応をされているのか、お伺いいたします。

最後の質問ですが、玉名バイパスが全線を開通いたしまして、早10カ月近くなります。玉名を通り抜けることは大変便利になりました。私たち岱明から新玉名駅に行くとき、また菊水インターを利用するときなど、以前に比べればものすごく便利になり、時間も短縮いたしました。きのうも田畑議員から信号については質問がありました。信号機のことでもありますけども、荒尾から玉名に向かうとき、時間帯により旧松下電器の前のバイパス入り口までが大変渋滞いたします。夕方のラッシュ時は一番、金山のあのセブンイレブンがあるところですね、あそこの手前まで大渋滞を起こすわけですね、原因は旧松下前のバイパスの信号に問題があるんじゃないかと思えます。直進車は、直進車と左折車ですね、これは意外とその問題ないわけです。ただこの右折車、右折のレーンはあるけどもやっぱり玉名に入る車が多いときはですね、そのレーンだけじゃ足りないわけですね、そしてまた結局、玉東の方から来る人たちはですね、極端に言うと黄信号でも突っ込んでくるわけです。へたしたら赤でも突っ込んでくるわけですね、ただ赤でないと右折できんわけです。だからそのつかえてしまうわけですね、ですから、早くからその問題は出ておりますけどもいかがなものですか。また、西照寺の信号機に設置されている荒尾市との境界の市町村標識が合併してはや6年もなりますけども、今の玉名市の市章とは違うものが設置されております。皆さんもお気づきになってる方がいらっしゃるかと思いますけども、いかがなものか御尋ねをいたします。

○議長（高村四郎君） 建設部長 蓑田穂積君。

[建設部長 蓑田穂積君 登壇]

○建設部長（蓑田穂積君） 江田議員の市営住宅の危機管理についてのご質問にお答えいたします。

市営住宅や団地内の施設におきましては緊急に対応しなければならない事案が発生いたしました場合は、平日はもちろんでありますけれども、休日や勤務時間外の場合にも本庁の守衛室の方に連絡をしていただければ、守衛室の方から職員に連絡があり、早急に対応できる連絡網を整えております。また入居者の方には、緊急時の連絡先を記載した「入居のしおり」というのを配布しておりますけれども、周知が行き届いていないこともありますので、改めて緊急時の連絡先等を記載したチラシを全戸に配布して周知の徹底を図ってまいりたいと思います。また今回ありました電気の事故につきましては、電気等の漏電あるいは調査につきましては定期的に電気保安協会ということでお願いしております。もし不備な点がありますれば市の方に連絡がございます。その都度取り替え等対応しているところでございます。九電さんとも今後さらに連絡体制を図っていききたいというふうに思っております。

次に、国道208号の信号機についてお答えをいたします。本年2月に玉名バイパスの立願寺から岱明町開田までの4.2キロが供用開始され、寺田から岱明町開田までの全延長8.5キロがつながったわけでございます。その結果バイパスの建設目的でありました市街地の渋滞は解消がなされているかというふうに思っております。また一方で議員御質問のように、岱明開田のバイパスと本線の交差点で荒尾方面からの車両が渋滞するという現象が開通直後より発生をしておりました。その後の信号機の時間調整等により少しずつ緩和はされてきておると思いますが、現在も時間帯によっては交通渋滞が発生しております。このため市といたしましても玉名警察署あるいは国土交通省へ渋滞解消の対応を要望しているところでございます。また国土交通省の熊本河川事務所ではこの交差点の交通量調査を実施しておられます。その結果、分析した結果、誘導線の改良や信号機の調整による対策案を作成し、今後国土交通省と交通管理者との協議を踏まえまして、何らかの対策を講じる計画があるとお聞きをしているところでございます。市といたしましては今後引き続き国土交通省あるいは関係機関と協議を重ねまして、改善に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、岱明町の西照寺に設置されております、荒尾との境界の市町村の標識についてのご質問ですけれども、確かに御指摘をいただきましたとおり、現在の玉名市の市章とは違う、旧玉名市の市章のマークが設置されております。この件につきましては管理者であります国土交通省へ早急に対策を講じていただくよう要望をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○4番（江田計司君） 市営住宅に入居されるときは「入居のしおり」を配布されるそ

うですけども、この主婦の方は入居されて30年になるそうですね、ですからもうマンネリ化しておるわけですね、民間のアパートでしたらいろんな面で管理が行き届いているわけです。きのうの青木議員からもありました、安心して安全で暮らしていただくようなお一層の御指導をお願いいたします。ただこの問題をあえて取り上げたのは、九州電力の対応の仕方が問題なのです。例の東電さんの問題もありますけども、世の中で言われているのがですね、役所以上の役所と言われているそうですね、まあ大事に至らなかったからよかったものの、電話を受けた人の処理の仕方、そのことを申し送りもされていないわけですね、何かその緊張感と言うですか、危機感と言うですか、主婦の方はそれを怒って私に苦情を言われました。市役所もそういうことにならないように、そしてこのことは市役所から九電さんに対して、十分厳重な抗議をお願いをいたします。

玉名バイパスの旧松下電器前の信号、荒尾方面に向かう車は結構スピードが出ているわけですね、ですから黄色の信号では止まらんとですよ。赤でぼんぼん突っ込んでくるわけですね、今まで幸いにして事故がないからいいものの、早急にこの問題は解決していただかないと大事故があつてからでは遅いです。早急な対応をお願いをいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び請願の委員会付託

○議長（高村四郎君） 次に、議案及び請願の付託をいたします。

議第101号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から議第111号玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、また議第113号玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第127号普通財産の無償貸付けについてまでの議案26件および請願2件につきましては、お手元に配布しております議案及び請願付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案及び請願付託表

総務委員会

議第101号 平成23年度玉名市一般会計補正予算（第7号）

（総則・第1表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費・第2表地方債補正 変更）

議第109号 玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議第110号 玉名市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定

について

請第 2号 公共輸送機関の存続に向け、J R九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書の提出に関する請願

産業経済委員会

議第101号 平成23年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費）

議第111号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第113号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議第118号 玉名市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

建設委員会

議第101号 平成23年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
（歳出の部、④衛生費中1項保健衛生費8目水道費、⑧土木費）

議第105号 平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議第106号 平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第107号 平成23年度玉名市水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第108号 平成23年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）

議第117号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第119号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第120号 玉名市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第121号 玉名市浄化槽設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第122号 市道路線の認定について

文教厚生委員会

議第101号 平成23年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
（歳出の部、②総務費中3項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費〔1項保健衛生費中8目水道費を除く〕、⑩教育費）

議第102号 平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第103号 平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議第104号 平成23年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第114号 玉名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議第115号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第116号 玉名市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第123号 普通財産の無償譲渡について
- 議第124号 普通財産の無償譲渡について
- 議第125号 普通財産の無償譲渡について
- 議第126号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第127号 普通財産の無償貸付けについて
- 請第 3号 横島体育館建設の早期着手に関する請願
-

○議長（高村四郎君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

21日までは委員会審査のため休会とし、22日は定刻より会議を開き、各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時15分 散会

第 6 号

1 2 月 2 2 日 (木)

平成23年第6回玉名市議会定例会会議録（第6号）

議事日程（第6号）

平成23年12月22日（木曜日）午前10時02分開議

- 日程第1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決
- 日程第3 委員長報告
新庁舎建設特別委員長報告
- 日程第4 質疑・討論・採決
閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決
- 日程第3 委員長報告
新庁舎建設特別委員長報告
- 日程第4 質疑・討論・採決
- 日程第5 意見書案上程
意見書案第2号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策の
継続を求める意見書の提出について
- 日程第6 質疑・討論・採決
- 日程第7 公立玉名中央病院企業団議会議員補欠選挙
- 日程第8 新庁舎建設特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の辞任報告
- 日程第9 議員提出議案上程
議員提出第2号 新庁舎建設特別委員会委員の定数変更について
- 日程第10 質疑・討論・採決
- 日程第11 新庁舎建設特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の選任

(休憩中委員会)

日程第12 新庁舎建設特別委員会正副委員長及び議会報編集特別委員会正副委員長互選
結果報告

閉 会 宣 告

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	古閑猛君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	一廣子さん	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	高嵯哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	斉藤誠君	企画経営部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	田中等君
市民生活部長	辛嶋啓司君	健康福祉部長	辛島政弘君
産業経済部長	植原宏君	建設部長	蓑田穂積君

会計管理者	原 田 政 樹 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	原 口 和 義 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	坂 西 惠 二 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	森 本 生 介 君
企業局長	竹 原 憲 司 君	教育委員長	大 谷 壽 君
教 育 長	森 義 臣 君	教 育 次 長	立 川 隆 則 君
監 査 委 員	有 働 利 昭 君		

午前10時02分 開議

○議長（高村四郎君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（高村四郎君） 各委員会に付託してあります全議案及び請願2件を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑・討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 作本幸男君。

[総務委員長 作本幸男君 登壇]

○総務委員長（作本幸男君） おはようございます。総務委員会に付託されました案件は議案3件、請願1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第101号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分があります。今回の補正は歳入歳出それぞれ1億4,299万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を287億5,045万1,000円とするものでございます。第2表地方債補正は、県営海岸保全施設整備事業負担金ほか4件の変更を行なうものと説明がっております。

歳入の主なものは国庫支出金の追加、市債は臨時財政対策債の追加など、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、県支出金から国庫支出金へ組み替えるものでございます。繰入金は主に財政調整基金繰入金の減額で、今回の歳入歳出の財源調整分であります。

次に、歳出につきましては、人事院勧告に基づく給与改定による減額や市役所の来庁者用の駐車場を確保するため、市役所及び文化センターの職員駐車場を永徳寺の市有地に移すもので、永徳寺倉庫の周辺整備費等であるとの説明がっております。説明を受け、委員から人事院勧告に伴う給料の減額があるが、国は勧告は実施しなかったわけで、もう少し国の動向を見た後でもよかったのでは。また、全員協議会で人事院勧告については、実施しないと市民に対して説明がつかないとありましたが、基準日が12月1日で、国よりも早くする理由について質疑があり、執行部より国においては人事院勧告については、今回実施していません。代わりに国が実施しようとしたのは災害復旧に伴う特例法案で、これに伴う人件費の削減を考えていたものであります。しかし、会期中にそれが見送られたもので、実施はされていません。ただ、地方において人事院勧告というのは、民間企業との格差についての調整を給料で行なうものであり、この人事院

勧告に基づき、地方が実施しているものであります。今回、期末勤勉手当については12月1日が基準日でありますので、その前に条例を採決いただいたところであります。

なお、県下14市において、幾つかの市は独自の給料カットをしている関係で、人事院勧告の一部については実施されていませんが、熊本県内では独自に給料カットをしてない市においては、人事院勧告に基づき実施されています。また、実施しなかったことでのペナルティはありません。との答弁でありました。

さらに委員から、今回実施してどれだけの減額となったのかとの質疑には、職員数は対象が223名、総額は1,060万円強の減額でありますとの答弁がっております。

次に、委員から、永徳寺の駐車場の整備の内訳について質疑があり、執行部より敷地が2,500平米程度、ブルドーザーによる整地が60万円程度、残土、除草、立木の伐採、諸経費入れて290万円程度、古い資材の運搬処理、機械借上げを含めまして、全部で400万円であります。なお、整備は土の下を掘り返しでなく、上の土を整地するようにして上に砂利を敷いて、あとはロープで各車の駐車する場所を整備する方法を考えている旨の答弁がっております。

さらに委員から、あの場所は御茶屋跡という史跡であるはずですがとの質疑に、執行部から史跡については所管課から指定文化財になっておらず、また、整地のみのものであるため問題はないと回答を得ています。

次に、委員から、新庁舎が建設された後の今回駐車場あたりのエリアの利活用を既に立てられてこれを行なうのかとの質疑に、執行部から、この場所は花火大会などが行なわれるところで、当日は各駐車場を確保して見学される方に利用していただきおり、庁舎の駐車場も使ってもらっている。その際、かなり駐車場が不足することから、しょうぶまつりとかイベントなどに使ってもらうように計画している旨の答弁がっております。ほかに、市税の減額制度についての質疑応答がっております。

審査を終了し、採決の結果、議第101号中付託分については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第109号玉名市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてであります。執行部から内容説明の後、委員より、いろいろな角度から数回となく説明をされているが、業務として一時期減少することもあるかもしれないが、任期付でなく、専門的な職員を採用した方がかえっていいのではないかと思うが。例を挙げてみると、平成2年に旧横島町が農業集落の事業を始めたが、その中で、当時の設計事務所の方が職員として入り、長期にわたって専門的知識を生かしアドバイスをし、終了してもまだ在席しており、いろいろな相談も受けており、行政にとってもプラスとなるはずだから、任期付でなく、長期で職員として就職となれば若い人も入ってくるのではないか

との質疑に、執行部より、採用に関しては幾つかの分野で任期付職員が必要であると考えているのは、前にも話しているところですが、任期付職員は専門知識を有する者であり、即戦力になるというのは常にいっているものです。採用されたらすぐ対応できるような人材を求めているところです。確かに職員を採用するときに、専門職を採用することも必要な部分もありますが、緊急性がある場合は、任期付職員を採用した方がすぐ体制を整えられると考えます。今回の5つの分野は、すぐ対応していただくような人材が求められているかと思えます。それが5年後に必要なかと言えば、現時点では見えないところであります。今の段階で必要な分野の任期付職員があればと考えたところです。募集については、読めないところもありますが、職を求めてくる人の中には、必ずや専門職はいるのではとの答弁がっております。

さらに、委員から、これはやってみなくてはわからないという人もいます。今の職員ではできない分野について採用するわけだが、誰がこの専門職員を管理できるのか。執行部からは評価をしていくと言うが、わからないのに指導ができるのか。できないときはどうするのかとの質疑に、執行部より、行政で得れない専門職ということで、免許職と今は考えている。成果を評価するに当たっては業務目標シートをつくるというのがあります。このシートについては、数値が伴うところは数値目標もありますが、年度当初に今の現状を把握し、目標を立て、事前に協議をし、半年ごとに進捗状況を見て、担当部長や課長と協議して修正しながら後半の目標を立て、最終的に成果検証していくもので、これは必ず数値でなくても成果で評価ができるようになっていきます。

また、一般職員のシートをそのまま使っているのかは、任期付職員ですので、新たな部分も加味する必要もあると思えます。また、成果が出なかった場合ですが、成果は必ず出るものと思うとの答弁がっております。

次に、委員から、産休の代替職員はこの条例の第4条に移行するのかとの質疑に、執行部より、第4条については短時間勤務職員ですが、これは部分休業を行なう職員の代替を採用するもので、保育士とかそういう採用も考えられるかもしれませんが、現状、臨時職員とか非常勤で対応できる部分では、このままの形でいって、こちらへ移行するという考えはありません。必要なときは考えていきたいとの答弁がっております。

次に、委員から、この案件についてはそれぞれの見解の相違や受け止める側の解釈の違いが多分にあると思う。これは、全員協議会、一般質問、委員会での説明に一貫性がないというか、例えば、課長級という説明から審議員に変わったりするなど二転三転している。条例の整備を諮ることは重要なことだと思うが、27年度の新庁舎が建設されて、そちらの方に業務が移り業務の効果が図られるまでは、人手が足りないところをしっかりと補わなければならないし、サービスの低下を招かないよう行政の運営を確実

にやっていく中では、この任期付職員はどうしても必要だと思う。ただ、それぞれでまちまちの解釈をされているのが問題である。との質疑に、執行部から、5つの職種を考えているが、この部分については全て課長級であります。課長級の中には、課長のほかに審議員のポストがあり、審議員は上司の命を受けて特命事項に当たることになっていきます。採用については、この審議員のポストで行ないたいと考えているものであります。5つの職種は、住民サービスの向上につながるものや戦略的なものもありますが、効果的な行政運営を図る上ではぜひ必要であろうと考えています。との答弁であります。

ほかに、特異性がある専門的な人を短期間の中で雇って、それで成果が上げられ、その人から新たに専門を育てるのもいいのではないかと。事業を立ち上げるために、専門的な知識が今すぐ必要なときは、こういう制度があればいい等の意見もありました。審査を終了し採決の結果、議第109号については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、本案可決後、議第109号玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき、「職員を採用する場合には、政治的影響や公民癒着の疑惑や批判を受けることがないように、またその適正な運用を図り、真に必要な専門的知識を有する職員を公正に採用するよう、玉名市議会において詳細について十分に説明を尽くすことを求める。」という附帯決議をすることに決しました。

次に、議第110号玉名市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。執行部から内容説明の後、委員から、説明を行なうときは、具体的な資料があれば提示してほしいとの要望がありました。

ほかに質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第110号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第2号公共輸送機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書の提出に関する請願であります。事務局から請願趣旨について朗読の後、委員からは赤字路線だからとここで第三セクターに移行されるのは困るとの意見がっております。

審査を終了し、採決の結果、請第2号については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 産業経済委員長 福田友明君。

〔産業経済委員長 福田友明君 登壇〕

○産業経済委員長（福田友明君） おはようございます。産業経済委員会に付託されました案件は、議案4件であります。委員会における審査の経過並びに結果について、ご

報告いたします。

まず、議第101号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。歳出の部、6款農林水産業費は6,180万円の追加で、担い手規模拡大事業補助金、農山漁村活性化プロジェクト交付金及び中山間地域等直接支払制度補助金などによるものであります。農山漁村活性化プロジェクト交付金につきましては、9月議会で計上しましたJA大浜が行なうトマト加工処理施設等に係る事業の交付金がありますが、今回の補助率のかさ上げと、事業の追加による補正であります。7款商工費は45万3,000円の減額であります。

歳出で全体に共通するのは、人事院の給与勧告に基づく給与引き下げによる減額であります。歳出の主なものを申し上げますと、3目農業振興費19節負担金補助及び交付金は4,958万9,000円の増額であります。内訳といたしまして、規模拡大を行なう認定農業者の借り手に10アール当たり1万円、貸し手に10アール当たり5,000円を助成する担い手規模拡大事業補助金400万円、また、中山間地域の生産者を支援する中山間地域等直接支払制度補助金67万6,000円であります。ほかに創意工夫により定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、必要な施設整備を中心とした総合的取り組みを交付金により支援する事業で、JA大浜が事業主体で行なう農山漁村活性化プロジェクト交付金は4,441万3,000円あります。また、昨年まで旧天水町において実施しておりました、「みかんと草枕の里春まつり」に対し、玉名市全体での参加及びJAとの連携を図りながら、玉名市の農産物等のPRを含めた産業祭には50万円の補助金であります。9目水田農業構造改革対策費は487万8,000円の増額であります。内訳としましては19節負担金補助及び交付金にありまして、岱明町の高道上区、中島区、中、浜田区、大相区、長保区で実施された専用品種「みずほのちから」での団地化に取り組んだ地域に、団地助成金として10アール当たり8,000円を助成する、くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業補助金であります。次に14目土地改良費は358万9,000円の増額であります。内訳といたしまして、19節負担金補助及び交付金358万9,000円は、共和地区、小白地区、鍋地区、大相地区における事業費増額による県営海岸保全施設整備事業負担金、北牟田・尾田2期工区事業費増額による県営農免道路整備事業負担金及び横島六十丁地区かんがい排水整備における事業費増額による県営水田農業経営確立排水対策特別事業負担金であります。15目圃場整備事業費は433万5,000円の増額であります。この中の19節負担金補助及び交付金433万5,000円は、烏帽子・九番・大開2期の圃場整備における事業増額による県営経営体育成基盤整備事業負担金であります。

7款商工費1目商工費1節商工総務費は45万3,000円の減額であります。これ

は人事院勧告による給与引き下げによるものであります。

以上の説明を受け、委員より、担い手規模拡大予算が計上されているが、適用されるのは果樹園、水田ともなのかとの質疑があり、執行部より、今までの制度と同じであり果樹園、水田ともであるとの答弁でありました。関連して委員より、貸し手、借り手の補助金は同額にしてもらえないだろうか、差を付けないでほしいとの要望があり、執行部からは検討しておくとの答弁でありました。また、委員より、中山間地域等直接支払制度補助金は玉名市ではどの地区が対象となっているのかとの質疑がありました。執行部からは、八嘉、坂門田の2集落が認定されているとの答弁でありました。また、委員より、産業祭の補助金50万円が復活し、ありがたく思っている。産業祭の今後の展望と名称について、「玉名市産業祭」ではインパクトが弱いのではないかと。名称、内容を一步踏み出した産業祭にしてはどうかとの質疑があり、執行部より、今年度は玉名市全体で行なうのが初めてであり、天水町の方々にお世話になりながら、「玉名市産業祭」をどうするかを練り上げていくところである。天水町の実行委員会の方に、概要を説明後同意を求めながら進めていく予定である。来年度は、新しい実行委員会を玉名市全体でつくっていく予定であり、名称、内容、場所、次期等に新しい委員と相談しながら取りまとめていく予定であるとの答弁でありました。答弁を受け、委員より、それぞれの機関と協議し、新たなまちづくりの第一歩を進めてもらいたい。また、消費者の意向をくむようなイベント、地域、特産物の発信の一つの地にしてほしいとの要望がありました。審査を終了し、採決の結果、議第101号中付託分については、原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第111号玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、県営土地改良事業における換地委員の報酬の支給額決定方法を改正するため条例の整備を行なうものであります。内容としましては、県営土地改良事業換地委員の報酬額に係る基準の見直しに伴い、支給額を「県の定める基準によるもの」から「予算の範囲内で市長が定める額」と改めるものであります。

以上の説明を受け、委員より、実際報酬額はどのような内容で改定が行なわれているのかとの質疑があり、執行部より、5,640円から5,650円に改定されたとの答弁でありました。関連して委員より、県営の土地改良事業は玉名市ではどこが行なっているのかとの質疑があり、執行部より、横島の大開、九番、大浜の烏帽子の3地区が行なっているとの答弁でありました。審査を終了し、採決の結果、議第111号については、原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第113号玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、新たに「九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計」の設置に伴い、条

例の整備を図るものであります。なお、附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行し、関連する「玉名市九州新幹線濁水等対策被害対策基金条例」の一部改正を行なうものであります。以上の説明を受け、委員より、主な事業はどのような事業がされているのか、また事業の内容について区長や役員等、報告や次年度の取り組み等の説明を予定しているのかとの質疑があり、執行部より、本年度は石貫4区をメインに事業を進めている。当地区には3カ所のため池を計画しており、整備方針としてはため池ごとに事業計画を進めており、既に1カ所のため池については実施に向けた説明会終了後、用地買収の調印も終わり、今月下旬には工事着工の予定である。また、残る2カ所のため池についても11月と12月にそれぞれ実施に向けた説明会を開催し、終了後用地買収に着手し、本年度に工事発注の予定である。なお、石貫4区は平成25年10月末完了予定である。また、三ツ川地区につきましては、石尾地区と福山地区があり、石尾地区については本年度内に実施設計案を取りまとめ、来年度4月に説明会を開催し、その後用地買収に着手し、完了後工事発注の予定である。福山地区については本年9月に地元要望を聞き取り、実施設計を12月に発注しているとのことである。また、用地買収については、来年度11月ごろに予定しており、三ツ川地区は平成26年3月末完了予定である。また、それぞれの地区が完了したならば説明会を開催し、事業内容、金額、年間の維持管理等についての説明会を行なう予定であるとの答弁でありました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第113号については、原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第118号玉名市営土地改良事業の経費の賦課金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。内容としましては、条例制定の根拠として引用しておりました法律の条の改正に伴い整備するものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第118号については原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他で、6次産業の進捗状況、農地水の制度について、地上デジタル放送のその後、誘致企業「愛知通商」の創業について、及び農業委員会の実績、また総合支所から支所になった場合の農業委員会への影響、あり方について等の質疑がありました。その中で、委員より、農業委員会の職員を総合支所に1名配置してほしい。地元で相談業務を行なうのがいいのではないか。今の農業の仕事の多さに対応するには必要ではないか。市民サービスを行なうのが前提なので、組織改革等で難しい面もあると思うが、努力してほしいとの要望がありました。最後に、委員会終了後、「J A大浜CAS（キャス）凍結センター」と「トマトJR農園・玉名」の現地視察を行ないました。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 建設委員長 松本重美君。

〔建設委員長 松本重美君 登壇〕

○建設委員長（松本重美君） おはようございます。今期、建設委員会に付託されました案件は議案10件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第101号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分についてであります。4款衛生費1項保健衛生費8目水道費で4万9,000円の減額。人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。8款土木費で184万6,000円の追加。人事院勧告に基づく職員給与等の調整のほか、JR玉名駅跨線橋での事故発生に伴う修繕料の追加、及び岱明玉名線の文化財発掘調査の進捗を図るため、直営から外部委託に切りかえることに伴う予算の組み替えなどが主であります。まず、委員から、JR玉名駅跨線橋で発生した事故の内容について質疑があり、執行部より跨線橋の南西側の階段で歩行者が滑って転倒し、けがをされたとのこと。よって、跨線橋の床面を滑りにくい素材でやり直すため、今回、道路維持費で修繕料250万円を追加する旨の答弁でした。また、委員から、文化財発掘調査に絡んだ予算の組み替えに伴う道路新設改良費中、委託料3,379万9,000円について、その内容や詳細に関する質疑があり、執行部より、これは岱明玉名線の文化財発掘調査であり、発掘調査区域は道路用地としての約2万1,000平方メートル、うち1万平方メートルを22年度、23年度で発掘終了の予定である。しかし、22年度の調査区域で遺構、遺物等が多数出土したため、発掘調査にかなりの時間を要した。そのため、本来23年度で着手すべきところが遅れている状況であり、発掘調査の進捗を図るべく、今回直営から外部委託に切りかえるため、組み替えるとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第101号中、付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第105号平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ3万1,000円の減額。人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。委員から、特に質疑もなく採決の結果、議第105号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第106号平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ4万9,000円を減額。人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第106号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第107号平成23年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的支出で19万5,000円の減額。人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第107号については、

原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第108号平成23年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的支出で9万8,000円の減額。人事院勧告に基づく職員給与等の調整であります。以上、審査を終了し、採決の結果、議第108号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第117号玉名市地域污水处理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、新立石団地污水处理施設の使用料を農業集落排水処理施設使用料と統一を図るものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第117号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第119号玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、横島地区及び天水地区における使用料統一に伴い条例の整備を図るものであります。まず、委員より使用料統一に先立ち、処理区域内に水洗化率の低い地域があるとの指摘。特に、横島大開地区や天水尾田川左岸地区では供用開始がそれぞれ平成20年及び21年で、まだ年数が浅いとはいえ、水洗化率が低い現状であるため、委員から処理場建設計画の際の加入者数の見込みや建設の条件等について質疑があり、執行部より事業を新規採択するときは土地改良法で3分の2以上の同意が必要となっている。しかし、市としては通常9割近くの同意が必要であるとの認識で、大開地区、尾田川左岸地区とも9割以上の同意は取ってあったとの答弁でした。さらに、執行部より、本年9月、横島・天水で農業集落排水への未接続世帯にアンケート調査を実施。未接続の理由として、世帯員の高齢化や資金面、合併浄化槽を設置して年数が浅いなど、いろいろな回答が挙げられたが、今後はアンケート調査の結果をもとに、水洗化率の低い地域は重点的に普及促進を図っていききたいとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第119号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第120号玉名市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、横島地区及び天水地区の農業集落排水処理施設事業に係る加入者分担金の統一に伴い、条例の整備を図るものであります。議第120号については、議第119号と併せて質疑討論がなされましたが、採決の結果、議第120号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第121号玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、天水地区の農業集落排水処理施設の区域外の区域に設置する市町村設置型浄化槽の使用料について、農業集落排水処理施設使用料との統一を図るものであります。まず、委員より、浄化槽の使用料は農業集落排水の使用料に合わせて金額を設定されているが、そのことが使用者の過剰負担になっていないかとの質疑があり、執行

部より、市町村設置型の浄化槽使用料の中には維持管理費と設置費が含まれている。また、これから老朽化に伴う改築更新の時期を迎え、経費が必要となってくるが、そういうことを考慮した上での料金設定である旨の答弁でした。また、委員から、天水地区は市町村設置型浄化槽、ほかの地区は個人設置型浄化槽となっているが、統一はしないのかとの質疑があり、執行部より、市町村設置型浄化槽は行政できちんとした管理ができるという長所がある。反面、個人設置型浄化槽は財政面では有利だが、維持管理の面で短所がある。今後、その長所、短所を踏まえ、いつの時期か何らかの形で統一をしなければならないと考えている。ただ、これは生活排水処理整備構想全体的なことでもあり、今、その検討をしている状況であるとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第121号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第122号市道路線に認定についてであります。これは「道路法」第8条第2項の規定により議会の承認を得るものであります。今回認定する路線は、城ノ下線、道岸横線、穴の口道岸線の3路線であります。まず委員より、道岸横線、穴の口道岸線に関連し、その起点、終点にあたる天水・港公民館からの進入路線について指摘。この指摘の路線は崖の崩落により現在通行止めになっているものの、地域の重要な生活道路であるため、早急な整備要望が上がっているが、その対応はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より指摘の路線について、崖の崩落が発生していることは県も承知しており、市からも県に対し早急な整備の申し入れをしている。また、整備は急傾斜地崩壊対策事業という事業で県が対応することになるが、今年度で実施設計がほぼ終了し、来年度から事業に着手する旨県から市に対し連絡が来ているとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第122号については原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会の審査報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 文教厚生委員長 永野忠弘君。

[文教厚生委員長 永野忠弘君 登壇]

○文教厚生委員長（永野忠弘君） おはようございます。今期、文教厚生委員会に付託されました議案12件、請願1件について審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、委員会審査の冒頭に、教育総務課より平成23年12月に玉名市学校規模適正化審議会から提出された「玉名市学校規模適正化について」の建議書の内容について説明いただきましたので、その内容について申し上げます。

周知のとおり、本市においても少子化が進行し、小中学校の小規模化が顕著になっている中、本年7月に玉名市学校規模適正化審議会を立ち上げ、12月1日に建議書の提出をいただいた。その内容は、6つの中学校を基本とした校区で、特色ある学校づくり

の一つの取り組みである「小中一貫教育」を取り入れながら、過小規模・複式学級がある学校から小中一体校を基本としながら順次検討していくという内容であります。12月16日に玉名市教育委員会が開催され、建議書の内容に基づき、「玉名市学校規模配置適正化基本計画」の素案を平成23年度内に作成するように教育委員会から指示を受けており、今後のスケジュールについては、今年度内に素案を作成し、教育委員会で決定していただき、来年度において「玉名市学校規模配置適正化基本計画」の素案を公表するとともに、地域での説明会を開き、同時にパブリックコメントも募集し意見を集約。平成24年秋ごろをめどに、「玉名市学校規模配置適正化基本計画」の策定をするとともに、準備委員会を設置することとしているとのことでありました。この学校規模適正化については、今後も当委員会において鋭意議論をしていく必要があると考えております。

では、付託案件について報告します。まず、議第101号平成23年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分についてであります。歳出の主なものは、3款民生費では4,158万3,000円の追加で、公立保育所運営委託料などによるもの。4款衛生費では2,484万8,000円の追加で、日本脳炎及び高齢者インフルエンザの個別接種委託料などによるもの。などとなっております。この件に関して、主な質疑を申し上げます。まず、委員から、今年度実施される「障がい者に対する生活のしづらさに関する調査」の調査方法等について質疑があり、執行部から、今回の調査は「障害者自立支援法」が最終的には「総合福祉法」に変わるため、その基礎となるデータを集約するため5年ごとに実施されているが、今回の対象者は、約130世帯の中で各種障がい者手帳等を取得されている方で、調査の方法は調査委員が各世帯を訪問し聞き取りを行なうとの答弁がっております。その他委員から、生活保護の現状及び認定関係等について質疑があり、生活保護は委員ご承知のとおり全国的に増加している。この制度が始まった昭和26年度以降、今年度は過去最高となっている。玉名市では427世帯、576名、保護率は8.4パーミルである。保護世帯は年に一度は見直しを行なっているが、増加の要因としては、家族の核家族化、扶養の希薄化などが考えられるが、さきのリーマンショックに端を発した昨今の経済不況が主な要因と考えられ、特に稼働年齢層からの保護申請が多くなってきている。決定に当たっては保証人は必要ではなく、資産や就労先、扶養者の有無などを調査して決定する。現在、6名の担当職員がケースワーカーとして業務に当たっており、保護の可否は福祉事務所で決定しているとの答弁がっております。その他、玉名中央病院の医師数及び医療器械の購入、外国人の登録者数、教職員の心労の問題、放課後児童クラブの委託料、インフルエンザの接種料金、公共施設の修繕、職員の時間外就労など、多岐にわたる質疑や確認がなされました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第101号中付託分は全員異議なく可決すべきもの

と決しました。

次に、議第102号平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ2億2,779万7,000円を追加し、総額を97億2,902万6,000円とするもので、主な内容については、退職被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の見込み増による保険給付費の追加、平成22年度の療養給付費等負担金の精算に伴う国の償還金などによるものとなっております。この件について、国保特別会計の補正予算の組み方及び窓口負担割合などについて確認がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第102号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第103号平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ234万3,000円を追加し、総額を7億8,465万9,000円とするもので、後期高齢者医療広域連合への給付金であります。この件については、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第103号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第104号平成23年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ268万4,000円を追加し、総額を63億1,363万9,000円とするもので、主なものは第1号被保険者保険料還付金及び平成22年度の介護給付費等の精算に伴う国と県への償還金などによるものであります。この件について、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第104号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第114号玉名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは3月11日に発生した東日本大震災の被害の甚大さ等にかんがみ、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。この件について、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第114号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第115号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内容は、玉名市立玉名第二保育所、玉名市立梅林保育所及び玉名市立鍋保育所の民営化に伴い、条例の整備を図るものであります。主な質疑を申し上げます。まず、委員から、民営化に向けての進捗状況について質疑があり、執行部から、現在梅林及び鍋保育所の臨時保育士に対して、所管課立ち会いのもと、移管法人と面接を行なっている。また、来年1月から3カ月間、移管法人とともに引き続き保育を実施する。移管法人におかれては、法人格取得に係る審査会に向けて準備を行なっているとの答弁がっております。その他、委員から、今後の民営化の方針について質疑があり、執行部から、平成24年度から公立保育園が9園から7園となることから、保育所の運営協議会

といったものを、平成24年度に立ち上げ、その中において審議していただくことになる。今後、施設の大規模改修や職員配置等の観点から、結果的に幾つの保育所を民営化するとは言えないものの、民営化は進めてまいりたいとの答弁がっております。その他、委員から、保育行政においては、子育て支援の特徴としてできる限り公立直営での実施が望ましいと考えるが、民営化した結果、評判が悪くなったという話はなく、保護者からも民営化に反対がない。逆に考えれば、公立保育園の姿勢を再度熟考すべきではないかとの意見がっております。以上、審査を終了し採決の結果、議第115号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第116号玉名市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、玉名市立梅林保育所の民営化に伴い、大麻児童遊園地を廃止するため条例の整備を図るものであります。この件について、委員から、条例から名称を削除するだけであり、使用に関しては民営化後の保育所が使用することとなるのかとの質疑があり、執行部から、委員のお見込みのとおり新しく移管された保育所において使用することになるとの答弁がありました。以上、審査を終了し採決の結果、議第116号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第123号普通財産の無償譲渡についてであります。内容は、玉名市立玉名第二保育所の民営化に伴い、玉名市立玉名第二保育所の建物を「社会福祉法人緑風会」へ、平成24年4月1日付で無償譲渡するものであります。この件について、委員から、今回3つの保育所が民営化されるが、名称については、従来どおりの名称を使用することになるのかとの質疑があり、執行部から、名称については移管法人において決定することができるとの答弁がっております。以上、審査を終了し採決の結果、議第123号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第124号普通財産の無償譲渡についてであります。内容は、玉名市立梅林保育所の民営化に伴い、玉名市立梅林保育所の建物を平成24年3月設立予定の「社会福祉法人光徳寺福祉会」（仮称）へ、平成24年4月1日付で無償譲渡するものであります。この件について、委員から、各保育所の築年数及び耐震診断について質疑があり、執行部から梅林保育所は昭和56年3月に改築、鍋保育所が昭和57年1月改築、第二保育所が平成4年3月改築である。耐震診断については実施していないとの答弁がありました。以上、審査を終了し採決の結果、議第124号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第125号普通財産の無償譲渡についてであります。内容は、玉名市立鍋保育所の民営化に伴い、玉名市立鍋保育所の建物及び倉庫を平成24年3月設立予定の「社会福祉法人岱明憲章会」（仮称）へ、平成24年4月1日付で無償譲渡するものであります。この件について、委員から、仮に倉庫を取り壊す場合は、移管先の判断で実

施できるかとの質疑があり、執行部から、委員お見込みのとおり移管先法人で判断していただくとの答弁がっております。以上、審査を終了し、採決の結果、議第125号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第126号普通財産の無償貸付けについてであります。内容は、玉名市立梅林保育所の民営化に伴い、玉名市立梅林保育所の土地を平成24年3月設立予定の「社会福祉法人光徳寺福祉会」（仮称）へ、平成24年4月1日から平成34年3月31日まで無償貸付けするものであります。この件について、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第126号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第127号普通財産の無償貸付けについてであります。内容は、玉名市立鍋保育所の民営化に伴い、玉名市立鍋保育所の土地を平成24年3月設立予定の「社会福祉法人岱明憲章会」（仮称）へ、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで無償貸付けするものでございます。この件について、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第127号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、請第3号横島体育館建設の早期着手に関する請願についてであります。請願の要旨について申し上げます。横島町体育館建設は旧横島町時代から全町民が熱望し、旧町、旧町議会ともに重要事業と位置付け、合併協議会へ提出。合併協議会での審議の結果、平成19年度に建設するよう新市建設計画に挙げられたものの、厳しい財政状況や他事業の緊急性等を理由に、全く進展がないまま先送りされている。当該体育館は昭和46年に建設され、35年以上が経過し、雨漏りや床面などの老朽化が顕著である。そのような状態であるものの、各種イベントや地元中学校の部活動などに使用され、住民の心身の健全育成に大きな役割を担っている。また、県下最大規模のいちごマラソン大会でも活用され、大会運営に必要な不可欠な施設であることを再認識していただき、早急な建設着手を節に願っている。といった趣旨であります。

この意見について、委員から、今後公共施設の適正配置計画が策定される予定であるが、この案件のように市民が心配され、請願まで出されるということは、執行部の説明不足によるものと推察する。早急に適正配置計画を示すことが必要ではないかとの質疑があり、執行部から市民の意向も十分に踏まえ、適正配置計画の中で適宜検討されるべき事項と承知しているとの答弁がっております。その他、委員から利用者数及び利用料金等について質疑があり、執行部から平成22年度の利用状況については、3万1,876名、1,132団体が利用している。使用料金は市内利用者が午前9時から午後6時までは1時間当たり全面使用で210円、半面使用で105円、午後6時から午後10時までは、1時間当たり全面使用420円、半面使用では210円となっている。利用料金については、平成25年度の料金統一を目標に各種団体等と協議に入る予定であり、玉名市総合体育館を基本に、建物の新旧は関係なく、設備内容を考慮しつつ

統一を図りたいと考えているとの答弁がっております。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第3号は願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、各委員長の報告を終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時23分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） ただいままでの各委員長の報告について異議ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。8番、福嶋譲治君。

〔8番 福嶋譲治君 登壇〕

○8番（福嶋譲治君） 8番、蒼風会福嶋譲治です。私は総務委員会に付託されました、議第109号玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてに反対の立場で討論いたします。

まず、第1に、この議案は平成22年12月議会と本年1月臨時議会に提出され、ともに否決されました「玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」とほとんど変わらないものであります。執行部の説明では、特別職を外すということ、また必要とする任期付職員として、5種類の業務について説明がなされましたが、目先をちょっと変えただけの実質的には何ら変わるものではありません。

第2に、雇用する階級については、審議員クラス級、年収500万円程度と明言されました。説明のときにはっきりと説明がありました。説明のとおり、5業務について任期付職員を採用した場合、1年間で2,500万円、5年間では1億2,500万円にもなり、玉名市の財政にとりましては、大きな負担となります。高寄市長が日ごろよりおっしゃっています儉約のポリシーとは整合しないのではないかと考えます。

第3に、職員の士気に悪い影響を与えかねません。幹部クラスを外からぼっと連れてくるということで、やる気をなくすといった職員の声も聞こえてきます。職員の数は合併時の協定と機構改革により毎年機械的に減らされております。その結果、各総合支

所の機能は低下し、周辺住民へのサービスは著しく低下しているのが実状であります。任期付職員の採用により退職職員数の3分の1採用を改めて、前倒して採用を考える方が玉名市の実状に合っているように思います。また、5業務の説明を見ても、あえて任期付で採用するよりも、委託した方が効率的で経済的にも有利となる。例えば、建築士とか臨床心理士とか社会福祉士とか、週何回とか、そういった形での委託の方が効率的で経済的にも玉名市にとって有利であるということでもあります。多額の給与の任期付職員を雇って果たして費用対効果が十分見込めるのか疑問であります。また、十分能力を発揮できる人材を採用できるのか、これも疑問であります。

最後に、この条例が可決されれば、この方法で、次から次へと任期付職員の採用がなされる可能性が否めないところであります。

以上の理由をもちまして、この条例の制定に反対するものであります。

○議長（高村四郎君） ほかに討論はありませんか。

2番、福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） 新玉名クラブの福田でございます。私は今議会で提出されております、議第109号玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

提案理由でも説明がありましたが、地方行政の多様化、高度化が進む中、市民が行政に望むものは、適正なる判断と措置、迅速なる対応が求められております。地方公共団体では得られにくい専門的な知識、経験、優れた見識を有する人材を確保することで、活用することで、それらの変化に的確に対応し、効率的な行政運営を図るため、任期を定めて採用を行なう必要があるのではないのでしょうか。今回の必要とされる任期付職員の業務は、市民の精神障がい及びメンタルヘルスケアにかかわる業務、臨床心理士、市有施設の新設、改築にかかわる業務、大きな建物等の1級建築士、介護事業者、包括支援センターへの指導など、社会福祉士、地域ブランドの推進等の地域ブランドコンサルタント等、そしてまた、6次産業推進に図られるマーケティングコンサルタントなどであります。いずれの業務も専門的で、知識と経験を有する職種であり、一般職の職員では対応できない業務であります。市民の要望に応えることこそが行政の仕事と思いますが、いかがでしょうか。

先ほど、平成22年12月議会、そしてまた1月議会において示された考えと同一の任期付職員ではないかという意見もありました。そして、その内容といたしましては、何ら以前と変わっていないではないかという答弁もありましたけれども、果たしてそうでしょうか。市民の要望は時代とともに大きく変化し、ますますその要望は高度化をいっているのであります。やはり、その市民の要望に応えるためには、一番手っ取り早

い方法が任期付職員と考えております。

よって私は、議第109号玉名市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についての賛成討論といたします。

○議長（高村四郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第101号 平成23年度玉名市一般会計補正予算（第7号）

議第102号 平成23年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第103号 平成23年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第104号 平成23年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第105号 平成23年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議第106号 平成23年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第107号 平成23年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）

議第108号 平成23年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）。

以上、予算議案8件については、各委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第109号 玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

以上、条例議案1件については、異議がありますので、後に譲り、採決いたします。

議第110号 玉名市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議第111号 玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第113号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議第114号 玉名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第115号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議第116号 玉名市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

議第117号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第118号 玉名市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

議第 1 1 9 号 玉名市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 2 0 号 玉名市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第 1 2 1 号 玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定について

以上の条例案件、議案 1 1 件については、委員長の報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第 1 0 9 号玉名市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については異議がありますので、起立により採決いたします。

議第 1 0 9 号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（高村四郎君） 起立多数であります。よって、議第 1 0 9 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 1 2 2 号 市道路線の認定について

議第 1 2 3 号 普通財産の無償譲渡について

議第 1 2 4 号 普通財産の無償譲渡について

議第 1 2 5 号 普通財産の無償譲渡について

議第 1 2 6 号 普通財産の無償貸付けについて

議第 1 2 7 号 普通財産の無償貸付けについて

以上の議案 6 件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

次に、請願について、

請第 2 号 公共輸送機関の存続へ向け J R 九州等に係る経費支援策の継続を求める意見書の提出に関する請願

請第 3 号 横島体育館建設の早期着手に関する請願

以上、請願 2 件につきましては、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

日程第3 新庁舎建設特別委員長報告

○議長（高村四郎君） 次に、新庁舎建設特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長報告の後、質疑・討論ののち、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

新庁舎建設特別委員長、吉田喜徳君。

〔新庁舎建設特別委員長 吉田喜徳君 登壇〕

○新庁舎建設特別委員長（吉田喜徳君） 去る10月18日に開催しました新庁舎建設特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに執行部から、11月4日の臨時議会に提案する補正予算についての説明がありました。補正の内容は合同庁舎東側用地のうち1筆1,168平米について、用地購入とそれに伴います事務費合わせて2,454万8,000円の追加でございます。東側用地の買収には、譲渡所得税の特別控除を受けるために、県の事業認定が必要であるのに対し、この物件に限っては共有名義であることからその必要がないこと。また、地権者本人から早期買収の申し出があったため補正をお願いしたいとのことでした。また、このほかに事業認定に関する業務委託料のうち7割、350万円の債務負担行為補正も提案されました。これに対して委員から、他の地権者との兼ね合いはとの質疑に対し、執行部からは、譲渡所得税の有無で御理解いただけるものと思っているとの答弁でした。さらに委員から、合併特例債が5年延びるとの報道があったが、新庁舎建設については予定どおり平成27年度までに完成させるのかとの質疑に対して、執行部から、特例債が延長されたとしても、新庁舎建設のスケジュールを延長することはない。ただし、不測の事態が起きて間に合わなくなるような事態に対しては助かる。といったような見解でありました。これに対して委員からは、いずれにしても平成27年度に完成するよう努力してほしいとの意見がありました。

次に、執行部から設計内容についての説明がありました。現在、平成19年度に実施した基本設計をベースに、その見直しを進めており、主な変更点は事業費削減という目的があるので、延べ床面積を1万1,500平米から1万平米程度に削減し、建物の形状を階段上の一部5階建てから最もコストがかからない直方体の4階建てに変更したこと。これに伴い、1階の建築面積も若干減少となったとのことでした。建造物の配置についても、平面図をもとに細かい説明があり、1階に窓口業務、2階に事業課と教育委員会を配置するなどといった点は、もとの基本設計と変わっておらず、議場について

も4階の北側に配置し、現状維持の階段上のものであります。これに対して、委員から、議場は北側に窓がある設計となっているが、その是非についての質問に対し、執行部から、窓の有無や壁については変更可能である旨の答弁があり、別の委員からは、窓があるのとないのでは明かりも違うし、圧迫感も違う。本会議はインターネット等で公開されており、旧態依然の考え方ではなく新しいことも考えていいのではないかと。取り入れてほしい旨の意見がありました。他に、会派控え室の数や防音に対する意見やユニバーサルデザインを幅広く取り入れてほしいとの要望もありました。

次に、委員から、屋上屋根について雨漏りの起きにくい形状を考えてほしいとの意見があり、執行部からは、防水技術は進んでおり雨漏りは起きにくいものと設計業者から説明を受けている。屋上は電気・空調機類の設置にも利用する計画であり、コスト面も考慮して陸屋根方式としているとの答弁でした。また別の委員から、雨水利用についての意見もありましたが、これについては以前の基本計画のときから検討していたが、コスト面から採用を見送っているとの答弁でした。なお、執行部からは、冷暖房に地中熱を利用するクールトレンチというものを新たに採用し、これは建築コストもそれほど必要なく、ランニングコストが削減できて効果的であるとの説明がありました。

続きまして、12月20日に開催しました委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに執行部から、進捗状況について説明があり、まず、設計については見直しが終わつつあり、平面計画について庁内で意見を徴集している段階で、可能な箇所は変更していくとのこと。用地取得に関しては、合同庁舎北側の残地分と11月の臨時議会に上程した分について終了した旨、同じく臨時議会での債務負担補正分についても業者選定が終わり、来年7月までを工期として契約した旨の報告がありました。このほか、農振除外の件についても、市の協議会を経て県と協議中であり、順調に進めているとのことでした。

以上、ここ2カ月の進捗状況の説明を受け、委員から、設計が終わつつあるとの説明は抽象的ではないかとの質疑に、執行部から、平面計画を固めたいが、最終的な細かいところが固まっていない段階であるとの答弁でした。

また、10月の委員会同様、屋根の形状に対して意見が相次ぎました。具体的には陸屋根でなく、いわゆる傾斜屋根の方が景観的にもよいのではないかという意見、防水性能や耐久性を考えると経費はかかっても傾斜屋根にすべきではないかという意見があり、これらに対し、執行部からの答弁は、10月の委員会と同様であり、電気・空調機器類等及び防災無線のアンテナの設置場所として利用するほか、コスト面を検討しての決定であるとのこと。また、新庁舎は光を取り入れるために建物の中央に空間がある形状であり、北側の議場部分と南側の屋上の高さも違うことから、現状では傾斜屋根を被

せにくいとの答弁でした。これに対し、別の委員からは、傾斜屋根への意見を打破できるように、執行部から明確な説明が欲しいとの意見がありました。このほか委員からは、庁舎の外観や色等に関する意見。設計に当たり特注品等の採用は慎むべきではないかという意見もありました。最後に、今後も特別委員会で審査を行なうことについてはいろいろ意見もありましたが、今後も新庁舎建設の進捗状況等につきまして慎重審議を期するため、引き続き調査をする必要がありますので、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、新庁舎建設特別委員会の報告を終わらせていただきます。

日程第4 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） 以上で、新庁舎建設特別委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部及び企画経営部の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民生活部及び健康福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出がっておりますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 3時50分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程の追加についてお諮りします。

意見書案第2号「公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書の提出について」、「公立玉名中央病院企業団議会議員補欠選挙」、「新庁舎建設特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員辞任報告」、「議員提出第2号新庁舎建設特別委員会の定数変更について」、「新庁舎建設特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の選任」、「新庁舎建設特別委員会正副委員長及び議会報編集特別委員会正副委員長互選結果報告」、以上、日程表のとおり日程に追加し議題にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

これより意見書案の審議に入ります。

日程第5 意見書案上程（意見書案第2号）

○議長（高村四郎君） 意見書案第2号公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書の提出について。

以上、意見書案第1件を議題とします。お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書案1件につきましては、議事の都合により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第6 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） 意見書案第2号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

意見書案第2号公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策の継続を求める意見書案の提出について。以上、意見書案1件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 公立玉名中央病院企業団議会議員補欠選挙

○議長（高村四郎君） 次に、公立中央病院企業団議会の玉名選出議員3名の欠員を生じたので、これより公立玉名中央病院企業団議会議員補欠選挙を行ないます。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

公立玉名中央病院企業団議会議員に藏原隆浩君、北本節代さん、中尾嘉男君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました藏原隆浩君、北本節代さん、中尾嘉男君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました藏原隆浩君、北本節代さん、中尾嘉男君が公立玉名中央病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま、公立玉名中央病院企業団議会議員に当選されました藏原隆浩君、北本節代さん、中尾嘉男君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第8 新庁舎建設特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の辞任報告

○議長（高村四郎君） 次に、新庁舎建設特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の辞任について報告します。

新庁舎建設特別委員会委員12名及び議会報編集特別委員会委員8名、全員から辞職願が提出されました。委員会条例第14条の規定に基づき議長において新庁舎建設特別委員会委員12名全員、及び議会報編集特別委員会委員8名の辞任を許可いたしましたので報告いたします。

これより、議員提出議案の審議に入ります。

日程第9 議員提出議案上程（議員提出第2号）

○議長（高村四郎君） 議員提出第2号新庁舎建設特別委員会委員の定数変更について。以上、議員提出議案1件を議題とします。お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りします。ただいま、議題となっております議員提出議案1件につきましては、議事の都合により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 異議なしと認めます。よって、提案理由説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第10 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） 議員提出第2号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議員提出第2号新庁舎建設特別委員会委員の定数変更について。以上、議員提出議案1件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 1 新庁舎建設特別委員会委員及び議会報編集特別委員会委員の選任

○議長（高村四郎君） ただいま定数が変更されました、新庁舎建設特別委員会委員は、委員の辞任に伴い、8名全員が欠員であります。また、議会報編集特別委員会も委員の辞任に伴い、8名の欠員であります。これにより、ただいまより欠員となっております新庁舎建設特別委員会委員8名、議会報編集特別委員会委員8名の選任を行ないます。

特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名とすることになっております。よって新庁舎建設特別委員会委員に江田計司議員、宮田知美議員、松本重美議員、青木 壽議員、大崎 勇議員、田畑久吉議員、竹下幸治議員、吉田喜徳議員、議会報編集特別委員会委員に藏原隆浩議員、福田友明議員、北本節代議員、福嶋讓治議員、永野忠弘議員、前田正治議員、田畑久吉議員、竹下幸治議員、以上の諸君をそれぞれの特別委員会委員に指名いたします。

この際、議員各位にお願いいたします。各特別委員会におかれましては正副委員長との互選のため、直ちに関係の委員会を開催の上、その結果を議長まで御報告願います。

正副委員長互選のため、休憩いたします。

午後 4時03分 休憩

午後 4時33分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 2 新庁舎建設特別委員会正副委員長及び議会報編集特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（高村四郎君） 各特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

新庁舎建設特別委員会委員長、大崎 勇君。

新庁舎建設特別委員会副委員長、宮田知美君。

議会報編集特別委員会委員長、藏原隆浩君。

議会報編集特別委員会副委員長、前田正治君。

以上のとおりであります。これにて報告を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これにて、本会議を閉じ、平成23年第6回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会前議長 竹 下 幸 治

玉名市議会前副議長 多田隈 保 宏

玉名市議会議長 高 村 四 郎

玉名市議会議員 内 田 靖 信

玉名市議会議員 江 田 計 司

玉名市議会会議録
平成23年第6回定例会

発行人 玉名市議会議長 高村 四郎

編集人 玉名市議会事務局長 古閑 猛

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155